

# 国税不服審判所の 50 年

令和 2 年 5 月

国税不服審判所



# 目次

## 国税不服審判所の50年

第1章 明治から昭和24年までの不服申立制度	1
1 概説	3
2 所得税	3
(1) 審査の請求	3
(2) 訴願及び訴訟	4
3 酒税	4
第2章 シャープ勧告と協議団の発足	5
第1節 シャープ勧告	7
1 勧告の背景	7
2 勧告の内容	7
第2節 協議団の発足	8
1 概要	8
2 再調査の請求と審査の請求	8
(1) 再調査の請求	8
(2) 審査の請求	8
3 運営の状況	9
(1) 所掌事務	9
(2) 組織	9
(3) 協議の方法・決定	11
(4) 国税庁長官又は国税局長への報告	12
第3節 運営の変遷	13
1 所掌事務の変遷	13
2 審理手続の変遷	14
3 審査請求事件の発生、処理状況	15
4 協議団の評価	15
第3章 国税不服審判所の設立	17
第1節 国税不服審判所設立の背景	19
第2節 税制調査会の答申	20
1 税制簡素化についての第一次及び第二次答申	20
2 税制簡素化についての第三次答申	20
(1) 第三次答申の背景	20

(2) 国税不服審判所の設置について	20
3 国税不服審判所制度の具体的構想	21
第3節 国会における法律案審議	23
1 法律案の提出と審議経過	23
2 改正案の成立	23
第4節 国会の附帯決議	26
第5節 国税不服審判所の発足	28
1 国税不服審判所設立準備委員会の設置	28
2 国税不服審判所の発足	28
<b>第4章 国税不服審判所の概要</b>	<b>29</b>
第1節 国税不服審判所の機能	31
1 概要	31
2 再調査の請求と審査請求	31
(1) 再調査の請求	31
(2) 審査請求	32
3 審査請求と訴訟	32
第2節 国税不服審判所の特色	37
1 執行機関からの独立	37
2 国税庁長官通達との関係	37
3 学識経験者等の税務部外からの任用	38
第3節 国税不服審判所における事務運営の基本方針	39
1 争点主義的運営	39
2 合議の充実	39
3 納得の得られる裁決書の作成	39
第4節 審査請求事件の発生及び処理の状況	40
1 発生	40
2 処理	42
(1) 処理の状況	42
(2) 実績の評価	42
<b>第5章 国税不服審判所の改革</b>	<b>45</b>
第1節 改革までの経緯	47
1 平成17年から平成21年における議論	47
2 平成22年から平成23年における議論	48
(1) 行審法改正の検討	48
(2) 国税の不服審査制度改正の検討	49
3 平成25年以降における議論	49
第2節 国税審判官への外部登用の拡大等	50
1 国税審判官の任命資格	50

2	国税審判官への外部登用の拡大	50
第3節	国税通則法第99条の改正	52
1	協議団制度における国税庁長官通達の拘束	52
2	昭和45年に新設された通則法第99条	52
3	平成26年改正後の通則法第99条	53
(1)	国税庁長官通達の拘束について	53
(2)	国税不服審判所長の国税庁長官への通知について	53
(3)	国税庁長官と国税不服審判所長の諮問・答申（議決）について	54
第4節	行政不服審査制度と国税不服申立制度の改正	55
1	行政不服審査制度の改正の概要	55
(1)	不服申立ての手続の一元化	55
(2)	審理員制度の導入	55
(3)	標準審理期間の設定	55
(4)	不服申立期間の延長	55
(5)	審理手続の計画的進行	55
(6)	口頭意見陳述における質問権	56
(7)	審理手続の計画的遂行	56
(8)	審査請求人等による提出書類等の閲覧・謄写	56
(9)	審理手続の終結	56
(10)	第三者機関（行政不服審査会等）への諮問手続の導入	56
(11)	不服申立前置の見直し	56
2	国税不服申立制度の改正の概要	57
(1)	不服申立前置の見直し（通則法第75条）	57
(2)	適用除外（通則法第76条）	57
(3)	不服申立期間（通則法第77条）	57
(4)	標準審理期間の設定（通則法第77条の2）	57
(5)	審理手続の計画的進行（通則法第92条の2）	57
(6)	口頭意見陳述の整備（通則法第95条の2）	57
(7)	審理手続の計画的遂行（通則法第97条の2）	58
(8)	審理関係人による物件の閲覧等（通則法第97条の3）	58
(9)	審理手続の終結（通則法第97条の4）	58
第6章	国税不服審判所の審査手続等	59
第1節	審査手続の概要	61
1	審査事務運営の基本的な考え方	61
2	審査手続のあらまし	61
(1)	形式審査手続	61
(2)	実質審理手続	62
3	審査事務提要の制定と改正の推移	65
第2節	形式審査手続	71

1	審査請求書の收受	71
(1)	審査請求の仕方	71
(2)	窓口における審査請求書の補完・訂正等	74
2	形式審査	74
(1)	形式審査の意義	74
(2)	形式審査の範囲と方法	74
(3)	補正の求め	74
(4)	不適法な審査請求に対する審理手続を経ないでする却下裁決	75
3	答弁書の要求	76
(1)	答弁書提出の趣旨	76
(2)	答弁書の記載事項	76
第3節	実質審理手続	83
1	担当審判官等の指定と答弁書副本の送付	83
(1)	担当審判官等の指定と通知	83
(2)	答弁書副本の送付	84
2	合議体	84
(1)	合議体の構成員	84
(2)	合議体の構成方式	84
(3)	合議及び議決	84
3	調査及び審理	84
(1)	争点の整理・確定	85
(2)	口頭意見陳述と補佐人	85
(3)	証拠の提出	85
(4)	参加人の参加	86
(5)	審理関係人による物件の閲覧・写しの交付	86
(6)	担当審判官の質問、検査	86
(7)	調査に対する協力	87
(8)	併合審理・併せ審理	88
(9)	徴収の猶予等	88
4	審理手続の終結	89
5	議決及び裁決	90
(1)	議決	90
(2)	裁決	90
(3)	裁決の種類	90
(4)	裁決理由の付記	91
(5)	国税庁長官に対する意見の通知	91
(6)	裁決書謄本の送達	91
第4節	審査事務運営上の各種施策	94
1	審判の透明性の確保のための施策	94
(1)	リーフレットの交付	94

(2) 「審査請求よくある質問－Q&A－」の交付	94
(3) 担当者の連絡・紹介	94
(4) 「審理の状況・予定表」の交付	94
(5) 同席主張説明の実施	94
(6) 「争点の確認表」の交付	94
2 「審査請求書作成・提出時のセルフチェックシート」の活用	94
3 裁決書の記載方法の見直し	95
<b>第7章 国税審査分科会</b>	97
第1節 概要	99
1 組織の変遷	99
2 委員	99
3 所掌事務等	99
第2節 国税審査分科会委員	100
第3節 審議の状況	110
<b>第8章 国税不服審判所の機構・定員・予算等</b>	119
第1節 機構	121
1 概要	121
2 機構の変遷	121
3 現在の機構	122
(1) 本部、支部等	122
(2) 組織	124
第2節 定員	127
第3節 予算等	129
1 国税不服審判所予算額の推移	129
2 庁舎の整備状況	129
(1) 本部の庁舎	129
(2) 支部の庁舎	130
(3) 支所の庁舎	131
<b>第9章 事務管理・企画等の変遷</b>	133
第1節 事務の機械化	135
1 概要	135
2 具体的な合理化の内容	135
(1) マイクロリーダ及びカードセレクトの導入	135
(2) ワープロの導入	135
(3) ファクシミリ通信システムの導入	136
(4) パソコンの導入	136
(5) 審判所WANシステムの導入	136

(6) 法律情報データベースの導入	136
(7) 電子申告システムの導入	137
(8) 審判所システムの統合	137
(9) Web会議システムの導入	137
第2節 広報等	138
1 概要	138
2 具体的広報活動	138
(1) ポスターの配付	138
(2) パンフレット等の発行	138
(3) テレビ、ラジオを通じての広報	139
(4) 新聞、雑誌等を通じての広報	139
(5) インターネットを通じた広報	139
(6) 説明会などを通じた広報	140
(7) 閲覧窓口	141
(8) 裁決事例の公表	141
第3節 情報公開・個人情報保護の状況	142
1 情報公開	142
(1) 概要	142
(2) 開示請求の受付状況	142
(3) 開示請求の処理状況	143
2 個人情報保護	144
(1) 概要	144
(2) 開示請求の受付状況	144
(3) 開示請求の処理状況	145
第4節 職員の研修	146
1 概要	146
2 研修の実施状況	146
(1) 審判実務研修	146
(2) 法規・審査担当者研修	150
(3) 新任審判官研修	150
(4) フォローアップ研修	150
(5) 支部研修	150
第5節 提案制度	152



## 参考資料

1	国税不服審判所主要事項年表	155
2	国税不服審判所設立関係資料	162
	(1) 税制簡素化についての第三次答申（抜粋）	162
	(2) 国税通則法の一部を改正する法律案に対する付帯決議	170
	(3) 国税不服審判所開所式辞等	171
3	不服申立制度等改正関係資料	173
	(1) 平成20年度税制改正大綱（抄）（平成19年12月13日 自民党・公明党）	173
	(2) 平成22年度税制改正大綱（抄）（平成21年12月22日 閣議決定）	173
	(3) 平成23年度税制改正大綱（抄）（平成22年12月16日 閣議決定）	174
	(4) 平成26年度税制改正大綱（抄）（平成25年12月24日 閣議決定）	175
4	歴代国税不服審判所幹部名簿	177
5	国税不服審判所の所在地等	187



## 第1章 明治から昭和24年までの不服申立制度



## 1 概説

我が国の明治中期における租税収入は、酒税と地租を中心としたものであったが、明治20年になると、当時の財政需要を賄うために所得税が新設された。その後、大正時代に入ると所得税と酒税が租税収入の中心となり、地租の収入は徐々に減少してきたことから、地租は、昭和22年に国税としては廃止され、地方税に移管された。

我が国に初めて租税についての不服申立ての規定が設けられたのは、明治20年に所得税法が制定されたときであり、同法第19条に「納税者ニ於テ所得税ノ等級金額ヲ不当トスルトキハ……府県知事ニ申出ルコトヲ得……」と定められている。

明治23年になると、行政争訟に関する一般法である訴願法が定められた。同法第1条に訴願のできる事件として「一 租税及手数料ノ賦課ニ関スル事件、二 租税滞納処分ニ関スル事件」が掲げられており、所得税のように税法で規定されているもの以外の不服申立ては訴願法が適用されることになった。

明治29年に税務機構が変わり税務署及び税務管理局が設置されたことに伴い、所得税の不服申立ては税務管理局長（後に税務監督局長、財務局長を経て国税局長となる。）に対して行うことになった。明治32年には所得税法が改正され、不服申立ての名称が「審査の請求」と改められ、審査の決定に対して不服のある者が、訴願又は行政訴訟を行えるようになった。

地租については、昭和6年に地租法が制定されるまでは条例によって賦課されていたが、条例及び地租法のいずれにも不服申立制度の規定はなかった。ただし、大正15年から行われていた土地賃貸価格調査について、その結果を調査委員会に付議するために土地賃貸価格調査委員会法が昭和2年に定められたが、同法第27条では「標準賃貸価格ニ関シテ異議アルモノハ……税務署長ヲ經由シテ税務監督局長ニ異議ノ申立テヲ為スコトヲ得」と規定され、賃貸価格の決定に対しては不服申立てができるようになっていた。

また、酒税については、審査の請求の制度はなく訴願のみが認められていたが、昭和22年に国税徴収法が改正され、同法第31条の2に「租税ノ賦課徴収ニ関スル処分又ハ滞納処分ニ関シ異議アル者ハ所得税其ノ他別ニ法律ヲ以テ定ムルモノノ外……政府ニ審査ノ請求ヲ為スコトヲ得」と規定されたので、酒税についても所得税の場合と同様に財務局長に対する審査の請求と、その次の段階である大蔵大臣への訴願、又は行政裁判所への訴訟という方法が採られることとなった。

なお、これらの不服申立てに対する決定においては、いずれの場合も納税者に不利益となる増額決定が認められていた。

上記の審査の請求と訴願の制度は、昭和25年に協議団が設立されるまで、大きな改正もなく継続された。以下、主要な税目である所得税と酒税の不服申立制度について説明する。

## 2 所得税

### (1) 審査の請求

我が国に、初めて国税に対する不服申立ての規定が設けられたのは、明治20年に所得税が新設されたときである。

その当時の所得税は、郡区長が課税していたが、その賦課決定処分に不服のある者は、その処分の通知を受けた日から20日以内に、郡区長の上級行政庁である府県知事に対して、不服申立てを行うことができるとされていた。

明治29年に税務署及び税務管理局が設置されてからは、税務署の行った所得税の賦課決定処分に不服のある者は、税務署の上級行政庁である税務管理局長に対して不服の申立てを行うことになった。

更に、明治32年の所得税法の改正によって、税務管理局長に対して行う不服申立ての名称が「審査の

請求」と変わった。

この審査の請求は、賦課決定処分をした税務署長を経由して、処分の通知を受けた日から20日以内（昭和23年の所得税法改正により「1か月以内」となる。）に行うことになっており、この審査の請求が行われると税務管理局長等は、審査の請求事案を「所得審査委員会」に諮り、原則としてその決議により「決定」しなければならなかった。

この所得審査委員会は、収税官吏3人とその税務管理局所轄内の納税者の中から選ばれている所得調査委員4人で構成されていたが、収税官吏から選ばれる審査委員は大蔵大臣が任命し、所得調査委員から選ばれる審査委員は、税務管理局所轄内の所得調査委員が選挙した。この所得審査委員会の制度は、明治32年以降その構成に若干の改正はあったものの昭和22年まで存続した。

その後、昭和22年に所得税法の全面改正が行われ、申告納税制度が採用されたが、従来の賦課課税制度から民主的な申告納税制度に切り替えられたにもかかわらず、昭和22年から昭和24年頃までは闇取引の横行、インフレーションの高進等混乱する経済社会とインフレーションによる名目的所得の増加に伴う租税負担の増加という悪条件のために、国民の納税意識は極端に低下し、所得税の申告額も低く、それに対して大量に更正・決定が行われたことから、審査の請求も大幅に増加した。

この審査の請求の制度は、昭和25年に協議団が設立されるまで継続された。

## (2) 訴願及び訴訟

税務管理局長等の審査の決定になお不服のある者は、大蔵大臣に対する訴願又は裁判所（旧憲法下では行政裁判所）への訴訟のいずれかを選択することができた。

ただし、訴願は、審査の決定を受けた日から30日以内に税務管理局長等を経由してしなければならず、訴願を選択した場合は訴訟を提起することはできなかった。

なお、訴願は明治23年制定の訴願法に基づくものであり、訴訟は同年制定の行政裁判法及び「行政庁ノ違法処分ニ関スル行政裁判ノ件」という法律に基づくものであったが、昭和25年に協議団が設立されてからは、訴願制度は税務争訟については適用されないことになった。

## 3 酒税

酒税については、所得税のような不服申立ての制度はなかったが、明治23年から明治29年までの間は、当時の賦課決定権者である郡区長の賦課決定処分に不服のある者は府県知事に、税務署が発足した明治29年以後昭和22年までの間は、税務署長の賦課決定処分に不服のある者は税務管理局長等に対して訴願をすることができた。

この訴願は、賦課決定処分を受けた日から60日以内に郡区長や税務署長を経由してしなければならず、この訴願の裁決に不服のある者は、更に大蔵大臣に対する訴願、又は訴訟のいずれかを選択することができた。

ただし、大蔵大臣に対する訴願を選択した場合には訴訟はできないし、大蔵大臣への訴願又は訴訟は、府県知事や税務管理局長等の裁決を経た後でなければできないことになっていた。

ところが、昭和22年に国税徴収法が租税の不服申立てに関する一般法の地位を占めるように改正されてからは、酒税も国税徴収法の規定により、更正・決定処分の通知を受けた日から2か月以内に、財務局長等に「審査の請求」を行うことができることとなり、更にこの審査の請求についての決定になお不服のある者は、所得税の場合と同じように訴願又は訴訟のいずれかを選択できるようになった。

## 第2章 シャウプ勧告と協議団の発足





# 第1節 シャウプ勧告

## 1 勧告の背景

戦後の我が国の経済は、生産の停滞とインフレーションの高進により混乱状態に陥り、この事態から一刻も早く脱却することが緊急課題となっていた。

昭和23年12月に、アメリカ政府は、日本の急速な経済復興を目的とする9原則からなる経済安定計画の実施を日本政府に要求するように、連合国最高司令官に指示するとともに、翌昭和24年2月には、この9原則の直接の指導者として、ジョセフ・ドッジ氏を派遣してきた。

その結果、昭和24年度は、「ドッジプラン」による財政収支の総合均衡予算政策が打ち出され、増大した支出についての財源は全て租税収入によることとしたため、計画されていた減税は全て取りやめになってしまった。

このような財政、経済情勢の背景の中で、混乱状態にある税制についても全面的に再検討をする必要があるとされたことから、連合国最高司令官の要請により、昭和24年5月10日アメリカのコロンビア大学教授カール・シャウプ博士を団長とする税制調査使節団が来日した。

シャウプ使節団は、約4か月にわたって日本の租税制度を調査研究し、同年9月15日、税制改革についての「シャウプ使節団日本税制報告書」（以下「第一次勧告書」という。）を発表した。

## 2 勧告の内容

シャウプ勧告の特色は、税制面では直接税中心主義を取り入れたことである。

所得の申告を正しく行うための記帳制度と、それを育成するための青色申告制度を導入し、法人税については、法人擬制説を取り入れ、更に、高額所得者に対する所得税の補完税としての富裕税と、企業経営の合理化を図ることを目的とした再評価税を新設することであった。

同時に、税務行政の面では、適正公平な税務行政が執行されるように、その改善を要望した。

つまり、第一次勧告書の第1編第14章「所得税における納税協力、税務行政の執行ならびに訴願」の中で、通達の公開、納税貯蓄組合の結成、税務代理士制度の合理化、異議処理機構及び税務訴訟の改革などについて述べ、更に、更正・決定に対する異議申立ての処理機関として、税務署及び国税局単位に「協議団」を設置するよう要望していた。

第一次勧告書では「通常、異議申立は、かれの更正決定を行ったと同じ税務官吏に対してなされることから、(納税者の方から見れば)その官吏は同情をもって、且つ公平な立場でその訴えに耳をかさないだろう。」と述べ、納税者のこの不平に対処する必要があると指摘し、協議団において、原処分調査に当たった税務職員とは別個の税の専門家によって、異議申立事案を第三者的並びに客観的立場で公平に審査することを期待するものであり、この協議団には有能で経験豊かな協議官を任命し、原処分と関係のない協議官の手によって審査が行われる制度を勧告したのである。

なお、このような第三者的機関による異議処理機関として「市民委員会」の構想も取り上げられて検討されたが、結論として、内職的な民間人による審査の制度では責任の所在がはっきりしないだけでなく、一部の納税者に「えこひいき」したり、「ボス」に支配されるおそれもあるとして、「市民委員会」を導入しないよう勧告している。

また、勧告では協議団の構成について、1名又は複数の協議官によって事案の審査が行われることとしており、必ずしも合議制を前提としたものではなかった。

## 第2節 協議団の発足

### 1 概要

シャープ勧告に基づき、政府は昭和25年1月17日に「異議処理機関として専門の協議団を設置する等の方法を設け、その適切迅速な処理を図ること」を閣議決定した。

この協議団の構想は、第7回国会において審議され、

- ① 協議団は決定権を持った独立機関ではなく、国税庁及び国税局の附属機関とする
- ② 協議団の人的構成として民間人を採用する
- ③ 審理は協議官の合議制とする

等、協議団の性格の大要が明らかにされ、昭和25年5月4日付の「大蔵省設置法の一部を改正する法律」によって、国税庁及び国税局にその附属機関としての協議団が設置されることになったのである。

協議団の設置に当たっては、昭和25年5月9日付で、まず国税庁及び国税局に準備委員約200名が任命され、準備が全て完了したところで同年7月1日に国税庁協議団及び国税局協議団が発足した。

その組織及び運営の細目については、昭和25年6月30日付の「国税庁協議団及び国税局協議団令」と「国税庁協議団及び国税局協議団事務規程」によって定められた。

協議団が発足した結果、国税庁長官及び国税局長が審査の請求事案を処理する場合は、協議団の協議を経なければならないこととなったのである。

### 2 再調査の請求と審査の請求

#### (1) 再調査の請求

協議団が設置されるまでの不服申立制度は、更正・決定処分をした税務署長を経由して上級行政庁に審査の請求をするという方法であったが、協議団が設置されてからは、処分庁（処分をした行政庁をいう。以下この章において同じ。）である税務署長に「再調査の請求」をし、この再調査の請求についての決定になお不服のある者は、更に国税局長に「審査の請求」ができるという二審制となった。

ただし、更正・決定通知書に、国税庁又は国税局の職員によって調査が行われた旨の記載のある場合は、再調査の請求によらず、国税庁長官又は国税局長に対して直接、審査の請求をすることができた。

再調査の請求の期限は、更正・決定処分の通知を受けた日から1か月以内であったが、昭和37年に行政不服審査法及び国税通則法が制定された際に、再調査の請求は「異議申立て」という名称に改められ、更に、昭和45年の国税通則法の改正により、異議申立ての期限が、1か月以内から2か月以内に延長された。

この再調査の請求（異議申立て）に対する税務署長の決定には、「却下、棄却、及び全部の取消し又は一部の取消し」があり、その決定は原処分が違法又は不当であるかを判断するものであり、納税者に不利益となる決定はできないこととなっていた。

#### (2) 審査の請求

審査の請求には、税務署長の行った再調査の請求についての決定になお不服のある場合に行われるものと、国税庁又は国税局の職員の調査によって行われた更正・決定処分に不服のある場合に行われるものなどがあるが、審査の請求のできる具体的な事項は、所得税法、法人税法、相続税法、資産再評価法、富裕税法に規定されていた。

これらの審査の請求は、いずれもその処分の通知を受けた日から1か月以内に、不服の事由を記載し

た書面をもって、当該処分の通知をした税務署長を経由して国税庁長官又は国税局長に対して行うこととなっていたが、昭和27年4月1日から青色申告者については、選択により直接、国税局長に審査の請求をすることが認められた。

なお、国税庁長官又は国税局長が審査の請求を処理するときは、所得税法等の規定により、国税庁又は国税局に所属する協議団の「協議を経なければならない」とされていたが、昭和37年に国税通則法が制定されてからは、協議団の「議決に基づいて決定する」ことに改められ、協議団の議決が一層尊重されるようになった。

また、この国税通則法の制定により、「審査の請求」は「審査請求」という名称に改められた（以下、この章において、同法の制定前の「審査の請求」と制定後の「審査請求」を併せて「審査請求」という。）。

昭和45年の同法の改正では、異議申立てをしないで直接する審査請求（いわゆる始審的審査請求）ができる期間が、更正・決定のあったことを知った日から1か月以内であったものが2か月以内に延長された。

また、協議団発足前までは、審査の決定に不服のある場合に訴願又は訴訟が認められていたが、協議団発足後は、訴願は認められなくなった。これは、審査請求が実質的に訴願と同様であるから、更に訴願を認める必要がなくなったためである。

### 3 運営の状況

#### (1) 所掌事務

協議団の所掌事務は、国税庁協議団及び国税局協議団令第1条第1号により、所得税法、法人税法、相続税法、資産再評価法又は富裕税法に規定されている審査請求に対する決定のための協議を行うこととなっていたが、同条第2号で、「国税庁長官又は国税局長が内国税の賦課徴収に関する処分についての審査の決定に当り、特に協議に付した場合において、当該協議を行うこと」と規定し、各税法によって協議団へ当然に付議される事案以外の審査請求事案についても、協議団が協議できるようその弾力的な運用が図られていた。

なお、昭和34年に国税徴収法が全面改正されてからは、法律上も審査請求事案の全てについて協議団が協議を行うことになった。

また、各国税局協議団には、昭和26年7月から苦情相談所が併設され、協議団は、税務職員の態度等に関する苦情処理も行い、更に、昭和36年3月には、この苦情相談所が税務相談所と改められ、税法の解決等についての相談を行うことになった。

#### (2) 組織

協議団は、国税庁及び国税局に本部を置き、全国主要都市51か所（昭和27年には39か所となる。表2参照）に支部を置いて、原則としてその分掌地域内の審査請求の処理に当たった。

協議団の定員は、国税庁及び国税局を合わせて当初807人とされ、協議官については、経験豊かで有能な部内職員から配置換えしたほか、民間人からの採用を行うため、昭和25年5月7日に「国税調査官（協議官）採用試験」を実施して、この試験合格者のうちから約400名を採用した。

なお、国税調査官（協議官）採用試験の受験資格は、

- ① 旧高等学校令又は旧専門学校令による高等専門学校卒業程度の学力を有する者
  - ② 税務、財政経済又は会計経理に関する経験年数3年以上の者
  - ③ 満30歳以上満50歳未満の者
- であった。

表2 協議団本部及び支部の名称並びに分掌地域

局名	本部又は支部名	分掌地域
国 税 庁	国 税 庁 協 議 団	全国（国税庁の職員によってなされた事案）
東 京	東京国税局協議団 本部	東京国税局管内全部
	〃 横浜支部	神奈川県
	〃 千葉支部	千葉県
	〃 甲府支部	山梨県
関東信越	関東信越国税局協議団 本部	関東信越国税局管内全部
	〃 浦和支部	埼玉県
	〃 水戸支部	茨城県
	〃 宇都宮支部	栃木県
	〃 前橋支部	群馬県
	〃 長野支部	長野県
	〃 新潟支部	新潟県
大 阪	大阪国税局協議団 本部	大阪国税局管内全部
	〃 京都支部	京都府
	〃 神戸支部	神戸、灘、須磨、兵庫、長田、西宮、芦屋、伊丹、三田、尼崎、明石、洲本、三木、柏原、篠山各税務署の管轄区域
	〃 姫路支部	姫路、社、西脇、加古川、神飾、竜野、上郡、豊岡、香住、和田山各税務署の管轄区域
	〃 奈良支部	奈良県
	〃 和歌山支部	和歌山県
	〃 大津支部	滋賀県
札 幌	札幌国税局協議団 本部	札幌国税局管内全部
	〃 函館支部	函館、渡島、江差、八雲、寿都各税務署の管轄区域
	〃 旭川支部	旭川、石狩、深川、上川、紋別、富良野、名寄、留萌、稚内各税務署の管轄区域
	〃 帯広支部	帯広、釧路、十勝池田、根室、網走、北見各税務署の管轄区域
仙 台	仙台国税局協議団 本部	仙台国税局管内全部
	〃 盛岡支部	岩手県
	〃 福島支部	福島県
	〃 秋田支部	秋田県
	〃 青森支部	青森県
	〃 山形支部	山形県
名 古 屋	名古屋国税局協議団 本部	名古屋国税局管内全部
	〃 静岡支部	静岡県
	〃 津支部	三重県
	〃 岐阜支部	岐阜県

局名	本部又は支部名	分掌地域
金 沢	金沢国税局協議団 本部	金沢国税局管内全部
	〃 福井支部	福井県
	〃 富山支部	富山県
広 島	広島国税局協議団 本部	広島国税局管内全部
	〃 山口支部	山口県
	〃 岡山支部	岡山県
	〃 松江支部	島根県及び鳥取県
高 松	高松国税局協議団 本部	高松国税局管内全部
	〃 松山支部	愛媛県
	〃 徳島支部	徳島県
	〃 高知支部	高知県
福 岡	福岡国税局協議団 本部	福岡国税局管内全部
	〃 佐賀支部	佐賀県
	〃 長崎支部	長崎県
熊 本	熊本国税局協議団 本部	熊本国税局管内全部
	〃 大分支部	大分県
	〃 鹿児島支部	鹿児島県
	〃 宮崎支部	宮崎県

(注) 1 上記の表は、昭和27年9月1日現在である。

2 昭和25年7月1日の協議団発足当時は、上記表中の支部の外に以下の支部が置かれていた。

- (1) 関東信越国税局管内に松本支部、長岡支部、高田支部
- (2) 大阪国税局管内に福知山支部、和田山支部、田辺支部
- (3) 仙台国税局管内に若松支部
- (4) 名古屋国税局管内に浜松支部
- (5) 広島国税局管内に鳥取支部
- (6) 高松国税局管内に新居浜支部
- (7) 熊本国税局管内に中津支部、鹿屋支部

### (3) 協議の方法・決定

協議団の協議は、首席協議官の指名による3人以上の協議官をもって構成する合議体の過半数の意見（過半数の中には合議体の長の意見が入っている必要がある。）によって決定することになっていた。

協議官の行う協議は、協議に付された事案の課税が適法にされているかどうかを審理するものであるから、原処分庁（審査請求の目的となった処分に係る行政機関の長をいう。以下この章において同じ。）及び審査請求人の意見を十分に聴き、必要によっては協議官自ら実地調査を行うことになっていた。この実地調査に当たっては質問検査権が認められていたが、必要以上の調査又は新たな所得を発見するような調査は慎むべきであるとされていた。

なお、協議団の発足当初は、書類不備のような事案については、協議団を通さずに国税庁長官又は国税局長が却下処分をすることができたので、審査請求に係る決定は、「棄却、全部の取消し、又は一部の取消し」の3つであったが、昭和27年からは、通達により、審査請求書は協議団で直接受理されることになったので、それ以後、協議団の決定に「却下」が加えられた。

更に、昭和25年の協議団発足までは、審査の決定は原処分よりも不利益な決定もされていたが、協議団が発足してからは、協議団が税の不服の救済機関であるという趣旨から、原処分を増額するような不利益な決定はしないこととなった。

#### (4) 国税庁長官又は国税局長への報告

協議団の協議が行われたときは、協議団本部長は、その事案について協議事項報告書を作成し、一件書類を添付して国税庁長官又は国税局長に報告した。

報告を受けた国税庁長官又は国税局長は、原則として協議団の協議どおり審査決定をすべきことになっていたので、これと異なる決定をしようとする場合は、あらかじめ協議団本部長の意見を聴くことになっていた。

なお、協議団の意見が国税局の直税部又は調査部等いわゆる主管部の意見と異なる場合で、その意見の相違が法令の解釈等によるものであるときは、国税局から審査決定前に国税庁に上申して、その指示を受けた上、審査決定を行うこととし、法令の解釈や取扱いについて全国的に統一を図った。

## 第3節 運営の変遷

### 1 所掌事務の変遷

(1) 昭和27年4月の所得税法等の改正により、次のとおり改められた。

- ① 従来、税務署長を経由して国税局長宛に提出することになっていた審査請求書は、直接国税局長に提出する。
- ② 再調査の請求後3か月を経過した場合において、その期間内に審査請求人が別段の意思表示をしない限り、再調査の請求は、自動的に審査請求とみなされる。
- ③ 青色申告者はその選択により、再調査の請求を省略して直接審査請求ができる。

この税法改正等に伴い、納税者の審査請求手続が容易になったためか、昭和27、28年の審査請求件数は1万件台に達し、この激増した事案を適正、迅速に処理するために、協議団として種々の施策を打ち出すことになった。

その一例として、昭和27年9月2日付「協議団と主管部との事務連絡に関する執行手続等について」通達により、

- ① 納税者から審査請求書の提出があったときは、協議団において直接受理する。
- ② 協議団においては、法定期限後にされた審査請求は、これを「却下」とする手続をとり、請求の方式や手続に欠陥のあるものは、その「補正の手続」を行い、適法に審査請求が行われたものについては、原処分庁にその旨の通知と一件書類（申告書、再調査請求書など）の提出を要求する。

としたことがあげられる。

(2) 昭和30年4月13日付「協議団の協議に付すべき審査請求事案の基準について」通達により、今後は、審査請求事案は全て協議団の協議を経て審査の決定を行うこととした。これにより、協議団において審査請求書の收受から審査決定通知書の起案までを一貫して処理する画期的な改革が行われた。従来は、所得税法等に規定された付議事項以外は、原則として協議を行わないこととしていたため、酒税や滞納処分に係る審査請求については、協議団制度の適用はなく、国税庁長官又は国税局長が必要と認めるときに限って、協議団の協議を経ることになっていた。

(3) 昭和30年9月22日付「協議団において行う審査決定事務の取扱いについて」通達により、従来、審査請求に対する審査決定事務は、大蔵省組織令等の規定により、その主管部で行うことになっていたが、審査決定事務のうち主管部における審理を除くその他の事務は、協議団において行うことになった。

(4) 昭和34年の国税徴収法の全面改正により、従来は審査請求事案は全て協議団において協議することと通達で定められていたものが、法律上明文化されるとともに、滞納処分手続の安定を図り、利害関係人に不測の損害を与えないようにするため、不服申立期間の特例を定め、先の段階の処分の不服申立ては次の段階の処分がされるまでにすべきものとされた。

これより先、昭和30年12月に大蔵省に租税徴収制度調査会が設置され、国税徴収法の全面的な整備を図るための審議が行われたが、同調査会は、各税法における基本的な仕組みを明らかにする必要があるとの考えに立って、昭和33年12月の答申の中で「納税者の税法に対する理解を容易にするという観点からは、各税法に分散する租税の共通規定を整理統合し、かつ、租税債権の発生、消滅、時効等の総則的規定を整理した租税通則法を制定することが最も望ましい」と述べている。

そこで、昭和34年5月税制調査会に「税制を体系的に改善するための方策」が諮問され、昭和36年7月同調査会は、納税義務の成立・確定、国税の納付・徴収等の通則に関して国税通則法が制定されるべ

きであると答申（国税通則法の制定に関する答申（税制調査会第二次答申））し、その中には争訟制度の改正も含まれていた。

(5) 昭和37年4月に国税通則法（法66号）が制定公布され、続いて同年5月には行政事件訴訟法（法139号）が、更に同年9月には行政不服審査法（法160号）がそれぞれ制定公布され、いずれも同年10月1日から施行された。その結果は、次のとおりである。

- ① 従来、審査請求のできる事項が所得税法等に規定されていたのを削除し、国税通則法によって不服申立てを行うことができるようになった。
- ② 不服申立ての種類が、処分庁に対する異議申立てとその直近上級行政庁に対する審査請求及び特定の場合に認められる再審査請求に統一された。
- ③ 不服申立事項の範囲が拡張され、事実行為と不作為に対する不服申立てができるようになった。
- ④ 不服申立ての審理手続、裁決の方式、効力などの規定が整備された。
- ⑤ 不服申立人に滞納処分の執行停止の申立権が認められた。
- ⑥ 不服申立てをすべき行政庁、不服申立期間の教示の制度が設けられた。

また、前述のように協議団設置当初においては、所得税法等に「協議団の協議を経なければならない。」と規定されていたのが、国税通則法では、国税庁長官又は国税局長は、「協議団の議決に基づいてこれを行わなければならない。」と規定され、協議団の協議の結果を従前にも増して尊重することになった。

## 2 審理手続の変遷

前述のように、昭和27、28年は、審査請求事案が激増し、事案の処理促進が強く要請されたため、これに応じて次のような措置をとった。

- ① 昭和27年9月2日付「協議団と主管部との事務連絡に関する執行手続等について」通達において、「審査請求処理促進打合せ要綱」を定め、国税局長主宰の下に毎月1回これを開催し、その処理の促進を図ることにした。
- ② 昭和28年7月には、東京、大阪、名古屋の3国税局に、審査請求事案の処理内容の部内監査を主目的とする審理班を設置し、諸施策の立案、協議団と主管部との連絡等を行い、事案の多い国税局における本部長の補佐的機能を持たせることとなった。
- ③ 昭和30年10月に「協議決定事務提要」を制定した。  
これは、審理手続を統一定型化したもので、協議団の歴史における極めて画期的な通達であった。  
また、協議官の行う事務のうち協議決定事務を除くその他の事務、特に事務の進行管理等については明確にされていなかったことから、次のような措置をとった。
- ④ 昭和31年6月4日「国税庁協議団及び国税局協議団事務分掌規程」を制定し、各国税局協議団に一定数の主任協議官を設け、この下に一定数以上の協議官を配置し、組織的な管理体制を確立することにより、事務の進行管理を明確にした。
- ⑤ 昭和35年2月「協議決定事務提要」を改正し、事案の配付、合議体の構成、協議決定報告に対する本部長等の審理方式等を明らかにした。
- ⑥ 主管部との関係については、前述のように主として「審査請求処理促進打合せ要綱」により処理の促進を図ってきたが、更に昭和31年度の事務運営要綱で、審査請求処理促進打合せに付議する前に主管部との打合せを開催し、双方の意見を調整して、できるだけこの段階で解決を図ることとした。
- ⑦ 昭和39年6月には、協議団の議決を尊重するとともに、能率的で深度ある審理を行うようにするため、重要事案に限り主管部が審理することとする審理省略基準を定めて通達した。



⑧ 昭和37年に国税通則法及び行政不服審査法が制定されたことにより、従来の「協議決定事務提要」を全面的に改正する必要が生じたので、昭和41年6月「議決事務提要」を制定した。

これにより、新たな事務処理方式を確立し、審理手続の適正化と管理体制の改善を図った。

### 3 審査請求事件の発生、処理状況

協議団が発足した昭和25年度は、発生件数が非常に多く、約22万件に及んでいた。これは、昭和24、25年当時に、膨大な数の更正・決定が行われたためである。

その後、審査請求件数は、更正・決定件数の減少とともに、昭和28年度の約1万6,000件をピークに減少し、昭和34年度には約4,000件となった。

しかし、昭和37年度から再び増加傾向を示し、昭和42年度には約1万2,000件に達した。これは、昭和37年の行政不服審査法の制定により、処分庁が処分を行う場合には不服申立てができる旨等を教示する制度が設けられたこと及び納税者の権利意識が漸次高まってきたこと等によるものと思われる。

審査請求により納税者の主張が認められて原処分の全部又は一部が取り消された件数の割合を見ると、昭和29年度以降おおむね50.0%前後の水準を保ってきたが、昭和39年度からは低下の傾向を見せ、昭和42年度には38.0%にまで低下した。しかし、昭和43年度には46.0%と上昇し、昭和44年度には48.0%となっている。

### 4 協議団の評価

協議団は、シャウプ勧告に基づき設置されたものであるが、その基本的な考え方は、税務署等の執行機関とは別に、第三者的並びに客観的立場で公平に審理するための機関によって、納税者の不服の審理に当たるということであり、これは、当時の不服審査制度にはなかった全く新しい考え方を導入したものであった。

その後の社会経済情勢の変化に伴って、協議団は昭和45年4月30日をもって役割を全うし、不服審査制度として新しく国税不服審判所が発足することになるが、この協議団制度は、20年間にわたり納税者の正当な権利の救済を通じ、我が国の申告納税制度の定着とその発展に大きく貢献してきたと評価されている。

昭和45年4月30日に当たって、吉國二郎国税庁長官から次のとおり告示が発せられている。

「本日をもって協議団は発展的に解消し、明5月1日から新しく国税不服審判所が発足することとなった。

顧みるに、協議団は、昭和25年7月にシャウプ勧告に基づいて賦課徴収部門から独立した特別の部局として設けられた。この協議団は、それまでに見られなかった制度上の特色を備え、当時におけるきわめて革新的な行政救済機関として注目されたところである。

じ来20年、協議団は、納税者の正当な権利を救済することを通じてわが国における申告納税制度の定着と納税秩序の正常化に多大の貢献をしてきたのであるが、これもひとえに協議団の諸君の永年にわたるひたむきな努力の結果であり、その業績に対し、あらためて深く感謝の意を表する次第である。

新しい国税不服審判所は、行政上の権利救済機関としては今日考えられる最も進んだものであり、このような立派な機構をつくり得たのも、協議団が20年間の歩みの中に営々として築き上げてきた貴重な実績があったからにはほかならない。

協議団は解消しても、これまでに磨き上げられたその精神は脈々として新しい審判所の中に生き続けていくものと確信している。

今後諸君は、それぞれの職場において、これまでの協議団における貴重な体験を生かし、更に税務行政の発展のためにいっそう尽力されんことを期待するものである。」



## 第3章 国税不服審判所の設立



## 第1節 国税不服審判所設立の背景

第2章で述べたように協議団は、税務署に対しては第三者的性格を有し、民間からも多数の協議官を採用したこともあって、当時としては画期的な制度として評価され、納税者の権利救済機関として十分にその責任を果たしてきたが、社会情勢の変化に伴って、発足当時とは異なる評価も生じつつあった。

たまたま、外部からはっきりした形で批判されるに至ったのが、衆議院大蔵委員会の「税の執行に関する調査小委員会」における中間報告においてであった。

この小委員会は、昭和32年11月7日、衆議院大蔵委員会の中に設置され、主として査察制度及び協議団制度に重点を置いて調査を行い、昭和33年3月13日の大蔵委員会で中間報告を行った。その中で、協議団制度について要旨次のように述べるとともに、協議団制度についてのPRを徹底せしめるよう努力すべきである旨要望している。

同小委員会は、「この制度に対する一般納税者の主な批判は次のようなものであります。①協議団は救済機関というが、国税局長の下部機構であるから、主管部（直税部、徴収部等）から強い反論があるときは勢いそれに押されて、当初の判断と異なる審査決定が行われる場合が多い。②協議団に持ち込んでも、審理が相当長期にわたり、その間納税者は不安定の状態に置かれ、利子税等の累積に悩まされている。③協議官の人事は、税務署員のうば捨山的な観があるので、沈滞している。以上の観点からも、本制度については早急に検討を行い、いまだ不当に取り扱われている数多い納税者救済のために、強化拡充することについては意見が一致しております。」と報告している。

国税庁は、この中間報告を受けて、その後における協議団の強化策等について検討を重ね、昭和33年7月3日、同大蔵委員会において中間報告に対する見解を表明するとともに、その検討結果に基づいて逐次その改善を図ってきたが、その後も協議団と執行系統の部局との関係を断ち切り、その第三者性ないしは独立性を高めるべきであるとする意見が引き続き各方面から主張されていた。

また、以上の批判とは別に、更に、協議団は国税局長の下にあるため、議決に当たっては国税庁長官が発した通達に示される法令の解釈に拘束され、これと異なる解釈に従って個別事案を解決することが難しく、法令の解釈について国税庁長官通達に示されている解釈と異なる見解を持つ納税者が不服申立てをしても、協議団も裁決権者である国税局長も共に国税庁長官通達に拘束される以上、その裁決の結果については初めから不服申立人の納得し得る裁決を期待することができないという批判もあった。

このように、国税局の主管部から独立した協議団も、更に進んで国税局からも独立することが要請されるに至り、昭和42、43年頃から、にわかに関各方面でこの問題が取り上げられ、活発な議論を呼ぶようになった。

## 第2節 税制調査会の答申

### 1 税制簡素化についての第一次及び第二次答申

税制調査会は、昭和34年の設置以来、内閣総理大臣の諮問機関として、毎年租税制度に関する基本的事項を調査審議し、答申を行ってきた。

昭和41年度には、特に国民の間で要望の強い税制簡素化問題の検討のため、税制簡素化特別部会及び税制簡素化専門委員会を設けて審議を重ね、昭和41年12月に「税制簡素化についての第一次答申」を、昭和42年12月に「税制簡素化についての第二次答申」を行った。その中で、納税者の不服申立てないしは、権利保護制度の在り方を税制簡素化の残された重要な課題であるとして掲げ、これについては別途答申することとされた。

### 2 税制簡素化についての第三次答申

税制簡素化特別部会は、第二次答申の中で別途答申することとした納税者の権利保護制度の問題を専門的に審議するため、昭和43年1月に新たに委員を委嘱して、同月26日から7月16日までに10回にわたる慎重な審議を行った。その結果、同年7月、税制調査会は、政府に「税制簡素化についての第三次答申」を提出した。

#### (1) 第三次答申の背景

税制調査会はこの答申の中で、第三次答申を行った背景について次のように述べている。

「1 (略) ……社会、経済の複雑化を考えると、納税者の個別性に応ずる問題の解決をすべて法令や通達等の規定にとり込もうとすることは、かえって法令等の複雑化を招くことになりかねないであろう。結局、重要なことは、納税者が新しい問題の起こるつど、自らの立場や個別事情を申し立て、納税者と税務当局が腹藏なく相互に意見をかわし、問題を正しく、かつ、迅速に解決しうるような環境を整備することであり、そのための制度を確立してはじめて、真の納税者の個別性と自主性とを尊重することが可能になるものと考えられる。

2 (略) ……協議団制度は、昭和25年シャウブ勧告に基づいて生まれたものである。(略) ……現行の不服申立制度は、納税者の正当な権利を救済することを通じてわが国における申告納税制度の定着と納税秩序の正常化に少なからぬ貢献をしてきたものとする。

3 確かに、納税者の不服をききその正当な権利を救済するための特別の部局として協議団を国税局内に設けるという考え方は、当時において極めて革新的なものであったし、現在においてもなおその意義を失っていないことは疑いをいれないところであろう。しかしながら、協議団が国税局長の下に置かれているため後述のような批判(編者注参照)を生み、権利救済制度として必ずしも万全なものといえない面があることは否定できない。さらに、戦後20有余年を経て、社会、経済も安定し、民主的納税制度も定着してきた現在、当調査会は、現行の不服申立制度の全般にわたって、新しい社会、経済と納税秩序とに応じて見直しを行うべき時期であると考えた。(略) ……」(編者注)

「後述のような批判」については(2)のハ参照

上記の背景に基づき、税制調査会は慎重な審議を重ねた結果として、協議団に代わる新しい審理・裁決機構としての「国税不服審判所」(仮称)を国税庁の附属機関として設けることを答申した。

#### (2) 国税不服審判所の設置について

更に税制調査会は、答申の中で、国税不服審判所を税務当局から完全に独立した第三者機関としてで

はなく、国税庁の附属機関として設けることとした理由についても述べており、その要旨は次のとおりである。

イ 我が国の行政事件訴訟の一般的な考え方としては、行政庁は、いわばその自制作用として、異議申立て、審査請求等に関する審理・裁決を行い、司法の前段階として、国民の権利の救済と行政の適正な運用を図ることを目的としている。

税務争訟についても同様に、適正な課税を行う義務と責任を有する税務当局が、審理・裁決を行うのが最も当を得ているといえる。

ロ これに対し、租税は、特に広範かつ密接に国民の権利に影響するものであるから、特別な配慮を払う必要があり、税務当局から完全に独立した第三者的な裁決機構を設けるべきであるとする意見もある。

この問題は、我が国の行政、司法制度全般のあり方との関連で考えざるを得ないが、我が国の憲法上の建前から、租税のための特別裁判所を設けることは許されない。特別裁判所の形式をとらず、完全に独立した準司法機関を設置するとの考え方もあるが、三審級からなる司法救済に加え、行政段階にそのような機関を設けることは、重複の弊を免れず、また、このような機関の裁決を経たのち、司法段階において、直接、高等裁判所に出訴できるものとする 것도、将来はともかく、現行の行政、司法制度のあり方からみて実現困難であり、税務当局から完全に独立した第三者機関を設けることは適当でないとの結論に達した。

ハ ふり返って、現在の協議団は、国税局長の指揮下にあり、かつ、国税局長が裁決権を保持している以上、公正な裁決として納税者の納得を得ることは難しいという批判がある。また、国税局長の指揮下にある以上、通達に拘束されることなく判断を下すことは困難であるという問題がある。このような問題は、協議団が国税局長の下に置かれていることに基因するものであるため、特にその点について現在の制度にとらわれることなく可能な改善策を検討した。

しかし、不服の審理・裁決機構を国税庁長官からも切り離すことは、上記ロの問題があるほか、税務当局と不服の審理・裁決機構の双方を通じて納税者の取扱いに差異を生ずるようなことは、行政機関による救済のあり方及び行政の統一ある運用という観点から適当でないと考えられる。

したがって、税制調査会は、上記のような総合的検討の結果として、国税庁の附属機関として、自ら裁決権を有する国税不服審判所を設けることを適当と考えた。

### 3 国税不服審判所制度の具体的構想

答申は、原則として今後も異議申立制度は維持するとした上で、国税不服審判所制度の具体的構想を示して、その早期実現を政府に希望している。その骨子は次のとおりである。

- ① 国税に関する審査請求の裁決機関として国税不服審判所を国税庁の附属機関として新設し、従来、国税局長及び協議団が審理・裁決していた審査請求等の事案の処理を行わせる。
- ② 国税不服審判所は中央に置くこととし、所要の地に地域担当審判官を常駐させ又は派遣する。
- ③ 国税不服審判所には、所長のほか、国税審判官、国税副審判官等を配置し、国税審判官については、民間からの任用の道も開く。
- ④ 国税不服審判所は、国税庁長官の行った既往の法令の一般的な解釈と異なる裁決をすることができるが、この場合又は既往の通達で予想していない新たな事例で将来の税務行政の先例となるような裁決をする場合は、あらかじめ意見を付して国税庁長官の指示を求めるものとする。
- ⑤ 国税庁長官は、④の指示を求められた場合は、国税審査会（仮称）の意見を求めることとする。国税

審査会は、国税庁長官が任命する学識経験者からなる諮問機関とする。

- ⑥ 審査請求の審理は、担当審判官及び参加審判官の合議により、請求人の主張を中心として行うが、原処分の見過ごしていた事実を発見したときは、それも審理の基礎とし、請求人の主張には制限されないものとする。ただし、裁決による不利益変更はできない。
- ⑦ 国税審判官等に質問、検査等の調査権を与える。
- ⑧ 審査請求人又は処分庁が質問や証拠書類等の提出の求めに応じないため、当該事案の実態を明確にすることが著しく困難となった場合には、その点に関しての請求人又は処分庁の主張を採用しないことができる。
- ⑨ 裁決結果は、原則として非公開とするが、先例となるような裁決等は、納税者の秘密保持の見地を尊重しつつ公開することを考慮する。

(注)「税制簡素化についての第三次答申」については、巻末参考資料2(1)参照



## 第3節 国会における法律案審議

### 1 法律案の提出と審議経過

税制調査会の「税制簡素化についての第三次答申」を受けての最初の法案は、昭和44年2月18日、第61回国会に「国税通則法の一部を改正する法律案」として提出された。同年6月27日の衆議院大蔵委員会、同年7月1日の衆議院本会議においてそれぞれ一部修正の上可決し、参議院に送付され、参議院大蔵委員会においてほぼ成立を目前にしたのであるが、大学立法の混乱の余波を受けて、第61回国会での政府案は審議未了（廃案）となった。

なお、この時の衆議院での修正は、次の4点がその実質的なものである。

- ① 国税不服審判所の組織及び運営に関する必要な事項は、政令（原案は、「大蔵省令」となっていた。）で定めることとした。
- ② 異議申立てについても補正に関する規定を置くとともに、審査請求の場合を含めて、職権補正及び口頭補正の道を新たに規定することとした。
- ③ 改正法第99条第2項の国税庁長官の指示は、国税審査会の議決に基づいてこれをしなければならないものとした（原案は、「国税審査会の議に付し、その意見を尊重してこれをしなければならない。」となっていた。）。
- ④ 国税審査会の委員は、大蔵大臣が任命することとした（原案は、「国税庁長官が大蔵大臣の承認を受けて任命する。」となっていた。）。

次いで、政府案は、昭和44年12月1日、第62回国会に上記衆議院における修正を全て織り込んだ上で提出されたが、この時は、総選挙を目前に控えた短い会期であったため、大蔵委員会の審査に入るに至らず、再び審議未了（廃案）となった。

### 2 改正案の成立

昭和45年2月17日、第63回国会に提出された政府案は順調に審議が進み、衆議院大蔵委員会においては3月4日附帯決議を付して可決、翌5日の本会議において原案のまま可決、参議院大蔵委員会においては3月24日附帯決議を付して可決、同月27日の本会議において原案のまま可決され、「国税通則法の一部を改正する法律（昭45法8号）」として同月28日公布、同年5月1日施行の運びとなった。

この法律による改正は、次のとおり、国税不服審判所の設立をはじめとして不服申立手続の全面的な改正に及ぶ大幅なものであった。

#### (1) 国税不服審判所の設置に関して

- ① 国税に関する審査請求の審理、裁決を行う納税者の権利救済機関として、従来の協議団より更に第三者的性格の強い国税不服審判所が設けられた。
- ② 審査請求の能率的な処理を図るため、各国税局の所在地に国税不服審判所の支部が設置された。
- ③ 国税不服審判所と同支部には、事件の調査及び審理に当たる国税審判官、国税副審判官、国税審査官が置かれた。

#### (2) 審査請求手続に関して

- ① 始審の審査請求（例えば、青色申告書についての更正処分に不服がある場合は、異議申立てを経ないで直接審査請求をすることが認められていたが、このように第一審として行われる審査請求）の請求期間が1か月から2か月に延長された。

- ② 審査請求書について口頭や職権による簡易な補正手続が認められた。
  - ③ 原処分庁（審査請求の目的となった処分に係る行政機関の長をいう。）に答弁書の提出を義務付けるなど双方の主張を明確化する措置が講じられた。
  - ④ 審査請求についての裁決は、国税審判官などで構成する合議体が行う議決に基づいて国税不服審判所長が行うこととされた。
  - ⑤ 裁決の個別的並びに具体的妥当性を確保するため、国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をすることができることとし、この場合又は法令解釈の重要な先例となると認められる裁決をする場合には、国税不服審判所長は、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出るものとされ、国税庁長官はその申出につき指示をする場合には、一定の場合を除き、国税審査会の議決に基づいてこれをしなければならないとされた。
  - ⑥ 大蔵大臣が任命する学識経験者10人以内の委員からなる諮問機関として国税審査会が国税庁に設けられた。
- (3) 異議申立手続に関して
- ① 異議申立期間が1か月から2か月に延長された。
  - ② 異議申立書について口頭や職権による簡易な補正手続が認められた。
  - ③ 異議申立後3か月を経過しても決定のない場合には、異議申立人の申立てにより異議決定を経ないで審査請求ができる。
  - ④ 合意による又は他の審査請求に伴うみなす審査請求の場合には、みなす審査請求の通知に係る書面に原処分の理由を付記することに改められた。

以上のほか、この法律改正に伴い「国税通則法施行令の一部を改正する政令（昭45政令51号）」、「国税通則法施行規則の一部を改正する省令（昭45省令18号）」、「国税不服審判所組織令（昭45政令50）」及び「国税不服審判所組織規程（昭45年省令17号）」が、昭和45年4月1日に公布、同年5月1日から施行された。

（注）表3-1 「国税通則法の一部を改正する法律案の国会審議経過等の概要」参照

表3-1 国税通則法の一部を改正する法律案の国会審議経過等の概要

年 月 日	事 項
43. 7. 26	税制簡素化についての第三次答申（税制調査会）
44. 2. 18	国税通則法改正法案の国会提出
3. 14	衆議院本会議での趣旨説明
5. 7	衆議院大蔵委員会提案理由説明
5. 9	}
6. 10	衆議院大蔵委員会参考人の意見聴取と質疑
6. 11	
6. 13	}
6. 25	衆議院大蔵委員会で修正可決
6. 27	
7. 1	衆議院本会議修正可決
7. 3	参議院大蔵委員会提案理由説明
7. 8	}
7. 10	参議院大蔵委員会参考人意見聴取と質疑
7. 11	
7. 15	}
7. 17	第61回国会閉会審議未了（廃案）となる
8. 5	
12. 1	国税通則法改正法案の国会提出
12. 2	第62回国会閉会審議未了（廃案）となる
45. 2. 17	国税通則法改正法案の国会提出
2. 20	衆議院大蔵委員会提案理由説明
2. 24	}
3. 3	衆議院大蔵委員会附帯決議付可決
3. 4	
3. 5	衆議院本会議で可決
3. 3	参議院大蔵委員会提案理由説明
3. 10	}
3. 19	参議院大蔵委員会附帯決議付可決
3. 24	
3. 27	参議院本会議で可決
3. 28	公布、法律第8号

## 第4節 国会の附帯決議

「国税通則法の一部を改正する法律案」の可決に際し、衆議院及び参議院の両大蔵委員会において、この法律案に対して、

- ① 国税不服審判所の人的構成及び運用についての独立性の強化
- ② 納税者の権利救済の実現についての十分な配慮
- ③ 総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かす運営の趣旨の徹底
- ④ 納税者の不服に理由があると推測されるときにおける徴収の猶予等運用上の十分な配慮
- ⑤ 国税審判官等に対する身分保障及び処遇等についての十分な配慮

等を骨子とする附帯決議（表3-2）が行われた。

表3-2 国税通則法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（昭和45年3月4日 衆議院大蔵委員会）

- 1 政府は、国税不服審判所の人的構成及び運用についてその独立性を強めるよう留意し、今後における社会、経済の進展に即応しつつ、国税庁から独立した租税審判制度の創設、出訴と不服申立ての選択等についても、絶えず真剣な検討と努力を行なうべきである。
- 2 政府は、国税不服審判所の運営に当たっては、次の点に十分配慮を行ない、納税者の権利救済の実現について万全を期すべきである。
  - (1) 納税者がためらうことなく自己の権利救済を求め、その主張を十分行ない得るために、いやしくも税務当局が不服申立人を差別的に取り扱うようなことのないよう、厳に適正な運営を確保すること。
  - (2) 質問検査権の行使に当たっては、権利救済の趣旨に反しないよう十分配慮すること。特に、国税不服審判所の職員は、その調査が新たな脱税事実の発見のためではないことを厳に銘記の上、納税者の正当な権利救済の実現に努めること。  
なお、審査請求後、原処分庁が答弁書提出を理由として上記のごとき権利救済の趣旨に反する調査を行なうことのないよう、厳に留意すること。
  - (3) 納税者が審査請求に当たって自己の主張を十分に行ないうるよう、税務当局はその処分又は異議決定において附する理由をできる限り詳細に記載するよう努めること。
- 3 大蔵大臣は、国税不服審判所長の任命についての承認に当たっては、自らが任命するのと同様に積極的に取りはからうべきである。
- 4 本法の目的を達成するため、国税審判官等がその職務の執行を厳正に行ない得るよう、その身分保障及び処遇等について十分に配慮すべきである。
- 5 新制度への移行に伴う人事配置に当たっては、現在の協議団の職員が不利な取り扱いを受けないよう十分に配慮すべきである。
- 6 納税者が自己の正当な権利を安んじて主張しうるよう、納税者の不服に理由があると推測されるときは、支障のない限り、徴収を猶予し又は滞納処分の続行を停止する等運用上十分に配慮すべきである。
- 7 略

(昭和45年3月24日 参議院大蔵委員会)

- 一 政府は、国税不服審判所の人的構成及び運用について、その独立性を高めることに留意し、また今後における社会、経済の進展に即応しつつ、国税庁から独立した租税審判制度の創設、出訴と不服申立ての選択についても、絶えず検討を行なうべきである。
- 一 政府は、国税不服審判所の運営に当っては、その使命が納税者の権利救済にあることに則り、総額主義に偏することなく、争点主義の精神をいかし、その趣旨徹底に遺憾なきを期すべきである。
- 一 政府は、不服審査における質問検査権の行使に当って、審査請求段階の国税不服審判所のみならず、異議申立て段階の税務署等の不服申立てにおいても、それが納税者の権利救済の目的にあることにかんがみ、濫用の弊に陥ることのないよう慎重な配慮を行なうべきである。
- 一 政府は、不服審査の根本的解決が、納税者と税務当局との相互信頼関係に基づくものであることを銘記し、税務行政執行に当っては、悪質な脱税には厳正に、善意の納税者には寛容に対処し、適正な課税の実現に一層努めるべきである。

## 第5節 国税不服審判所の発足

### 1 国税不服審判所設立準備委員会の設置

昭和45年3月28日、国税通則法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国税不服審判所の昭和45年5月1日設置が確定したので、その発足を円滑に行うため「国税不服審判所設立準備委員会」が設けられ、同年4月1日、大島隆夫委員長ほか28名の委員が発令されて、その準備事務に当たった。

### 2 国税不服審判所の発足

国税不服審判所は、昭和45年5月1日東京都千代田区霞が関3丁目1番1号国税庁内に開庁し、初代所長に八田卯一郎氏（前東京簡易裁判所判事、元静岡地方裁判所長）が発令された。

当日は、大蔵省講堂において、福田大蔵大臣をはじめ大蔵省、国税庁の幹部及び衆参両院の大蔵委員長をはじめとする来賓多数を迎え開所式典が挙行され、他の行政分野に類例を見ない執行機関から独立した不服申立て処理機関としての国税不服審判所が発足した。

## 第4章 国税不服審判所の概要





# 第1節 国税不服審判所の機能

## 1 概要

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関である。国税不服審判所では、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求人と国税の賦課徴収を行う執行機関（税務署等）との間に立つ公正な第三者の立場で審査請求事件を調査・審理して裁決を行っている。

なお、組織上は国税庁の特別の機関となっているが、これを機能面から見ると、国税庁長官の持つ権限のうちから、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に関する裁決権を分離し、その裁決権を国税不服審判所長に与え、執行権を行使する機関から独立した第三者的な立場を採る機関であるといえる。

また、国税不服審判所制度の目的は、審査請求人の権利利益の救済を図るとともに、併せて税務行政の適正な運営の確保に資することにある。

国税に関して税務署長等が行った処分に不服がある納税者が不服を申し立てる道が国税通則法によって規定されている。その不服申立ての形態は、一つは、その処分を行った税務署長等に対して不服を申し立てる「再調査の請求」であり、もう一つは、国税不服審判所長に対して不服を申し立てる「審査請求」である。

審査請求は、再調査の請求を経ずに直接行うことができるほか、再調査の請求を行った場合は、その決定後の処分になお不服があるときに行うことができる。

なお、現在の不服申立制度は、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第69号）により改正された国税通則法により、平成28年4月1日以降にされた処分に係る不服申立てから適用されているものである。

平成28年3月31日以前にされた処分に係る不服申立てについては、なお従前の例によることとされているところ、その不服申立ての形態は、一つは、処分を行った税務署長等に対して不服を申し立てる「異議申立て」であり、もう一つは、原則として、この異議申立てに対する決定を経た後の処分になお不服があるときに、更に国税不服審判所長に対して不服を申し立てる「審査請求」である。したがって、平成28年3月31日以前にされた処分に係る国税不服審判所長に対する審査請求は、異議申立てについての決定を経たからでなければ行うことができないのが原則である。国税不服申立制度の改正の概要等については第5章において後述する。

現行の不服申立制度の概要を図示すると図4-3のとおりであり、以下、現行の不服申立制度により説明する。

## 2 再調査の請求と審査請求

### (1) 再調査の請求

国税に関する再調査の請求は、国税に関する法律に基づく処分に不服がある納税者が、国税不服審判所長に対する審査請求をする前に自らの選択により、その処分をした税務署長等に対して行う不服申立てをいう。

再調査の請求の本質は、その処分をした行政庁自身による見直しであるといえる。

イ 再調査の請求をすることができる者は、国税に関する法律に基づく処分に不服があり、かつその不服申立てについて法律上の利益があることが必要である。

ロ 再調査の請求は、処分の通知を受けた日又は処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内に

しなければならない。

ハ 請求先は、原則として処分をした税務署長（国税局長及び税関長の場合もある。）であり、その税務署長等が再調査の請求について理由があるかどうか審理し決定する。

なお、税務署長がした処分であっても、その前提となる調査が、例えば調査課所管法人の場合等のように国税局の職員によってされた場合には、国税局長に対し再調査の請求をすることになる。

ニ 再調査の請求がされた場合でも、原則としてその処分の効力、処分の執行又は手続の続行は停止されないが、その国税の徴収のため差し押さえた財産の換価については、その財産の価額が著しく減少する場合などを除き再調査の請求に対する決定があるまで停止される。

## (2) 審査請求

国税に関する審査請求は、国税に関する法律に基づく処分に不服がある納税者が、国税不服審判所長に対して行う不服申立てをいい、上記(1)の再調査の請求を経ずに行うことができ、また再調査の請求を行った場合は、その決定後の処分になお不服があるときに行うことができる。

イ 審査請求は、処分の通知を受けた日又は処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内に行わなければならない。

また、再調査の請求に対する決定後の処分になお不服がある場合に行う審査請求は、再調査決定書謄本の送達があった日の翌日から1か月以内に行わなければならない。

なお、国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分（登録免許税について登記官がした処分等）については、国税不服審判所長に対する審査請求のみ行うことができる。

ロ 再調査の請求がされてから3か月を経過しても、その再調査の請求に対する決定がない場合には、その決定を経ないで審査請求をすることができる。

ハ 審査請求の申立先（名宛人）は、国税不服審判所長であるが、審査請求書の提出先は、原則として、国税不服審判所の各支部の所長（首席国税審判官）である。

なお、処分を行った税務署長等に提出することもできる。

ニ 審査請求をする場合の申立手数料などの納付は不要である。

ホ 審査請求がされても、原則としてその対象となっている更正・決定及び差押え等の行政処分の効力は失われず、その処分の執行や手続の続行も停止されない。

しかし、その国税の徴収のため差し押さえた財産の換価は、その財産の価額が著しく減少する場合などを除き審査請求に対する裁決があるまで停止される。

## 3 審査請求と訴訟

(1) 国税不服審判所長の裁決を経てもなお処分に不服があるときは、地方裁判所へ訴訟を提起することができる。

我が国では、行政事件に関する訴訟は司法裁判所によって審理されることになっており、行政裁判所は設けられてはいない。

国税に関する法律に基づく処分の取消しを求める訴訟は、原則として審査請求についての裁決を経た後でなければ裁判所へ提起することができない。

これは、

① 税法が複雑かつ専門的であることから、行政庁の知識経験を活用して、訴訟に至らずに事件の解決が図られるのが好ましく、また訴訟に移行したとしても事案の明確化に役立つ

- ② 国税に関する処分が大量かつ回帰的である
- ③ 裁判所への濫訴を回避できる
- ④ 税務行政を統一的に運用させる役割を持たせる

こと等の理由によるものである。

なお、取消訴訟は、原則として裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に提起しなければならない。

また、訴訟が提起された場合にも、原則として処分の効力、処分の執行又は手続の続行は停止されない。

- (2) 国税不服審判所長の裁決に手続上の違法その他裁決固有の瑕疵がある場合には、裁決そのものの取消しを求める訴訟を裁判所へ提起することができる。

行政事件訴訟法は、いわゆる原処分主義を採用しているため、原処分の違法はその処分の取消訴訟においてのみ主張することができるのであって、原処分の全部又は一部を正当として審査請求を棄却又は一部取消した裁決の取消訴訟においては、原処分の違法を理由としては裁決の取消しを求めることはできず、裁決の手続上の違法その他裁決固有の瑕疵を主張しなければならないことになっている（同法10②）。

裁決の取消しを求めた訴訟の状況をみると、国税不服審判所発足以来平成30年度までに合計714件の裁決取消訴訟が提起されている。

これを年度別に見ると、発足以来、漸次増加し、昭和49年度には40件の提起があったが、昭和50年度以降は、おおむね10～20件で推移している（表4-1）。

また、提起があった714件のうち、平成30年度までに終結した事件は712件で、その終結区分別内訳は、取下げが257件（36.1%）、却下が53件（7.4%）、棄却が395件（55.5%）、破棄差戻が2件（0.3%）、敗訴が5件（0.7%）となっている。（表4-2）

なお、敗訴した5件のうち、4件は第一審、1件は上告審における判決であり、第一審の判決のうち2件は、その後の控訴審、上告審で勝訴となっている。

また、取下げによって終結する事件数がこのように多いのは、裁決固有の瑕疵とは認められない事由を理由として裁決取消訴訟を提起している場合が多く、裁判所からの釈明権の行使等によっても裁決固有の瑕疵を明確にできず、結局判決に至らず取下げになる例も多いためと考えられる。

表4-1 訴訟提起の各年度別状況

(単位：件)

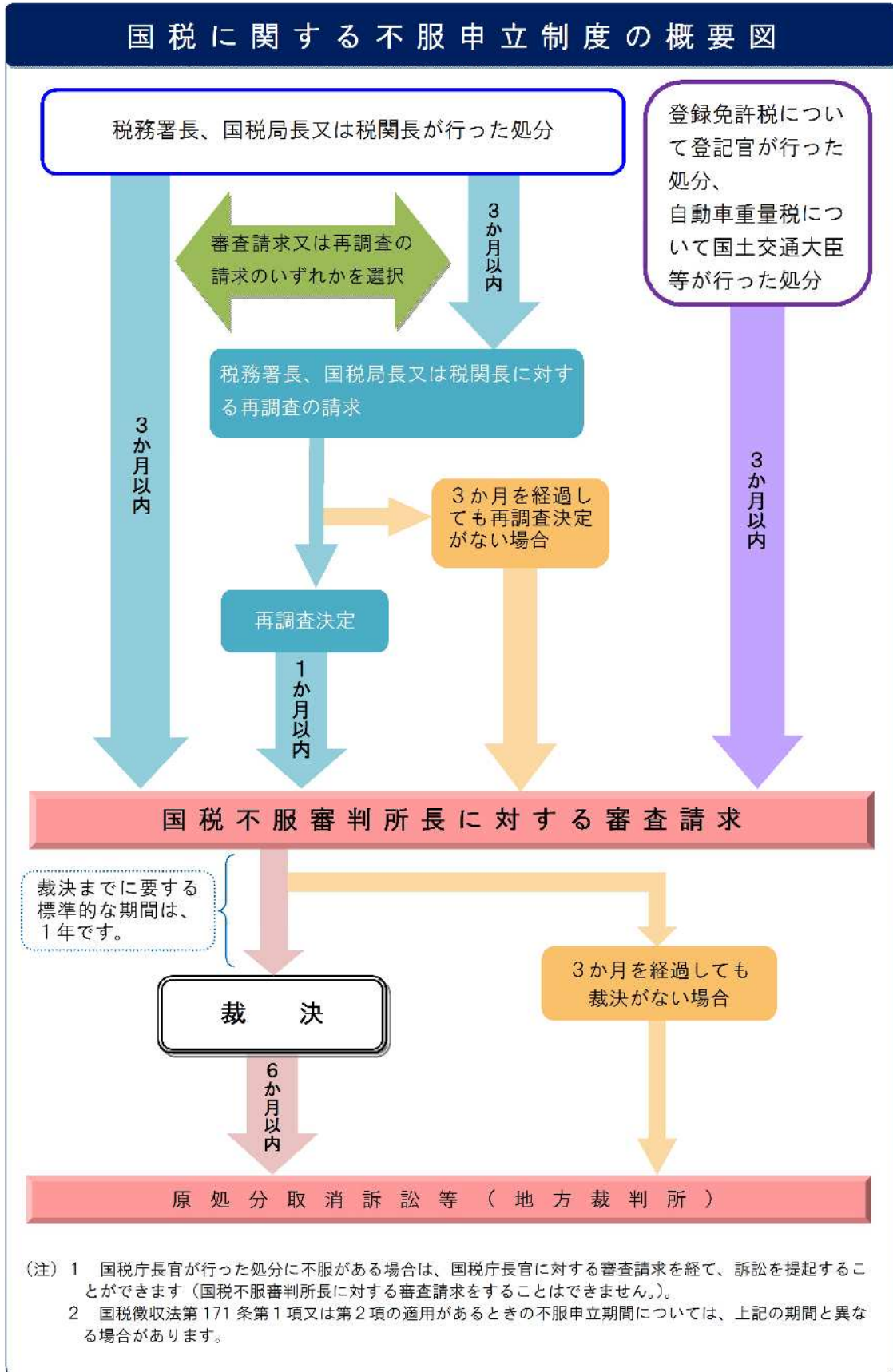
年度	区分	第一審	控訴審	上告審	合計
昭45		11	-	-	11
46		18	-	-	18
47		17	2	-	19
48		23	-	-	23
49		39	1	-	40
50		17	1	1	19
51		16	3	1	20
52		15	3	-	18
53		5	3	2	10
54		16	1	-	17
55		5	2	1	8
56		11	3	2	16
57		11	5	1	17
58		7	1	2	10
59		14	3	-	17
60		6	1	-	7
61		12	1	1	14
62		8	-	-	8
63		8	-	-	8
平成		13	4	2	19
2		11	-	2	13
3		9	10	2	21
4		6	1	7	14
5		5	1	2	8
6		5	1	1	7
7		10	8	2	20
8		10	3	2	15
9		8	4	-	12
10		10	7	4	21
11		13	4	4	21
12		10	9	4	23
13		7	4	4	15
14		10	3	3	16
15		8	3	2	13
16		4	2	1	7
17		9	-	1	10
18		5	5	2	12
19		6	1	1	8
20		8	5	1	14
21		9	1	3	13
22		9	7	4	20
23		16	6	3	25
24		6	4	3	13
25		7	3	4	14
26		4	2	-	6
27		4	6	2	12
28		4	4	1	9
29		5	4	3	12
30		1	-	-	1
合計		491	142	81	714

表4-2 年度別審級別終結状況

(単位：件)

区分 年度	第一審					控訴審					上告審					合計					
	取下げ	却下	棄却	敗訴	計	取下げ	却下	棄却	破棄差戻	計	取下げ	却下	棄却	敗訴	計	取下げ	却下	棄却	破棄差戻	敗訴	計
昭45	3	-	-	-	3	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	3	0	0	0	0	3
46	6	-	-	-	6	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	6	0	0	0	0	6
47	12	-	1	-	13	-	-	1	-	1	-	-	-	-	0	12	0	2	0	0	14
48	12	-	2	-	14	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	12	0	2	0	0	14
49	13	2	1	-	16	-	1	-	-	1	-	-	-	-	0	13	3	1	0	0	17
50	6	1	2	-	9	-	-	2	-	2	-	-	-	-	0	6	1	4	0	0	11
51	9	2	2	-	13	-	-	1	-	1	-	1	1	-	2	9	3	4	0	0	16
52	5	1	6	-	12	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	5	1	6	0	0	12
53	13	1	2	-	16	1	-	5	-	6	-	-	-	-	0	14	1	7	0	0	22
54	14	1	5	-	20	-	-	2	-	2	-	-	1	-	1	14	1	8	0	0	23
55	21	2	3	3	29	-	-	1	-	1	-	-	-	-	0	21	2	4	0	3	30
56	6	-	6	-	12	-	-	2	-	2	-	-	2	-	2	6	0	10	0	0	16
57	10	1	5	-	16	-	-	3	-	3	-	-	1	-	1	10	1	9	0	0	20
58	11	-	7	-	18	1	-	2	-	3	-	-	2	-	2	12	0	11	0	0	23
59	10	-	4	-	14	-	1	1	-	2	-	-	1	-	1	10	1	6	0	0	17
60	5	-	2	-	7	2	-	-	-	2	-	-	-	-	0	7	0	2	0	0	9
61	2	-	1	-	3	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	2	0	3	0	0	5
62	6	1	5	-	12	1	-	1	-	2	-	-	-	-	0	7	1	6	0	0	14
63	7	-	2	-	9	-	-	1	-	1	-	-	-	-	0	7	0	3	0	0	10
平元	5	-	8	-	13	-	-	2	-	2	-	-	-	-	0	5	0	10	0	0	15
2	5	1	2	-	8	-	-	2	-	2	1	-	2	-	3	6	1	6	0	0	13
3	1	6	7	-	14	-	-	5	-	5	-	-	1	-	1	1	6	13	0	0	20
4	2	1	3	-	6	-	-	5	-	5	-	-	4	-	4	2	1	12	0	0	15
5	3	-	2	-	5	-	-	2	-	2	-	1	5	-	6	3	1	9	0	0	13
6	1	-	2	-	3	-	-	1	-	1	-	1	1	-	2	1	1	4	0	0	6
7	2	2	9	-	13	-	2	3	-	5	-	-	1	-	1	2	4	13	0	0	19
8	4	1	6	-	11	-	-	3	-	3	-	1	1	-	2	4	2	10	0	0	16
9	7	-	4	-	11	1	-	2	-	3	-	-	2	-	2	8	0	8	0	0	16
10	3	1	6	-	10	1	1	5	-	7	-	-	1	-	1	4	2	12	0	0	18
11	-	2	4	-	6	1	1	4	1	7	-	-	6	-	6	1	3	14	1	0	19
12	3	1	9	-	13	1	-	4	-	5	-	-	4	-	4	4	1	17	0	0	22
13	4	1	5	-	10	-	-	5	-	5	-	-	4	-	4	4	1	14	0	0	19
14	1	2	6	-	9	-	1	3	1	5	-	-	3	-	3	1	3	12	1	0	17
15	7	-	3	1	11	-	-	4	-	4	-	-	2	-	2	7	0	9	0	1	17
16	3	-	7	-	10	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	3	0	9	0	0	12
17	1	2	2	-	5	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	1	2	3	0	1	7
18	1	-	6	-	7	-	-	4	-	4	-	-	1	-	1	1	0	11	0	0	12
19	2	1	2	-	5	-	-	3	-	3	-	1	1	-	2	2	2	6	0	0	10
20	2	1	7	-	10	-	-	-	-	0	-	-	2	-	2	2	1	9	0	0	12
21	3	-	3	-	6	-	-	3	-	3	-	-	2	-	2	3	0	8	0	0	11
22	-	1	8	-	9	-	-	9	-	9	-	-	2	-	2	0	1	19	0	0	20
23	3	1	8	-	12	-	-	4	-	4	-	-	5	-	5	3	1	17	0	0	21
24	3	1	6	-	10	-	-	5	-	5	-	-	4	-	4	3	1	15	0	0	19
25	1	-	6	-	7	1	-	4	-	5	-	-	1	-	1	2	0	11	0	0	13
26	-	1	5	-	6	1	-	1	-	2	-	-	3	-	3	1	1	9	0	0	11
27	1	1	3	-	5	1	-	3	-	4	-	-	1	-	1	2	1	7	0	0	10
28	-	2	4	-	6	1	-	2	-	3	-	-	2	-	2	1	2	8	0	0	11
29	2	-	2	-	4	1	-	6	-	7	-	-	1	-	1	3	0	9	0	0	12
30	1	-	1	-	2	-	-	-	-	0	-	-	2	-	2	1	0	3	0	0	4
合計	242	41	202	4	489	14	7	119	2	142	1	5	74	1	81	257	53	395	2	5	712

図4-3 不服申立制度の概要



## 第2節 国税不服審判所の特色

国税不服審判所には、次のような特色がある。

第一に、国税不服審判所長は、審査請求について自ら裁決する権限を持っており、税務の執行系統の機関（税務署長、国税局長等）から分離・独立していることである。

第二に、国税不服審判所長は、一定の手続を経て国税庁長官通達に示された法令の解釈に拘束されずに裁決を行うことができることである。

第三に、国税不服審判所が第三者的立場で公平な裁決を行い、裁決に対する公正性と適正性を確保するため、外部の学識経験者等を任用し、その人的構成にも十分な配慮が払われていることである。

### 1 執行機関からの独立

国税不服審判所は、国税庁の特別の機関として、執行機関である国税局や税務署から分離・独立した機関として設けられている。

したがって、審査請求事件について審査請求人である納税者等と原処分庁（審査請求の目的となった処分に係る行政機関の長をいう。以下この章において同じ。）である税務署長等の双方の主張を聴き、必要に応じ自ら調査し、公正な第三者的立場で審理した上で裁決を行うものである。

また、国税不服審判所長の裁決は行政部内での最終判断であり、仮に国税不服審判所長の裁決に不服があっても、税務署長等は訴訟を提起することはできない（納税者が、裁決の後なお不服がある場合には、裁判所へ訴訟を提起することができる。）。

### 2 国税庁長官通達との関係

国税不服審判所長は、審査請求についての裁決に当たっては、一定の手続を経て国税庁長官通達に拘束されずに裁決を行うことができる。

国税庁長官の発する法令解釈に関する通達は、税法が多数の納税者に対して適正、公平に適用されるようその解釈を具体的に示し、税務職員の職務執行の指針としているものであり、想定し得る事柄について適合するよう一般的な解釈や取扱いを定めている。

しかし、社会経済事情の進展を全て想定して通達することは不可能であり、納税者の特殊事情に応じた個別的、具体的事情を全て網羅できるものでもない。

したがって、国税不服審判所長は、従来の協議団制度とは異なり裁決に当たっては、具体的な個別事案に即して独自に法令を解釈・適用することができるように、「国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決」を行うことができることとされたのである。

しかし、このような場合、国税不服審判所長と執行機関である税務署長等とが、同一の法条について異なる解釈を行い、これによって税務行政が運営されることになれば実務に混乱を来し、租税負担の公平という見地からも適当でない。

そこで、この間の調整を図るため、国税不服審判所長は、国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決をする場合や他の国税に係る処分を行う際における法令解釈の重要な先例となると認められる裁決をする場合には、あらかじめその意見を国税庁長官に通知することになっている。

国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官がその意見を相当と認めるときは、そのまま裁決が行われるが、それ以外の場合には、国税不服審判所長と国税庁長官が

共同して国税審議会に諮問し、国税不服審判所長は国税審議会の議決に基づいて裁決してなければならない。

国税審議会は、学識経験のある者のうちから財務大臣が任命した20人以内の委員で組織することとされており、そのうち財務大臣が指名した10人以内の委員で組織する国税審査分科会において、諮問に対する審議・議決を行う。

このように、行政の統一を図るために一定の手続を必要とするものの、国税不服審判所長が、国税庁長官通達に拘束されずに裁決を行うことが可能であるという点に国税不服審判所制度の大きな特色がある。

### 3 学識経験者等の税務部外からの任用

国税不服審判所の職員の多くは執行機関である国税局や税務署などからの任用（出向）であるが、国税審判官については、納税者の権利救済というその職責の重要性を考慮し、その資格が国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）で定められており、弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有するものと定められている。

そのため、人的構成面からの裁決の公正性、適正性を確保するため、国税審判官等の一部に税務部外の人材を登用し、令和2年4月1日現在65名が在籍している。

特に、歴代の国税不服審判所長、東京支部及び大阪支部の首席国税審判官や法規・審査担当など重要なポストには、裁判官又は検察官の職にあった者を任用している。

また、近年の経済取引の国際化、広域化等により、複雑・困難なものとなっている審査請求事件を適正かつ迅速に処理するため、民間の高度な専門知識・経験・ノウハウが必要であると考え、平成19年から、弁護士、税理士、公認会計士及び大学の教授又は准教授など、高度な専門知識等を有する民間専門家を国税審判官として公募し、令和2年4月までに弁護士80名、税理士48名、公認会計士32名を特定任期付職員として採用している。

これまでの税務部外からの登用者の累計は411名となっている。

現在までの税務部外からの任用状況については、表4-4のとおり。

なお、特定任期付職員の登用拡大については、第5章で後述する。

表4-4 税務部外からの任用状況 (単位：人)

前歴	現職者	過去の任用者	累計
判事	5	44	49
判事補	1	41	42
検事	4	55	59
司法修習修了者		1	1
大学教授等		5	5
弁護士	26	54	80
税理士	12	36	48
公認会計士等	10	22	32
裁判所書記官	6	74	80
法務事務官	1	14	15
合計	65	346	411



## 第3節 国税不服審判所における事務運営の基本方針

国税不服審判所は、執行機関である国税局や税務署から分離・独立した第三者的な立場で審査請求事件の適正・迅速な処理を行うことにより、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資するという目的を達成するため、次の3点を事務運営の基本方針とし、審査請求事件の公正妥当な処理に努めている。

### 1 争点主義的運営

争点主義的運営とは、審査請求人及び原処分庁の主張から導き出される争点に主眼を置いた審理を行い、新たに行う調査は争点事項及び争点関連事項とし、争点外事項については改めての調査は行わない運営のことをいう。

不服申立てに係る審理の対象の範囲については、原処分庁の課税処分によって確定された税額が、処分時に客観的に存在した税額を上回るか否かを判断するために必要な事項の全てに及ぶとする「総額主義」と、原処分庁が行った課税処分の理由との関係における税額の適否とする「争点主義」があり、「総額主義」が判例及び実務の立場である。しかしながら、国税不服審判所は、納税者の権利救済機関であることに鑑み、審査手続上の諸権利を尊重するとともに、その運用に当たっては、総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かして審査請求人等が十分にその主張を尽くし得るよう配慮した上で、当事者双方から事実関係や主張を聴き、そこから導き出される争点に主眼を置いた調査及び審理を行っている。

### 2 合議の充実

合議体を構成する担当審判官及び参加審判官は、裁決の基礎となる議決に当たって、それぞれ独立した権能が与えられている趣旨に鑑み、合議においては、各人が十分に意見を出し合い、公正妥当な結論に到達するよう議論を尽くすよう努めている。

### 3 納得の得られる裁決書の作成

裁決書の作成に当たっては、主張や事実は簡潔に記述し、判断は争点についての論理展開が明瞭で説得力を持った分かりやすいものとなるよう努めている。

## 第4節 審査請求事件の発生及び処理の状況

### 1 発生

国税不服審判所が発足した昭和45年5月から平成30年度までの国税不服審判所が取り扱う国税に関する法律に基づく処分に対する審査請求事件の発生件数は、263,092件となっている。（表4-5）

昭和45年5月から昭和46年3月まで（昭和45年度）の発生件数は4,140件であり、昭和45年4月中に協議団が受理した708件を加えても国税不服審判所発足前の昭和44年度と比較すると約2,900件減少している。

これは国税不服審判所の設立に伴い、原処分庁での更正・決定の処分や異議申立ての処理が一層慎重に行われるようになり、原処分段階で解決されるものが増加したためと推測される。

昭和46年度から漸次増加傾向をたどり、昭和49年度には、1万件に及ぶサラリーマン減税関係審査請求事案（以下「サラ減事案」という。）が発生したため、発生件数が大幅に増加し、昭和50年度には14,525件を数えるに至った。

サラ減事案は、給与所得者の減税要求運動の一貫として、昭和45年度以降仙台支部で発生し、昭和48年度には、東京、関東信越、札幌、高松、福岡及び熊本の各支部管内にも波及し、更に、昭和49年度からは広島支部を除く全国で大量に発生したため、事件の早期処理にかなりの影響を及ぼすこととなった。

その後、昭和60年代に入り、サラ減事案の大幅な減少もあり発生件数は漸次減少し、平成3年度以降はおおむね年間3,000件前後で推移していたが、平成24年度の3,597件をピークに減少し、平成26年度には2,029件と国税不服審判所発足以来最低の件数まで減少した。その後、増加に転じ、平成30年度は3,101件と、6年ぶりに3,000件台となった。

国税不服審判所発足以来の発生件数を税目別に見ると、所得税137,559件（構成割合52.3%）、徴収関係62,028件（同23.6%）、法人税26,915件（同10.2%）、消費税23,650件（同9.0%）、相続税・贈与税10,254件（同3.9%）、その他2,686件（同1.0%）となっており、所得税及び徴収関係事件の発生が多い原因としては、サラ減事案の大量発生が挙げられる。

税目別にその推移を見ると、所得税は、サラ減事案の大量発生もあり、昭和49年度からの10年間はおおむね6,000～7,000件台で推移していたが、その後、漸次減少し、平成6年度から平成17年度は、1,000件台で推移し、平成18年度以降も減少を続け、平成25年度には343件と発足以来最低となったが、その後増加に転じ、平成30年度は1,084件となっている。

法人税は、発足以来、昭和48年度まで、1,000件以上の発生が見られたが、漸次減少し、昭和53年度以降は、おおむね300～500件台で推移している。

相続税・贈与税は、発足以来、昭和50年度まで、200～300件台で推移していたが、それ以降は、おおむね100～200件台で推移している。

徴収関係は、サラ減事案の影響を受けて、昭和49年度からの10間間は3,000～5,000件台で推移していたが、サラ減事案の減少とともに漸次減少し、平成2年度以降は、おおむね100～300件台で推移している。

消費税は、平成2年度の発生以来、漸次増加し、平成9年度以降は、地方消費税が発生したことも影響し、400件台、平成11年度以降は、700～900件台で推移しており、平成19年度以降は、事業者免税点制度の適用上限の引下げなどの影響もあり、現在では発生件数の最も多い税目となっている。

その他は、発足当初を除き100件未満で推移していたが、新たな税目（法人臨時特別税、法人特別税、地価税）の発生により、平成5年度から平成9年度までは100件台で推移していたが、その後漸次減少し、平成10年度以降は、100件未満で推移している。

表 4 - 5 税目別発生状況

(単位：件)

会計年度 税目	協議団 からの引継	昭45	昭46	昭47	昭48	昭49	昭50	昭51	昭52	昭53	昭54	昭55	昭56	昭57	昭58	昭59	昭60	昭61	昭62	昭63	平元	2	3	4	5	6
所得税	2,326	1,934	2,179	2,356	3,372	7,999	8,196	7,124	4,204	7,450	6,706	5,949	6,390	7,142	6,068	6,339	4,500	3,690	3,315	2,942	3,321	3,157	2,508	2,504	2,062	1,623
申告所得税	2,217	1,835	2,062	2,257	3,302	7,958	8,121	7,072	4,161	7,408	6,675	5,895	6,345	7,078	6,027	6,294	4,467	3,657	3,272	2,907	3,288	3,109	2,486	2,443	2,024	1,588
源泉所得税	109	99	117	99	70	41	75	52	43	42	31	54	45	64	41	45	33	33	43	35	33	48	22	61	38	35
法人税	1,678	1,411	1,555	1,270	1,056	730	733	792	682	592	492	537	409	544	473	436	363	453	431	483	562	393	388	333	410	400
相続・贈与税	266	220	349	356	254	249	283	178	165	164	171	124	111	136	112	145	149	256	125	161	150	223	199	158	218	339
相続税	204	146	214	205	165	173	160	136	117	115	111	104	81	57	72	70	100	204	74	120	136	188	148	128	190	322
贈与税	62	74	135	151	89	76	123	42	48	49	60	20	30	79	40	75	49	52	51	41	14	35	51	30	28	17
消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	56	190	450	297
徴収関係	139	327	369	471	1,089	5,059	5,282	3,977	2,056	3,533	4,239	4,078	4,416	3,896	3,670	4,094	2,919	2,227	1,602	785	741	338	203	221	251	146
その他	153	248	155	88	61	34	31	33	62	16	24	31	46	22	13	31	46	85	11	10	22	9	11	37	137	165
合計	4,562	4,140	4,607	4,541	5,832	14,071	14,525	12,104	7,169	11,755	11,632	10,719	11,372	11,740	10,336	11,045	7,977	6,711	5,484	4,381	4,796	4,123	3,365	3,443	3,528	2,970

会計年度 税目	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	発生の 合計 (S45~E30)	合計の 構成割合 (%)
所得税	1,479	1,570	1,797	1,496	1,352	1,497	1,208	950	1,376	1,172	1,036	770	826	915	753	749	854	572	343	555	547	628	1,000	1,084	137,559	52.3%
申告所得税	1,456	1,532	1,738	1,436	1,322	1,443	1,140	885	1,315	1,124	977	717	743	858	697	705	806	521	320	499	511	556	906	1,035	134,973	51.3%
源泉所得税	23	38	59	60	30	54	68	65	61	48	59	53	83	57	56	44	48	51	23	56	36	72	94	49	2,586	1.0%
法人税	290	378	442	494	429	441	421	623	575	547	543	429	562	489	561	429	453	362	349	313	334	504	462	557	26,915	10.2%
相続・贈与税	293	228	194	255	259	237	275	190	287	235	306	205	197	181	179	229	307	149	128	172	180	172	216	185	10,254	3.9%
相続税	271	187	167	211	216	223	239	161	246	189	242	194	147	158	149	199	260	122	119	142	139	160	196	163	8,036	3.1%
贈与税	22	41	27	44	43	14	36	29	41	46	64	11	50	23	30	30	47	27	9	30	41	12	20	22	2,218	0.8%
消費税	330	418	471	470	714	789	799	825	999	818	788	596	841	940	1,390	1,206	1,555	2,253	1,825	754	719	935	1,105	1,114	23,650	9.0%
徴収関係	180	221	185	291	268	352	174	201	187	285	232	501	314	294	344	459	303	214	155	161	196	235	134	153	62,028	23.6%
その他	154	137	105	92	42	85	31	23	11	26	56	3	13	16	16	12	99	47	54	74	117	10	27	8	2,686	1.0%
合計	2,726	2,952	3,194	3,098	3,064	3,401	2,908	2,812	3,435	3,083	2,961	2,504	2,753	2,835	3,243	3,084	3,571	3,597	2,854	2,029	2,093	2,484	2,944	3,101	263,092	100.0%

(注1) 行政不服審査法に基づく審査請求及び国税庁長官宛の審査請求を除く。

(注2) 「申告所得税」及び「源泉所得税」には、復興特別所得税を含む。

(注3) 「法人税」には、復興特別所得税及び地方法人税を含む。

(注4) 「消費税」には、地方消費税を含む。

## 2 処理

### (1) 処理の状況

国税不服審判所が発足した昭和45年5月から平成30年度までの国税不服審判所が取り扱う国税に関する法律に基づく処分に対する審査請求事件の処理件数は、265,059件（協議団から引き継いだ事件4,562件の処理を含む。）となっている。（表4-7）

審査請求事件の処理については、発足当初から、迅速な処理という行政不服審査法の趣旨に則り事件処理に当たってきた。発足当初の昭和45、46年度は、体制整備などに日時を要したものの、これまでおおむね発生件数に見合う程度の件数を処理してきている。

発足以来の処理件数を処理区分別に見てみると、全部又は一部認容29,005件（構成割合10.9%）、棄却196,812件（同74.3%）、却下19,381件（同7.3%）、取下げ19,861件（同7.5%）となっている。

全部又は一部認容の処理全体に占める割合（いわゆる「認容割合」）は、発足当初の約45%から昭和49年度の約23%まで漸次減少し、昭和50年度から昭和63年度までは、おおむね5～7%台で推移し、平成元年度以降は、おおむね10%前後で推移している。なお、認容割合の変動については、個々の事件処理を積み上げた結果であるが、発足以来の割合の推移を見ると、国税不服審判所の公正・妥当な裁決が、税務執行の適正な運営の確保に寄与しているものと考えられる。

### (2) 実績の評価

財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁長官にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、国税庁が達成すべき目標を設定した上で、その目標に対する実績を評価して公表している。

国税不服審判所は、この国税庁の実績の評価において、審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、審査請求の1年以内の処理件数割合を指標として設定している。その目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ令和元年度は95%と設定し、迅速な処理に取り組んでいる。

表4-6 1年以内の処理件数割合

(単位：%)

会計年度	平12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
目標値	(参考・モニタリング指標)				80程度	80	80	80以上	85以上	90
実績値	48.9	54.6	56.9	65.5	82.2	84.5	85.6	89.0	92.6	92.2
会計年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令元
目標値	90	90	95	95	95	95	95	95	95	95
実績値	93.2	96.9	96.2	96.2	92.2	92.4	98.3	99.2	99.5	—

※ 令和元年度については、令和2年6月末頃に確定予定

表4-7 処理態様別処理状況

(単位：件)

税目	昭45	昭46	昭47	昭48	昭49	昭50	昭51	昭52	昭53	昭54	昭55	昭56	昭57	昭58	昭59	昭60	昭61	昭62	昭63	平元	2	3	4	5	6
認 容	1,614	1,778	1,736	1,688	1,392	1,004	662	558	664	637	635	716	664	644	579	453	419	325	338	483	433	402	603	473	411
全部認容	597	653	549	538	392	205	75	66	108	86	109	144	154	73	54	59	60	27	35	58	45	35	152	62	101
一部認容	1,017	1,125	1,187	1,150	1,000	799	587	492	556	551	526	572	510	571	525	394	359	298	303	425	388	367	451	411	310
棄 却	928	1,160	1,185	1,717	3,590	11,428	10,485	10,126	7,278	9,140	10,215	9,226	10,231	9,132	8,721	9,476	7,873	5,434	5,023	3,072	3,428	2,564	2,021	2,005	2,014
却 下	492	542	655	645	556	1,143	562	560	952	1,150	477	882	387	590	426	417	340	329	236	269	308	235	274	231	280
取 下 げ	573	852	782	803	544	509	900	485	417	497	495	444	414	483	428	444	369	441	455	378	479	442	348	306	363
合 計	3,607	4,332	4,358	4,853	6,082	14,084	12,609	11,729	9,311	11,424	11,822	11,268	11,696	10,849	10,154	10,790	9,001	6,529	6,052	4,202	4,648	3,643	3,246	3,015	3,068

税目	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	処理の 合 計 (S45~H30)	合計の 構成割合 (%)
認 容	559	501	366	515	431	466	459	500	818	493	470	361	304	415	384	479	404	451	236	239	184	241	202	216	29,005	10.9%
全部認容	97	124	80	117	74	79	135	101	313	130	112	91	92	159	143	153	119	150	73	117	37	49	54	77	7,113	2.7%
一部認容	462	377	286	398	357	387	324	399	505	363	358	270	212	256	241	326	285	301	163	122	147	192	148	139	21,892	8.3%
棄 却	2,290	2,149	2,140	2,206	2,108	2,040	2,315	2,265	2,116	2,086	2,031	1,882	1,592	1,846	1,620	2,289	1,994	2,481	2,481	2,388	1,615	1,258	1,840	2,308	196,812	74.3%
却 下	171	262	237	290	270	308	280	291	281	242	186	329	284	267	295	639	285	380	197	164	284	187	186	128	19,381	7.3%
取 下 げ	420	314	319	221	188	252	235	338	491	557	478	373	224	284	284	309	275	304	158	188	223	269	245	261	19,861	7.5%
合 計	3,440	3,226	3,062	3,232	2,997	3,066	3,289	3,394	3,706	3,378	3,165	2,945	2,404	2,812	2,583	3,716	2,958	3,616	3,072	2,979	2,306	1,955	2,473	2,913	265,059	100.0%

(注1) 行政不服審査法に基づく審査請求及び国税庁長官宛の審査請求を除く。

(注2) 「認容」には、原処分の「変更」を含む。



## 第5章 国税不服審判所の改革





# 第1節 改革までの経緯

## 1 平成17年から平成21年における議論

行政上の不服申立制度についての一般法である行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行審法」という。）は、昭和37年に制定されて以来、半世紀の間、抜本的な改正が行われていなかった。この間、国民の権利利益に関する意識の変化とともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、平成5年に行政手続法（平成5年法律第88号）が制定された。また、司法制度改革の一環として、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図るため、平成16年に行政事件訴訟法の抜本的な改正（平成16年法律第84号）が行われたこともあり、行審法は密接に関連するこれら制度との整合性を整理する必要が生じていた。

このような状況の下、平成17年、総務省は行審法の今日的な在り方についての検討を財団法人行政管理研究センターに委託し、学識経験者からなる行政不服審査制度研究会において検討が開始された。そして、平成18年3月、同研究会は「行政不服審査制度研究報告書」を公表して、制度制定以降の環境の変化や運用の実態を踏まえた問題点を明らかにするとともに、それに対する解決方策として、審査請求と異議申立ての二元主義の廃止、対審的な審理構造の導入、審理における第三者性の確保などを提示した。更に、行政不服審査制度の見直しについて、法制的な観点から有識者による専門的な検討を行うことを目的として、総務副大臣の主催により行政不服審査制度検討会が開催された。同検討会では、論点の整理・検討、関係府省庁へのヒアリングなど合計17回の検討が行われ、平成19年7月には、行審法及び行政手続法の改正要綱案の骨子を示した「行政不服審査制度検討会 最終報告」が公表された。同報告では、不服申立ての種類の一元化、審理員制度の導入、行政不服審査会の設置などが示されるとともに、関係法令の扱いに関して、「個別法で認めていた特例については、一般法である改正行審法で定める手続の水準が上がることにより、一般法の見直しの趣旨を踏まえ、改正行審法の規定を適用することとするか、あるいは個別法において改正行審法と同等又はそれ以上の水準の内容とする旨の改正作業が必要になる」とし、「個別法についてそれぞれ見直しを政府において検討し、具体的な整理を行う」ことが示された。

国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てについては、個別法である国税通則法（昭和37年法律第66号。以下、この章において「通則法」という。）に、ほぼ自己完結的な規定が置かれていたところ、自民党と公明党が公表した平成20年度税制改正大綱（巻末参考資料3(1)）において、「行政不服審査制度の抜本的な見直しに合わせて、国民の権利利益の救済等に資する国税の不服申立手続の改善を図るとともに、今後とも適時その見直し、改善を行っていく」ことが示されたことに伴い、通則法においても、改正される行審法と同等又はそれ以上の水準の内容とする改正の検討が行われることとなった。

平成20年4月、「行政不服審査法案」、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」及び「行政手続法の一部を改正する法律案」の3法案（以下「20年法案」という。）が、閣議決定され、第169回国会（常会）に提出されたが、同国会、第170回国会（臨時会）、第171回国会（常会）において審議が行われないまま、平成21年7月の衆議院解散によって審議未了・廃案となった。

なお、20年法案では、行審法を全部改正し、新たな不服申立制度として、不服申立ての種類の一元化、審理員制度の導入、行政不服審査会への諮問手続の導入、審査請求期間の延長などが盛り込まれ、通則法に対しても同水準の内容となる改正が盛り込まれていた（表5-1）。

表5-1 20年法案における国税通則法の主な改正事項

① 異議申立て（改正後、再調査の請求）の前置猶予期間及び審査請求ができる旨の教示時期の短縮
② 不服申立期間の延長
③ 標準審理期間の設定及び公表
④ 口頭意見陳述における原処分庁（審査請求の目的となった処分に係る行政機関の長をいう。以下この章において同じ。）への発問権
⑤ 証拠資料の閲覧対象の拡大
⑥ 審理手続の計画的な遂行
⑦ 審理手続の終結を通知

## 2 平成22年から平成23年における議論

### (1) 行審法改正の検討

平成22年8月、行審法の改革など行政救済制度の在り方を検討するために、総務大臣と内閣府特命担当大臣（行政刷新担当）を共同座長とし、政務三役等及び有識者で構成する行政救済制度検討チームが立ち上げられた。検討チームは、行政不服申立制度の改革方針として、「行政不服申立制度について、審理官制度の創設等により、公正さにも配慮した簡易迅速な手続の下で柔軟かつ実効性のある権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することとし、また、不服申立前置を全面的に見直すことにより、国民が救済手続を一層自由に選択できるようにする」ことを基本方針として掲げ、①行政不服審査法の改革、②不服申立前置の全面的見直し、③地方における新たな仕組みの3点を検討課題として見直しを進めた。そして、平成23年12月に審理官制度の創設、不服申立構造の整理（審査請求への原則一元化）、不服申立前置の全面的見直し、不服・苦情を広く受け付ける国・地方を通じた新たな仕組みなどを示した「行政救済制度検討チーム取りまとめ」が公表された。国税の不服申立制度については、前置強制の理由は認められるものの、二重前置は正当化が困難とし、税制調査会における検討は、本チームの結論を踏まえて行うべきであることが示された（表5-2）が、国会への法案提出には至らなかった。

表5-2 行政救済制度検討チーム取りまとめ（平成23年12月）（通則法に関する部分を抜粋）

#### 【二重前置】

二重前置については、特段の事情のない限りその正当化が困難と考えられることから、廃止すること又はいずれか一方について、不服申立前置の対象から除外することが相当である。

#### 【審査請求】

「大量的申立て」・「第三者的機関の関与」の基準に該当すると認められ、前置強制とすることに理由があると認められる。

#### 【異議申立て】（構造の整理）

処分庁（処分をした行政庁をいう。以下この章において同じ。）に対する異議申立てについては、大量的申立てであり、また納税者の権利利益の救済のために寄与しているとみられることから、略式裁決により処分庁が再考する必要があると認められる。なお、略式裁決の審査請求に対する前置は認められない。

#### 【附帯意見】

税制調査会における検討は、平成23年度税制改正大綱（平成22年12月 閣議決定）に基づき、本チームの結論を踏まえて行うべきである。

## (2) 国税の不服審査制度改正の検討

行審法改正の検討に併せ、国税の不服審査制度に関しては、政府税制調査会において改正の検討が進められた。平成22年度税制改正大綱（巻末参考資料3(2)）では、国税不服審判所は民主主義にとって極めて重要な機関であるとしながらも、その現状は、国税審判官の多くを国税庁の出身者で占めていることや証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があることから、国税不服審判所の組織や人事の在り方、不服申立前置主義の見直しなどについて、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出すことが示された。

そして、平成23年度税制改正大綱（巻末参考資料3(3)）では、不服申立期間、証拠書類の閲覧・謄写の範囲、対審制、不服申立前置の仕組みの在り方については、内閣府・行政救済制度検討チームの結論を踏まえて改めて検討した上、所要の見直しを図ることとし、また、国税不服審判所における審理の中立性・公正性を向上させる観点から、今後、国税審判官への外部登用の拡大を図るとして、民間からの公募により、年15名程度採用し、3年後の平成25年までに50名程度を民間から任用することにより、事件を担当する国税審判官の半数程度を外部登用者とし、その方針及び工程表を公表することが示された。

平成24年度税制改正大綱においても、内閣府・行政救済制度検討チームの結論等を踏まえた国税不服審査制度の在り方について引き続き検討を行うこととされ、制度見直しの議論が進められていたが、国税不服審査制度を改正するには至らなかった。

## 3 平成25年以降における議論

総務省では、廃案となった20年法案をベースとしつつ、内閣府の行政救済制度検討チームが行った検討内容なども踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、改めて見直しの検討が進められ、各府省・関係団体に対する行政不服審査制度の見直しに係るヒアリング、行政不服審査制度の見直しの論点整理・検討、見直し方針案のパブリックコメント等を経て、平成25年6月21日、「行政不服審査制度の見直し方針」を公表した。同見直し方針には、不服申立ての種類の一元化、例外的に設けられる再調査の請求と審査請求との自由選択、審理員制度の導入、行政不服審査会への諮問手続の導入、処分庁、他の参加人及び第三者から提出された書類等物件の閲覧及び謄写、審査請求期間の延長などが盛り込まれた。

国税の不服申立制度の見直しについては、平成25年12月に閣議決定された平成26年度税制改正大綱（巻末参考資料3(4)）でその改正内容が示された。

そして、第186回国会（常会）において、所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律10号）が平成26年3月20日に可決・成立し、同月31日に公布されたことにより、通則法第99条が改正された。

更に、平成26年3月、「行政不服審査法案」、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」及び「行政手続法の一部を改正する法律案」の3法案が、閣議決定され、第186回国会（常会）に提出された。この3法案は、同年6月6日に参議院本会議で可決・成立し、同月13日に公布されたことにより、国税の不服申立制度に関する通則法の諸規定の改正が行われた。

第3節で通則法第99条の内容を、第4節で新たな不服審査制度の内容をそれぞれ概説する。

## 第2節 国税審判官への外部登用の拡大等

### 1 国税審判官の任命資格

昭和43年7月の税制調査会の税制簡素化についての第三次答申（巻末参考資料2(1)）では、国税不服審判所の設立に当たり、その運用の実を挙げるためにはふさわしい人材を確保することが必要であるとして、国税審判官については、任用資格を法定し、民間からの任用の道も開くものとし、更にその待遇について、特別の給与体系を設けることについても検討すべきであることが示された。

これを受けて、国税不服審判所の設立に伴う所要の規定の整備が行われ、国税通則法施行令の一部を改正する政令（昭和45年政令第51号）により、国税審判官の資格を規定した国税通則法施行令第31条（表5-3）が設けられ、国税に関する学識経験を有する弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授などが国税審判官への任命資格を有することとなった。

表5-3 国税通則法施行令第31条（昭和45年新設時の条文）

（国税審判官の資格）

第三十一条 国税審判官の任命資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは助教授、裁判官又は検察官の職にあつた経験を有する者で、国税に関する学識経験を有するもの
- 二 職務の級が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イ（俸給表の種類）に掲げる行政職俸給表（一）による三等級若しくは同項第二号に掲げる税務職俸給表による特三等級又はこれらに相当すると認められる級以上の国家公務員であつて、国税に関する事務に従事した経験を有する者
- 三 その他国税庁長官が国税に関し前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認める者

### 2 国税審判官への外部登用の拡大

国税不服審判所発足当初から、国税不服審判所の第三者性及び裁決の公正性や信頼性を確保するため、国税不服審判所長、東京支部及び大阪支部の首席国税審判官（支部所長）などの枢要なポストには、裁判官や検察官の職にあつた者が登用されてきた。

一方、弁護士、税理士、公認会計士など民間からの適任者の登用に関しては、国税審判官の任命の資格は有するものの、一般職員の給与体系と異なる特別の給与体系を設けられなかったこともあり、ほとんど登用できない状況が続いていた。

そのような状況の下、行政の高度化、多様化、国際化などが進展する中で、これらの変化に的確に対応して、国民の期待する行政を推進していくために、行政を担う公務員について、新規卒者等の採用・部内育成を基本としながらも、部内育成だけでは得られない有為な部外の人材を活用していくことが求められ、そのような民間人材の採用の円滑化を図るため、平成12年11月、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）が制定された。任期付職員法第3条第1項では、任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、人事院の承認を得て、選考により、任期を定めて職員を採用することができる（特定任期付職員）ことが規定された。

そして、自民党司法制度調査会は、平成19年3月に「21世紀社会にふさわしい準司法手続の確立をめざして」を公表しその中で、国税不服審判所に対して、「判断者の中立性・公平性・法律専門性を確保するため、法曹有資格者を増加させ、関係省庁の人事ローテーションから切り離すなどして第三者性を高める必要がある」と提言した。

国税不服審判所は、経済取引の国際化、広域化、複雑化等を背景とする事件が増加する中、事件を適正かつ迅速に処理するため、民間専門家の有する専門知識・経験及びノウハウを活用することが有効であるとの考えの下、任期付職員法に基づく特定任期付職員（国税審判官）の採用を平成19年度から開始した。

更に、平成23年度税制改正大綱（巻末参考資料3(3)）を受けて、審査請求事件の審理の中立性・公正性を向上させる観点から国税審判官への外部登用を一層拡大することとなり、拡大についての方針と工程表を策定・公表した。そして、平成25年7月には、工程表どおり、事件担当審判官の半数程度（50名）が外部登用者となり、現在も毎年継続して公募による採用が行われている。

## 第3節 国税通則法第99条の改正

### 1 協議団制度における国税庁長官通達の拘束

国税不服審判所の前身に当たる協議団制度の下では、国税局長（又は国税庁長官）が裁決権者であり、協議団は国税庁長官が発した通達に示される法令の解釈に拘束されていた。このため、通達と異なった法令の解釈による救済を求める納税者は取消訴訟を提起するほかにないとされていた。

### 2 昭和45年に新設された通則法第99条

国税不服審判所の設立に当たり、国税通則法の一部を改正する法律（昭和45年法律第8号）により所要の規定の整備が行われる中、通則法第99条（表5-4）が設けられた。

この規定の新設により、国税不服審判所長が、国税庁長官の法令解釈に拘束されないで独自の法令解釈により審査請求の裁決をすることができることとなった。一方で、税務行政の統一的な運用を確保する観点から、国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる解釈により裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出ることとし、国税庁長官は、当該意見を相当と認める一定の場合を除き、民間の学識経験者からなる国税審査会（平成13年からは国税審議会。以下、この節において「国税審議会」という。）の議決に基づいて国税不服審判所長に対する指示をしなければならないとする手続が設けられた。

昭和45年度以降、国税不服審判所長が国税庁長官に意見の申出をして裁決した審査請求事件は9件ある（表5-5）が、これらはいずれも、審査請求人の主張を認容し、処分全部又は一部の取消しを相当とするものであり、かつ、国税庁長官がこれらの意見をいずれも相当と認める旨の指示をしたことから、国税審議会に諮ることなく、全て国税不服審判所長の意見のとおり裁決がされている。

表5-4 国税通則法第99条（昭和45年新設時の条文）

（国税庁長官の指示等）

第九十九条 国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき、又は他の国税に係る処分を行なう際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出なければならない。

2 国税庁長官は、前項の申出があつた場合において、国税不服審判所長に対し指示するときは、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官が当該意見を相当と認める場合を除き、国税審査会の議決に基づいてこれをしなければならない。

表5-5 国税通則法第99条に基づく意見申出事案の状況

No.	事件内容	裁決年月日
1	破産会社について仮装経理に基づく減額更正に伴う過納金を即時還付することとした事例	昭和 46. 9. 27
2	被相続人が外国人である場合の共同相続人の国税の納付義務の承継額は、被相続人の本国法による相続分により計算すべきであるとした事例	昭和 47. 11. 1
3	外国人の役員及び使用人に支給した休暇帰国のための旅費は、業務上必要な旅費に当たるとして、賞与と認定した原処分を取り消した事例	昭和 49. 3. 12
4	土地取得後これを利用することなく譲渡した場合には、その土地の取得に要した借入金の利子は、当該土地の取得費に算入するとした事例	昭和 54. 9. 20
5	土地取得後これを利用することなく譲渡した場合には、その土地の取得に要した借入金の利子及び借入金担保のための抵当権設定費用等は、当該土地の取得費に算入するとした事例	昭和 54. 9. 27
6	相続により取得した定期預金の評価上、既経過利子の額の算出については、解約利率により算出した額から、源泉徴収による所得税相当額を控除すべきであるとした事例	昭和 55. 12. 1
7	既存住宅の共有持分の追加取得は、租税特別措置法第41条((住宅の取得をした場合の所得税額の特別控除))第1項に規定する「既存住宅の取得」に当たるとした事例	平成 2. 6. 25
8	代償分割により取得した代償金について相続税の課税価格に算入すべき価額は、代償分割時における代償財産の通常取引される価額と相続税評価額の比により圧縮するのが相当であるとした事例	平成 3. 4. 30
9	住宅の共有持分を追加取得したことは、租税特別措置法施行令第26条第2項の「居住の用に供する家屋を2以上有する場合」には該当しないとした事例	平成 21. 2. 20

### 3 平成26年改正後の通則法第99条

平成26年度税制改正大綱（巻末参考資料3(4)）において、国税に関する不服申立手続について、行政不服審査法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うこととし、整備される規定の一つとして、通則法第99条について改正されることが示された。そして、所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律10号）により、通則法第99条（表5-6。下線部が改正箇所。）が下記のとおり改正された。

#### (1) 国税庁長官通達の拘束について

国税不服審判所長は、審査請求事件の裁決に当たっては、国税庁長官が発した通達による法令の解釈に拘束されないで、独自の解釈により裁決をすることができることは改正前と同様であるが、これをより明確化するために条文の見出しが「国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決」に改正された。

#### (2) 国税不服審判所長の国税庁長官への通知について

国税不服審判所長は、通達と異なる解釈により裁決をする場合等には、あらかじめ国税庁長官にその意見を通知することとした。

国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官が当該意見を相当であると認める場合には、国税不服審判所長は国税審議会の議決を経ることなく裁決を行い、審査

請求人の迅速な権利利益の救済が図られることになる。また、国税庁長官はあらかじめ通知を受けることにより遅滞なく通達の見直しを行う機会・期間が与えられることになる。

### (3) 国税庁長官と国税不服審判所長の諮問・答申（議決）について

国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等には、国税不服審判所長と国税庁長官は共同で第三者機関である国税審議会に諮問することとした。

表 5 - 6 国税通則法第99条（平成26年改正後）

(国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決)

第九十九条 国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき、又は他の国税に係る処分を行う際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に通知しなければならない。

2 国税庁長官は、前項の通知があつた場合において、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官が当該意見を相当と認める場合を除き、国税不服審判所長と共同して当該意見について国税審議会に諮問しなければならない。

3 国税不服審判所長は、前項の規定により国税庁長官と共同して国税審議会に諮問した場合には、当該国税審議会の議決に基づいて裁決をしなければならない。



## 第4節 行政不服審査制度と国税不服申立制度の改正

### 1 行政不服審査制度の改正の概要

第1節3で述べたように、行政不服審査制度は制度創設以来半世紀ぶりの抜本的な見直しが行われ、以下に概説する新たな行政不服審査制度が平成28年4月から施行されている（平成26年法律第68号。以下、この法律により全文改正された行政不服審査法を「改正行審法」という。）。

#### (1) 不服申立ての手續の一元化

改正前の制度では、異議申立ては審査請求と比べ、審理手續において客観的かつ公正な審理手續の保障が不十分な面があり、不服申立手續の権利保護のレベルが異なるのは不合理であること、また、複数の申立ての種類があることは分かりづらいなどの問題が指摘されていたことから、改正後の制度では、「異議申立て」を廃止し「審査請求」に一元化することとされた。この例外として、処分庁以外の行政庁に審査請求をすることができる場合において、要件事実の認定の当否に係る不服申立てが大量にされる処分（国税、関税など）のように、当該処分について再調査する意義が特に認められるものについては、個別法に特別の定めがあるときに限って、「再調査の請求」をすることができることとされた。

#### (2) 審理員制度の導入

改正前の制度では、審理手續を行う者について法律に規定がなく、原処分に関与した者が審理手續を行う可能性が排除されていなかった。

改正後の制度では、審理手續の公正性・透明性を高めるために、審査庁は、審査庁に所属する職員のうちから、処分に関する手續に関与していない等一定の要件を満たす者を審理員として指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等に通知しなければならないことを法律上明確にした。

#### (3) 標準審理期間の設定

行政手続法では、標準処理期間（申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めることが規定されていたが、改正前の行審法には審理期間に関して定めた規定はなかった。

改正後の制度では、審理の遅延を防ぎ、審査請求人の権利利益の迅速な救済を図る観点から、審査庁が審理期間の目安となるものとして、標準審理期間（審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、それを適当な方法により公にしておかなければならないことが規定された。

#### (4) 不服申立期間の延長

改正前の制度では、審査請求は、「やむをえない理由」があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にならなければならないとされていた。

改正後の制度では、審査請求人の不服申立ての機会を保障する観点から、主観的審査請求期間を3か月に延長するとともに、この期間を経過しても「正当な理由」があるときは審査請求することができることとした。

#### (5) 審理手續の計画的進行

改正前の制度では、審査庁が審査請求人と対峙する形式の審理の構造であったが、改正行審法によって審理員制度を導入したことにより、審査請求人と処分庁等が主張及び証拠を提出し、これを基に審理員が意見書を作成するという対審的な審理の構造となった。この対審的構造の審理手續を迅速に行うためには、審理を計画的に進めることが必要であり、かつ、審査請求人、参加人及び処分庁等の審理関係人（以下、この項において「審理関係人」という。）が、審理を迅速に行うとの認識を共有し、相互に

協力することが必要不可欠となるとの観点から、審理関係人及び審理員に、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならないとする一般的な責務を課す規定が設けられた。

#### (6) 口頭意見陳述における質問権

改正前の制度では、審査請求人等が口頭で意見を述べる機会（以下、この意見の陳述を「口頭意見陳述」という。）を有していたが、処分庁等がその場に同席することは規定されていなかった。

改正後の制度では、審査請求人等から申立てがあれば、全ての審理関係人を招集して口頭意見陳述の機会を与えなければならないことが規定された。また、口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して質問を発することができるとされた。

#### (7) 審理手続の計画的遂行

審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑である場合などで、一定の審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、審理員は、迅速かつ公正な審理を行うため、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができるとされるとともに、それ以降の手続が計画的にされるよう、審理員が審理手続の期日等を決定した上で、審理関係人に通知することが規定された。

#### (8) 審査請求人等による提出書類等の閲覧・謄写

改正前の制度では、審査請求人等が閲覧を求めることができる対象は処分庁から提出された書類その他の物件に限られ、また、その写しの交付を求めるとは法令上規定されていなかった。

改正後の制度では、審査請求人等が写しの交付を求めることができることが法令に明確に規定され、その対象についても、処分庁等から提出されたものに限らず、審理員からの物件の提出要求に応じて処分庁等以外の所持人から提出された書類その他の物件等が含まれるなど、範囲が拡大された。

#### (9) 審理手続の終結

改正前の制度では、審理手続を終結したことを審理関係人に伝える手続は規定されていなかった。

改正後の制度では、審理員は、必要な審理を終えたと認めるときには、審理手続を終結することとし、速やかに、審理関係人に対し、その旨を通知することが規定された。

また、審理の遅滞を避け、迅速な裁決を実現する観点から、弁明書や書類その他の物件等が相当の期間内に提出されないときなどにも、審理手続を終結することができることとされた。

#### (10) 第三者機関（行政不服審査会等）への諮問手続の導入

改正前の制度では、第三者機関が審理に関与しているものは、国民の権利利益の保護の観点から個別法で規定があるものに限られていた。

改正後の制度では、審査請求についての裁決の客観性・公正性を高めるため、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の適否を審査する機関として、総務省に行政不服審査会、地方公共団体には執行機関の附属機関を設置することとされた。そして、審査庁は一定の場合を除き、審理員意見書の提出を受けたときは、行政不服審査会等に諮問しなければならないこととされた。ただし、審査請求人等が諮問を希望しない場合などは諮問を要しないこととされている。

#### (11) 不服申立前置の見直し

改正前の制度では、不服申立てに対する裁決を経た後でなければ訴えを提起することができない旨（不服申立前置）を定める特例が規定された法律が多数存在していた。

不服申立前置について、国民の裁判を受ける権利を不当に制限しているとの批判もあり、裁判所の負担等も勘案しつつ、行政不服審査制度見直しの一環として見直すこととされた。この見直しによって、

二重前置を求めるものは全て解消することとなり、不服申立前置を定める特例規定が存在した96法律のうち、68法律で廃止・縮小が行われた。

## 2 国税不服申立制度の改正の概要

行政上の不服申立制度についての一般法である行審法が改正されたことに伴い、国税の不服申立制度を規定した通則法においても、下記のとおり改正が行われた。

### (1) 不服申立前置の見直し（通則法第75条）

改正前の制度では、原則として、国税に関する処分不服がある者は、税務署長等に対する「異議申立て」を経なければ、国税不服審判所長に対する「審査請求」をすることができなかった（異議申立て前置主義）。

改正後の制度では、従前の処分庁に対する「異議申立て」については、その名称を「再調査の請求」に改めるとともに、税務署長等が行った処分不服がある場合には、納税者の選択により、税務署長等に対する「再調査の請求」を行わずに、直接、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができるようになった。

### (2) 適用除外（通則法第76条）

改正前の制度においては、通則法第8章第1節（不服審査）又は行審法の規定による処分その他通則法第75条（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による不服申立てについてした処分等については不服申立てをすることができないこととされていた。

改正後の制度では、改正行審法で同法に基づく処分に係る不作為についての審査請求も不服申立ての適用除外とされたことから、通則法においても、裁決等の不服申立てについてする処分に係る不作為について、不服申立てができないことが規定された。

### (3) 不服申立期間（通則法第77条）

上記1(4)のとおり、改正行審法において、不服申立期間が延長されたことから、通則法においても同様の規定が整備された。

この規定の整備により、改正行審法と同様に、国税に関する不服申立期間（主観的不服申立期間）を、3か月（改正前は2か月）に延長することとされた。

### (4) 標準審理期間の設定（通則法第77条の2）

上記1(3)のとおり、改正行審法において、標準審理期間を定めるよう努めることが規定されたことから、通則法においても新たに同様の規定が整備された。

この規定の整備により、国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、不服申立てがその事務所に到達してから当該不服申立てについての決定又は裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、その事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないこととされた。

### (5) 審理手続の計画的進行（通則法第92条の2）

上記1(5)のとおり、改正行審法において、審理手続の計画的な進行を図らなければならないとする一般的な責務を課す規定が設けられたことから、通則法においても新たに同様の規定が整備された。

この規定の整備により、審理関係人（審査請求人、参加人及び原処分庁をいい、以下、この項において「審理関係人」という。）及び担当審判官は、簡易・迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならないこととされた。

### (6) 口頭意見陳述の整備（通則法第95条の2）

上記1(6)のとおり、改正行審法において、全ての審理関係人を招集した口頭意見陳述及び質問権の規定が整備されたことから、通則法においても同様の規定が整備された。

この規定の整備により、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、担当審判官は、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならないとされ、担当審判官が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせることとされた。そして、口頭意見陳述の申立てをした者は、口頭意見陳述に際し、担当審判官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分庁に対して、質問を発することができることとされた。

#### (7) 審理手続の計画的遂行（通則法第97条の2）

上記1(7)のとおり、改正行審法において、審理手続の計画的遂行の規定が設けられたことから、通則法においても新たに同様の規定が整備された。

この規定の整備により、担当審判官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、口頭意見陳述や証拠書類の提出等の審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができることとされた。そして、担当審判官は、この意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、審理手続の期日及び場所並びに審理手続の終結の予定時期を決定し、審理関係人に通知することとされた。

#### (8) 審理関係人による物件の閲覧等（通則法第97条の3）

上記1(8)のとおり、改正行審法において、審査請求人等による閲覧の対象が拡大されるとともに、写し等の交付を請求することが可能になったことから、通則法においても、同様の規定が整備された。

この規定の整備により、審理関係人は、審理手続が終結するまでの間、担当審判官に対し、提出された書類その他の物件の閲覧又は当該書類の写し等の交付を求めることができることになった。また、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写し等の交付を拒むことができないこととされ、担当審判官は、物件の閲覧等を求めてきた者に閲覧をさせ、又は写し等の交付をしようとするときは、その閲覧等の可否について適切に判断することができるよう、原則として、書類その他の物件の提出人の意見を聴かなければならないこととされた。

#### (9) 審理手続の終結（通則法第97条の4）

上記1(9)のとおり、改正行審法において、審理手続の終結及びその通知についての規定が設けられたことから、通則法においても新たに同様の規定が整備された。

この規定の整備により、担当審判官は、必要な審理を終えたと認めるときには、審理手続を終結するものとされたが、審理の遅滞を避け、迅速な裁決を実現する観点から、答弁書や書類その他の物件等が相当の期間内に提出されないときなどにも、審理手続を終結することができることとされた。そして、審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨を通知するものとされた。

## 第6章 国税不服審判所の審査手続等



# 第1節 審査手続の概要

## 1 審査事務運営の基本的な考え方

国税不服審判所は、第4章で述べたとおり、「争点主義的運営」、「合議の充実」及び「納得の得られる裁決書の作成」の3点を事務運営の基本方針とし、適正かつ迅速な裁決を通じ、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを目的とする機関であること、しかも、執行機関である国税局や税務署から分離・独立した第三者的な立場で審査請求事件の適正・迅速な処理を行う権利救済機関であることを銘記し、次に掲げる事項に留意して、審査請求事件の公正妥当な処理を期することとしている。

- (1) 裁決は、税務の執行系統から独立した立場において、かつ、行政部内として最終的に行う判断であって、国税庁長官通達に示された法令の解釈と異なる解釈によって行うこともできるとされた制度の趣旨に鑑み、事件の審理及び議決に当たっては、その実態をよく把握し、個別的に妥当性のある結論を得るよう努めること。
- (2) 納税者の権利救済機関であることに鑑み、審査手続上の諸権利を尊重するとともに、その運用に当たっては、総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かして審査請求人等が十分にその主張を尽くし得るよう配慮すること。
- (3) 審査手続における質問検査は、審査請求人の正当な権利利益の救済のためのものであって、新たな課税漏れ発見のためのものでないことを銘記し、それが濫用にわたらないよう慎重を期すること。
- (4) 合議体を構成する担当審判官及び参加審判官は、議決につきそれぞれ独立した権能が与えられている趣旨に鑑み、合議に当たっては、各人が十分に意見を開陳し、公正妥当な結論に到達するよう議を尽くすこと。
- (5) 事件処理に当たって慎重を期すべきことはもちろんであるが、迅速に権利利益の救済を図ることが行政不服審査制度の目的の一つでもあることに鑑み、事件の早期処理についても、十分配慮すること。
- (6) 審査請求人が安んじて権利利益の救済を求められるよう、徴収の猶予、滞納処分の続行停止等の制度の趣旨を生かした措置を講ずるよう十分配慮すること。

## 2 審査手続のあらまし

審査請求書收受から裁決書謄本送達までの審査手続は、形式審査手続と実質審理手続とに大別される。形式審査手続は、審査請求が法令の定める手続要件に従ってされた適法なものか否かを審査するものであり、一方、実質審理手続は事案の内容に入り、審査請求人の主張について理由があるか否かを審理するものである。

実質審理手続は、更に、①調査・審理手続、②議決手続、③裁決手続及び④その他の手続に細分される。

### (1) 形式審査手続

審査請求書が提出されると、法令の定める要件を満たしているかどうかの検討を行い、審査請求書の記載内容に不備があり、その不備を補正することによって適法と認められる審査請求については補正を求める。その結果、審査請求人が不備を補正しないときや審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきときは、審理手続を経ないで却下の裁決がされる。

また、適法な審査請求であると認められる場合や不適法な審査請求であることが明らかでない場合は、審査請求書の副本を原処分庁（審査請求の目的となった処分に係る行政機関の長をいう。以下この章に

において同じ。)に送付して、審査請求の趣旨及び理由に対する原処分庁の主張を記載した答弁書の提出を求める。

## (2) 実質審理手続

### イ 調査・審理手続

形式審査を経て、原処分庁に答弁書の提出を求めた審査請求事件については、審理の公正を期するため、あらかじめ定めた担当審判官となる者1名及び参加審判官となる者2名以上（これらの事件の調査及び審理を行う担当審判官及び参加審判官を、以下、この章において「担当審判官等」という。）を構成員とする「合議体」に順次配付され、この「合議体」により実質審理を行うこととなる。

この段階で審査請求人に、担当審判官等の指定の通知が送付されることにより、調査・審理手続に入ったことが知らされる。

原処分庁から国税不服審判所に対し答弁書が提出された後、その答弁書の副本が審査請求人に送付され、審査請求人は、この答弁書に対して反論がある場合には、自己の主張を記載した反論書を提出することができる。

実質審理に当たり、まず、当事者双方の主張を明確にすることが必要であることから、不明確な主張に対しては釈明を求めることとしているほか、審査請求人及び参加人には、担当審判官への申立てにより、書面による主張を補う観点から、口頭で原処分の取消しを求める理由を補足するなどの意見を陳述する機会（口頭意見陳述）が与えられており、十分に主張を尽くすことができるよう定められている。

審査請求書、答弁書、反論書に加え上記の口頭意見陳述等に基づいて、主張の整理、争点の確定が行われ、その争点に主眼を置いて調査・審理が進められるのであるが、その過程で当事者双方は自己の主張を裏付ける証拠書類、証拠物を提出するなどの立証活動を行うことができる。

担当審判官は、審理上必要と認める場合には、審査請求人若しくは原処分庁又は関係人その他の参考人に対し、質問又は検査等の調査を行うことができる。この調査により収集された資料と当事者双方から提出された資料を基に、適宜、合議を開き審理を重ねていくことになる。

他方、審査請求人、参加人及び原処分庁（以下、この章において「審理関係人」という。）は、更に主張、立証を尽くすため、担当審判官に対し、審査請求人及び参加人が提出した証拠書類等や原処分庁が提出した処分の理由となった事実を証する書類その他の物件又は担当審判官の求めにより提出を受けた帳簿書類等を閲覧し、又はその写しの交付を求める機会が与えられている。

このような調査・審理手続を経て、担当審判官は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結し、その旨を審理関係人に通知する。

### ロ 議決手続

担当審判官が審理手続を終結した後、最終合議により合議体が議決する。

議決とは、審査請求に対する合議体の結論を出すことで、合議体構成員の単純過半数の意見により行われる。

### ハ 裁決手続

国税不服審判所長は、合議体の議決に基づいて、裁決を行う。

裁決は、審査請求人の主張に理由があるか否かの結論であり、裁決がされると、その結論及び結論に至った過程を具体的に示した裁決書を作成し、その謄本を審理関係人に送付する。

### ニ その他の手続

このほかに、審査請求のそれぞれの態様に応じ、併合審理又は併せ審理の手続、徴収の猶予、差押

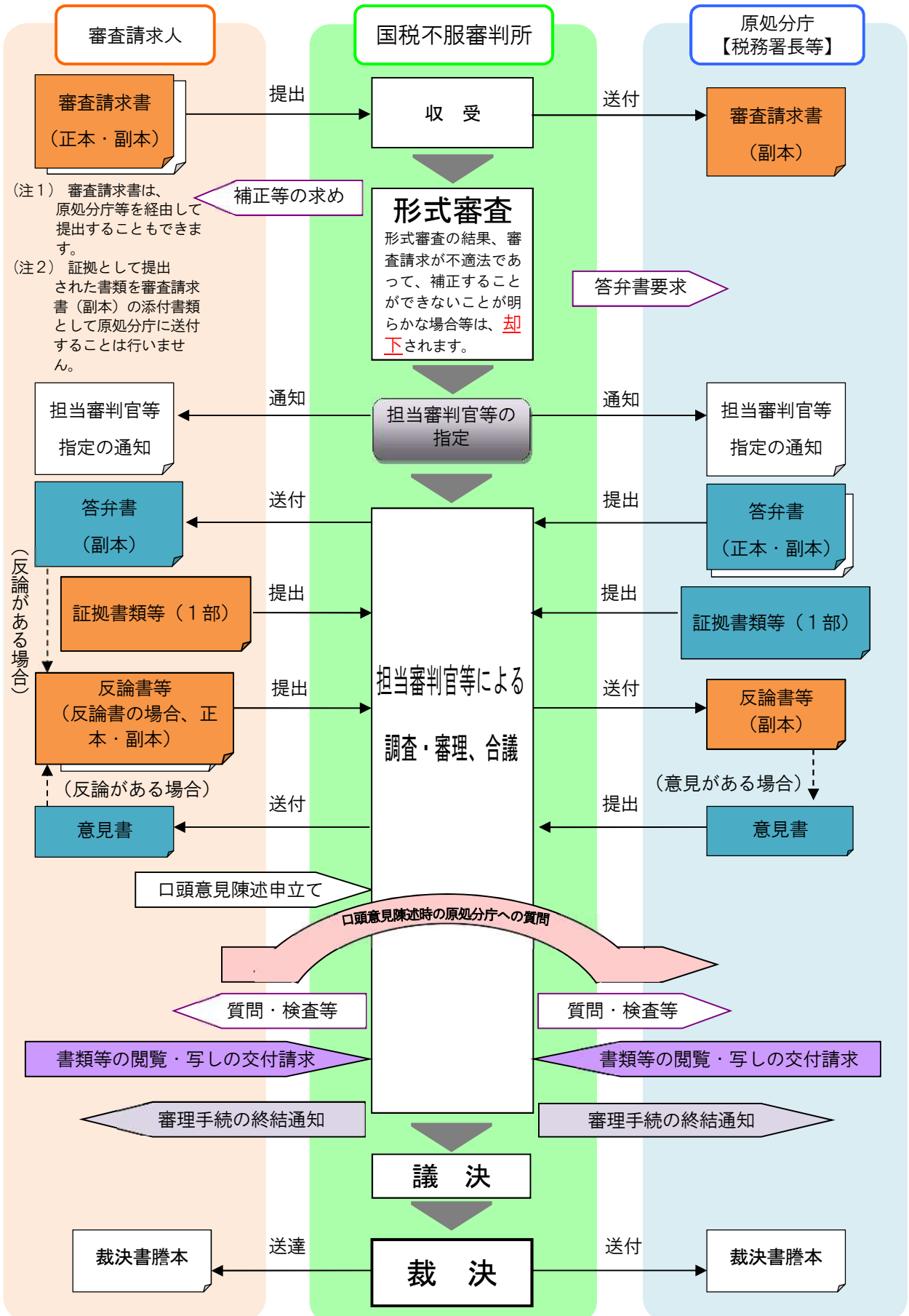


えの解除等の手続、納税地の異動があった場合の事件の移送の手続、審査請求人の地位の承継の手続、代理人や総代についての手続等の各審査手続が定められ、適正、迅速な裁決が行われるよう配慮されている。

以上の審査手続を図示すると図6－1のとおりである。

図6-1 審理の進め方

一般的な審理の進め方は次のとおりとなっている。



### 3 審査事務提要の制定と改正の推移

裁決に当たっては、その内容の妥当性とあいまって、それを担保すべき審査手続の公正さが図られなければならない。そこで、国税不服審判所における審査事務に関し必要な事務処理手続、帳票の種類及び様式等を定めた「審査事務提要」を発足後間もない昭和46年2月に制定し、その後、内容の一層の充実を図るため、昭和49年1月、昭和62年4月、平成11年6月及び平成14年3月にその全部改正、平成15年7月、平成17年3月、平成21年12月及び平成23年3月に一部改正、平成28年2月に全部改正、平成29年3月及び平成30年3月に一部改正を行い、事件の適正かつ迅速な処理に貢献してきたところである。

#### (1) 昭和46年2月 制定

制定理由	審査事務提要は、審査手続に関する最も基本的、かつ、体系的な規定であることから、国税不服審判所発足に際して早急に制定する必要があるため、協議団・議決事務提要等を参考としつつ、今後における国税不服審判所の事務運営の在り方を想定して規定した。
------	--

#### (2) 昭和49年1月 全部改正

改正理由	国税不服審判所設立以来3年余りの事務運営の実績を検討して、現行提要の規定と運営の実状とのギャップを是正し、国税不服審判所設立の趣旨とあるべき姿を念頭に置きつつ補足・改善を図った。
------	---

#### 主な改正事項

##### ① 簡易な補正の求め

審査請求書を一覧して、容易に判明する事項に明らかな不備欠陥があるときの補正方法について、審査請求書を持参した場合と郵送した場合の別に、簡易な方法で行えるよう具体的に規定した。

##### ② 審理のための合議

審理のための合議は、事件の規模、進行状況等に応じて適時に開き、公正妥当な結論に到達するよう議を尽くすものとする旨規定した。

##### ③ 審査請求人等の主張

- 担当審判官は、審査請求書、答弁書、反論書及び口頭意見陳述録取書等に基づき、審査請求人及び原処分庁双方の主張を分析把握し、「争点の整理」を行うことを規定した。
- 合議体は、担当審判官が整理したところに基づいて争点を確定し、「調査の基本方針」を策定することを規定した。
- 審査請求人及び原処分庁の「主張が不明確な場合の措置」について、担当審判官は、口頭又は書面により釈明を求めることを規定した。

##### ④ 口頭意見陳述の申立てがあった場合の措置

口頭意見陳述の日時等の通知、口頭意見陳述の録取、補佐人の口頭意見陳述の録取等について、具体的に規定した。

##### ⑤ 証拠資料の収集

担当審判官は、職権により証拠資料等を収集する場合には、常に必要性を勘案し、適正、かつ、効率的に行うことを規定した。

##### ⑥ 議決書

議決書の記載要領について、具体的に規定した。

##### ⑦ 代理人及び代表者

代理人の権限証明及び代表者がその資格を有することが明白でないときの資格証明は、それぞれ委任状及び資格証明書によることを規定した。

### (3) 昭和62年4月 全部改正

改正理由	事務処理手続は既に定着しており、基本的な事項についての改正はなく、昭和49年以降発遣された通達を取り込むなど事務手続の整備が主な改正内容となっている。
主な改正事項	
① 事務計画と進行管理 事務計画と進行管理は、審査事務手続とは直接的な関係がないため削除した。	
② 担当審判官等の指定通知 当該事件に参加人があるときは、当該参加人に対しても担当審判官等の指定通知を行うことを規定した。	
③ 主張が不明確な場合の措置 担当審判官は、争点確定後の調査・審理の過程においても、必要があると認めるときは、釈明を求めることを規定した。	
④ 主張の追加等があった場合の措置 担当審判官は、審査請求人からの主張の追加等があったときはこれを原処分庁に通知し、期限を定めてこれに対する原処分庁の主張又は意見を書面により提出するよう求め、また、原処分庁から書面が提出された場合において、審理のため必要があると認めるときは、これを審査請求人に通知することを規定した。	

### (4) 平成11年6月 全部改正

改正理由	事務処理手続は既に定着していることから、基本的な改正はないが、事務処理の機械化や効率化の観点から事務手続の整備を図るとともに、昭和62年度以降発遣された通達等を取り込んだ改正となっている。
主な改正事項	
① 利害関係等事件 従前の規定は所長（首席国税審判官。以下、この章において「支部所長」という。）のみに対するものであり、他の職員については運用で利害関係等事件への関与を禁止していたが、裁決の透明性の観点から、全ての職員について利害関係等事件への関与を禁止する旨を明文化した。	
② 事件区分担当者 事件区分の意義が希薄になっていること及び事件区分と形式審査を同一の者が担当している現状に鑑み、手続の簡素化を図るため事件区分担当者を廃止し、事件区分事務と形式審査事務を整理・統合した。	
③ 議決書及び裁決書の文言等の加除・訂正 ワープロの導入により加除・訂正が容易にできるようになったため、訂正印を押す作業は現状にそぐわないことから廃止した。	
④ 議決書及び裁決書の作成 議決書及び裁決書の作成に当たって、より簡潔かつ平明なものとなるよう記載内容の構成を変更した。	
⑤ 取消額の計算過程を示す書面 取消額の計算過程を示す書面については、計算の複雑なものは検算用として作成するものの、それ以外については作成を要しないこととした。	
⑥ 重要事件及び本部事件等 重要事件と本部事件等ではその対象が異なることから、章を分離するとともに、重要事件の手続を明確に規定した。	
⑦ 不作為の申立て 不作為の申立てに係る手続の規定がなかったことから、新たに規定した。	

(5) 平成14年3月 全部改正

改正理由	平成11年6月に行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行を踏まえて「審査事務の手引」を通達化したことに伴い、「審査事務提要」の内容を見直し、その中にあった手続を定める部分・様式部分を「審査事務の手引」に移して、提要内には事務処理の概要のみを規定することとした。
主な改正事項	<p>① 手続を定める部分の削除 提要内にあった手続を定める部分を、「審査事務の手引」に規定したことに伴い削除した。</p> <p>② 様式部分の削除 提要内にあった様式部分を、「審査事務の手引」に規定したことに伴い削除した。</p> <p>③ 形式審査に必要な書類等の提出等 「形式審査」の章から、「審査請求書の收受とこれに伴う措置」の章へ移した。</p> <p>④ 補正の手続 形式審査において、補正ができると認められる場合には、不備欠陥の重要度に応じ、書面・口頭・職権による補正が可能とし、担当者の判断基準により柔軟に対応できるようにした。</p> <p>⑤ 参加審判官並びに調査及び審理についての補助者（以下、この章において「分担者」という。）以外のものに対する嘱託 「調査・審理の担当者」の章から、「調査・審理の手続」の章へ移した。</p> <p>⑥ 証拠書類等の保管 原処分庁から収集した証拠書類等を保管した場合も、預り証を交付するものとした。</p> <p>⑦ 国税局長等への連絡 国税局長等への連絡を必要とする例に、所得税又は法人税の更正又は決定に関する裁決がされた場合、源泉徴収による所得税の告知処分を取り消す必要がある場合及び共同相続人のうちの一部の者の審査請求について、処分の全部又は一部が取り消された場合等を加えた。</p> <p>⑧ 本部への報告・上申 重要先例見込事件・個別管理重要事件以外の事件で、支部が本部と協議することが必要であると判断した事件について、報告することとした。</p> <p>⑨ 支部内における併合の手続 一通の審査請求書により数個の処分について審査請求がされている場合の書類の併合手続を従来より簡素化した。</p>

(6) 平成15年7月 一部改正

改正理由	日本郵政公社法及び民間事業者による信書の送達に関する法律等の施行に伴い、審査事務提要の該当箇所の整備を図った。
主な改正事項	民間事業者による信書の送達に関する法律等の施行に伴う改正により郵便・郵便物に規定の変更があったため、用語表と提要の一部を変更した。

(7) 平成17年3月 一部改正

改正理由	国税通則法等の改正に伴う一部改正を行った。
主な改正事項	分割法人の財産を分割承継法人が承継した際の、不服申立人の地位の承継の手続を加えた。

(8) 平成21年12月 一部改正

改正理由	合議体の増設が行われた場合の担当審判官等の変更について規定した。
主な改正事項	合議体の増設が行われた場合に、担当審判官若しくは参加審判官の変更を必要と認めるときは、当該者に代えて、新たに担当審判官又は参加審判官を指定することができることとした。

(9) 平成23年3月 一部改正

改正理由	調査・審理の担当者について改正を行った。
主な改正事項	担当審判官等の指定・変更の通知等について、担当審判官等の記載振りを変更した。

(10) 平成28年2月 全部改正

改正理由	「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）」等の施行に伴い、既往の取扱いを整備した。
主な改正事項	改正国税通則法の施行に伴い、「審査事務提要」と「審査事務の手引」の内容を併せる等の全部改正を行った。

(11) 平成29年3月 一部改正

改正理由	審査事務提要で定める事務手続についての支部からの照会や、改正要望等を踏まえ、一部改正を行った。
主な改正事項	<p>① 凡例の略語「証拠」</p> <p>一般的に用いる「証拠」の文言と、閲覧等の対象となる「証拠」（国税通則法第96条第1項及び第2項の証拠書類等並びに第97条第1項第2号の帳簿書類等）の文言との混同を防ぐため、略語の「証拠」を削除し、これに伴い、文中の文言を必要に応じて訂正した。</p> <p>② 利害関係等事件への関与の禁止</p> <p>利害関係該当項目を追加し、これに伴い、「利害関係確認表」の確認項目を追加した。</p> <p>③ 審査請求書の記載事項等の審査及び不備があった場合の補正の方法</p> <p>代理人に関する事項の補正対応について改正した。</p> <p>④ 参加人</p> <p>審査請求への参加を認める（求める）場合の担当者の連絡方法について、新たに規定し、それに伴い、審理関係人に対する担当審判官等の指定の通知を新たに規定した。また、「審査請求への参加の求めについて」の記載要領を新設し、担当者の連絡方法を規定した。</p> <p>⑤ 国税通則法第99条の通知の可能性のある事件の対応</p> <p>原処分庁の法令解釈に疑義があるとして本部に照会した事件について、重要先例見込事件に該当するかどうかを本部で検討する旨を規定し、これに伴い、事務フローについても訂正した。</p> <p>⑥ 証拠書類等の提出</p> <p>審査請求書の提出に併せて審査請求に関する各種書類が提出された場合、必要に応じ、審査請求人に対して、当該各種書類を「証拠書類等」、「審査請求書の一部を構成するもの」又はその両方として提出する趣旨であるかを確認し、当該確認の結果に基づいて処理する旨を新たに規定した。また、当該確認の結果、「証拠書類等」として提出する趣旨である場合は、当該各種書類は原処分庁に送付しない旨を新たに規定し、併せて、「審査請求書（次葉）」の末尾に、その旨を追記した。</p> <p>⑦ 形式審査</p> <p>適法と見込まれる審査請求と同時処理を行う場合の不適法な審査請求に係る却下裁決は、原則として、国税通則法第92条の規定によらず、第98条の規定による裁決を行う旨を新たに規定した。</p>

- ⑧ 担当審判官等指定後の担当審判官及び分担者の事務  
原処分庁から答弁書が提出された後、担当審判官が審査請求の適法性について再検討した結果、審査請求が不適法であると認められたときの手続を新たに規定した。
- ⑨ 反論書等の提出要請  
反論書及び参加人意見書について、国税通則法施行令第33条の2第1項の規定により、正本1通と必要な通数の副本を提出させる旨を新たに規定し、これに伴い、所定の各様式についても、当該提出を要請する旨規定した。
- ⑩ 担当審判官等による調査及び審理の範囲等  
担当審判官等による調査及び審理の範囲等を新たに規定するとともに、その参考となる判決例を規定した。
- ⑪ 主張に関する書面の取扱い  
反論書及び参加人意見書の副本が後に提出された場合の取扱いについて新たに規定した。
- ⑫ 鑑定書等の提出があった場合の措置  
担当審判官の質問に対して提出された資料や書面による照会に対する回答書面、調査嘱託により収集された資料、鑑定書について、これら資料の取扱いや保管方法について新たに規定した。
- ⑬ 調査及び審理中の証拠書類等及び帳簿書類等の返還  
担当審判官による調査及び審理中の場面において、証拠書類等及び帳簿書類等の提出人から返還の求めがあった場合や、調査及び審理の上で明らかに必要がないと認められるものを返還する場合のこれらの事務手順、また、返還方法に応じた事務手順について整理の上、規定した。これらを踏まえ、「提出書類等返還のお知らせ」の記載要領を新設した。
- ⑭ 閲覧等の請求によらない証拠等の開示について  
国税通則法第97条の3に規定する閲覧等の請求の対象となる証拠書類等及び帳簿書類等について、担当審判官が閲覧等の請求に基づかずにこれら書類等の開示はしないこととしたため、その旨を新たに規定するとともに、当該開示ができる旨の規定は削除した。
- ⑮ 書類の提出者に参加人を追加  
所定の各様式の提出者の表示に「参加人」を追加するとともに、参加人が提出する場合に審査請求人の氏名等を記載する欄を設けた。
- ⑯ 「審査請求書の補正について」の記載要領  
本文なお書の部分について、補正の求めに応じないときであっても、このことだけをもって却下しない場合の対応について、新たに規定した。
- ⑰ 「形式審査検討表付表」の記載要領  
「不服申立期間の経過に係る正当な理由」欄を新設し、項目Cの確認事項を改正した。
- ⑱ 索引  
「審査事務提要様式による事務手続編の索引（様式番号順）」及び「様式索引（五十音順）」を新設した。

## (12) 平成30年3月 一部改正

改正理由	平成29年3月の改正の際に改正の要望等のうちから保留した箇所のほか、新たに支部から事務手続及び帳票様式について照会があった内容や改正の要望等を網羅的に検討し、一部改正を行った。
<p>主な改正事項</p> <p>① 合議体及び法規・審査担当の役割等 合議体の役割として、同席主張説明又は審理手続の計画的遂行に係る「意見の聴取」の実施の決定について追加した。</p> <p>② 各審査事務共通 ○ 審査請求人が死亡した場合において、総代が選任されている場合の書類の送付先について追加した。</p>	

- 滞納処分に関する不服申立期限の特例について追加した。
- 審査請求書の記載内容に不備がある場合において、審査請求人に連絡が取れず、意思確認が出来ない場合の連絡依頼の文書を新設し、当該文書を活用して連絡を取るよう努める旨を追加した。
- 審査請求人が死亡した場合において、相続人全員から3か月を経過する前に地位承継等の届出書の提出があった場合には、裁決して差し支えない旨を追加した。
- 共同審査請求において、審査請求手続の促進が阻害されるおそれがある場合には、「分離（国税通則法104条）して処理の促進を図る」こととしているが、共同審査請求の「分離」は国税通則法104条に定める「分離」とは異なるため、国税通則法104条の引用を削除し、注意書きを追加した。
- 共同審査請求人が総代を互選しない場合の取扱いについて追加した。
- 共同審査請求人のうち特定の者から共同審査請求からの離脱の申出があった場合の取扱いについて追加した。
- 留保事件の解除について、どのような場合に解除となるか具体的な解除事由を追加した。
- ③ 審査請求書の收受等
  - セルフチェックシートの新設に伴い、その活用等について追加した。
- ④ 形式審査担当者の指名等
  - 提出された証拠書類等について、提出者に返還を要しないことを確認した場合には、「調査事績書」を作成し、事績を記録する旨を追加した。
- ⑤ 担当審判官等による調査及び審理
  - 審査請求人から反論書の提出があった際、その副本の提出がなかった場合の対応について追加した。
  - 面談時において、担当審判官は、審査請求人に介助者が必要であると認める場合には介助者を立ち合わせることができる旨及びその取扱いについて追加、併せて、同席主張説明及び審理手続の計画的遂行における審理手続の申立てに関する意見聴取の場においても、担当審判官は介助者を立ち合わせることができる旨及びその取扱いについて追加するとともに、口頭意見陳述における取扱いを修正した。
  - 音声データ等を証拠資料として提出された場合の取扱いについて追加した。
  - 担当審判官による質問調書の作成の際、回答者から資料が提出された場合の資料等について、審判所情報として提示した内容を追加した。
  - 参加人が「更に一定の期間」内に参加人意見書等を提出しない場合等において、このことのみをもって審理手続を終結しないことを追加した。
- ⑥ 裁決等
  - 裁決書の謄本を外国に送達する場合の取扱いを整理した。
- ⑦ 裁決に伴う措置等
  - 民事訴訟法や刑事訴訟法などに基づく照会等への対応については、審査事務提要に規定すべき内容ではなく、訟務事務規定において定めるべき事項であるため、審査事務提要から削除し、訟務事務規定に移記した。
- ⑧ 審査事務に関する参考判例等
  - 証拠の任意開示は行わないこととし、閲覧等の請求によらない証拠等の開示についても任意開示は行わないとしたことにより、任意開示をすると整理した項目について削除した。
  - 文書送付嘱託に対する基本的立場を整理したものであるが、当該内容は審査事務提要に規定すべき内容ではないため、削除した（訟務事務マニュアル（仮称）に移記）。
- ⑨ 様式編
  - 「審査請求書作成・提出時のセルフチェックシート（1の2号）」を新設した。
  - 「審査請求の内容確認について（連絡依頼）（202号）」を新設した。



## 第2節 形式審査手続

### 1 審査請求書の收受

#### (1) 審査請求の仕方

国税に関する不服申立制度は、国税に関する法律に基づく処分についての納税者の不服を簡易な手続で、適正かつ迅速に処理することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図るものである。

そのため、審査請求は訴訟手続に比し、簡易かつ弾力的な取扱いがされているが、その反面、審査請求の手続を明確にすること等の観点から、例えば、審査請求は書面を提出して行わなければならない、口頭による審査請求は認められない等の一定の方式が定められている。

#### イ 審査請求書の提出先

審査請求書は、原則としてその審査請求に係る処分をした行政機関の管轄区域を管轄する支部所長に提出することになるが、名宛人は国税不服審判所長である。例えば、麴町税務署長が行った更正処分についての審査請求書は、国税不服審判所長を名宛人として東京国税不服審判所長に提出することになる。

なお、納税者の便宜上、その処分庁（処分をした行政庁をいい、以下この章において同じ。前記の例では麴町税務署長。）を経由して提出することもできるとされており、この場合は、その処分庁に提出された時に審査請求がされたものとみなされる。

また、処分庁が審査請求の手続に関し誤った教示をした場合には、納税者に不利にならないよう次のような取扱いがされている。

① 不服申立先を誤って教示し、納税者がその教示を信頼してそのとおりに不服申立てをした場合には、その審査請求書は正規の不服申立先である国税不服審判所長に送付され、初めから国税不服審判所長に審査請求されたものとみなされる。

② 教示が全くなかった場合には、不服申立ての書面を処分庁に提出すればよく、その不服申立てが審査請求に当たる場合には、国税不服審判所に回付されるという取扱いがされる。

#### ロ 審査請求書の提出方法及び提出期間

審査請求書は、正副2通を国税不服審判所の支部又は処分庁に持参して提出するか、郵送等の方法により提出することもできる。郵送等により提出された場合には、原則として、その郵便物の通信日付すなわち消印の日付の日付に提出がされたものとして取り扱われる。

また、審査請求書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）によって提出することもできる。この場合、受付システムのファイルへ記録された日に提出されたものとして取り扱われる。

再調査の請求を経ずに直接行う審査請求については、処分があったことを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して3か月以内に、また、再調査の請求に対する決定を経て行う審査請求については、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1か月以内に提出しなければならない。したがって、この期間を過ぎて提出された場合は、国税不服審判所で收受はするものの、正当な理由があるときを除き、不適法な審査請求として却下することになる。

なお、滞納処分について次に掲げる処分に関し欠陥があること（督促処分については通知が到達しないことを含む。）を理由として行われる審査請求（再調査の請求を経た審査請求を除く。）は、それぞれ次に掲げる期限と災害等による期限の延長又は通常の不服申立期間とのいずれか早い方の期限

まででなければ行うことができないとされている。

- ① 督促……差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）から3か月を経過した日
- ② 不動産等についての差押え……その公売期日等
- ③ 不動産等についての公売の公告（随意契約による売却の通知を含む。）から売却決定までの処分……換価財産の買受代金の納付の期限
- ④ 換価代金等の配当……換価代金等の交付期日

#### ハ 審査請求書の記載事項

審査請求は書面又は国税電子申告・納税システム（e-Tax）によって提出しなければならないことは既に述べたとおりであるが、国税通則法では、審査請求書に必ず記載しなければならない事項とその記載の程度等が定められているものの、その様式は定められていない。そこで、国税不服審判所では、納税者の便宜を図って、必要な記載事項を盛り込んだ審査請求書の様式を定め、用紙及び記載の手引を各支部及び各支所並びに各税務署に備えているほか、国税不服審判所ホームページ（<https://www.kfs.go.jp>）からも入手できるようにしている。

（審査請求書の様式及び記載の手引については、P77～P82 参照）

審査請求書の記載事項は、次のとおりである。

- ① 審査請求の年月日  
審査請求が法定の期間内にされたものであるかどうかを明らかにするために記載する。
- ② 審査請求人の住所（所在地）、氏名（名称）  
審査請求人が法人である場合には、法人の所在地、名称のほか、代表者の住所、氏名を記載する。  
なお、審査請求人の氏名及び代表者の氏名の欄には押印が必要である。
- ③ マイナンバー  
個人番号又は法人番号を記載する。
- ④ 総代の住所、氏名  
共同審査請求について総代が選任されている場合には、総代となっている者の住所及び氏名を記載するとともに、「総代選任届出書」を併せて添付する。
- ⑤ 代理人の住所、氏名  
代理人がいる場合には、代理人の住所及び氏名を記載し、押印する。
- ⑥ 審査請求に係る処分（原処分）  
審査請求の対象とする処分を特定するために記載する。  
再調査の決定に不服がある場合であっても、審査請求の対象となるのは、「再調査の決定を経た後の原処分」であり、再調査の決定処分そのものについての審査請求はできないため、原処分を記載する。  
具体的には、原処分庁、原処分の通知書に記載されている日付、税目、処分の名称及び原処分の対象年分等（又は事業年度若しくは月分）を記載する。  
なお、税務署長がした処分で、その処分に係る事項に関する調査が国税局の当該職員の調査によってなされた旨の記載がある書面で通知されたものについては、その職員の所属する国税局の長（国税局長）が原処分庁となる。
- ⑦ 審査請求に係る処分があったことを知った日  
審査請求が法定の期間内にされたものであるかどうかを明らかにするために記載する。

なお、処分に係る通知を受けた場合にはその通知を受けた年月日を、再調査の請求についての決定を経た後の処分について審査請求をする場合には再調査決定書の謄本の送達を受けた年月日を記載する。

⑧ 再調査の請求をした年月日、正当な理由

再調査の請求をした者が、その請求に対する決定を経ないで審査請求をする場合には、再調査の請求をした年月日又は決定を経ないで審査請求をすることについての正当な理由を記載する。

また、法定の不服申立期間の経過後において審査請求をする場合には、経過したことについての正当な理由を記載する。

⑨ 審査請求の趣旨及び理由

審査請求書には、審査請求の「趣旨」及び「理由」を記載しなければならない。審査請求の「趣旨」は審査請求の簡潔な結論であり、審査請求の「理由」はそれを主張する根拠である。

「趣旨」は、処分の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするよう記載しなければならない。「理由」についても処分に係る通知書、再調査決定書謄本等により通知されている処分の理由に対する審査請求人の主張を明らかにするよう記載しなければならない。この「趣旨」及び「理由」があいまって審査請求人の主張が明らかになり、国税不服審判所の判断の対象も特定できることになる。

このように、書面で主張を明らかにするよう求めているのは、「第1節 審査手続の概要」で述べたように、国税不服審判所は当事者の主張の相違点すなわち争点に主眼を置いて審査することを基本としており、そのためには、まず、審査請求人が処分のどこに不服があるのかを十分把握する必要があるためである。

なお、審査請求書には、審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する収支計算書のような資料を添付するように努めなければならない。

二 代理人

審査請求は、代理人によっても行うことができる。

代理人になり得る資格については、別段の定めはないが、弁護士、税理士等の資格を有しない者が税務代理行為を業として行おうとすることについては、税理士法の規定による制限がある。

代理人は、不服申立人のために、不服申立てに関する一切の行為をすることができるが、不服申立ての取下げ及び代理人の選任は、特別の委任を受けた場合に限り行うことができる。

なお、代理人を選任した場合には、委任状や代理人選任届出書等（その代理人が税理士である場合には、税務代理権限証書。）の代理の権限を証明する書面を添付しなければならない。

ホ 総代

多数人が共同して不服申立てをすることができる場合に当たるときは、3人を超えない総代を互選して不服申立てをすることができる。

共同して不服申立てができる場合とは、例えば、同一の被相続人に係る相続税の課税価格の合計額又は相続税の総額について、複数の相続人が不服申立てする場合など、複数の不服申立人が一つの処分又は同一の事実上及び法律上の原因に基づき、画一的に処理されなければならない複数の処分について共同して不服申立てをする場合などである。

総代は、各自、他の共同不服申立人のために、不服申立ての取下げを除き、当該不服申立てに関する一切の行為を行うことができる。また、他の共同不服申立人は、総代を通じてのみ、不服申立てに関する一切の行為をすることができる。

これに対し、共同不服申立人に対する国税不服審判所長、支部所長及び担当審判官の通知その他の

行為は、総代が2人以上選任されていても、1人の総代に対してすれば足りる。

なお、共同不服申立人が総代を選任したときは、審査請求書等に総代選任届出書等の権限を証明する書面を添付しなければならない。

## (2) 窓口における審査請求書の補完・訂正等

国税不服審判所の窓口へ持参された審査請求書を収受する場合において、審査請求書の記載事項等について一見して明らかな記入漏れ、押印漏れ、記載誤りなどの不備又は誤りがある場合には、その場において補完又は訂正ができるものについては、持参人に補完又は訂正を求める。この場合において、審査請求書の記載事項等の訂正に当たっては、審査請求書の初葉に押印されているものと同一の印章で訂正箇所を押印させることとしている。

なお、持参人が当該印章を所持していない場合には、一旦、審査請求書を収受した上で、後日、形式審査担当者から審査請求人又は代理人に対して補正に関する連絡がある旨を告げている。

また、審査請求書の副本、代理人の権限を証する委任状（代理人が税理士である場合は税務代理権限証書）、「代理人の選任（解任）届出書」等又は総代の権限を証する書面、「総代の選任（解任）届出書」等の添付がない場合には、当該書類の提出を要請している。

## 2 形式審査

### (1) 形式審査の意義

形式審査とは、審査請求が法令に定める手続に従って適法にされたか否かについての手続要件の審査である。

審査請求書を受理した場合には、審査請求書の副本を原処分庁に送付するとともに、形式審査に必要な書類の提出を求め、その審査請求事件の担当審判官及び分担者として指定又は指名されることが予定される者を形式審査担当者に指名し、その形式審査担当者により形式審査が行われる。

### (2) 形式審査の範囲と方法

形式審査は、具体的には次のような事項について行われる。

- ① 審査請求の対象となる処分の存否
- ② 審査請求ができない処分でないかどうか
- ③ 不服申立適格及び請求の利益の存否
- ④ 適法な審査請求期間内かどうか
- ⑤ 再調査の請求の適法性
- ⑥ 不服申立先が適法であるかどうか
- ⑦ 裁決済みの処分についての審査請求でないかどうか
- ⑧ 審査請求中の処分について再度審査請求されたものかどうか
- ⑨ その他不適法事由の有無

形式審査は、原則として書面審査の方法によるが、審査請求人及び原処分庁提出の資料では不十分な場合には、審査請求人又は原処分庁に対して調査を行うこともある。

### (3) 補正の求め

審査請求書の記載内容及び添付書類の審査の結果、必要な記載事項を欠いているなどの不備があるが、その不備を補正することによって適法と認められる審査請求については、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。

補正に当たっては、形式に捉われることなく、できる限り適法な審査請求として補正されるよう、審

査請求人の意とするところを読みとった弾力的な取扱いをしている。

例えば、再調査決定の取消しを求める審査請求の場合、再調査決定そのものの取消しを求めることは国税通則法の規定によりできないこととなっているので、その審査請求の趣旨が明らかに再調査決定の取消しのみを求める趣旨のものでない限り、再調査決定を経た後の原処分についての取消しを求める審査請求とするように、審査請求人に十分説明した上で訂正を求めている。

補正の手続は、補正の確実性を期するために、書面による補正が望ましいが、審査請求人又は代理人が口頭による補正を申し出たときは、補正の内容を録取書に記録することにより、審査請求人等の意思の確実な伝達と証拠保全を図っている。

また、審査請求書の記載内容の欠陥又は不備が軽微なものについては、審査請求書の記載内容及び添付書類又は原処分関係書類等によって、審査請求書の必要的記載事項が判明するときは、審査請求人等の意思を確認しないで職権により補正し、他方、当該書類等では当該事項が判明しないときは、電話や書面により審査請求人等の意思を確認した上で職権により補正している。

なお、補正により、不備が訂正されたときは、初めから適法な審査請求がされたものとして取り扱われる。

#### (4) 不適法な審査請求に対する審理手続を経ないです却下裁決

形式審査を終了した後、適法と認められる審査請求及び不適法であることが明らかでない審査請求は、答弁書の提出を原処分庁に求めるとともに、担当審判官等を指名し、これらの者で構成する合議体に配付され、実質審理に入ることになるが、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかでない審査請求又は補正を求めても定められた期間内に補正されなかった審査請求は、審理手続を経ないで不適法な審査請求として却下の裁決がされる。

この場合の却下は、裁決の一態様ではあるが、他の裁決と異なり実質審理の対象として取り上げない旨の判断であるため、審理手続を経ないで行うことから、国税不服審判所長は合議体の議決に基づくことなく裁決を行う。

なお、形式審査の段階では不適法であることが明らかでなく、実質審理に着手した後不適法な審査請求であることが判明したときは、後記第3節5のとおり合議体の議決に基づき却下の裁決がされる。

不適法であることが明らかな審査請求としては、例えば次のようなものがある。

- ① 審査請求の対象となった処分が審査請求をすることのできないものである場合
- ② 審査請求の対象となった処分が存在しない場合又は裁決がされるまでにその処分が取り消されるなどして消滅した場合
- ③ 審査請求の対象となった処分が審査請求人の権利又は法律上の利益を侵害するものでない場合
- ④ 審査請求の対象となった処分について、既に国税不服審判所長の裁決がされている場合
- ⑤ 審査請求が法定の審査請求期間経過後にされており、かつ、審査請求期間を経過したことについて正当な理由が認められない場合
- ⑥ 審査請求中の処分について再度審査請求された場合

なお、これらの不適法事由について若干補足すれば、

②の処分の有無については、処分は行政庁の公権力の行使によって、直接国民の権利義務に影響を及ぼす法律上の効果を生ずるものであることを要するから、例えば、公売予告通知、延滞税の通知、予定納税基準額の通知等は、これに当たらず却下されることになる。

⑤の法定の審査請求期間の経過については、不服申立期間である3か月又は1か月の期間計算は、争訟手続上の要件であることから厳格に解釈されており、正当な理由がなければ、ゆうじょされることは

ない。また、滞納処分に係る不服申立期間については、特例があることは、前述のとおりである。

なお、正当な理由には、例えば、

- ① 誤って法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に不服申立てがされた場合
- ② 地震、台風、洪水、噴火などの天災に起因する場合
- ③ 火災、交通の途絶等的人為的障害に起因する場合

など、不服申立人の責めに帰すべからざる事由が一般的に該当するとされている。

却下の裁決がされると適法な審査請求を経ていないことになり、いわゆる不服申立前置の要件を満たしたことはならず、訴訟への道は閉ざされることになる。

しかし、適法な審査請求を誤って却下したときは、適法な不服申立ての前置があったとされる。逆に、不適法な審査請求について実質審理を行っても、適法な不服申立ての前置があったことにはならない。

### 3 答弁書の要求

形式審査の結果、審査請求が適法と認められる場合又は不適法であることが明らかでない場合については、原処分庁に対して答弁書の提出を求める。

#### (1) 答弁書提出の趣旨

答弁書は、審査請求人の主張に対する原処分庁の主張を記載した書面である。

協議団当時においては、原処分庁は協議団の求めがあった場合にだけ提出すれば足りるとされていたが、国税不服審判所の審査手続では、原処分庁は必ず答弁書を提出する義務があるとされている。

これは、審査請求人に審査請求の趣旨、理由を審査請求書に明確に記載することを要求することに対応して、原処分庁にもその主張を明確に表明することを義務付けたものである。

答弁書は、正本並びにその答弁書を送付すべき審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本を提出することとされており、副本は審査請求人及び参加人に対して送付される。このことにより、審査請求人及び参加人は答弁書に対し更に反論や反証することが可能となり、争点をより明確化し、公正かつ効率的な審理を進めることに役立つ。

#### (2) 答弁書の記載事項

答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張が記載されていなければならない。すなわち、審査請求の趣旨に対応してどのような裁決を求めるかが明らかにされるとともに、審査請求の理由により特定された原処分の違法事由に対応して原処分庁の主張を具体的に記載する。

原処分の理由は、既に更正等の通知書又は再調査決定書において示されているところであるが、その処分理由に対する審査請求人の主張が審査請求書で明らかにされているのであるから、答弁書においては、問題点をより一層絞り込み、深度ある原処分庁の主張が記載されることが要求される。



# 審査請求書 (初葉)

〔(注) 必ず次葉とともに、正副2通を所轄の国税不服審判所に提出してください。〕

国税不服審判所長		① 審査請求年月日	令和 年 月 日	
審査請求人	② 住所・所在地 (納税地)	〒 -	電話番号 ( )	
	③ (ふりがな) 氏名・名称	( )	④ 個人番号又は法人番号	
	⑤ 住所・所在地	〒 -	電話番号 ( )	
	⑤ 総代又は法人の代表者 (ふりがな) 氏名・名称	( )	⑥ 総代が互選されている場合は、総代の選任届出書を必ず添付してください。	
代理人	⑥ 住所・所在地	〒 -	電話番号 ( )	
	(ふりがな) 氏名・名称	( )	⑦ 委任状 (代理人の選任届出書) を必ず添付してください。	
審査請求に係る処分 (原処分)	⑦ 原処分等	( ) 税務署長・( ) 国税局長・その他 ( )		
	⑧ 処分日等	原処分(下記⑨)の通知書に記載された年月日	平成・令和 年 月 日付	
		原処分(下記⑨)の通知を受けた年月日	平成・令和 年 月 日	
	⑨ 処分名等 (該当する番号を○で囲み、対象年分等は該当処分名ごとに記入してください。)	税目等	処 分 名	対 象 年 分 等
		1 申告所得税 (復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	1 更正 (更正の請求に対する更正を含む。)	
			2 決定	
		2 法人税 (復興特別法人税又は地方法人税がある場合には、これを含む。)	3 青色申告の承認の取消し	
			4 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知	
		3 消費税・地方消費税	5 加算税の賦課決定 ( a 過少申告加算税 b 無申告加算税 c 重加算税 )	
			6 その他	
4 相続税				
	5 贈与税			
6 源泉所得税 (復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	1 納税の告知			
	2 加算税の賦課決定 ( a 不納付加算税、 b 重加算税 )			
7 滞納処分等	1 督促 [督促に係る国税の税目:]			
	2 差押え [差押えの対象となった財産:]			
	3 公売等 [ a 公売公告、 b 最高額申込者の決定、 c 売却決定、 d 配当、 e その他 ( ) ]			
	4 相續税の延納又は特納 [ a 延納の許可の取消し、 b 特納の申請の場下、 c その他 ( ) ]			
	5 還付金等の充当			
	6 その他 [ ]			
8 その他	( )			
⑩ 再調査の請求をした場合	再調査の請求年月日:平成・令和 年 月 日付			
	⑪ 該当する番号を○で囲んでください。			
	1 再調査の決定あり …………… 再調査決定書の謄本の送達を受けた年月日:平成・令和 年 月 日			
	2 再調査の決定なし			

※ 審判所整理欄	受 付 態 様	確認印	整理簿記入	本人確認	番号確認	身元確認	本人確認書類
	郵送等 ( ) 通信日付					本人 代理人	

※「審判所整理欄」には記入しないでください。

1号様式 (初葉)



## 審査請求書 (次葉)

審査請求人 (氏名・名称)

<b>① 審査請求の趣旨</b>	<p>◎ 原処分 (再調査の決定を経ている場合にあつては、当該決定後の処分) の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>なお、次の番号2の「一部取消し」又は3の「その他」を求める場合には、その範囲等を記載してください。</p> <p>1 全部取消し …… 初葉記載の原処分の全部の取消しを求める。</p> <p>2 一部取消し …… 初葉記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。</p> <p>3 その他 …… [ .....</p> <p>[一部取消しを求める範囲]</p>		
<b>② 審査請求の理由</b>	<p>◎ 取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。</p>		
<b>③ 正当な理由がある場合</b>	<p>◎ 下記の場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合には審査請求をすることができます。下記に該当する審査請求をされる場合には、「正当な理由」について具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過していない。</li> <li>・ 原処分があったことを知った日 (原処分に係る通知書の送達を受けた場合には、その受けた日) の翌日から起算して3月を経過している。</li> <li>・ 再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月を経過している。</li> <li>・ 原処分に係る通知書の送達を受けた場合を除き、原処分があった日の翌日から起算して1年を経過している。</li> </ul> <p>[正当な理由]</p>		
<b>④ 添付書類</b>	<p>◎ 添付する書類の番号を○で囲んでください。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は 税務代理権限証明書</li> <li>2 総代の選任届出書</li> <li>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</li> <li>4 原処分の通知書の写し</li> <li>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</li> <li>6 個人番号確認書類</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>7 身元確認書類</li> <li>8 書類の送達先を代理人とする申出書</li> <li>9 その他</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は 税務代理権限証明書</li> <li>2 総代の選任届出書</li> <li>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</li> <li>4 原処分の通知書の写し</li> <li>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</li> <li>6 個人番号確認書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 身元確認書類</li> <li>8 書類の送達先を代理人とする申出書</li> <li>9 その他</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は 税務代理権限証明書</li> <li>2 総代の選任届出書</li> <li>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</li> <li>4 原処分の通知書の写し</li> <li>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</li> <li>6 個人番号確認書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 身元確認書類</li> <li>8 書類の送達先を代理人とする申出書</li> <li>9 その他</li> </ul>		

- 審査請求書の記載に当たっては、別紙「審査請求書の書き方」を参照してください。
- この用紙に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。
- 証拠として提出された書類を審査請求書 (副本) の添付書類として原処分管に送付することは行いません。

1号様式 (次葉)



審査請求書 (初葉)

(注) 必ず次葉とともに、正副2通を所轄の国税不服審判所に提出してください。)

国税不服審判所長		① 請求年月日		令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
審査請求人	② 住所・所在地 (納税地)	〒100-0013 東京都千代田区澁谷3丁目1番1号		電話番号 00 ( 0000 ) 0000	
	③ (ふりがな) 氏名・名称	( しんぶんしょうじ かぶしきがいしゃ ) 審判商事株式会社	④ 個人番号又は法人番号	0 0 : 0 : 0 : 0   0 : 0 : 0 : 0   0 : 0 : 0 : 0	
	⑤ 総代又は法人の代表者	住所・所在地 〒102-0074 東京都千代田区九段南1丁目1番15号	電話番号	00 ( 0000 ) 0000	
	(ふりがな) 氏名・名称	( しんぶん たろう ) 審判 太郎	総代が互選されている場合は総代選任届出書を必ず添付してください。		
代理人	⑥ 住所・所在地	〒 -		電話番号 ( )	
	(ふりがな) 氏名・名称			委任状 (代理人の選任届出書) を必ず添付してください。	
審査請求に係る処分 (原処分)	⑦ 原処分庁	( 連町 ) 税務署長・( ) 国税局長・その他 ( )			
	⑧ 処分日等	原処分 (下記⑨) の通知書に記載された年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日付	更正・決定・加算税の賦課決定などの処分に係る日付であり、再調査の決定に係る日付とは異なりますからご注意ください。	
		原処分 (下記⑨) の通知を受けた年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
	⑨ 処分名等 (該当する番号を○で囲み、対象年分等は該当処分ごとに記入してください。)	税目等	処分名		対象年分等
		① 申告所得税 (復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	① 更正 (更正の請求に対する更正を含む。)	平〇. 4. 1~△. 3. 31事業年度分	
			② 決定	令V. 4. 1~□. 3. 31事業年度分	
		② 法人税 (復興特別法人税又は地方法人税がある場合には、これを含む。)	③ 青色申告の承認の取消し	平〇. 4. 1~△. 3. 31課税期間分	
			④ 更正の請求に対する更正すべき理由の届出の通知	令V. 4. 1~□. 3. 31課税期間分	
		③ 消費税・地方消費税	⑤ 加算税の賦課決定	a 過少申告加算税 b 無申告加算税 c 重加算税	
④ 相続税		⑥ その他			
⑤ 贈与税		⑦ その他			
⑥ 源泉所得税 (復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	⑧ その他				
⑦ 滞納処分等	1 納税の告知				
	2 加算税の賦課決定 (a 不納付加算税、b 重加算税)				
	1 督促 (滞納に係る国税の税目)				
	2 差押え (差押えの対象となった財産)				
	3 公示等 (a 公示公告、b 催告届出決定、c 売却決定、d 配当、e その他 ( ) )				
	4 相続税の延納又は物納 (a 延納の許可の取消、b 物納の申請の却下、c その他 ( ) )				
⑧ その他	5 還付金等の充当				
	6 その他 [ ]				
⑩ 再調査の請求をした場合	再調査の請求年月日：平成・令和 年 月 日付				
⑪	◎ 該当する番号を○で囲んでください。				
	① 再調査の決定あり	再調査決定書謄本の送達を受けた年月日：平成 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
② 再調査の決定なし					

※ 審判所整理欄	受付態様	確認印	整理係記入	本人確認	番号確認	身元確認	本人確認書類
	郵送等 ( ) 通付日付 ( ) 持参			本人確認		本人 代理人	個人番号カード/通知カード 運転免許証 その他 ( )

※「審判所整理欄」には記入しないでください。

1号様式 (初葉)

## 審査請求書の書き方

国税不服審判所ホームページ <http://www.kfs.go.jp>

この「書き方」は、審査請求書の様式に従って説明してありますので、記載例と併せてお読みください。  
審査請求書の記載例は、審判商事株式会社(通称「税務署長」)から以下のような更正等を受けたことに対して、再調査の請求を経て審査請求に及んだ場合を例として掲げています。

(更正等の内容)

- ① 平成〇年4月1日～平成△年3月31日及び令和▽年4月1日～令和□年3月31日事業年度の法人税の更正処分
- ② 平成〇年4月1日～平成△年3月31日事業年度の復興特別法人税の更正処分
- ③ ①及び②に係る過少申告加算税の賦課決定処分
- ④ 平成〇年4月1日～平成△年3月31日及び令和▽年4月1日～令和□年3月31日課税期間の消費税の更正処分
- ⑤ ④に係る過少申告加算税の賦課決定処分

※ 御不明な点がございましたら、各国税不服審判所にお問い合わせください。

① 請求年月日 審査請求書の提出年月日を記載してください。

② 住所・所在地(納税地) 審査請求をしようとする方の住所(法人の場合は、所在地)又は居所を記載してください。住所(所在地)又は居所と納税地が異なる場合は、上段に住所(所在地)又は居所を、下段に納税地を括弧書きで記載してください。電話番号は、日中ご連絡のとれる電話番号(携帯電話番号等)を記載してください。

③ 氏名・名称  
④ 個人番号又は法人番号  
⑤ 総代又は法人の代表者

- ・ 個人の場合には、③欄に氏名を記載し、押印してください。
- ・ 法人の場合には、③欄に名称を、④欄に代表者の住所又は居所及び氏名を記載し、代表者の印を押してください(③欄に会社印を押す必要はありません。)
- ・ 総代が互選されている場合には、⑤欄に総代の住所又は居所及び氏名(総代が法人の場合は所在地及び名称)を記載し、押印してください。なお、総代選任届出書を必ず添付してください。
- ・ 個人番号の記入に当たっては、左端を空欄にして記入してください。なお、審査請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複製されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

⑥ 代理人

- ・ 代理人が選任されている場合には、代理人の住所又は居所及び氏名(税理士法人の場合は、所在地及び名称)を記載し、押印してください。
- ・ 委任状(代理人の選任届出書(税理士の場合には、税務代理権限証書))を必ず添付してください。
- ・ 書類の送達先について、代理人を希望する場合には「書類の送達先を代理人とする。旨の中出を提出してください。

⑦ 原処分庁

- ・ 審査請求の対象とする更正処分等(原処分)の通知書に表示されている行政機関の長(例えば、「〇〇税務署長」、「〇〇国税局長」等)を記載してください。
- ・ 原処分の通知書に、「国税局の職員に基づいて行った」旨の付記がある場合には、その国税局長が原処分庁となりますから「〇〇国税局長」と記載してください。
- ・ 登録免許税に係る還付通知の請求に対してなされた還付通知をすべき理由がない旨の通知処分の場合には、「その他」欄に「〇〇法務局〇〇出張所登記官〇〇〇〇」と記載してください。

⑧ 処分日等

- ・ 上段には、「⑧処分名等」の各欄に記載する処分の通知書に記載されている年月日を記載してください。
- ・ 下段には、「⑧処分名等」の各欄に記載する処分の通知書の送達を受けた年月日を記載してください。なお、通知を受けていない場合は、処分があったことを知った年月日を記載してください。

⑨ 処分名等

- ・ 「税目等」の各欄は、審査請求に係る処分の税目等の番号(税目が複数あれば該当する全ての番号)を○で囲んでください。なお、番号「1」～「7」以外の場合(例:印紙税、登録免許税)には、番号「8」を○で囲み〔 〕内に税目等を記載してください。
- ・ 「処分名」の各欄は、税目ごとに審査請求に係る処分名の番号を○で囲んでください。なお、該当する処分名が掲げられていない場合は、各欄の「その他」に処分名を記載してください。
- ・ 加算税については、加算税の各欄の番号を○で囲んでください。
- ・ 「滞納処分等」の各欄は、差押え等の滞納処分ほか、第二次納税義務の告知や延納等国税の徴収に係る処分を記載してください。また、「3 公売等」及び「4 相續税の延納又は物納」については、審査請求の対象となる処分を○で囲むか、又は同欄の「その他」に処分名を記載してください。
- ・ 「対象年分等」の各欄は、処分名欄で○で囲んだ処分名ごとに対象年分、対象事業年度、対象課税期間、対象月分等を記載してください。なお、対象年分等が複数の場合は、それぞれ記載してください。
- ・ 法人税や申告所得税のように複数の年分の処分が存在する場合には、それぞれ税目を記載の後に年分を記載してください。
- ・ 「対象年分等」の各欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

【記載例】・ 申告所得税の場合……■●●〇年分

- ・ 法人税の場合……■●●〇年〇月〇日～■●●〇年〇月〇日事業年度分
- ・ (連結事業年度に係るものの場合……■●●〇年〇月〇日～■●●〇年〇月〇日連結事業年度分)
- ・ 消費税・地方消費税の場合……■●●〇年〇月〇日～■●●〇年〇月〇日課税期間分
- ・ 相續税の場合……■●●〇年〇月〇日相續開始分
- ・ 源泉所得税(及び復興特別所得税)の場合……■●●〇年〇月～■●●〇年〇月分

記載例の「■●●」には元号を記載してください。

# 審査請求書 (次葉)

	審査請求人 (氏名・名称)	審判商事株式会社
① 審査請求の趣旨	<p>② 原処分 (再調査の決定を経ている場合にあっては、当該決定後の処分) の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>なお、次の番号2の「一部取消し」又は3の「その他」を求める場合には、その範囲等を記載してください。</p> <p>① 全部取消し …… 初票記載の原処分の全部の取消しを求める。</p> <p>② 一部取消し …… 初票記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。</p> <p>③ その他 …… [ ]</p> <p>[一部取消しを求める範囲]</p>	
② 審査請求の理由	<p>③ 取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。</p> <p>当社が、得意先に対するサービス用品の配付に要した費用を広告宣伝費として租金の額に算入したところ、税務局長は、当該費用が租税特別措置法第61条の4第4項に規定する交際費等に該当するとして、法人税の更正処分及び少申告加算税の賦課決定処分並びに復興特別法人税の更正処分及び少申告加算税の賦課決定処分をした。</p> <p>しかしながら、次の理由から、当該費用は広告宣伝費に当たるので、これが交際費等に該当するとの認定は誤りである。</p> <p>1 当該サービス用品の配付対象者は、当社と取引をしている一般消費者である。</p> <p>2 当該費用は、広く一般消費者を対象にあらかじめ当社が行った広告宣伝の内容に従い、その約束ごとの履行として支出したものである。</p>	
③ 正当な理由がある場合	<p>④ 下記の場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合には審査請求をすることができます。下記に該当する審査請求をされる場合には、「正当な理由」について具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過していない。</li> <li>・ 原処分があったことを知った日 (原処分に係る通知書の送達を受けた場合には、その受けた日) の翌日から起算して3月を経過している。</li> <li>・ 再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月を経過している。</li> <li>・ 原処分に係る通知書の送達を受けた場合を除き、原処分があった日の翌日から起算して1年を経過している。</li> </ul> <p>(正当な理由)</p>	
④ 添付書類	<p>⑤ 添付する書類の番号を○で囲んでください。</p> <p>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は税務代理権限証明書</p> <p>2 総代選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>④ 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p>	<p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p>

- 審査請求書の記載に当たっては、別紙「審査請求書の書き方」を参照してください。
- この用紙に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。
- 証拠として提出された書類を審査請求書 (副本) の添付書類として原処分庁に送付することはありません。

1号様式 (次葉)

次葉にも、審査請求人氏名（名称）を必ず記載してください。

記載例の「■■■」には元号を記載してください。

⑩ 審査請求の趣旨

審査請求の対象とする処分等の取消し等を求める範囲について、番号「1」～「3」のうち該当する番号を○で囲み、「2 一部取消し」又は「3 その他」の場合には、その求める範囲を具体的に記載してください。

【2 一部取消しの場合の記載例】  
初葉記載の申告所得税（及び復興特別所得税）の■■■年分の更正処分のうち所得金額△△円を超える部分に対応する税額に係る更正処分の取消し及びこれに伴う過少申告加算税の賦課決定処分の取消しを求める。

【3 その他の場合の記載例】  
初葉記載の贈与税の延納条件を2年とする処分を3年へ変更することを求める。

⑪ 審査請求の理由

原処分全部又は一部の取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。この用紙に書ききれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。

【申告所得税の場合の記載例】  
私は、土地家屋を■■■年○月○日に譲渡したので、租税特別措置法第35条第1項の特別控除の規定を適用して所得税の確定申告書を出したが、A税務署長は、当該規定の適用は認められないとして更正処分等を行った。これは、次のとおり事実を誤認したものである。  
(以下、主張する事実関係を詳しく記載してください。)

【源泉所得税の場合の記載例】  
B税務署長は、外注先甲に対する支払が所得税法第183条第1項の給与等に該当するとして源泉所得税の納税告知処分をしたが、この処分は次の理由より法律の適用誤りである。  
(以下、適用誤りとされる理由を詳しく記載してください。)

【相続税の場合の記載例】  
私は、相続により取得したゴルフ会員権の価額を○○円と評価して相続税の申告をしたが、C税務署長はこれを△△円と評価して更正処分等を行った。しかしながら、これは次のとおり評価を誤ったものである。  
(以下、誤った評価とされる理由を詳しく記載してください。)

【消費税・地方消費税の場合の記載例】  
D税務署長は、取引先乙に支払った手数料の金額が、消費税法第30条第1項に規定する仕入税額控除の対象と認められないとして更正処分等を行った。しかしながら、この手数料については、次の理由により、仕入税額控除の対象とされるべきである。  
(以下、対象とされる理由を詳しく記載してください。)

【滞納処分等の場合の記載例】  
E税務署長は、私の所有するA町所在の土地を差し押さえた上に、更にB町所在の土地についても差押えを行ったが、次の理由により、B町所在の土地に対する差押処分は違法である。  
(以下、違法であるとした理由を詳しく記載してください。)

⑫ 正当な理由がある場合

不服申立期間（直接審査請求をする場合には処分があったことを知った日（処分に係る通知の送達を受けた場合には、その受け付けた日）の翌日から起算して3か月。再調査の請求を行った場合には再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1か月。）を経過した場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合にはその限りではありません。  
不服申立期間を過ぎた後に審査請求をする場合においては、その理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。この用紙に書ききれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。

【記載例】  
私は、○○税務署長から■■■年□月□日に、■■■年4月1日～■■■年3月31日事業年度の法人税の更正の通知書を受領したが、その処分通知には行政不服審査法第82条に基づく不服申立てに係る教示がされておらず、他の方法でも審査請求期間を知ることができなかったことから、審査請求期間内に審査請求を行うことができませんでした。

⑬ 添付書類

添付書類については、審査請求書とともに添付する書類の番号を○で囲んでください。

- 委任状（代理人の選任届出書）又は税務代理権限證書  
代理人が選任されている場合には、委任状（代理人の選任届出書（税理士の場合には、税務代理権限證書））を添付が必要です。  
なお、納税管理人を代理人として審査請求をする場合にも、委任状が必要です。
- 総代選任届出書  
総代が互選されている場合には、総代選任届出書の添付が必要です。
- 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料  
審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する必要がある場合には、その資料を添付してください。
- 「原処分の通知書」及び「再調査決定書の謄本」（再調査の決定がある場合）の写しをなるべく添付してください。
- 個人番号確認書類及び身元確認書類  
郵送にて提出する場合には、必ず個人番号確認書類（例、個人番号カード、通知カード）及び身元確認書類（例、個人番号カード、運転免許証）の写しを添付してください。
- 書類の送達先を代理人とする申出書  
代理人が選任されている場合でも、原則として、国税不服審判所からの書類は審査請求人（本人）に送付しておりますが、当該書類の送達先も代理人を希望される場合には、「代理人の選任届出書」にその旨を記載するか、「書類の送達先を代理人とする申出書」の提出が必要となります。

審査請求書は、初葉、次葉ともにそれぞれ正副2通の提出が必要です。

## 第3節 実質審理手続

### 1 担当審判官等の指定と答弁書副本の送付

形式審査が終了すると、担当審判官等が指定され、審査請求人に対して、当該担当審判官等の氏名等が通知される。

#### (1) 担当審判官等の指定と通知

支部所長は、形式審査を行った結果、適法な審査請求であると認められた場合（明らかに不適法であると認められない場合を含む。）は、その審査請求に理由があるかどうかについての調査及び審理を行わせるため、通常、担当審判官1名（原則として、形式審査を担当した国税審判官）と参加審判官2名以上を指定する。

担当審判官は、国税審判官から選任されなければならないが、参加審判官については、国税審判官だけでなく国税副審判官からも支部所長が指定する者を選任できる。

担当審判官及び参加審判官は、次に掲げる者以外でなければならない。

- ① 審査請求に係る処分又は当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者
- ② 審査請求人
- ③ 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- ④ 審査請求人の代理人
- ⑤ 上記③又は④であった者
- ⑥ 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- ⑦ 審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者

なお、このほかに、担当審判官の事務を補助する分担者として、国税審査官が1名指名されることが多いが、参加審判官となった国税副審判官が分担者を兼ねることもある。

協議団当時は、合議体を構成する協議官に、現在のように担当審判官、参加審判官のような区別を設けていなかったが、現行法の下においては、担当審判官は合議体の中心となってその担当する事件の調査及び審理を推進する職責を有している。

事実の確認等の調査についても、分担者を補助者として担当審判官が中心となって行い、参加審判官は、合議体の合議により担当することとなった事項についての調査等を行うこととし、上記調査等により確認した事実を基として審査請求に理由があるかどうかを審理するときは、合議体を構成する全員が十分に意見を交換して、慎重に判断している。

担当審判官等及び分担者が指定又は指名されると、当該担当審判官等及び分担者の氏名及び所属が審査請求人及び原処分庁に通知される。

担当審判官等の指定等の通知は、審査事務手続の便宜を考慮して、その事件の調査・審理の担当者を審査請求人及び原処分庁に知らせるものである。

事件の配付方法については、国税不服審判所発足当初から種々検討されてきたが、事件の内容、担当審判官の所掌件数及び経験等を踏まえつつ、審査請求事件の適正かつ迅速な処理の面から最も妥当な方式として、現在では、形式審査終了後、原則として、事件の種類、内容と無関係に、あらかじめ定めた合議体に順次配付する「順点方式」を採用し、審査の公正さを手続面で担保しているが、調査・審理に当たり特に高度な専門性・技術性を必要とする事件等については、その内容に応じて最もふさわしい合

議体をその都度選ぶ「応能方式」も可能としている。

## (2) 答弁書副本の送付

原処分庁から提出された答弁書の副本は、審査請求人及び参加人に送付される。

審査請求人及び参加人は、送付された答弁書に対し、更に反論書を提出することができ、これにより、より一層主張が明確になり、公正かつ効率的な審理に役立つ。

## 2 合議体

### (1) 合議体の構成員

合議体は、担当審判官1名と参加審判官2名以上で構成することとされているが、合議体の議決は多数決によるので、人数は奇数となるように構成される。

合議体の構成員は、人事異動等一定の事由によりその地位が変更する場合を除いて、支部所長の任意な裁量により変更することはできないこととされており、また、合議体の構成員に対する審査請求人からの忌避の申立ては許されない。

### (2) 合議体の構成方式

合議体の構成方式については、合議体の構成員をあらかじめ具体的に定めておく「固定方式」と、審査請求事件の内容等を考慮しながら事件の配付の都度構成員を指定する「流動方式」とがある。

国税不服審判所における合議体の構成を「固定方式」にするか「流動方式」にするかについては、協議団当時は流動方式であったことから、国税不服審判所発足当初から論議されたところであるが、国税不服審判所が、権利救済機関として真に納税者の信頼を得るためには、裁決結果が公正妥当であるというだけでなく、その裁決が公正な者により、公正な手続で審理されていると納税者に認められるようにすることも必要であるという考え方から、原則として、合議体の構成については「固定方式」とし、事件の配付については、前述のとおり原則としてあらかじめ定めた合議体に順次配付する「順点方式」を採用している。

### (3) 合議及び議決

審査請求事件の調査方針等の基本的な事項は合議体によって決定され、その実質審理は、合議体の合議を中心として行われる。合議は事件の内容、進行状況等に応じて適時・適切に開催し、調査により確認した事実を基として、合議体を構成する全員が十分に意見を交換し、公正妥当な結論に達するため議論を尽くしている。

担当審判官は、合議に基づいて具体的な調査についての指示を行うものとされており、事件が十分に調査・審理され、必要な審理を終え議決をするに熟したと認めたときは、審理を終結した上、議決のための合議（最終合議）を開くことになるが、議決については、合議体の構成員が各自平等の権能に基づいて行われる。

協議団時代における議決は、合議体の長を含む過半数（合議体の長は、常に過半数側に入っていない）により決せられていたが、現在は、単純過半数の意見により決せられることとされており、その趣旨は、判断の客観性と公正性をより確保しようとするものである。

## 3 調査及び審理

国税不服審判所の調査・審理は、審査請求人及び原処分庁のそれぞれが争点について主張し、立証し、それに対して国税不服審判所が公平な立場で必要な調査と審理を行い、適正な判断の下にその事件について個別的に妥当性のある結論を得られるようにすることを目的とするものである。しかも、納税者の権利

救済機関としての性格に鑑み、審査手続における質問・検査は、審査請求人の正当な権利利益の救済のためのものであって、新たな課税漏れ発見のためのものではないとの基本的態度が採られ、また、審理に当たっては、総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かすという趣旨に沿ってこれを行っている（争点主義的運営）。

調査・審理の方法は、書面を中心として行われ、口頭による審理方式を採用していない。これは、書面審理方式の方が口頭審理方式と比較して、簡易、迅速かつ正確な審理に役立つと考えられるからである。

調査・審理の具体的な手続は、次のとおりである。

### (1) 争点の整理・確定

争点主義的運営において、迅速にして公正な処理を行うためには、主張の明確化が不可欠であり、主張がなければ判断の対象を欠くことになることから、担当審判官は、争点を中心として調査に着手するよう準備をする。

すなわち、担当審判官は審査請求人及び原処分庁の主張を審査請求書及び答弁書等の主張書面から整理し明確にする。主張が不明確な場合などにおいては、必要に応じて審査請求人又は原処分庁に審査請求書又は答弁書等の記載の趣旨についての説明や補充、訂正を求めるなど、主張を明確にした上でその内容を相手方当事者に通知するとともに、反論を促すこととしている。

このように主張を明確にして、争点を整理・確定し、それについての調査方針を策定するが、この段階で一応確定された争点も、その後の審査請求人の主張の追加、変更又は撤回によって変わることがある。この場合においても、原処分庁にその内容を通知し、争点の再整理を行う。

### (2) 口頭意見陳述と補佐人

審査請求人は、担当審判官に対して口頭意見陳述の申立てを行い、定められた日時に出頭して、担当審判官に対して原処分の取消しを求める理由を口頭により説明し又は補足することができる。

また、口頭意見陳述には、原則として原処分庁も出頭することから、審査請求人は、担当審判官の許可を得て、原処分庁に対し原処分の法律上又は事実上の根拠に関する質問を行うことができる。これは、このような質問、回答を通じて、攻撃防御の対象を明確にすることで手続保障の機会の充実を図ることを目的としたものである。

なお、審査請求人は、担当審判官の許可を得て、補佐人とともに意見陳述の期日に出頭することができる。

補佐人の帯同は、審査請求人が十分に意見陳述を行うことができるよう専門的知識をもって、その意見陳述を補佐させる趣旨の制度であるから、補佐人の資格については別に規定はなく、事件の内容上特に必要とされる専門的な知識を有する者等、審査請求人の主張や説明を補佐させるべき相当の理由があり、かつ、補佐人となることが適当と認められる第三者である。また、補佐人は飽くまでも審査請求人の主張等を補佐するものであり、本人を代理する権限を有しないことから、その者が単独で出頭して発言することはできない。

### (3) 証拠の提出

審査請求人及び原処分庁は、それぞれの主張を裏付けるため、帳簿、領収証及び調査書等の証拠書類又は証拠物を提出したり、あるいは、証人又は鑑定人の申請をすることができる。このことは、紛争の早期、かつ、妥当な解決を図るためには、当事者が積極的に自己に有利な証拠書類等を提出することの方が効果的であるという考えに基づくものである。

なお、証拠書類等の提出について担当審判官は、状況に応じてその提出期限を定めて提出を促すことができる。

#### (4) 参加人の参加

審査請求人ではない者が審査請求に参加人として参加することがある。このような参加の方法が認められているのは、例えば、滞納処分による公売について審査請求があった場合に、その公売財産の買受人は、審査請求の結果により、取得した所有権を失う場合もあるなどその地位に重大な影響を受けるおそれがあるにもかかわらず、自らは審査請求人になれないので、このような場合に、その者に参加人としての地位を与えて、その者の立場から審査請求についての攻撃防御の機会を与えようとするものである。

このような利害関係人が参加人になるには、利害関係人から国税不服審判所長に参加したい旨を申し出て、その許可を受けて参加人となる場合と、利害関係人の申出の有無にかかわらず、国税不服審判所長が必要と認めて参加を求める場合とがある。

参加人は、当該審査請求において、口頭意見陳述、証拠書類等の提出及び後述する物件の閲覧・写しの交付請求等を行うことができ、裁決が行われた場合には、参加人にも裁決書の謄本が送付されることになっている。

#### (5) 審理関係人による物件の閲覧・写しの交付

審理関係人は、担当審判官に対し、当事者から任意に提出された証拠書類等や担当審判官が職権で提出を求めて提出された帳簿書類等について、閲覧又はその写しの交付を求めることができる。

この趣旨は、審理手続の透明性を向上させるとともに、当事者間の審理の公平を確保し、お互いの主張とその根拠を知る機会を与えることにより、それに対する必要な反論と証拠の提出等攻撃防御方法を尽くさせるためである。

閲覧等の請求の権利は、このように当事者にとって基本的な権利であるので、この申立てを受けた担当審判官は、審査請求の審理に支障がないように、日時、場所を指定して閲覧・写しの交付をさせることになる。担当審判官は、例えば、第三者のプライバシーを侵害したり、その第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、あるいは、税務執行上の機密に触れる場合など、正当な理由があるときでなければ、その閲覧・写しの交付の求めを拒否することができない。

#### (6) 担当審判官の質問、検査

担当審判官は、審理を行うため必要があるときは、職権で調査することができる。証拠書類等が、審査請求人及び原処分庁から積極的に提出されることが、迅速な調査・審理にとって役立つことはいまでもないが、それらの提出された証拠書類等の中には確認のための調査を必要とするものもあり、当事者の提出した証拠書類等だけでは事実の解明に不十分な場合もある。このような場合、担当審判官は独自で調査を行い、事実を解明することによって審査請求人の正当な権利利益の救済を図ることが必要となる。

また、審理関係人は、担当審判官に対し、審理に必要と思われる調査を行うよう申し立てることができる。担当審判官は、この申立てに対してそれが審理に必要であるかどうかを判断し、必要と認めるときは上記と同様の調査を行うことになる。

協議団当時においては、協議官は主として各税法で規定する質問検査権により必要な調査を行うこととされていたため、審査請求人や原処分庁が協議官からの質問に対し、それを拒否すると罰則の適用があるとされていた。しかし、審査請求書又は答弁書等で、それぞれの立場を主張している審査請求人及び原処分庁に質問拒否に対する罰則の適用があるとするのは適切ではないことから、昭和45年に、国税通則法の一部改正により、同法において審査請求の調査・審理における質問検査権及び罰則について、審査請求人又は原処分庁は調査に協力しなくても罰則の適用はないこととされ、その代わりに、このよう



な不協力の結果、審査請求人又は原処分庁の主張の基礎を明らかにすることが著しく困難になったときは、その主張を採用しないことができる。

担当審判官（担当審判官から調査の嘱託を受けた国税審判官及び担当審判官の命を受けた国税副審判官その他の国税不服審判所の職員も同様である。）の行う職権調査は、具体的に次のようなものである。

イ 当事者及びこれらの関係人その他の参考人に質問すること

担当審判官は、審査請求人、原処分庁及びこれらの関係人その他の参考人に質問することができる。審査請求人が法人であるときは、その代表者のほか従業員も調査の相手方とすることができ、また、審査請求人が個人であるときのその使用人についても同様である。

ここにいう関係人とは、その審査請求事件の代理人、参加人等の総称であり、参考人とは、そのような者も含め、担当審判官が審査請求について調査し、審理する上で参考となる取引先等である。

ロ イで述べた者の帳簿書類その他の物件につき、その所有者、所持者又は保管者に対しその物件の提出を求め、留め置くこと

この帳簿書類等の提出要求は、担当審判官の権限として帳簿書類等の提出を命ずる行為であって、審査請求人又は原処分庁による証拠書類等の任意提出とは性質が異なる。

担当審判官は、提出要求に応じて提出された帳簿書類等を留め置くことができる。

なお、留め置いた帳簿書類等で、調査・審理の過程において留め置く必要がなくなったものは、その都度、返還されるが、裁決が済んだときには、速やかに返還されることになっている。

ハ イで述べた者の帳簿書類その他の物件を検査すること

この検査とは、帳簿書類その他の物件について、その存在及び性質、形状、現象その他の作用を五感の作用によって知覚実験し、認識を得ることをいう。

ニ 鑑定人に対して鑑定させること

鑑定とは、担当審判官の判断能力を補充するために、学識経験のある第三者（鑑定人）にその専門知識又はこれに基づく事実判断についての意見を求めることをいう。

## (7) 調査に対する協力

審査請求事件の審理に必要な調査について、審査請求人、原処分庁、関係人その他の参考人は、この調査に協力する義務があり、調査に協力しない場合は、次のような措置がとられる。

イ 審査請求人等が調査に協力しない場合

審査請求人（審査請求人と特殊な関係がある者を含む。）又は原処分庁が正当な理由がなく、質問、提出要求又は検査に応じないため、審査請求人又は原処分庁の主張の全部又は一部についてその基礎を明らかにすることが著しく困難になった場合には、その主張を採用しないことができる。この場合の「正当な理由」とは、調査の持つ公的要請と当事者の拒否理由とを比較したときに、社会通念上拒否してもやむを得ないと認められる場合をいう。

なお、審査請求人と特殊な関係がある者とは、次のような者である。

- ① 審査請求人の配偶者その他審査請求人と生計を一にし、又は審査請求人から受ける金銭その他の財産により生計を維持している親族
- ② 審査請求人から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者で上記①以外の者
- ③ 審査請求人の使用人その他の従業者
- ④ 審査請求人である法人の代表者
- ⑤ 審査請求人が法人税法第2条第10号（同族会社の定義）に規定する同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と上記①又は②に掲げる関係にある者

⑥ 審査請求人の代理人、総代又は納税管理人である個人

ロ イに掲げる者以外の者が調査に協力しない場合

これらの者については、審査請求人に有利な証拠を所持する者が協力しないというような場合も考えられることから、この質問検査権の実効性を確保するために罰則の規定がある。

## (8) 併合審理・併せ審理

イ 併合審理

数個の審査請求がされている場合においても、個別的に妥当性のある結論に到達するため、原則として、それぞれ個別に審理、裁決を行う。しかしながら、これら数個の審査請求が、その処分に係る基礎的な事実関係が相互に密接な関係にある場合等で、これら審査請求を一括して審理した方が能率的であり、かつ、審理の重複、判断の抵触等を避けるため必要があると認められるときは、これらの審査請求を併合して審理することができる。これを「併合審理」といい、例えば次のような場合がある。

- ① 同一年分の国税に係る当初の更正・決定についての審査請求と再更正についての審査請求
- ② 本税の更正・決定についての審査請求と加算税の賦課決定についての審査請求
- ③ 法人税の更正・決定についての審査請求とその更正・決定に関連してされた役員給与等の源泉徴収に係る所得税の納税の告知についての審査請求

なお、併合審理中の事件でも、そのうちの一つの審査請求について裁決（議決）をするのに熟したときや、その他併合して審理するのが適当でない認められることとなったときは、併合した数個の審査請求を分離することができる。

ロ 併せ審理

同一の課税標準等について、更正処分と再更正処分等がある場合等で、一方の処分についてのみ審査請求がされているときは、その審理の範囲を拡張して、審査請求がされていない他方の処分についても併せて審理することができる。これを「併せ審理」という。この趣旨は、更正と再更正との関係のように、相互に不可分の関係がある場合に、二つの処分に対する判断の矛盾、抵触を避け、納税者の手数を努めて軽減しつつ、権利救済の目的を果たすということにある。

比較的多い事例としては、更正処分については審査請求がされているものの、その更正処分に係る加算税の賦課決定処分について審査請求がない場合で、裁決において更正処分の全部又は一部を取り消す場合にその加算税の賦課決定処分を併せて審理する場合などである。

## (9) 徴収の猶予等

審査請求人には、審査請求事件の係属中において、徴収の猶予等の申立てをする権利が与えられている。国税に関する法律に基づく処分に対し審査請求等の不服申立てがされても、一般的には、その目的となった処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げるものではないとされている（ただし、差押財産の換価については除外規定がある。）。しかしながら、この原則を常に貫くことは審査請求人が有利な裁決を勝ち得ても、もはや権利の回復ができず、せっかく得た裁決も実効を伴わない場合も生じるので、国税不服審判所長は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、審査請求の目的となった処分に係る国税について、税務署長等の意見を聴いた上で、その国税の全部若しくは一部の徴収を猶予することや、滞納処分の続行を停止することを税務署長等に求めることができることとされている。そして、この場合の、国税不服審判所長が「必要があると認めるとき」とは、例えば次のような場合がこれに当たる。

- ① 審査請求の対象となった処分の全部又は一部につき取消しが見込まれるとき（処分の一部取消しの

ときは、猶予するのはその取消しが見込まれる部分の税額に限る。)

② 審査請求に理由がないと認められる場合を除き、審査請求人等の誠意や資力の状況からみて、その審査請求の対象となった処分全部又は一部についての取消しが見込まれる場合、その取消しが見込まれる額を控除した残額について徴収の猶予等をして徴収不足を生ずるおそれがないと認められるとき

③ 審査請求にある程度理由があり、かつ、審査請求の対象となった処分に係る国税につき滞納処分を執行することにより、審査請求人等の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき

更に、審査請求人は、上記の事由による徴収の猶予等がされない場合でも、徴収の所轄庁へ担保を提供して、差押えをしないこと又は既にされている差押えを解除すべきことを国税不服審判所長に求めることができる。この場合において、国税不服審判所長は、提供された担保が相当であるときは、徴収の所轄庁に対し、差押えをしないこと又は既にされている差押えを解除すべきことを通知し、通知を受けた徴収の所轄庁は、その求めに応じなければならない。

これらの手続は、審査請求人の主張に相当の理由があると認めるときなどには、審査請求人が安んじて権利利益の救済を求められるようにすることを趣旨とするものであることから、調査・審理の段階においても十分配慮している。

しかし、一たび認められた徴収の猶予、滞納処分の続行の停止又は差押えの猶予等も、次の場合には、取り消されることがある。

① 審査請求人が繰上請求事由（国税通則法第38条第1項各号参照）のいずれかに該当することとなり、裁決があるまで猶予等を認めたのでは国税の徴収を確保することができないと認められるとき

② 担保の変更、増担保の提供等、担保を確保するための税務署長等の命令に担保提供者が応じないとき

なお、徴収の猶予がされた国税に係る延滞税について、昭和59年の国税通則法の一部改正により、年14.6%の割合で課される期間に相当する延滞税のうち、その2分の1が免除されることとなった。

これは、年14.6%の延滞税は、早期納付を間接的に強制するものであるといわれているところ、一方で徴収の猶予をしながら、他方で早期納付を強制するという矛盾を解消することとしたものである。

#### 4 審理手続の終結

担当審判官は、必要な審理を終えたときと認めるときは、審理手続を終結する。

この「必要な審理を終えたときと認めるとき」に該当するかどうかの判断は、担当審判官が審理関係人の申立て、請求等を受けて必要と判断した審理手続を行い、また、審理関係人からの主張及び証拠の提出を尽くさせ、更には、必要な求釈明、質問、検査等を行った後、合議により判断する。その結果、後記5(1)と同様に、担当審判官が「議決をするのに熟したときと認めるとき」に審理手続を終結する。

また、担当審判官は、次の場合にも審理手続を終結することができる。

① 答弁書、反論書、参加人の意見書や証拠書類、帳簿書類等が、担当審判官の定めた相当の期間内に提出されない場合において、担当審判官が更に一定の期間を示して提出を求めたにもかかわらず、その期間内にこれらの書類等が提出されないとき

② 口頭意見陳述の申立てをした審査請求人又は参加人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき

担当審判官が審理手続を終結した場合には、審理関係人又は担当審判官は、例えば次のような行為をすることができなくなる。

- ① 答弁書の提出
- ② 反論書の提出
- ③ 参加人の意見書の提出
- ④ 口頭意見陳述の申立て
- ⑤ 証拠書類等の提出
- ⑥ 審理関係人による担当審判官に対する質問・検査等の申立て
- ⑦ 担当審判官による質問・検査等
- ⑧ 物件の閲覧・写しの交付請求
- ⑨ 審理関係人の主張の追加、変更又は撤回
- ⑩ 担当審判官による釈明の求め及びこれに対する審理関係人の釈明

したがって、担当審判官は、審理手続を終結したときには、速やかに、審理関係人に対し審理手続を終結した旨を通知しなければならない。

## 5 議決及び裁決

### (1) 議決

担当審判官は、調査・審理の結果、議決をするに熟したと認められるときは、参加審判官と共に最終合議を行う（上記4の審理手続の終結のための合議と同時に開催されることが多い。）とともに、前述のように合議体の構成員の単純過半数の意見をもって議決を行い、その合議の結果を国税不服審判所長に報告する。

### (2) 裁決

国税不服審判所長は、合議体の議決に基づいて裁決を行う。「議決に基づく」とは、「議決により」とは異なり、合議体の議決が国税不服審判所長を完全に拘束するというものではないが、裁決は、少なくとも合議体の議決に基礎を置かなければならず、その議決から全くかけ離れたものであってはならない。

裁決書の作成に当たっては、①当事者の主張がかみ合っているか、②判断に欠落部分がないか、③判断の論理に飛躍や矛盾がないか、④言葉使いや法律用語の使用法に誤りがないかなどについて特に配慮し、審査請求人等にとって分かりやすく納得のいく裁決書となるよう努めている。

裁決権者は、国税不服審判所長である。協議団当時においては、裁決は、国税局長又は国税庁長官が国税局又は国税庁に置かれた協議団の議決に基づいて行っていたが、昭和45年に国税不服審判所が設立されて以来、国税不服審判所長が独自にその権限を行使し得ることになった。

なお、裁決権者は、国税不服審判所長であるが、各支部における実際の裁決事務は、支部所長の専決事項となっている。換言すれば、支部所長は、国税不服審判所長の分身として、国税不服審判所長の名において裁決事務を行っているのである。この場合、先例に反するような、あるいは今後重要な先例になりそうな事例は、あらかじめ本部に連絡して、国税不服審判所長の判断を仰ぐ。

### (3) 裁決の種類

裁決の種類には、却下、棄却、取消し及び変更の裁決がある。

#### イ 却下

審査請求について実質審理を行った結果、審査請求が法定の期間経過後にされた場合その他不適法であると認められる場合には、却下の裁決がされる。

この場合の却下の裁決は、実質審理を行った上での判断であることから合議体の議決を要する。

なお、形式審査において、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかな場合等には、審理手続を経ないで却下されることは前述のとおりである。

#### ロ 棄却

審査請求について実質審理を行った結果、審査請求に理由がないと認められるときは、棄却の裁決がされる。

#### ハ 取消し

審査請求について実質審理を行った結果、審査請求に理由があると認められるときは、原処分全部又は一部を取り消す裁決がされる。

#### ニ 変更

原処分の変更を求める審査請求に理由があるときは、原処分の変更の裁決がされる。この場合に、審査請求人に不利益な変更をすることは許されない。

例えば、耐用年数の短縮の承認申請についての処分、相続税額の延納条件に関する処分等について審査請求がされて、審理の結果、理由があると認められた場合には、原処分の全部又は一部の取消しという裁決にはなじまないもので、このような場合には、変更の裁決がされる。

なお、審査請求人は、上記いずれかの裁決があるまでは、いつでも書面により審査請求を取り下げることができる。

また、再調査の請求後3か月を経過し、再調査決定を経ないで審査請求がされた場合には、原則として、再調査の請求は取り下げられたものとみなされるが、郵送期間等の関係で再調査の請求に係る処分の全部又は一部を取り消す旨の再調査決定書の謄本が発せられた日以後に審査請求がされたときは、全部の取消しの場合にあってはその審査請求が、一部の取消しの場合にあってはその取り消された部分の審査請求は取り下げられたものとみなされる。

審査請求を取り下げることのできる者は、審査請求人本人及び取下げについて特別の委任を受けた代理人に限られ、総代又は取下げの委任を受けていない代理人は、これを行うことができない。代理人によって審査請求の取下げを行う場合には、取下げの委任を受けたことを証する書面を提出しなければならない。

なお、審査請求の取下げは、当初から審査請求がなかった状態に復して原処分を確定させる効果を持つものである。

#### (4) 裁決理由の付記

裁決には、裁決の理由を付記しなければならない。この趣旨は、裁決庁の判断を慎重、かつ、適正にし、その公正を担保するとともに、審査請求人にその裁決理由を知らせることにより、以後の訴訟の便宜を与えることにある。

#### (5) 国税庁長官に対する意見の通知

国税不服審判所長が、国税庁長官の発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき、又は他の国税に係る処分を行う際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に通知（平成26年の改正前は「申出」）しなければならない。これまでの意見の通知（申出）状況等については、第5章第3節2で前述したとおりである。

#### (6) 裁決書謄本の送達

審査請求について裁決がされると、裁決書が作成され、その裁決書の謄本は、審査請求人、参加人及び原処分庁に送達・送付され、裁決は、審査請求人及び処分の相手方に裁決書の謄本が送達されたときに、その効力を生ずる。

謄本の送達に当たっては、審査請求が代理人によってされているときにおいても、なるべく本人に対して送達するが、審査請求人本人の了解があれば、その送達先を代理人とすることができる。

## 裁 決 書 の 様 式

裁 決 書

令和 年 月 日

国税不服審判所長

国 税 不 服  
印  
審 判 所 長 印

審 査 請 求 人

住 所 又 は 所 在 地

氏 名 又 は 名 称

代 表 者

原 処 分 庁

原 処 分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

理 由

## 第4節 審査事務運営上の各種施策

### 1 審判の透明性の確保のための施策

国税不服審判所では、審査請求人又はその代理人（以下、この節において「審査請求人等」という。）に対し、審査請求における各種手続や審理の状況・予定などの情報を分かりやすく適切に提供することによって、審判の透明性を高め、より国民の理解しやすい審判を実現し、もって、国税不服審判所への信頼の確保を図ることを目的として次のような取組みを行っている。

#### (1) リーフレットの交付

審査請求人等において、審判の各段階における手続、争点となる要件事実などにつき十分理解が得られるよう、特に、審査請求人等が行うことができる手続を明確にするため、審査請求人等から審査請求書の提出等があった際に、「国税不服審判所と審査請求手続」というリーフレットを交付又は郵送している。また、担当審判官による初回の面談時に、同リーフレットを用いて、審査請求手続の概要について説明を行っている。

#### (2) 「審査請求よくある質問－Q&A－」の交付

審査請求人等において、審判の各段階における手続、争点となる要件事実などの疑問等が生じた場合の参考資料として、審査請求人等に上記イのリーフレットの交付に併せて「審査請求よくある質問－Q&A－」というパンフレットを交付している。また、担当審判官による初回の面談時に、「審査請求よくある質問－Q&A－」の活用を呼びかけている。

#### (3) 担当者の連絡・紹介

審査請求事件の担当者が決定した際には、「担当審判官等の指定について」という書面により、審査請求人等及び原処分庁（以下、この節において、これらを併せて「当事者双方」という。）に対し、担当・所属・氏名・役割・連絡先を通知している。また、初回の面談時に、担当審判官から全ての担当者を紹介している。

#### (4) 「審理の状況・予定表」の交付

審査請求について具体的な情報を適宜かつ適切に提供するために、担当審判官は、答弁書・反論書・意見書等の提出状況、作成時点の争点、調査・審理の状況、今後の予定などを記載した「審理の状況・予定表」を作成し、当事者双方に交付している。

#### (5) 同席主張説明の実施

担当審判官、審査請求人等及び原処分庁との間で、事件の理解を共通にし、主張及び争点を明確にすることにより、適正かつ迅速な裁決に資するため、担当審判官は、必要に応じ、当事者双方と同席の上、当事者から主張等について説明を求める「同席主張説明」を実施している。

#### (6) 「争点の確認表」の交付

審理を適正かつ迅速に進めていくためには、当事者双方の主張を的確に把握した上で争点を整理し、また、当事者双方が争点を共通して認識する必要がある。そのために、担当審判官は、当事者双方から提出された主張に関する書面に基づいて争点を整理し、①争われている原処分、②争点及び③争点に対する当事者双方の主張などを簡潔に要約した「争点の確認表」を作成し、交付している。

### 2 「審査請求書作成・提出時のセルフチェックシート」の活用

平成29年12月に、過去に提出された審査請求書の形式審査の結果から誤りやすい事項などを取りまとめ



た「審査請求書作成・提出時のセルフチェックシート」を作成し、各支部の窓口に備え付けるほか国税不服審判所ホームページに掲載している。

このチェックシートの活用により、審査請求書の記載漏れや必要書類の添付漏れ等を未然に防止し、審査請求書の收受時の確認及びその後の形式審査の軽減が図られ、ひいては審査請求事件の迅速な処理につながることから、審査請求人等に活用するよう積極的に呼びかけている。

### 3 裁決書の記載方法の見直し

裁決書は、審査請求人に対する応答であるとともに、後述する開示請求や裁決事例の公表などを通じて広く国民に周知されるものであることから、その記載方法については常に見直しを行い、裁決書の質的向上を図る必要がある。

このような問題意識の下、平成28年に、簡潔・明瞭な裁決書の実現に資するため、最高裁判所の判決や権威ある第一審判決における理由の書き方に倣いつつ、国税不服審判所における職権探知主義等の特有の手続、争点中心の審理といった運営上の特性に合わせて若干の修正をして、裁決書の記載方法を見直した。



## 第7章 国税审查分科会



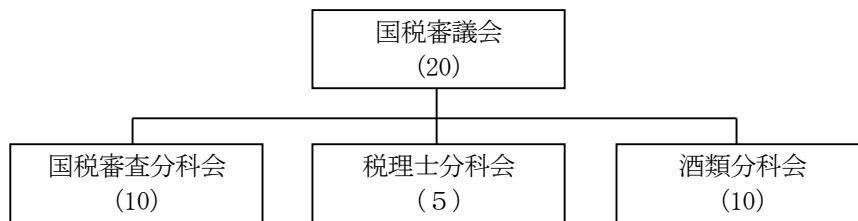
# 第1節 概要

## 1 組織の変遷

国税審査分科会は、昭和45年の国税通則法の改正による国税不服審判所の発足に伴い、審査請求事件の処理について第三者の公正な意見を反映させるため、国税庁長官の諮問機関として国税庁に設置された国税審査会を前身としている。

国税審査会は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）に基づく「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、それまで国税庁に設置されていた税理士審査会及び中央酒類審議会と統合する形で平成13年1月6日に発足した国税審議会に置かれた①国税審査分科会、②税理士分科会、③酒類分科会の3つの分科会のうち、国税審査分科会にその機能が引き継がれた。

（国税審議会の組織）



※ 括弧内の数字は定員を表す。

## 2 委員

国税審査分科会は、10人以内の委員で組織される（国税審議会議事規則第6条）。

国税審議会の委員は、学識経験のある者のうちから財務大臣が任命することとされ、任期は2年で再任が可能であり、これら委員のうちから、それぞれの分科会に属すべき委員を財務大臣が指名する（国税審議会令第3条、第4条、第6条）。

分科会長は、分科会の委員の互選により選任される（国税審議会令第6条）。

## 3 所掌事務等

国税審査分科会の所掌事務は、国税通則法の規定によりその権限に属させられた事項を処理することとされ（国税審議会令第6条）、具体的には、国税不服審判所長が、①国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決をするとき又は②他の国税に係る処分を行う際における法令解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときに、これが審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官が相当と認める場合を除き、国税庁長官と共同して諮問した事項についての審議、議決を行うこととされている（国税通則法第99条）。

なお、国税審査分科会は、所掌事務の審議及び国税不服審判所の裁決事例の研究をするために開催されるほか、国税審査分科会長が必要があると認めるときに開催される（国税審査分科会議事規則第1条）。

## 第2節 国税審査分科会委員

国税審査分科会の前身である国税審査会の第1期から第11期まで及び平成13年に発足した国税審査分科会の第1期から第10期までの委員は、下表のとおりである。

なお、国税審査会の初代会長には井藤半彌委員が就任し、その後木村元一委員、大川政三委員、貝塚啓明委員が就任し、国税審査分科会の初代分科会長には、貝塚啓明委員が就任し、その後北村敬子委員、水野忠恒委員、井堀利宏委員、林菜つみ委員、田近栄治委員が就任している。

表7-1 国税審査会委員・国税審査分科会委員名簿

### 【国税審査会】

第1期（昭和45年7月1日～昭和48年6月30日）	
秋山 武夫	小規模企業共済事業団理事長
井藤 半彌(※)	一橋大学名誉教授
小澤 文雄	前仙台高等裁判所長官
金子佐一郎	十条製紙(株)会長
金子 宏	東京大学教授
坂西 志保	評論家
松下 幸徳	作家、筆名「佐賀潜」（昭和45年8月3日まで）
松宮 隆	弁護士（昭和46年11月27日まで）
溝田 澄人	日本税理士会連合会会長（昭和46年8月25日まで）
山内 一夫	学習院大学教授
-----	
田中 富雄	作家、筆名「源氏鶏太」（昭和46年2月1日発令）
木村 清孝	日本税理士会連合会会長（昭和46年8月25日発令）
鶴澤 晋	弁護士（昭和47年3月15日発令）

(注) 発令時の現職を示し、( ) 書きは途中任期を示す。  
また、破線以下は、期中発令者、(※) は会長又は分科会長を示している。以下同じ。

策2期（昭和48年7月1日～昭和51年6月30日）	
秋山 武夫	(財)世界経済情報サービス理事長
井藤 半彌 (※1)	一橋大学名誉教授（昭和49年2月6日まで）
鶴澤 晋	弁護士
小澤 文雄	公害等調整委員会委員長
金子佐一郎	十条製紙(株)会長
金子 宏	東京大学教授
木村 清孝	日本税理士会連合会会長（昭和48年9月7日まで）
坂西 志保	評論家（昭和51年1月4日まで）
田中 富雄	作家、筆名「源氏鶏太」
山内 一夫	学習院大学教授
添田 正夫	日本税理士会連合会会長（昭和48年9月7日発令 昭和50年8月25日まで）
木村 元一 (※2)	一橋大学教授（昭和49年5月13日発令）
山本 義雄	日本税理士会連合会会長（昭和50年8月25日発令）

※1 昭和49年2月6日に退任

※2 昭和49年11月1日に会長就任

第3期（昭和51年7月1日～昭和54年6月30日）	
秋山 武夫	(財)世界経済情報サービス理事長
有賀美智子	評論家
鶴澤 晋	弁護士
小澤 文雄	公害等調整委員会委員長
金子佐一郎	十条製紙(株)相談役（昭和53年4月7日まで）
木村 元一 (※)	一橋大学名誉教授
田中 富雄	作家、筆名「源氏鶏太」
山内 一夫	学習院大学教授
山本 義雄	日本税理士会連合会会長
金子 宏	東京大学教授（昭和52年8月1日発令）

第4期（昭和54年7月1日～昭和57年6月30日）	
荒井 勇	(財)日本証券経済研究所理事長
有賀美智子	評論家
越智 度男	中小企業共済事業団理事長
笠川 元治	関西電力(株)副社長
金子 宏	東京大学教授
木村 元一 (※)	一橋大学名誉教授
関根 達夫	弁護士
染谷恭次郎	早稲田大学教授
藤原 寛人	作家、筆名「新田次郎」(昭和55年2月15日まで)
山本 義雄	日本税理士会連合会会長(昭和55年11月4日まで)
吉村 昭	作家、筆名「吉村昭」(昭和55年8月1日発令)
織本 秀實	日本税理士会連合会会長(昭和55年12月16日発令)

第5期（昭和57年7月1日～昭和60年6月30日）	
荒井 勇	(財)日本証券経済研究所理事長
織本 秀實	日本税理士会連合会会長
木村 元一 (※)	一橋大学名誉教授
関根 達夫	弁護士
染谷恭次郎	早稲田大学教授
別府 正夫	中小企業事業団副理事長
正木 英子	生活評論家
宮内 康夫	(株)日立製作所常務取締役
吉村 昭	作家、筆名「吉村昭」
確井 光明	横浜国立大学助教授(昭和58年8月1日発令)



第6期（昭和60年7月1日～昭和63年6月30日）		
荒井 勇	(財)日本証券経済研究所理事長	
大川 政三 (※)	一橋大学名誉教授	
織本 秀實	日本税理士会連合会会長 (昭和60年9月20日まで)	
染谷恭次郎	早稲田大学教授、日本会計研究学会会長	
竹平 光明	公証人	
別府 正夫	(財)中小企業調査協会顧問	
正木 英子	生活評論家	
宮内 康夫	(株)日立製作所副社長	
吉村 昭作	作家、筆名「吉村昭」	
飯島 岱蔵	日本税理士会連合会会長 (昭和60年9月20日発令 昭和62年10月1日まで)	
碓井 光明	横浜国立大学助教授 (昭和61年8月1日発令)	
片岡 輝昭	日本税理士会連合会会長 (昭和62年10月1日発令)	

第7期（昭和63年7月1日～平成3年6月30日）		
碓井 光明	横浜国立大学助教授	
大川 政三 (※)	一橋大学名誉教授	
片岡 輝昭	日本税理士会連合会会長	
竹平 光明	公証人	
別府 正夫	(財)中小企業調査協会顧問	
正木 英子	生活評論家	
三浦 朱門	作家、(社)日本文芸家協会理事長	
宮内 康夫	(株)日立製作所副社長	
茂串 俊	地域振興整備公団総裁	
森田 哲彌	一橋大学教授	

第8期（平成3年7月1日～平成6年6月30日）	
天野 順介	三菱電機㈱取締役副社長
確井 光明	東京大学教授（平成4年7月31日まで）
大川 政三 (※)	一橋大学名誉教授
大田 弘子	生活経済評論家
片岡 輝昭	日本税理士会連合会会長（平成5年9月10日まで）
小山 実	(財)中小企業調査会顧問
竹平 光明	公証人
三浦 朱門	作家・(社)日本文芸家協会理事長
茂串 俊	野村証券㈱特別参与
森田 哲彌	一橋大学教授
-----	
水野 忠恒	東北大学教授（平成4年9月1日発令）
平田 公敏	日本税理士会連合会会長（平成5年9月10日発令）

第9期（平成6年7月1日～平成9年6月30日）	
天野 順介	三菱電機㈱取締役副社長
大田 弘子	生活経済評論家
岡野俊一郎	国際オリンピック委員会委員・(株)岡埜栄泉社長
貝塚 啓明 (※)	東京大学名誉教授
河野 博	公証人
平田 公敏	日本税理士会連合会会長
三浦 朱門	作家・(社)日本文芸家協会理事長
水野 忠恒	東北大学教授
茂串 俊	野村証券㈱特別参与
森田 哲彌	一橋大学教授

第10期（平成9年7月1日～平成12年6月30日）	
天野 順介	三菱電機(株)常任顧問
安藤 和子	エッセイスト
岡野俊一郎	国際オリンピック委員会委員・(株)岡埜栄泉社長
貝塚 啓明 (※)	中央大学教授・東京大学名誉教授
北村 敬子	中央大学教授
河野 博	公証人
平岩 弓枝	作家・(株)日本文芸家協会理事
平田 公敏	日本税理士会連合会会長（平成9年9月3日まで）
水野 忠恒	東北大学教授
南 博方	成城大学学長・筑波大学名誉教授
森 金次郎	日本税理士会連合会会長（平成9年9月3日発令）

第11期（平成12年7月1日～平成13年1月6日）	
岡野俊一郎	国際オリンピック委員会委員、(財)日本サッカー協会会長
貝塚 啓明 (※)	東京大学名誉教授・中央大学法学部教授
北村 敬子	中央大学商学部教授（学部長）
島上 清明	(株)東芝代表取締役副社長
浜 矩子	(株)三菱総合研究所経済調査部長・エコノミスト
平岩 弓枝	作家・(社)日本文芸家協会理事
水野 忠恒	一橋大学法学部教授
南 博方	一橋大学名誉教授・筑波大学名誉教授・岩手県立大学総合政策学部教授
宮崎 直見	公証人
森 金次郎	日本税理士会連合会会長

## 【国税審査分科会】

第1期（平成13年1月～平成15年1月）	
岡野俊一郎	国際オリンピック委員会委員、(財)日本サッカー協会会長
貝塚 啓明 (※)	東京大学名誉教授・中央大学法学部教授
北村 敬子	中央大学商学部教授（学部長）
島上 清明	(株)東芝代表取締役副社長
浜 矩子	(株)三菱総合研究所経済調査部長
平岩 弓枝	作家・(社)日本文芸家協会理事
宮崎 直見	公証人
宮島 洋	東京大学大学院経済学研究科教授（平成13年11月15日任命）
森 金次郎	日本税理士会連合会会長
水野 忠恒	一橋大学法学部教授（平成14年4月30日任命、平成14年9月1日臨時委員）

第2期（平成15年1月～平成17年1月）	
阿刀田 高	作家・(社)日本文芸家協会常務理事
貝塚 啓明 (※)	東京大学名誉教授・中央大学法学部教授（平成16年6月10日退任）
北村 敬子	中央大学商学部教授
島上 清明	(株)東芝常任顧問
浜 矩子	同志社大学マネジメントスクール教授・(株)三菱総合研究所客員研究員
三屋 裕子	筑波スポーツ科学研究所副所長
宮崎 直見	公証人
宮島 洋	早稲田大学法学部教授（平成15年4月1日再任命、平成15年11月15日臨時委員）
小早川光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授（臨時委員）
水野 忠恒	一橋大学大学院法学研究科教授（臨時委員）
森 金次郎	日本税理士会連合会会長（臨時委員）

第3期（平成17年1月～平成19年1月）	
阿刀田 高	作家・(社)日本文芸家協会常務理事
井堀 利宏	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
北村 敬子 (※)	中央大学商学部教授
神津 十月	作家
島上 清明	(株)東芝常任顧問
高木 光	学習院大学法科大学院教授
浜 矩子	同志社大学大学院ビジネス研究科教授
水野 忠恒	国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授
宮崎 直見	公証人
森 金次郎	日本税理士会連合会会長（臨時委員）

第4期（平成19年1月～平成21年1月）	
井堀 利宏	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
岩崎 政明	国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
角田 光代	作家・(社)日本文芸家協会理事
神津 十月	作家
高橋 滋	国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授
田中 稔三	キャノン(株)専務取締役
浜 矩子	同志社大学大学院ビジネス研究科教授
水野 忠恒 (※)	国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授
宮崎 直見	公証人
森 金次郎	日本税理士会連合会会長（臨時委員）

第5期（平成21年1月～平成23年1月）	
井堀 利宏 (※)	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
岩崎 政明	国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
角田 光代	作家・(社)日本文藝家協会理事
河村小百合	(株)日本総合研究所調査部主任研究員
神津 十月	作家
高橋 滋	国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授
田中 稔三	キャノン(株)代表取締役副社長
林 菜つみ	弁護士
池田 隼啓	日本税理士会連合会会長（臨時委員）
水野 忠恒	国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授（臨時委員）

第6期（平成23年1月～平成25年1月）	
井堀 利宏 (※)	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
岩崎 政明	国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
角田 光代	作家・(社)日本文藝家協会理事
河村小百合	(株)日本総合研究所調査部主任研究員
神津 十月	作家
高橋 滋	国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授/国際・公共政策大学院長
中村 豊明	(株)日立製作所執行役員専務
林 菜つみ	弁護士
水野 忠恒	国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授
池田 隼啓	日本税理士会連合会会長（臨時委員）

第7期（平成25年1月～平成27年1月）	
井堀 利宏（※）	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
林 菜つみ	弁護士
岩崎 政明	国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
角田 光代	作家・（社）日本文藝家協会理事
河村小百合	（株）日本総合研究所調査部主任研究員
神津 十月	作家
中村 豊明	（株）日立製作所執行役副社長
山田 洋	国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授
吉村 典久	学校法人慶應義塾大学法学部教授
池田 隼啓	日本税理士会連合会会長（臨時委員）

第8期（平成27年1月～平成29年1月）	
林 菜つみ（※）	弁護士
山田 洋	国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授
岩崎 政明	国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
角田 光代	作家・（公社）日本文藝家協会理事
河村小百合	（株）日本総合研究所調査部上席主任研究員
田近 栄治	国立大学法人一橋大学大学院経済学研究科、国際・公共政策大学院特任教授
中村 豊明	（株）日立製作所執行役副社長
手島麻記子	（株）彩食絢美代表取締役
吉村 典久	学校法人慶應義塾大学法学部教授
池田 隼啓	日本税理士会連合会会長

第9期（平成29年1月～平成31年1月）	
田近 栄治（※）	学校法人成城大学経済学部特任教授
山田 洋	国立大学法人一橋大学大学院法学研究科名誉教授
石田 千	作家・学校法人東海大学文学部文芸創作学科特任教授
遠藤みどり	元東京高等検察庁検事
河村小百合	（株）日本総合研究所調査部上席主任研究員
佐藤 英明	学校法人慶應義塾大学大学院法務研究科教授
中村 豊明	（株）日立製作所取締役
手島麻記子	（株）彩食絢美代表取締役・食文化研究家・日本酒と料理の相性研究家
吉村 典久	学校法人慶應義塾大学法学部教授
神津 信一	日本税理士会連合会会長

第10期（平成31年1月～令和3年1月）

田近 栄治（※）	学校法人成城大学経済学部特任教授
山田 洋	学校法人獨協大学法学部教授
石田 千	作家・学校法人東海大学文学部文芸創作学科特任教授
遠藤みどり	元東京高等検察庁検事
中空 麻奈	BNPパリバ証券(株)市場調査本部長
佐藤 英明	学校法人慶應義塾大学大学院法務研究科教授
中村 豊明	(株)日立製作所取締役
手島麻記子	(株)彩食絢美代表取締役・食文化研究家・日本酒と料理の相性研究家
吉村 典久	学校法人慶應義塾大学法学部教授
神津 信一	日本税理士会連合会会長

## 第3節 審議の状況

これまでに開催された国税審査会及び国税審査分科会の開催状況は、下表のとおりである。

なお、国税不服審判所長が、国税通則法第99条第1項の規定に基づき、国税庁長官に意見を申し出た審査請求事件はこれまでに9件あるが、いずれも審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官が相当と認めているため、国税庁長官が国税審査会及び国税審議会（国税審議会の付託を受けた国税審査分科会）に付議した事例はない。

したがって、これまでの国税審査会及び国税審査分科会における主な議事は、会長の互選、税務行政の動向、国税不服審判所の概要、審査請求の状況、意見申出事案の紹介、裁決事例の紹介などとなっている。

表7-2 国税審査会及び国税審査分科会の開催状況等

### 【国税審査会】

回	開 催 年 月 日	主 な 議 題 等
第1回	昭和 45. 7. 15	1 会長互選（会長 井藤半彌委員） 2 国税審査会議事規則の決定、運営についての検討 3 戦後における税務行政の推移と不服審査制度改正の背景についての説明
第2回	昭和 46. 2. 15	1 国税審査会の運営事項の決定 2 国税不服審判所の運営状況の説明 3 異議申立ての処理の現状についての説明
第3回	昭和 46. 9. 23	1 税務行政の現状の説明 2 審査請求事件の発生及び処理の状況について 3 意見申出事案の紹介 仮装経理に起因する減額更正に伴う法人税額の還付について
第4回	昭和 47. 5. 9	1 税務行政の現状の説明 2 裁決事例の紹介 法人のいわゆる「逆合併」に係る審査請求事件の裁決について
第5回	昭和 47. 11. 14	1 税務行政の現状の説明 2 不服申立ての発生、処理状況 3 意見申出事案の紹介 外国人である被相続人に課されるべき国税（所得税）の承継について
第6回	昭和 49. 11. 1	1 会長互選（会長 木村元一委員） 2 税務行政の現状の説明 3 不服申立ての状況 4 意見申出事案の紹介 外国人職員の休暇帰国に当たって支給した旅費に係る審査請求事案（源泉所得税）について
第7回	昭和 52. 6. 9	1 会長互選（会長 木村元一委員） 2 税務行政の現状の説明 3 審査請求事件の発生及び処理の状況について



回	開催年月日	主な議題等
第8回	昭和 54. 10. 9	1 会長互選（会長 木村元一委員） 2 税務行政の現状の説明 3 審査請求事件の発生及び処理の状況について 4 意見申出事案の紹介 ① 資産を取得するために要した借入金利子の取得費算入に係る審査請求事案（申告所得税）について ② 資産を取得するために要した借入金利子及び借入金債務担保のための抵当権設定費用の取得費算入に係る審査請求事案（申告所得税）について
第9回	昭和 56. 1. 29	1 税務行政の現状の説明 2 審査請求事件の発生及び処理の状況について 3 意見申出事案の紹介 相続により取得した定期預金の評価に係る審査請求事案（相続税）とその措置について
第10回	昭和 57. 10. 19	1 会長互選（会長 木村元一委員） 2 税務行政の現状の説明 3 審査請求事件の発生及び処理の状況について
第11回	昭和 60. 5. 17	1 税務行政の現状の説明 2 審査請求事件の発生及び処理の状況について 3 裁決事例の紹介 譲渡担保設定者の滞納国税を譲渡担保財産から徴収することができる時期に関する裁決について
第12回	昭和 60. 10. 14	1 会長互選（会長 大川政三委員） 2 税務行政の現状の説明 3 審査請求事件の発生及び処理の状況について 4 裁決事例の紹介 離婚成立前に不動産の贈与を受けた妻に対し第二次納税義務の追及をすることの可否に関する裁決について
第13回	昭和 61. 10. 14	1 税務行政の現状の説明 2 審査請求事件の発生及び処理の状況について 3 裁決事例の紹介 解除権の行使によって贈与契約が解除された旨の主張を認めた裁決について
第14回	昭和 62. 11. 5	1 税務行政の現状の説明 2 審査請求事件の発生及び処理の状況について
第15回	昭和 63. 10. 31	1 会長互選（会長 大川政三委員） 2 税務行政の現状の説明 3 審査請求事件の発生及び処理の状況について 4 裁決事例紹介 使用人兼務役員の使用人としての職務に対する相当な賞与の額を算出する場合に比準者が存在しないときには、同種の事業を営む法人の使用人の賞与の支給倍率等を勘案して算出することが相当であるとした裁決について

回	開 催 年 月 日	主 な 議 題 等
第16回	平成 元. 12. 8	1 税務行政の現状の説明 2 審査請求事件の発生及び処理の状況について 3 裁決事例紹介 死亡退職手当金で購入した中期国債ファンドの解約金を市へ贈与した場合にも租税特別措置法第70条の規定の適用があるとした裁決について
第17回	平成 2. 11. 22	1 税務行政の現状の説明 2 審査請求事件の発生及び処理の状況について 3 意見申出事案の紹介 住宅取得特別控除に係る審査請求事案(申告所得税)について
第18回	平成 4. 1. 30	1 会長互選(会長 大川政三委員) 2 税務行政の現状の説明 3 審査請求事件の発生及び処理の状況について 4 意見申出事案の紹介 代償財産として金銭が交付された場合の相続税の課税価格及び各人の算出税額に係る審査請求事案(相続税)について
第19回	平成 5. 1. 28	1 税務行政の現状の説明 2 審査請求事件の発生及び処理の状況について 3 裁決事例の紹介 国外のオークションを通じて購入した資産が減価償却資産に当たるとした裁決について
第20回	平成 6. 1. 27	1 税務行政の現状の説明 2 審査請求事件の発生及び処理の状況について 3 裁決事例の紹介 ① 譲渡物件は居宅新築のための仮住まいと認められ、譲渡所得について租税特別措置法第35条の規定による特別控除はできず、また、居住期間を偽った住民票の添付は重加算税の対象になるとした裁決について ② 貸家としていた居宅を売却するに当たり、夫より持分2分の1の贈与を受けて、贈与税の配偶者控除の適用を受けるため仮住まいした上、実際には居住しない贈与税の申告期限の日を含めて居住したように工作した住民票を添付し申告したことは、隠ぺい又は仮装の行為に当たるとした裁決について ③ 請求人の住民票が譲渡家屋の所在地から移転しなかった事情等を考慮すると、当該住民票を添付したことが必ずしも事実を隠ぺいしたと推認できず、請求人の調査時における虚偽答弁等をもっては仮装したとはいえないとした裁決について

回	開 催 年 月 日	主 な 議 題 等
第21回	平成 7. 1. 30	1 会長互選（会長 貝塚啓明委員） 2 税務行政の現状の説明 3 審査請求事件の発生及び処理の状況について 4 裁決事例の紹介 ① 外国法人の標章を不正に使用したことを理由とする損害賠償請求訴訟事件に関して、請求人が外国法人に支払った和解金が、国内源泉所得として源泉徴収の対象になるとした裁決について ② 消費税施行前に販売した商品につき返品があったように仮装して、消費税額の還付を受けたことに対し、重加算税を賦課したことは適法であるとした裁決について ③ 海砂を採取する権利の取得に際し、利害関係のある漁協の同意を得るために支払った漁場迷惑料は、仕入税額控除の対象となる課税仕入れの対象とはならないとした裁決について ④ 離婚に伴う裁判上の和解に基づき居住用土地の2分の1を分筆して相手方に所有権の移転登記をしたことにつき、その実質は離婚に伴ってなされた共有土地の分割であり、これによって譲渡所得が発生することはないとした裁決について
第22回	平成 8. 1. 24	1 税務行政の現状と説明 2 審査請求事件の発生及び処理の状況について 3 裁決事例の紹介 ① 評価通達に定める路線価が実勢価格に70%の評価割合を乗じた水準に設定されているから、鑑定評価額に70%を乗じた価額を本件土地の評価額とすべきであるとの請求人の主張を退けた裁決について ② 原処分庁が国税徴収法第24条の規定により、滞納者の譲渡担保権者である請求人（銀行）に物的納税責任を追及するための告知を行ったのに対して、請求人が滞納者等との間で締結している「一括支払いシステムに関する契約」の定めを根拠に物的納税責任の不存在を申し立てた裁決について ③ 取引先である外国法人の発注に基づき第三者を経由して輸出販売し、その代金を受領している取引は、輸出取引に該当するものの、請求人には、輸出証明書が交付されていないことから、消費税法第7条第1項に規定する輸出免税の適用を受けることはできないとした裁決について
第23回	平成 9. 1. 29	1 税務行政の現状と説明 2 審査請求事件の発生及び処理の状況について 3 裁決事例の紹介 ① 調停に基づく離婚慰謝料として譲渡することになったマンションの譲渡時期は所有権移転登記のときではなく、請求人の資産を搬出して当該マンションを相手方に引き渡したときであるとした裁決について ② ゴルフ会員権を買戻し条件付で譲渡したこととし、その譲渡損失につき、給与所得と損益通算して所得税の還付申告をした行為は、国税通則法第68条第1項の隠ぺい、仮装に当たるとした裁決について

回	開 催 年 月 日	主 な 議 題 等
第24回	平成 10. 2. 9	1 会長互選（会長 貝塚啓明委員） 2 税務行政の現状の説明 3 審査請求事件の発生及び処理の状況について 4 裁決事例の紹介 ① 得意先から表生地が無償支給を受け、裏生地、芯地材及び副資材を自己調達してプレタポルテ（高級既製婦人服）を製造する事業は、第三種事業ではなく、第四種事業に該当するとした裁決について ② 審査請求中に義務的修正申告書を提出しなかったことが国税通則法第65条第4項に規定する「正当な理由」に該当するとした裁決について
第25回	平成 10. 10. 16	1 税務行政の現状の説明 2 審査請求事件の発生及び処理の状況について 3 裁決事例の紹介 ① 債務者である代表者が債務超過に陥っているか否かの判断に当たり、代表者が所有する個々の資産、負債の評価は、代表者が所有する請求人の株式を含め、時価評価（純資産価額方式）によることが相当であるとした裁決について ② 歯科技工を営む者が自ら原材料等を購入して、歯科補てつ物を製作し受注先に納入している場合の消費税の簡易課税制度における事業区分は、第四種事業（サービス業）に該当するとした裁決について ③ 重加算税の賦課要件を充足するためには、過少申告行為とは別に隠ぺい又は仮装であると評価すべき行為の存在を必要としているものであると解されるところ、原処分庁はその行為の存在について何らの主張・立証をしておらず、隠ぺい又は仮装の事実を認めることはできないとした裁決について
第26回	平成 11. 2. 22	1 税務行政の現状の説明 2 裁決事例の紹介 ① 米国内国歳入法401Kの掛金の拠出金は給与等の収入金額に当たるとした裁決について ② 保証債務の履行に伴う他の連帯保証人に対する求償権については、当該他の連帯保証人は債務超過の状態にあり、求償権の行使は不可能であると認定して、所得税法第64条第2項の適用を認容した裁決について
第27回	平成 11. 6. 18	1 税務行政の現状の説明 2 審査請求事件の発生及び処理の状況について 3 裁決事例の紹介 ① ゴルフ会員権の平日会員権から正会員権への転換のための資金の借入金利子が、使用開始の日までの期間に対応する部分について取得費に該当するとした裁決について ② パチンコ景品交換業務は課税取引に当たるとした裁決について
第28回	平成 11. 11. 29	1 税務行政の現状の説明 2 裁決事例の紹介 ① 特約店の廃業等を支援するため行った売掛金の減額処理は寄附金に該当しないとされた裁決について ② ゴルフ会員権の三者間取引で買戻し条件付き売買で創出した譲渡損を認めないとされた裁決について

回	開催 年月日	主な議題等
第29回	平成 12. 6. 5	1 税務行政の現状の説明 2 裁決事例の紹介 実質上の構成員として共同事業に参加した業者に外注費として支出した金額は交際費等に該当しないとした裁決について
第30回	平成 12. 11. 2	1 税務行政の現状の説明 2 裁決事例の紹介 ① 課税資産の譲渡等に係る消費税額の1円未満の端数処理について一部特例の適用を認めた裁決について ② いわゆるエスクロー契約が締結されている場合の株式等の譲渡に係る収入の計上の時期は株式等の引渡時であるとした裁決について

【国税審査分科会】

回	開 催 年 月 日	主 な 議 題 等
第1回	平成 13. 11. 19	1 不服申立ての状況 2 最近における審査請求事件の動向等 3 裁決事例の紹介 ① 給与等の収入金額をことさら過少に申告した行為は、「偽りその他不正の行為」に該当するとした裁決について ② 請求人の代表者が取引先から受取った金員は、請求人が購入車両価額に上乘せして捻出したものであり代表者の役員賞与であるとした裁決について
第2回	平成 14. 10. 15	1 不服申立ての状況 2 審判所の概要 3 裁決事例の紹介 ① 請求人（土木建築業）が帳簿に計上した外注費には、水増し計上及び架空取引に係るものが含まれているとし、その損金算入を認めなかった裁決について ② 請求人が輸入業者・ブローカーを通じて仕入れた家具の仕入金額について、輸入業者から入手した輸入申告書の金額をもって仕入過大額を算定した原処分は誤りであると認定した裁決について ③ 相続した土地の価額は、借地権に係る売買実例を基に評価すべきであるとの請求人の主張を採用しなかった裁決について ④ 中華そば店を営む請求人が、一部の帳簿しか保存せず、帳簿に記載した売上金額も出前売上金額の30から40%を除外し、更に、麺の仕入先と共謀して仕入数量と金額を実際の取引の2分の1となるよう納品書や領収書を作成させていたもので、原処分庁は推計課税により5年間遡及して所得金額を算出し、更正処分及び重加算税の賦課決定処分をした裁決について
第3回	平成 15. 10. 17	1 分科会長の互選（分科会長 貝塚啓明委員） 2 不服申立ての状況 3 裁決事例の紹介 ① 当初の土地売買契約を解除して買主に支払った違約金を、その後に行った当該土地の譲渡に係る所得金額の計算上、譲渡費用として控除できるかが争われた裁決について ② 請求人（店舗の設計、監理、施工業）が税務調査に協力せず、事業所得の金額を帳簿等に基づいて計算できなかったとして、推計（同業者比率法）により行われた更正処分につき、原処分庁が採用した同業者の業種、規模、業態の類似性が争われた裁決について ③ 請求人が、A国の子会社Bの増資に当たり、中古機械装置をB社宛に輸出したことにつき、当該輸取出引は輸出承認申請書等に記載された価額による売買であるか、B社に対する現物出資であるかが争われた裁決について ④ 請求人が、A国に出国した（平成9年12月9日）後に、父BからC国の法人の株式（本件株式）を受贈した場合につき、その取得時期は出国前か、出国後かが争われた裁決について

回	開 催 年 月 日	主 な 議 題 等
第4回	平成 17. 4. 26	1 分科会長互選（分科会長 北村敬子委員） 2 裁決事例の紹介 ① 請求人が組合員となっている民法上の任意組合からの船舶の賃貸事業に係る損益であるとする金額が、所得税法第26条第1項に規定する不動産所得の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に当たるか否かを争点とする裁決について ② 請求人が譲渡したP市の土地が、特定の居住用財産の買換えの特例の適用がある居住用財産に該当するか否かを争点とする裁決について
第5回	平成 19. 2. 6	1 分科会長互選（分科会長 水野忠恒委員） 2 最近の税務行政の動向 3 裁決事例の紹介 原処分庁が請求人の行った法人税の申告には収益（完成工事高）の過少計上認められるとして増額更正処分を行ったのに対して、請求人が（更正処分の理由については争わないものの、）当初申告には他の収益（土地の受贈益）の過大計上があったとして、更正処分の一部取消し（減額）を求めた裁決について
第6回	平成 20. 3. 19	1 国税不服審判所の概要等 2 裁決事例の紹介 ① 美容業を営む者が税務調査の際に帳簿書類を提示しなかったことから、推計課税により、平成14～16年分の所得税について更正処分等が行われたところ、推計課税で課税することのほか、寡婦控除の適用が争われた裁決について ② 海外子会社から〇〇用器具を購入する審査請求人の取引について移転価格税制を適用し、当該取引は利益分割法により算定した独立企業間価格で行われたものとみなされることとしてされた更正処分等は適法であるとした裁決について ③ 金員の取得原因は死因贈与ではなく贈与によるものであるとして相続税の更正処分を全部取り消した裁決について ④ 請求人の勤務するA社（内国法人）が属するグループを支配するB社（外国法人）から、同グループの従業員持株制度に基づき請求人に無償でB社の株式を取得することができる権利（アワード）を付与されたことに基づいて生じる経済的利益の収入すべき時期と所得区分が争われた裁決について
第7回	平成 21. 3. 18	1 分科会長互選（分科会長 井堀利宏委員） 2 国税不服審判所の概要等 3 意見申出事案の紹介 居住用家屋の共有持分を追加取得した場合の住宅借入金等特別控除の取扱いについて 4 裁決事例の研究 ① 〇〇教室を営む審査請求人が受講修了者に対する卒業式において供した昼食等に係る費用は、交際費等に該当しないとした裁決について ② 本件相続によりF国で課された相続税のうち、相続税法第20条の2《在外財産に対する相続税額の控除》の規定により控除できるのは、F国内に所在する相続財産に対応する部分の税額のみであるとした裁決について

回	開 催 年 月 日	主 な 議 題 等
第8回	平成 23. 3. 3	○ 分科会長互選（分科会長 井堀利宏委員）
第9回	平成 25. 2. 26	○ 分科会長互選（分科会長 井堀利宏委員）
第10回	平成 27. 3. 9	○ 分科会長互選（分科会長 林菜つみ委員）
第11回	平成 29. 3. 14	○ 分科会長互選（分科会長 田近栄治委員）
第12回	平成 31. 3. 13	1 分科会長互選（分科会長 田近栄治委員） 2 国税不服審判所の概要等



## 第8章 国税不服審判所の機構・定員・予算等



# 第1節 機構

## 1 概要

昭和37年4月に制定された国税通則法が、昭和45年3月に改正され、同年4月に「国税通則法施行令の一部を改正する政令」、「国税不服審判所組織令」、「国税通則法施行規則の一部を改正する省令」及び「国税不服審判所組織規程（現：国税不服審判所組織規則）」がそれぞれ公布され、これらの法令により国税庁の「附属機関」として国税不服審判所が設置された。

国税不服審判所は、国税庁のある東京に本部が置かれたが、国税不服審判所の事務の一部を取り扱うために、全国に11の支部及び8の支所が設置された。

なお、支部・支所の名称、位置及び管轄区域並びに内部組織等は、国税不服審判所組織規程及び国税不服審判所事務分掌規程（現：国税不服審判所事務分掌規則）等により定められた。

その後、沖縄復帰により昭和47年5月に沖縄支部が設置され、昭和57年7月には青森支所が廃止され現在に至っている。

また、昭和59年7月施行の国家行政組織法及び大蔵省設置法の一部改正により、国税不服審判所は国税庁の「附属機関」から「特別の機関」に改められた。

## 2 機構の変遷

国税不服審判所は、昭和45年5月1日、国税不服審判所長の下に、国税審判官105人、国税副審判官133人、国税審査官138人、管理課72人、合計449人で発足した。

なお、本部、東京支部、大阪支部の管理課には総務係及び管理係、その他の支部には総務係が置かれた。その後、機構は表8-1のような変遷を経て、今日に至っている。

表8-1 機構の変遷

年 月	変 遷 内 容
昭和46年7月	○ 国税審判官の増設10人（国税副審判官からの振替）
昭和47年5月	○ 沖縄復帰により、国税不服審判所沖縄事務所が新たに設置されたことに伴い、国税審判官2人（内1人は首席国税審判官）、国税副審判官1人、国税審査官1人、事務官2人の新設
昭和47年7月	○ 国税審判官の増設22人（国税副審判官からの振替） ○ 本部国税審査官の増設1人 ○ 本部管理課会計系の設置 ○ 名古屋支部管理課管理系の設置
昭和48年7月	○ 東京支部管理課会計系の設置
昭和49年7月	○ 大阪支部管理課会計系の設置
昭和50年7月	○ 東京支部管理課課長補佐の設置
昭和51年7月	○ 大阪支部管理課課長補佐の設置
昭和52年7月	○ 国税審判官の増設19人（国税副審判官からの振替18人）
昭和53年7月	○ 国税審判官の増設7人（国税副審判官からの振替） ○ 名古屋支部管理課課長補佐の設置

年 月	変 遷 内 容
昭和55年 7月	○ 東京支部の総務係を廃止し、総務第一係、総務第二係の設置
昭和56年 7月	○ 大阪支部の総務係を廃止し、総務第一係、総務第二係の設置
昭和57年 7月	○ 仙台支部青森支所廃止 ○ 国税審判官の削減5人
昭和58年 7月	○ 国税審判官の削減1人 ○ 国税審査官の増設1人
昭和59年 7月	○ 国税審判官の削減1人 ○ 国税審査官の増設1人
昭和60年 7月	○ 国税審判官の削減1人 ○ 国税副審判官の増設2人 ○ 国税審査官の増設3人
昭和61年 7月	○ 本部管理課を廃止し管理室の新設 ○ 国税審判官の増設1人 ○ 国税副審判官の増設2人 ○ 国税審査官の増設2人
平成 2年 7月	○ 関東信越支部管理課管理係の設置
平成 5年 7月	○ 国税審判官の増設1人 ○ 国税副審判官の増設1人 ○ 国税審査官の増設2人
平成 8年 7月	○ 本部の管理係を廃止し、管理第一係、管理第二係の設置
平成12年10月	○ 国税審査官の増設22人
平成26年 7月	○ 本部管理室に行政救済分析官の新設

### 3 現在の機構

#### (1) 本部、支部等

##### イ 本部、支部

国税不服審判所は、全国を管轄する一つの組織である。しかし、審査請求人の便宜及び審査請求事件の能率的な処理を行うために、その事務の一部を取り扱う「支部」が全国に12か所設置されている。その支部に対応する中央の組織を「本部」と呼んでいる。

本部は国税庁のある東京に置かれ、支部は各国税局の所在地に置かれている。支部の管轄区域は国税局と同一であり、その名称は、例えば東京支部ならば「東京国税不服審判所」という。また、沖縄支部の場合は沖縄国税事務所の所在地に置かれ、管轄区域は沖縄国税事務所と同一で、その名称は「国税不服審判所沖縄事務所」という。

国税不服審判所長が審査手続上有している権限のうち裁決権を除く権限は、原則として支部の首席国税審判官に委任されている。したがって、審査請求に係る事件について、担当審判官等の指定に当たって、国税通則法第94条第2項の規定に該当すること等の理由により、支部において合議体を構成することができない場合など、本部の国税審判官をその担当審判官に指定した事件を除き、ほとんどの審査請求に係る事件については支部で調査、審理がされている。

各支部の名称、所在地及び管轄区域は表8-2のとおりである。

表 8-2 国税不服審判所の支部の名称、所在地及び管轄区域

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
札幌国税不服審判所	札幌市	北海道
仙台国税不服審判所	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越国税不服審判所	さいたま市	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県
東京国税不服審判所	東京都	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
金沢国税不服審判所	金沢市	富山県、石川県、福井県
名古屋国税不服審判所	名古屋市	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
大阪国税不服審判所	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島国税不服審判所	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
高松国税不服審判所	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡国税不服審判所	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県
熊本国税不服審判所	熊本市	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
国税不服審判所沖縄事務所	那覇市	沖縄県

ロ 支所

地方に在住する審査請求人の便宜に供する等のために、「支所」が置かれている支部もある。支所へは支部の事務の一部を取り扱わせるため、支部の国税審判官等が派遣されているが、支所の事務を総括するために、派遣された国税審判官又は国税副審判官のうち1人が支所長とされている。

支所の名称、所在地、分掌区域は表8-3のとおりである。

支所の事務は、その分掌区域内に納税地を有する者に係る審査請求事件の処理をすること（裁決事務を除く。）であるが、これらの事件のうち、税務署長がした処分でその処分に係る事項に関する調査が国税局の当該職員によってされた旨の記載がある書面により通知されたもの、国税局長及び税関長がした処分に係るもの並びに支部の首席国税審判官（支部所長）が特に指定したものは除かれる。

表 8-3 支所の名称、所在地及び分掌区域

名 称	所 在 地	分 掌 区 域
関東信越国税不服審判所	新潟支所	新潟市
〃	長野支所	長野市
東京国税不服審判所	横浜支所	横浜市
名古屋国税不服審判所	静岡支所	静岡市
大阪国税不服審判所	京都支所	京都市
〃	神戸支所	神戸市
広島国税不服審判所	岡山支所	岡山市

## (2) 組織

### イ 国税不服審判所長

国税不服審判所長は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関である国税不服審判所の長である。

国税不服審判所長の任命は、国税庁長官が行うが、国税庁の施設等機関の長とは異なり、特に財務大臣の承認を要する。

### ロ 次長

国税不服審判所長を助け、本部、支部を通じた国税不服審判所全体の事務を整理するために、次長が1人置かれており、国税審判官をもって充てられている。

### ハ 首席国税審判官（支部所長）

首席国税審判官は、各支部の長として当該支部の事務を総括しており、国税審判官をもって充てられている。

また、国税不服審判所長が審査手続上有している権限のうち、裁決権を除く権限が原則として委任されており、その名称は、例えば東京国税不服審判所の首席国税審判官であれば「東京国税不服審判所長」という。

### ニ 次席国税審判官

東京、大阪及び名古屋の各支部には、首席国税審判官を補佐し、支部の事務を整理するために、次席国税審判官がそれぞれ1人置かれており、国税審判官をもって充てられている。

### ホ 部長審判官

国税不服審判所の本部と各支部（沖縄支部を除く。）には、国税審判官の行う事務を総括するために、18名の部長審判官が置かれており、国税審判官をもって充てられている。

次席国税審判官の置かれていない支部の部長審判官は命を受け、支部の事務を整理する。

### ヘ 国税審判官

国税審判官は、国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件について、担当審判官又は参加審判官として調査及び審理を行う（国税審判官の数は、令和2年4月1日現在124人）。

国税審判官の任用資格は、その職務の重要性に鑑み、次のように規定されている。

- ① 弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあった経歴を有する者で、かつ、国税に関する学識経験を有するもの
- ② 行政職俸給表（一）による6級若しくは税務職俸給表による6級又はこれらに相当する級以上の国家公務員であって、国税に関する事務に従事した経歴を有する者
- ③ その他国税庁長官が、国税に関し①、②に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認める者

### ト 国税副審判官

国税副審判官は、審査請求に係る事件の調査及び審理を行う国税審判官の命を受けて、その事務を整理する（国税副審判官の数は、令和2年4月1日現在81人）。

なお、国税副審判官のうち国税不服審判所長の指名する者は、担当審判官としての職務以外の国税審判官の職務を行うことができる。つまり、指名された国税副審判官は、参加審判官に指定され、国税審判官たる参加審判官と同等の権限で合議体の構成員となることができる。

### チ 国税審査官

国税審査官は、国税副審判官と同様に、国税審判官の命を受けてその事務を整理し、審査請求事件の調査及び審理に携わる（国税審査官の数は、令和2年4月1日現在165人）。

リ 管理室（課）

国税不服審判所の本部に管理室、各支部（沖縄支部を除く。）に管理課が置かれている。

(イ) 本部の管理室には、管理室長及び室長補佐 1 人が置かれ、更に行政救済分析官 1 人並びに総務係、会計係、管理第一係及び管理第二係が置かれており、次の事務を行っている。

- ① 国税不服審判所長の官印及び庁印を保管すること
- ② 人事及び機密に関すること
- ③ 公文書類の審査及び進達を行うこと
- ④ 文書の接受、発送、編集及び保存を行うこと
- ⑤ 経費、会計事務、物品の管理及び庁内の取締りに関すること
- ⑥ 国税不服審判所の事務の運営に関し必要な事項の企画及び立案をし、並びにその実施に係る指導監督に関する事務を行うこと
- ⑦ 国税不服審判所の事務の処理に必要な一般資料の収集整理を行うこと
- ⑧ 上記①ないし⑦に掲げるもののほか、国税不服審判所の事務で他の所掌に属しないものを行うこと

(ロ) 支部の管理課には、管理課長、課長補佐各 1 人（東京・名古屋・大阪）、総務係（東京・大阪にあっては、総務第一係、総務第二係）、会計係（東京・大阪）及び管理係（関東信越・東京・名古屋・大阪）が置かれており、次の事務を行っている。

- ① 首席国税審判官の官印を保管すること
  - ② 人事及び機密に関すること
  - ③ 公文書類の審査及び進達を行うこと
  - ④ 文書の接受、発送、編集及び保存を行うこと
  - ⑤ 経費、会計事務、物品の管理及び庁内の取締りに関すること
  - ⑥ 支部の事務の運営に関し必要な事項の企画及び立案をすること
  - ⑦ 上記①ないし⑥に掲げるもののほか、支部の事務で他の所掌に属しないものを行うこと
- なお、現在の機構は図 8-4 のとおりである。

図8-4 国税不服審判所の機構（令和2年度）





## 第2節 定員

国税不服審判所の定員は、財務省定員細則で定められており、これを受けて国税不服審判所定員細則において、本部及び支部のそれぞれの定員が定められている。

なお、現在の定員及び変遷は表8-5のとおりである。

表8-5 現在の定員及び変遷

### 1 定員（令和2年度）

(単位：人)

	所長	次長	部長審判官	国税審判官	国税副審判官	国税審査官	管理室	合計
本 部	1	1	1	7	2	6	14	32

	首席国税審判官	次席国税審判官	部長審判官	国税審判官	国税副審判官	国税審査官	管理課	合計
札 幌	1		1	4	3	4	3	16
仙 台	1		1	5	3	4	4	18
関 信	1		2	11	11	18	6	49
東 京	1	1	4	37	24	50	15	132
金 沢	1		1	3	1	3	4	13
名 古 屋	1	1	1	14	9	15	8	49
大 阪	1	1	3	20	13	23	12	73
広 島	1		1	7	6	10	5	30
高 松	1		1	5	3	4	3	17
福 岡	1		1	5	3	5	4	19
熊 本	1		1	4	3	3	4	16
沖 縄	1			3	1	1	1	7
支 部 計	12	3	17	118	80	140	69	439

## 2 定員の変遷

(単位：人)

年度	官職	所長	次長	首席国税審判官	次席国税審判官	部長審判官	国税審判官	国税副審判官	国税審査官	管理課(室)	計
昭45		1	1	11	3	21	69	133	138	72	449
46		1	1	11	3	22	78	123	138	72	449
47		1	1	12	3	22	101	102	140	76	458
48		1	1	12	3	22	101	102	140	76	458
49		1	1	12	3	22	101	102	140	76	458
50		1	1	12	3	22	101	102	140	76	458
51		1	1	12	3	22	101	102	140	76	458
52		1	1	12	3	22	120	84	140	75	458
53		1	1	12	3	22	127	77	140	75	458
54		1	1	12	3	22	127	77	140	75	458
55		1	1	12	3	22	127	77	140	75	458
56		1	1	12	3	22	127	77	140	74	457
57		1	1	12	3	21	外3 123	77	140	74	外3 452
58		1	1	12	3	18	外4 125	77	141	74	外4 452
59		1	1	12	3	18	外4 124	77	142	74	外4 452
60		1	1	12	3	19	外5 122	79	145	70	外5 452
61		1	1	12	3	19	外6 123	81	147	65	外5 452
62		1	1	12	3	19	外6 123	81	147	65	外6 452
63		1	1	12	3	19	外6 123	81	147	65	外6 452
平元		1	1	12	3	19	外6 123	81	147	65	外6 452
2		1	1	12	3	19	外6 123	81	147	65	外6 452
3		1	1	12	3	19	外6 123	81	147	65	外6 452
4		1	1	12	3	19	外6 123	81	147	65	外6 452
5		1	1	12	3	19	外6 124	82	149	65	外6 456
6		1	1	12	3	18	外6 125	82	149	65	外6 456
7		1	1	12	3	18	外6 125	82	149	65	外6 456
8		1	1	12	3	18	外8 125	82	149	65	外8 456
9		1	1	12	3	18	外8 125	82	149	65	外8 456
10		1	1	12	3	18	外8 125	82	149	65	外8 456
11		1	1	12	3	18	外10 125	82	149	65	外10 456
12		1	1	12	3	18	外10 125	82	171	65	外10 478
13		1	1	12	3	18	外10 125	82	171	65	外10 478
14		1	1	12	3	18	外10 125	82	171	65	外10 478
15		1	1	12	3	18	外14 125	82	171	65	外14 478
16		1	1	12	3	18	外14 125	82	171	65	外14 478
17		1	1	12	3	18	外14 125	82	171	65	外14 478
18		1	1	12	3	18	外14 125	82	171	64	外14 477
19		1	1	12	3	18	外14 125	82	171	64	外14 477
20		1	1	12	3	18	外14 125	82	171	64	外14 477
21		1	1	12	3	18	外14 125	82	171	64	外14 477
22		1	1	12	3	18	外14 125	82	171	64	外14 477
23		1	1	12	3	18	外14 125	82	171	62	外14 475
24		1	1	12	3	18	外14 125	82	170	62	外14 474
25		1	1	12	3	18	外14 125	82	169	61	外14 472
26		1	1	12	3	18	外14 125	82	169	61	外14 472
27		1	1	12	3	18	外14 125	82	169	61	外14 472
28		1	1	12	3	18	外14 125	82	169	61	外14 472
29		1	1	12	3	18	外14 125	82	169	60	外14 471
30		1	1	12	3	18	外14 125	82	169	60	外14 471
令元		1	1	12	3	18	外14 125	82	169	60	外14 471
2		1	1	12	3	18	外14 125	82	169	60	外14 471

(注) 外書きは部外併任定数であり、この外に臨時併任定数がある(審判官：8人、副審判官：5人、審査官：12人)。

## 第3節 予算等

### 1 国税不服審判所予算額の推移

国税不服審判所予算の総額は、年を追って増加している。ちなみに国税不服審判所発足当時（昭和45年度）と現在（令和2年度）との国税不服審判所予算を対比して見ると、表8-6のとおりである。

表8-6 国税不服審判所予算額の推移

(単位:百万円)

区分	昭和45年度 (発足当時)	昭和55年度 (10年)		平成2年度 (20年)		平成12年度 (30年)		平成22年度 (40年)		令和2年度 (現在)		
	金額	金額	倍率	金額	倍率	金額	倍率	金額	倍率	金額	倍率	
予 算 の 内 訳	人件費	(91.7) 871	(93.1) 2,933	倍 3.4	(93.6) 3,768	倍 4.3	(90.9) 4,954	倍 5.7	(92.1) 4,709	倍 5.4	(96.2) 4,646	倍 5.3
	旅費	(4.7) 45	(3.1) 99		(3.2) 129		(2.6) 144		(1.3) 67		(1.0) 45	
	物件費等	(3.6) 34	(3.8) 120		(3.2) 128		(6.5) 352		(6.6) 338		(2.8) 137	
	計	(100) 950	(100) 3,152		(100) 4,025		(100) 5,450		(100) 5,114		(100) 4,828	

- (注) 1 金額は、いずれも当初予算額である。  
 2 各年度の倍率は、昭和45年に対するものである。  
 3 各年度の( )書きは構成割合を示す。

予算総額を見ると、昭和45年度においては、9億5,000万円であったものが、令和2年度には48億2,800万円と5.1倍に増加している。

予算総額に対する各予算の割合を見た場合、国税不服審判所における予算はその大部分が人件費であり、この割合は発足当時で総額の91.7%、令和2年度で96.2%といずれも非常に大きなウェイトを占めており、国税不服審判所予算の特質を示している。

また、昭和45年度から令和2年度の各予算についての伸びを見ると、旅費については等倍であるが、人件費・物件費等はそれぞれ5.3倍、4.0倍となっている。

### 2 庁舎の整備状況

国税不服審判所の発足当時の各庁舎は、協議団が使用していた部屋を取りあえずそのまま引き継いだことから、大部分の支部が国税局等の庁舎に同居する状況にあったが、その後合同庁舎の新築に伴い庁舎の移転が行われた。

#### (1) 本部の庁舎

本部は、昭和45年5月1日発足とともに、国税庁内に入居した。

その後、中央合同庁舎第4号館が昭和46年9月28日に落成したため、同年10月4日同庁舎に移転したが、平成12年度には、中央省庁等再編に伴う庁舎の使用調整が行われ、これにより平成12年7月3日に財務省庁舎4階に移転し今日に至っている。

## (2) 支部の庁舎

国税不服審判所発足当時の各支部庁舎の状況は、表8-7のとおり、全ての支部が、国税局等が入居している庁舎の一部を使用しており、事務室も狭いことから庁舎の整備、拡充が必要とされていた。

表8-7 国税不服審判所発足当時の各支部の状況

支部名	入居庁舎の状況
札幌	札幌国税局等が入居している札幌第2合同庁舎
仙台	仙台国税局等が入居している仙台第1合同庁舎
関東信越	東京国税局・関東信越国税局等が入居している大手町合同庁舎2号館の2階
東京	関東信越支部と同様、大手町合同庁舎2号館の2階
金沢	金沢国税局等が入居している金沢合同庁舎
名古屋	名古屋国税局等が入居している名古屋国税総合庁舎
大阪	大阪国税局等が入居している大阪合同庁舎
広島	広島国税局等が入居している広島合同庁舎
高松	高松国税局庁舎
福岡	福岡国税局庁舎
熊本	熊本国税局等が入居している熊本合同庁舎1号館

その後、合同庁舎の新築推進に伴う庁舎整備が行われ、表8-8の変遷を経て現在に至っている。

表 8-8 その後の庁舎整備状況

年 月 等	支 部 名	庁 舎 整 備 の 状 況
昭和46年度	東 京	大手町合同庁舎 2号館 2階から9階に移転し、事務室が拡張された。
	関東信越	
昭和47年度	広 島	陸運局、法務局等の入居している広島合同庁舎 2号館に移転
昭和47年 5月	沖 縄	本土復帰に伴い国税不服審判所沖縄事務所（沖縄支部）が新設され、国税事務所と同じく、元琉球政府が使用していた民間ビルに入居
昭和48年度	仙 台	防衛施設局、電波監理局等の入居している仙台第2合同庁舎に移転
	高 松	陸運局等の入居している高松第2地方合同庁舎に移転
	大 阪	大阪国税局、陸運局等の入居している大阪合同庁舎第3号館に移転
昭和50年度	福 岡	防衛施設局、陸運局等の入居している福岡第2合同庁舎に移転
昭和52年度	名 古 屋	名古屋国税局ADPセンター等の入居している名古屋第2国税総合庁舎に移転
昭和55年 1月	金 沢	新たに完成した金沢第2庁舎（平成2年4月1日に金沢新神田合同庁舎に名称変更）に移転
昭和55年 4月	沖 縄	新たに完成した沖縄国税総合庁舎に移転
昭和56年 8月	高 松	高松国税総合庁舎に移転
昭和62年 4月	関東信越	関東信越国税総合庁舎に移転
昭和62年 5月	東 京	関東信越国税総合庁舎に移転
昭和62年10月	広 島	広島合同庁舎 4号館に移転
平成 4年12月	熊 本	熊本合同庁舎 4号館に移転
平成12年 3月	関東信越	関東信越国税局とともに「さいたま新都心合同庁舎 1号館」に移転
	東 京	関東信越国税局が移転したため、庁舎名が関東信越国税総合庁舎から九段第2合同庁舎に変更
平成18年 9月	福 岡	福岡合同庁舎に移転
平成27年 1月	熊 本	熊本地方合同庁舎B棟に移転
令和元年 5月	高 松	高松第二国税総合庁舎に移転

(3) 支所の庁舎

国税不服審判所発足当時の各支所の庁舎状況は、表 8-9 のとおり、全ての支所が税務署の庁舎の一部を使用していた。

表 8-9 国税不服審判所発足当時の各支所の状況

支 所 名	入 居 庁 舎 の 状 況
横 浜 支 所	横浜中税務署庁舎
長 野 支 所	長野税務署庁舎
新 潟 支 所	新潟税務署庁舎
京 都 支 所	上京税務署庁舎
神 戸 支 所	神戸税務署庁舎
青 森 支 所	青森税務署庁舎（昭和 57 年 7 月廃止）
静 岡 支 所	静岡税務署庁舎
岡 山 支 所	岡山税務署（昭和 49 年 10 月に岡山東税務署となる）庁舎

その後、昭和45年12月、京都支所が左京税務署庁舎に移転したのをはじめ、昭和46年度には、神戸支所が兵庫税務署庁舎に、昭和51年度には、横浜支所が横浜地方合同庁舎に移転した。  
なお、令和2年4月現在の庁舎の現況は表 8-10 のとおりとなっている。

表 8-10 国税不服審判所庁舎の現況表

(1) 本部・支部

区分	入居庁舎名	竣工年月	入居年月	主な入居官署	合同庁舎の管理官署	入居階数	備考
本部	財務省本庁舎	昭和15年6月	平成12年7月	・財務省・国税庁	財務省	4階	中央合同庁舎4号館から移転
札幌	札幌第2合同	昭和43年12月	昭和45年5月	・札幌国税局・札幌中税務署・札幌税関支署・北海道運輸局・独立行政法人農林水産消費安全技術センター札幌センター	札幌国税局	8階	
仙台	仙台第2合同	昭和47年12月	昭和48年1月	・東北厚生局・人事院東北事務局・東北地方環境事務所・公正取引委員会・関東東北産業保安監督部・東北管区行政評価局・東北総合通信局	東北総合通信局	4階	
関東信越	さいたま新都心合同庁舎1号館	平成12年2月	平成12年3月	・関東信越国税局・浦和税務署・関東財務局・関東管区行政評価局・関東信越厚生局・関東経済産業局・関東東北産業保安監督部・人事院関東事務局	関東財務局	21階	九段第2合同庁舎から移転
東京	九段第2合同	昭和62年3月	昭和62年5月	・麹町税務署・東京法務局・東京航空局・国土地理院関東地方測量部	東京法務局	10・11階	
金沢	金沢新神田合同	昭和55年1月	昭和55年1月	・北陸財務局・金沢地方法務局・金沢労働基準監督署・自衛隊石川地方協力本部・北陸農政局土地改良技術事務所・金沢国税局	北陸財務局	7階	
名古屋	名古屋第2国税総合	昭和52年6月	昭和52年9月	・名古屋国税局	名古屋国税局	7・8階	
大阪	大阪合同第3号館	昭和49年3月	昭和49年3月	・大阪国税局・東税務署・近畿地方整備局	大阪国税局	13階	
広島	広島第4合同	昭和62年9月	昭和62年10月	・広島国税局・中国財務局・広島地方気象台・中国四国厚生局・広島矯正管区・中国四国管区行政評価局・中国運輸局・自衛隊広島地方協力本部・中国四国防衛局	中国財務局	9階	
高松	高松第二国税総合	昭和59年3月	令和元年5月	・高松国税局	高松国税局	2階	高松国税総合庁舎から移転
福岡	福岡合同	平成18年7月	平成18年9月	・福岡国税局・福岡労働局・九州運輸局・福岡財務支局・人事院九州事務局・九州経済産業局	福岡財務支局	6階	福岡第2合同庁舎から移転
熊本	熊本地方合同B棟	平成26年10月	平成27年1月	・熊本国税局・熊本西税務署・熊本行政評価事務所・長崎税関八代税関支署熊本出張所・九州地方環境事務所・自衛隊熊本地方協力本部	九州財務局	4階	熊本合同庁舎4号館から移転
沖縄	沖縄国税総合	昭和55年3月	昭和55年3月	・沖縄国税事務所・那覇税務署	沖縄国税事務所	6階	

(2) 支所

区分	入居庁舎名	竣工年月	入居年月	主な入居官署	合同庁舎の管理官署	入居階数	備考
新潟	新潟税務署	平成27年3月	平成27年5月	・新潟税務署	新潟税務署	2階	新潟税務署本館から移転
長野	長野税務署	昭和44年12月	昭和45年5月	・長野税務署	長野税務署	2階	
横浜	横浜地方合同	昭和51年8月	昭和51年9月	・横浜中税務署・関東地方整備局横浜営繕事務所・防衛省南関東防衛局調達部装備課・神奈川行政評価事務所・関東信越厚生局神奈川年金審査分室	横浜中税務署	7階	
静岡	静岡税務署	平成16年12月	平成16年12月	・静岡税務署	静岡税務署	2階	静岡税務署本館から移転
京都	左京税務署	昭和45年12月	昭和45年12月	・左京税務署	左京税務署	3階	
神戸	兵庫税務署	昭和46年3月	昭和46年4月	・兵庫税務署	兵庫税務署	3階	
岡山	岡山東税務署	昭和34年12月	平成12年10月	・岡山東税務署	岡山東税務署	1階	岡山東税務署本館から移転

## 第9章 事務管理・企画等の変遷





# 第1節 事務の機械化

## 1 概要

国税不服審判所では、事務の合理化・能率化について、発足以来各種の施策を講じてきたが、特に事務の機械化の面では、昭和50年以降、マイクロリーダ、カードセレクトタ、ワードプロセッサ（以下「ワープロ」という。）、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）等の事務機器を逐次導入し、事務の合理化を進めてきた。

## 2 具体的な合理化の内容

### (1) マイクロリーダ及びカードセレクトタの導入

#### イ 争点別カードによる裁決例の検索

審査請求事件の調査・審理は、各支部で行うため、発足当初から、国税不服審判所全体としてどのように法令の解釈、適用を統一するかが重要な課題の一つであった。そこで、昭和50年度にカードセレクトタ及びマイクロリーダを導入し、裁決書をマイクロフィルムにより保存する一方、その裁決書の争点の要旨を記載した争点別カードを作成した。

その結果、新たに発生した審査請求事件の審理に当たっては、その事件の争点に該当する争点別カードをカードセレクトタで抽出し、類似裁決例を効率的に検索できるようになった。

しかし、裁決例の抽出に争点別カードが必ずしも十分に活用されず、また、実施上の難点もあったため、昭和54年4月に争点別カードの作成を一時中断することとし、昭和57年4月には廃止した。

#### ロ 処理カードによる事件管理、統計資料の作成

審査請求事件の処理状況を把握し、審査事務の効率的な運営を図るため、昭和57年4月に処理カードによる審査請求事件の管理事務及び統計事務を開始した。

これは、事務管理上必要な事項を処理カードに記載し、管理資料等の作成に当たっては、処理カードをカードセレクトタで分類して必要なデータを得るもので、効率的な事務運営に大きな役割を果たしたが、事務管理をより効率化し、精度の高い管理資料の作成についてワープロ及びパソコンの導入と併せて検討した結果、昭和59年6月に処理カードを廃止することとした。

### (2) ワープロの導入

裁決書の作成に当たっては、事実認定と法令適用の根拠を簡潔かつ明瞭に記載し、論理が明快で説得力のあるものとなるよう努めている。そのため、議決書及び裁決書の最終文案ができるまでには何度も見直しや加除訂正が行われることから、従来から、この事務を簡素合理化し、審査請求事件の早期処理を図る有効な施策の導入が望まれていた。そこで、昭和57年11月及び昭和60年11月にワープロによる裁決書の作成について検討が行われ、その結果、ワープロを導入して事務の効率化を図ることとした。

昭和58年3月に、名古屋支部に試験的に導入した後、昭和60年度から逐次整備を図り、昭和61年度からは本格的なワープロの整備が行われた。

ワープロによる主な業務としては、裁決書作成事務の効率化を図るため、議決書、裁決書、各種管理資料及び統計資料の作成に活用するとともに、審査事務提要所定の様式等について、本部で一括印刷した紙の様式等を送付する方法から、昭和62年7月以降、各支部のワープロからプリントアウトして使用する方法に改めた結果、本部及び支部における用紙管理の省力化と保管スペースの大幅な縮減が図られた。

### (3) ファクシミリ通信システムの導入

迅速かつ正確な情報伝達を行う手段として、昭和60年7月、横浜支所で試験的にファクシミリ通信システムを導入した。以来その拡大を図り、昭和63年6月には本部をはじめ全支部に、更に平成元年6月には全支所にファクシミリ送受信装置を設置した。

### (4) パソコンの導入

昭和50年代には、厳しい行財政事情の下での定員の増加が容易でない中において、審査請求事件の発件数が大幅に増加する一方、迅速な事件処理の要請もあり、より一層の事務の合理化が求められた。

そこで、昭和58年に管理事務の合理化・効率化についての検討の結果、事件の進行管理や計数管理を機械化して管理事務の精度を向上させるとともに事務量の削減を図るため、パソコンを段階的に導入することとし、平成9年度に本部及び全支部にデスクトップ型パソコンを配備し、以降、更なる事務の効率化を図るため、ノート型パソコンを逐次配備し、平成14年には、審判所WANシステムの導入に伴い、全職員に配備した。

また、パソコンの導入に併せて、事件の的確な進行管理と計数管理を目的とする「処理状況等管理システム」の開発に着手し、昭和61年度に本部及び特定の支部において運用を開始、平成9年度にはデータベースソフトを活用して操作性の向上、機能の拡張を図った新たな「処理状況等管理システム」を開発し、平成10年度には全国的な本格運用を開始した。これにより、本部・支部における事件の進行管理や各種管理資料の作成などの事務の大幅な効率化が図られた。

なお、パソコンの導入は、管理事務の効率化のみならず、審理事務、人事・給与等の官房事務等においても効果的に利用され、国税不服審判所の事務全般において合理化・効率化が図られることとなった。

### (5) 審判所WANシステムの導入

平成9年12月20日に閣議決定された「行政情報化推進基本計画の改訂について」において「国民サービスの飛躍的な向上と行政運営の質的向上を図る」ことを目的とし、政府全体として、「21世紀初頭に高度情報化された「電子政府」の実現を目指す」ことが掲げられ、併せて「財務省行政情報化推進計画の改定」の目標の一つとして内部コミュニケーションの円滑化、情報の共有化による政策決定の迅速化・高度化が掲げられた。このような状況の下、国税不服審判所では、情報の共有化により本部・支部間の連絡体制の強化を図り、ネットワークシステムを活用したペーパーレス化などを推進して、管理事務・審査事務を通じた各種事務処理の効率化・合理化を図るために、平成14年3月に審判所WANシステムを導入した。その結果、全職員にクライアントパソコン、本部・全支部支所にサーバが配備され、各種事務処理の効率化・合理化に寄与している。また、平成14年5月から全職員が閲覧できる「審判所ポータルサイト」を運用しており、裁決要旨検索システム等のシステムや各種情報を掲載している。

### (6) 法律情報データベースの導入

審査請求事件の審理を充実し、適正・妥当な裁決を迅速に行うためには、事案の内容に関係する法令、判例のほか、幅広い分野の文献等を参照する必要があるため、これらを収集し、整備しておくことが要請されている。

このため、平成元年5月、民間の「法律情報データベース」の端末機を本部に試験的に導入し、その効果を確認したところ、審査事務上効果的であるとの結論が得られたので、同年7月以降逐次各支部へ拡大した。

現在では、本部、支部及び支所において、パソコンを活用して、「租税関係法規等データベース」や「判例データベース」、「法律雑誌検索システム」などを使用することにより、審理の充実並びに事務の効率化を図っている。

#### (7) 電子申告システムの導入

国税庁では、電子政府構築計画の一環として、国税の申告、申請・届出等の手続をインターネットで行うことができる「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」を平成16年2月から運用している。

国税不服審判所に対する申請等は、審査請求書の提出や代理人の権限に関する書面の提出など19の手続において平成16年9月からe-Taxを利用することができることとなっている。

#### (8) 審判所システムの統合

平成25年6月14日に策定された「世界最先端IT国家創造宣言」（閣議決定）において、政府情報システムの改革が強く求められており、重複する情報システムやネットワークの統廃合を進めるとともに政府共通プラットフォームへの移行を加速させるために「政府情報システム改革に関するロードマップ」（平成25年12月26日各府省CIO連絡会議）が策定された。

また、ネットワークの統廃合については、「一府省一LANを原則とし、官房等が運営する当該府省を代表するLANに統合し、現存システムを廃止」とされたことを踏まえ、財務省の方向性として「財務省ネットワークシステム改革検討方針」（財務省文書課業務企画室）が提示され、国税不服審判所は平成29年1月に国税庁LANと統合を行った。

#### (9) Web会議システムの導入

国税不服審判所本部支部間、支部間又は支部支所間で実施する会議、合議、研修及び事務打合せ会等について、音声及び映像を送受信する方法により実施し、事務の効率化・高度化を図るために、令和元年8月にWeb会議システムを導入した。

## 第2節 広報等

### 1 概要

租税の問題は、国民生活に深くかつ幅広い面に関わっているが、専門的で複雑な面があるため、十分な理解を得られていない点もある。また、税務署長等が行った更正・決定や差押えなどの処分に不服がある場合の解決手段である不服申立制度の存在は意外と知られておらず、したがって、国税不服審判所が担う役割を果たすためには、その存在が広く認識されるとともに、不服申立制度についても理解してもらうことが必要である。

そこで、国税不服審判所では、その存在そのものを広くPRすることに重点を置きながら、不服申立てをしようとする人には、次の点を分かりやすく広報することに努めている。

- ① 審査請求がどのような場合にできるのかといった手続的事項
- ② 裁判のような費用もかからず、簡単な手続でできること
- ③ 納税者の不服の内容を十分聴いた上で、処分に誤りがあれば正しく迅速に直してもらえること
- ④ 審査請求をしたことにより不利な取扱いを受けることはないこと

また、現行の不服申立制度は、平成26年6月に改正され、平成28年4月から施行されたものであるため、制度改正の内容や審査請求に当たり必要な情報等について、懇切・丁寧な広報活動に取り組み、制度の円滑な運用と一層の定着に努めることとしている。

### 2 具体的広報活動

国税不服審判所は、各種広報媒体を通じ、以下のとおりの広報活動を実施してきたところである。

#### (1) ポスターの配付

昭和45年の発足当初は、国税庁が作成したポスターにより、また発足後は、9回にわたりポスターを作成し、各支部を通じ税務署、税務相談室、市町村役場その他公共施設等に掲示した。

発足当時のポスターは、「審判所の発足」と「審判所は税務署・国税局から独立した機関である」ことをうたったものであった。

ポスターの図柄は発行の都度、一新されているが、「納税者の権利救済機関」であるという姿勢は一貫してアピールしている。平成12年5月に作成したものについては、ホームページのアドレスをメインに掲載することで、国税不服審判所の存在をPRするよう努めた。また、平成22年には、国税審判官への外部登用を拡大することとしたことを受けて、特定任期付職員の採用募集のポスターを作成し、より多くの民間専門家から応募してもらえるよう努めた。

#### (2) パンフレット等の発行

国税不服審判所の概要や特色、国税に関する不服申立制度の概要や手続を分かりやすく記載したパンフレット（チラシやリーフレットを含む。）を作成し、納税者が自由に持ち帰って読めるよう各支部、税務署等の窓口に着くなどして、国税不服審判所への理解が深まるよう努めている。

パンフレットについては、昭和53年9月に作成して以降、随時改訂を行っているが、特に、創設30周年を迎えた平成12年7月と創設40年目の平成21年7月には、大幅な改訂を行った。

また、平成27年6月には、平成26年6月に成立した改正国税通則法の内容を周知するため、改正のポイントと改正前の制度、改正後の制度の両方を記載したパンフレットを作成し、平成28年1月にはデザインを一新した。

### (3) テレビ、ラジオを通じての広報

国税庁では、テレビやラジオを通じて国税に関する広報を行っており、これらの番組の中で随時国税の不服申立制度や国税不服審判所についても取り上げられている。

なお、発足当初の昭和45年に、フジテレビの「奥様の取材メモ」に八田初代所長が出演して以降、番組は異なるものの歴代の所長や東京支部所長等が出演し、国税の不服申立制度の概要や審査請求の手続について説明したほか、国税不服審判所の特色などを紹介した。

### (4) 新聞、雑誌等を通じての広報

新聞、雑誌等を通じての広報については、毎年、国税不服審判所主催の記者説明を実施するほか、各支部においても適宜の方法で実施している。

記者発表では、国税庁が再調査の請求及び訴訟の状況を説明する日と同日に審査請求事件の発生及び処理の状況を説明しており、また、後述の公表裁決事例の国税不服審判所ホームページへの掲載について、いくつかの裁決事例の紹介を交えて説明を行い、権利救済機関としての国税不服審判所の存在、組織の役割等の広報に努めている。

### (5) インターネットを通じた広報

インターネットの一般社会への普及を契機に、様々な情報をリアルタイムに提供する手段として不服申立制度や審査請求の手続などの情報を、より広範に、効果的に広報することを目的として、平成11年10月1日に「国税不服審判所ホームページ」を開設した。

平成14年4月には、公表裁決事例の全文や、裁決書の開示請求を行おうとする者の利便性に資するために裁決要旨の検索機能を追加し、平成21年4月には、操作性・検索性の向上のためにサイト内の検索機能を追加し、文字の拡大・読み上げができる「アクセシビリティサポートソフト」を導入した。

平成21年12月には、不服申立制度と其の手続に対する理解が深まるよう、国税庁と合同で製作した動画「納税者の権利救済～税務署の処分に不服があるときは～」を国税庁インターネット番組（We b e r T A X - T V）で配信した。

また、特定任期付職員に関する情報提供を行うため、平成23年11月には、国税審判官の職務内容や国税不服審判所の職場環境などについて現職の特定任期付職員からのメッセージを掲載することとし、平成26年11月には、特定任期付職員の採用募集に関する情報と上記のメッセージを掲載した、「採用情報」という項目を設けた。更に、平成30年3月には、国税不服審判所を身近に感じてもらえるよう、現職の特定任期付職員のコラムを定期的に掲載することとした。

[ホームページの主な掲載項目]

- 国税不服審判所の概要等
- 不服申立制度等
- 公表裁決事例等の紹介
- 裁決要旨検索システム
- 採用情報

[ホームページのURL]

<https://www.kfs.go.jp>

ホーム	国税不服審判所の概要等	不服申立制度等	公表裁決事例等の紹介	その他の情報	お知らせ
-----	-------------	---------	------------	--------	------



国税不服審判所は、  
納税者の正当な権利を守る機関です。

国税の処分に不服があるときは、国税不服審判所へ

## 審査請求をされる方はこちら

### トピックス

- 令和2年3月26日 [令和元年7月から令和元年9月までの裁決事例の追加等](#)
- 令和2年3月23日 [国税不服審判所ホームページの常時暗号化について（実施日変更）](#)
- 令和2年1月24日 [「国税審判官（特定任期付職員）のコラム」の第19回掲載（令和2年1月）](#)
- 令和元年12月18日 [平成30年9月及び平成31年4月から令和元年6月までの裁決事例の追加等](#)
- 令和元年11月25日 [「国税審判官（特定任期付職員）のコラム」の第18回掲載（令和元年11月）](#)
- 令和元年11月1日 [「平成30事務年度国税庁実績評価書（抜粋）」の掲載について](#)
- 令和元年11月1日 [令和元年台風第19号の発生に伴う岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における国税に関する審査請求の期限の延長措置について](#)
- 令和元年9月26日 [平成31年1月から3月までの裁決事例の追加等](#)
- 令和元年9月25日 [「国税審判官（特定任期付職員）のコラム」の第17回掲載（令和元年9月）](#)
- 令和元年9月6日 [パンフレット等の最新版の掲載について](#)

### 国税不服審判所の概要等

- [審判所の概要](#)
- [審査請求の状況](#)
- [実績の評価](#)
- [パンフレット等](#)

### 不服申立制度等

- [不服申立手続等](#)
- [提出書類一覧](#)
- [提出先一覧](#)
- [Q & Aコーナー](#)

### 公表裁決事例等

- [公表裁決事例集等の紹介](#)
- [公表裁決事例](#)
- [公表裁決事例要旨](#)
- [裁決要旨の検索](#)

### その他の情報

- [調達情報](#)
- [情報公開](#)
- [個人情報保護](#)

### お知らせ

### 採用情報

国税審判官  
（特定任期付職員）  
に関する情報

国税審判官  
（特定任期付職員）  
のコラム

## (6) 説明会などを通じた広報

弁護士、税理士及び公認会計士は、審査請求について代理人として関与する機会があり、また、特定任期付職員の応募資格にも該当する。このため、国税不服審判所では、弁護士、税理士及び公認会計士が所属している各団体（弁護士会、税理士会及び公認会計士協会）などに対する説明会を実施し、また、原処分庁（審査請求の目的となった処分に係る行政機関の長をいう。）となる国税局や税務署などの職員に対する研修などを積極的に行い、国税不服審判所の存在そのもののPR、特定任期付職員の業務内容や募集内容の周知、不服申立制度の周知などを行っている。

特に、平成26年6月に改正国税通則法が成立して以降、改正された不服申立制度の内容の周知のため、

これまで以上に説明会の開催に注力することとしており、上記の説明会の拡充のほか、士業団体幹部との対談、法科大学院での講演、税務大学校での特別セミナーなども実施した。

#### (7) 閲覧窓口

昭和55年5月27日付閣議了解「情報提供に関する改善措置等について」を受けて、国税庁では、昭和55年10月1日から国税庁本庁における公文書等の閲覧サービスを行っている。

国税不服審判所においては、昭和56年10月1日、本部のほか各支部に閲覧窓口を設置して、閲覧サービスを行っており、閲覧窓口には、閲覧目録を備え付けて閲覧を希望する者の利用の便に供している。

#### (8) 裁決事例の公表

国税不服審判所の裁決の公表については、国税通則法（昭和37年法律第66号）上に明文の規定はなく、行政不服審査の性格上原則として公開すべきものではないが、国税不服審判所が行政部内における最終的な納税者の権利救済機関であることから、その裁決結果については、税務部内はもとより、一般納税者、関係行政機関、学界等で広く関心が持たれており、また、裁決を公表することは、信頼される税務行政を実現するための一助となる。

そこで、昭和46年5月には、発足以来の裁決のうち、重要なもの、先例となると認められるもの等を選定の上、固有名詞を匿名として編集した「裁決事例集」を刷成し公表した。この「裁決事例集」は、平成21年分（裁決事例集No. 78）までの間、年2回刷成していたが、平成22年分以降は刷成に代えて、四半期に一度、国税不服審判所ホームページへの公表を行っている。

令和2年3月末現在、国税不服審判所ホームページでは、平成4年分（裁決事例集No. 43）から令和元年9月分（裁決事例集No. 116）までの裁決を公表しており、その登載数は1,801事例に上る。

その他、掲載した事例の要旨のみを整理した「裁決事例要旨集」については、裁決事例集第1号から第15号までに掲載したものを昭和54年3月に発行し、以後その改訂版を昭和59年11月、平成2年3月及び平成7年11月に発行して参考に供していたが、現在は、平成8年7月1日以降に出された裁決に係る「裁決要旨」等を検索・閲覧することができる、『裁決要旨検索システム』を国税不服審判所ホームページで提供している。

## 第3節 情報公開・個人情報保護の状況

### 1 情報公開

#### (1) 概要

平成13年4月1日、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的として、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、この節において「情報公開法」という。）が施行された。

情報公開法では、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができ、行政機関の長は、開示請求があったときは、個人に関する情報や事務の適正な遂行に支障を及ぼすような情報などの不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないとされている。

国税不服審判所では、情報公開法施行時より本部及び支部（支所を除く。）に情報公開窓口を設け、情報公開法に基づく開示請求に対応している。

なお、国税不服審判所が行った情報公開法に基づく開示請求に対する開示決定等に不服がある場合には、国税庁長官に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができる（審査請求を経ずに行政事件訴訟法に基づき訴訟を提起することも可能。）。

#### (2) 開示請求の受付状況

情報公開法施行後の国税不服審判所に対する開示請求件数は、表9-1「開示請求件数の推移」のとおりである。

情報公開法施行当初、国税庁全体の開示請求件数に占める国税不服審判所の割合は低く、施行直後の平成13年度の開示請求件数は836件と国税庁全体の約4%程度であった。

しかし、平成17年4月に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下、この節において「行政機関個人情報保護法」という。）が施行され、また、平成18年4月以降は所得税法等の規定に基づく公示制度が廃止されたことに伴い、それまで国税庁における開示請求件数の大部分を占めていた公示関係書類の開示請求が減少した。そのため、国税庁全体としての開示請求件数は平成18年度以降3,000件前後で推移しているが、国税不服審判所の開示請求件数は大きく減少することはなかったため、平成18年度以降国税庁全体の20%前後を占めている。



表 9 - 1 開示請求件数の推移

年度	全省庁 件	内	
		国税庁 件	審判所 件
13	48,636	19,296	836
14	59,887	32,278	427
15	73,348	39,740	788
16	87,123	50,872	2,894
17	78,639	39,530	464
18	49,930	2,942	718
19	61,089	3,156	537
20	76,870	3,601	586
21	72,390	3,007	575
22	86,034	3,813	1,274
23	96,677	3,265	762
24	100,286	3,523	710
25	103,457	3,612	690
26	104,939	3,635	660
27	111,415	3,790	782
28	126,502	3,748	924
29	141,159	3,931	916
30	152,641	3,940	1,291

(3) 開示請求の処理状況

情報公開法施行後の国税不服審判所における開示決定等の件数及びその内訳は、表 9 - 2 「開示決定等の件数及びその内訳」のとおりである。

国税不服審判所に開示請求される対象行政文書のほとんどは裁決書であり、裁決書には特定の個人や法人に係る情報が多く記載されていることから、部分開示と判断されるケースが必然的に多くなっている。

表9-2 開示決定等の件数及びその内訳

年度	開示決定等件数						
	件	全部 開示	割合	部分 開示	割合	不開示	割合
		件	%	件	%	件	%
13	800	18	2.3	778	97.3	4	0.5
14	458	22	4.8	380	83.0	56	12.2
15	780	13	1.7	757	97.1	10	1.3
16	1,020	37	3.6	972	95.3	11	1.1
17	1,329	5	0.4	1,316	99.0	8	0.6
18	650	2	0.3	645	99.2	3	0.5
19	600	4	0.7	596	99.3	0	-
20	570	4	0.7	560	98.2	6	1.1
21	577	1	0.2	566	98.1	10	1.7
22	1,240	11	0.9	1,227	99.0	2	0.2
23	743	30	4.0	712	95.8	1	0.1
24	738	21	2.8	717	97.2	0	-
25	687	14	2.0	672	97.8	1	0.1
26	666	7	1.1	655	98.3	4	0.6
27	770	11	1.4	759	98.6	0	-
28	850	21	2.5	823	96.8	6	0.7
29	896	13	1.5	880	98.2	3	0.3
30	1,319	10	0.8	1,304	98.9	5	0.4

## 2 個人情報保護

### (1) 概要

平成17年4月1日、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、行政機関個人情報保護法が施行された。

行政機関個人情報保護法は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めており、国税不服審判所としても、行政機関個人情報保護法の制定趣旨を踏まえ、審査請求人等に関する個人情報の適切な取扱いを徹底するために、職員研修や個人情報の管理状況についての監査・点検を実施するなどの対応をしている。

また、行政機関個人情報保護法に基づき、行政機関における個人情報の適正な取扱いを確認するため、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができ、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求者以外の個人に関する情報や事務の適正な遂行に支障を及ぼすような情報などの不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないとされている。

国税不服審判所では、行政機関個人情報保護法施行時より本部及び支部（支所を除く。）に個人情報保護窓口を設け、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求等に対応している。

なお、国税不服審判所が行った行政機関個人情報保護法に基づく開示請求に対する開示決定等に不服がある場合には、情報公開法と同様に、国税庁長官に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができる（審査請求を経ずに行政事件訴訟法に基づき訴訟を提起することも可能。）。

### (2) 開示請求の受付状況

行政機関個人情報保護法施行後の国税不服審判所に対する開示請求件数は、表9-3「開示請求件数

の推移」のとおりであり、施行当初より開示請求件数は10件前後と少ないものとなっている。

表 9-3 開示請求件数の推移

年度	開示請求件数		
	全省庁	内 国税庁	内 審判所
	件	件	件
17	64,618	60,571	9
18	74,817	70,192	0
19	74,756	68,195	1
20	72,268	64,041	7
21	74,328	63,827	6
22	70,751	60,534	21
23	76,154	64,542	9
24	109,210	66,207	18
25	116,253	63,109	5
26	96,271	59,106	7
27	94,320	56,914	3
28	94,549	58,464	9
29	97,344	56,541	7
30	98,946	56,540	2

(3) 開示請求の処理状況

行政機関個人情報保護法施行後の国税不服審判所における開示決定等の件数及びその内訳は、表 9-4 「開示決定等の件数及びその内訳」のとおりである。一般的に開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書は、審査請求人本人が提出した主張書面や陳述内容を記録した書類などが多いため、全部開示の件数に係る割合が高くなっている。

表 9-4 開示決定等の件数及びその内訳

年度	開示決定等件数						
	件	全部 開示	割合	部分 開示	割合	不開示	割合
		件	件	%	件	%	件
17	9	4	44.4	2	22.2	3	33.3
18	0	0	-	0	-	0	-
19	1	1	100.0	0	-	0	-
20	7	1	14.3	0	-	6	85.7
21	5	4	80.0	0	-	1	20.0
22	20	12	60.0	3	15.0	5	25.0
23	12	4	33.3	5	41.7	3	25.0
24	22	7	31.8	9	40.9	6	27.3
25	5	5	100.0	0	-	0	-
26	6	6	100.0	0	-	0	-
27	4	2	50.0	2	50.0	0	-
28	9	6	66.7	2	22.2	1	11.1
29	8	6	75.0	1	12.5	1	12.5
30	2	2	100.0	0	-	0	-

## 第4節 職員の研修

### 1 概要

国税不服審判所の審査において、調査・審理を担当し、審査事務の中核となる国税審判官、国税副審判官及び国税審査官については、租税に関する法令及び実務に豊かな知識と経験のある者を選抜して任用しているところであるが、権利救済機関の一員として、適正な調査・審理事務を遂行する職責の重大さに鑑み、より一層の資質の向上を図るため、国税不服審判所発足当初から研修には力を入れてきている。

研修に当たっては、不服審査に関する専門的知識及び技能を身に付けさせることはもちろんのこと、不服申立事務に携わる職員としての自覚と使命感の醸成にも配慮し、深い素養の下に審査請求人の主張に十分耳を傾け、信頼の得られる職員を育成することを基本的理念としている。

職員の資質の向上には、職員各自による平素の自己啓発及び相互研さんが大切であるが、それへのステップの一段階として、国税不服審判所に配属された新任職員の全員に対しては、毎年度、本部及び各支部において短期間の集合研修を行っているほか、実務経験を積んだ職員に対しては、事例研究による研修を実施している。

また、研修内容の充実を図るため絶えず見直しを行っている。

### 2 研修の実施状況

#### (1) 審判実務研修

新任職員全員を対象に税務大学校本校の短期研修の一環として実施しているもので、その目的、カリキュラム、講師等は次のとおりである。

なお、平成4事務年度までは審判官研修と審査官研修に分けて行っていたが、平成5事務年度からは審判実務研修として原則として合同で行っている。

また、管理課職員については、審査請求制度等基本的事項について調査・審理担当職員と合同で研修を実施するとともに、管理課実務についても研修を行っている。

#### イ 昭和45年度～平成4年度

##### (イ) 審判官研修

国税不服審判所の設立の趣旨とその役割の重要性を認識させ、その自覚を促すとともに、審査事務遂行に必要な知識及び技能を習得させることを目的とし、毎年7月から8月にかけて、1週間ほどの日程で行っていた。

受講者は、新任の国税審判官、国税副審判官及び管理課長の全員で、毎年度ほぼ90人前後が受講していた。

カリキュラム及び講師は、その年度により若干の差異はあるが、国税通則法及び審査手続の基本的事項の解説を中心に、最近の判例の動向など関係分野の講義も含めた幅広い内容としており、外部の講師として大学教授又は司法関係者を依頼し、職員の視野を広めるよう配慮していた。

一例として、第1回の昭和45年度、昭和54年度及び平成元年度のカリキュラム、講師を示すと表9-5、9-6及び9-7のとおりである。

表 9 - 5 昭和45年度 審判官研修教科目等一覧表

教科名	時間数	講師
審判所運営の基本方針	2	本部所長
権利救済制度の概要	3	本部次長
当面の税制改正問題	3	大蔵省主税局総務課長
行政争訟制度	3	早稲田大学教授 新井 隆一
判例からみた税法上の諸問題の解説	6	法務省訟務部第五課長 山田 二郎
審理手続の概要	3	東京地方裁判所判事 渡部 吉隆
税法解釈の基本原理	3	内閣法制局第三部長 荒井 勇
審理事務処理上の諸問題	12	本部部長審判官及び管理課長
その他	4	
計	39	

表 9 - 6 昭和54年度 審判官研修教科目等一覧表

教科名	時間数	講師
所長講話	1	本部所長
次長講話	1	本部次長
国税不服審判所制度と審判所の運営	1.5	本部部長審判官
管理事務運営上の問題点	1.5	本部管理課長
国税通則法	12	} 本部国税審判官
審査事務の手引について	3	
調査・審理及び議決書起案上の留意事項	6	
判例からみた税法上の諸問題	3	法務省訟務局付検事 遠藤 きみ
裁決要旨の作成について	3	} 本部国税審判官
事例研究	3	
その他	4	
計	39	

表 9 - 7 平成元年度 審判官研修教科目等一覧表

教科名	時間数	講師
所長講話	1	本部所長
事例研究	7	} 本部国税審判官
調査審理上の留意事項	4	
裁決書起案上の留意事項	1.5	
国税通則法	6	} 本部国税副審判官
税務訴訟における立証責任の分配と立証の程度	3	
その他	8.5	東京地方裁判所判事 鈴木 康之
計	31	

(ロ) 審査官研修

租税の不服申立てに関する法令等の解説及び審査手続のほか、特に審査請求事件の調査・審理に関する実務に直結した必要かつ基本的事項を習得させることを目的とし、毎年8月に約2週間の日程で行っていた。

受講者は、新任の国税審査官等で、毎年度ほぼ50人前後が受講していた。

カリキュラム等は上記の審査官研修と基本的には同様であり、昭和45年度、昭和54年度及び平成元年度を例に示すと表9-8、9-9及び9-10のとおりである。

表9-8 昭和45年度 審査官研修教科目等一覧表

教科名	時間数	講師
審判所運営の基本方針	2	本部所長
権利救済制度の概要	3	本部次長
審理手続の概要	3	東京地方裁判所判事 渡部 吉隆
税法解釈の基本原則	3	内閣法制局第三部長 荒井 勇
判例からみた税法上の諸問題の解説	9	法務省訟務部第五課長 山田 二郎
改正国税通則法の解説	9	本部部長審査官
審理事務の処理手続	6	本部管理課長
各税法の解釈上の諸問題と解説	21	本部国税審査官等
その他	10	
計	66	

表9-9 平成元年度 審査官研修教科目等一覧表

教科名	時間数	講師
所長講話	1	本部所長
次長講話	1	本部次長
国税不服審判所制度と審判所の運営	1.5	本部部長審査官
管理事務運営上の問題点	1.5	本部管理課長
国税通則法	21	} 本部国税審査官
審査事務の手引について	3	
事例研究	6	
調査・審理及び議決書起案上の留意事項	6	
事実認定について	3	税務研究会顧問 桜井 四郎
判例からみた税法上の諸問題	3	法務省訟務局付検事 上田 勇夫
税務訴訟における審理手続	3	東京地方裁判所判事 佐藤 繁
民事訴訟手続における調書の意義と作成上の留意事項	6	裁判所書記官研修所教官 大谷 昇、今岡 毅
裁決要旨の作成について	3	本部国税審査官
教養講話	3	作家 小堀杏奴
その他	4	
計	66	

表 9-10 平成元年度 審査官研修教科目等一覧表

教科名	時間数	講師
所長講話	1	本部所長
事例研究	12	} 本部国税審判官 } 本部国税副審判官
調査審理上の留意事項	5.5	
裁決書起案上の留意事項	4	
国税通則法	7.5	
税務訴訟における立証責任の分配と立証の程度	3	東京地方裁判所判事 鈴木 康之
民事訴訟手続における調書の意義と作成上の留意事項	3	裁判所書記官研修所教官 木村愛一郎
判例からみた税法上の諸問題	3	法務省訟務局付検事 堀 嗣亜貴
教養講話	3	一橋大学教授 南 博方
その他	12	
計	54	

ロ 平成5年度～

従来、審判官研修と審査官研修に分けて行っていた研修を「審判実務研修」として、原則として合同で行うこととした。

研修の目的は、国税に関する不服申立制度と国税不服審判所の運営の概要等について理解させるとともに、国税の不服申立てに関する法令等の解説及び審査手続のほか、特に審査請求事件の調査・審理に関する実務に直結した必要かつ基本的な事項を習得させることである。

平成5年度から平成7年度までは、国税副審判官、国税審査官及び主任が8日間（内、4日間については、国税審判官も合同）、平成8年度からは、国税審判官についても国税副審判官等と同様に8日間の研修を行っていた。

その後、研修カリキュラムの質的向上等や支部研修への移行をした結果、平成22年度は7日間、平成24年度は6日間、平成30年度は5日間、令和元年度は4日間の日程で研修を行っている。

現在の研修は次のとおりA、Bの2コースに分けて実施しており、受講者はA、B併せて約140名程度である。

Aコースは、新任の国税審判官、国税副審判官及び国税審査官を対象として、上記目的に即した研修を実施している。

Bコースは、新任の管理課課長補佐及び管理係長等を対象として、上記目的のうち、国税に関する不服申立制度と国税不服審判所の運営の概要等（Aコースと共通で実施）を実施している。

令和元年度の場合、Aコースは4日間、Bコースは2日間の日程で行っており、カリキュラム等を例に示すと表9-11のとおりである。

表 9-11 令和元年度審判実務研修教科目等一覧表

	教科目	時間数	講師
A・B コース 共通	(部内講話)	(1.5)	本部所長
	所長講話	1.5	
	(実務科目)	(12.5)	本部管理室長 } 本部国税審判官等
	審判所の現状と課題等	1.5	
	審査事務の概要	1.5	
	審判所事務運営の方針	7.0	
	審査請求の基礎知識	2.5	
	(その他)	(0.5)	税務大学校担当者
	オリエンテーション	0.5	
課題研究			
A・Bコース共通 計		14.5	
A コース	(実務科目)	(14.0)	本部国税審判官等 支部国税審判官等
	裁決書起案の留意事項等	3.5	
	審判所における審理の実際	3.5	} 本部国税審判官等
	裁決書の概要・事例研究	4.5	
	徴収関係審判実務	2.5	
	(その他)	(1.0)	
課題研究	1.0		
Aコース 計		29.5	

(2) 法規・審査担当者研修

国税不服審判所支部の新任の法規・審査事務担当の国税審判官、国税副審判官及び国税審査官に対し、法規・審査の担当者の役割及び事務の重要性を認識させ、法規・審査に必要な知識を習得させることを目的として開催している。

(3) 新任審判官研修

新規に採用された特定任期付職員を対象として、国税不服審判所における事務に関する基本的な知識の習得を目的として実施している。

(4) フォローアップ研修

「審判実務研修」を受講した新任の国税審判官、国税副審判官及び国税審査官（上記(2)の法規・審査担当者研修の受講者を除く。）を対象とし、実際の事件に携わった後、早期に実践的な知識を習得させることを目的として実施している。

(5) 支部研修



国税不服審判所の各支部においても、職員の資質向上を目的に、随時教養講話を含めた審査実務研修、税法研修等各種の職場研修を行い、実務能力の向上に努めている。

なかでも、新任職員を対象とした研修に各支部とも力を入れており、毎年度の定期異動直後、本部研修の前に3～5日間の日程で審判所の概要、審査手続、議決書の作成等審査事務についての基礎的な知識を習得させるための研修を実施している。

なお、審査実務などに関する実践的な支部研修を実施することが困難な支部（主に中小規模の支部）においては、これを補うため、他支部が開催する研修に参加できることとしている。

## 第5節 提案制度

提案制度は、職員それぞれによる日常の職務及び職場の改善を通じて、①税務行政に対する国民の理解と信頼が得られるよう、行政文書、電子データ、個人情報等の厳正な管理及び職務を遂行するに当たっての法令遵守の徹底など適正な事務の管理を図ること、及び②職員の職務への積極的な参加意識の醸成、職員の能力向上及び事務の効率化を図り、より効率的な税務行政を推進するとともに、納税者利便の向上及び職員の働きやすい職場環境整備を図ること、を目的として設けられているものである。

提案の募集は、行政文書、個人情報等の管理など適正な事務の管理に関するものやコンピュータ技術を利用した事務作業の自動化、書類の様式変更などの事務の効率化に関するもののほか、納税者利便の向上や職場環境の改善などのためのものなど、幅広い範囲のものを対象としている。

職員から提出された提案は、原則、直属の管理者による第一次審査を経た後、本部において第二次審査を行い、評点が高く一定の基準を超えた提案は、国税庁へ進達される。国税庁においては、提案審査委員会で最終審査を行い、国税庁長官が表彰する優秀、佳作の入賞提案を決定している。

なお、国税不服審判所では、国税庁の入賞に至らなかった提案であっても、優れていると認められる提案については、国税不服審判所長が表彰を行っている。

# 参 考 资 料



# 1 国税不服審判所主要事項年表

年月	主要事項
昭 42. 12	税制調査会の税制簡素化についての第二次答申
43. 1	税制調査会の中に、権利救済制度審議のための、税制簡素化部会を構成
4	国税審判法案（日本社会党案）の国会提出
7	税制簡素化についての第三次答申（案）が、特別部会より税制調査会に報告され、同調査会が、税制簡素化についての第三次答申
44. 2	国税審判法案（日本社会党案）の国会提出 「国税通則法の一部を改正する法律案」第61回国会へ提出
3	衆議院本会議で趣旨説明
6	大蔵委員会の審議終了・附帯決議
7	本会議で修正可決・参議院へ送付
8	第61回国会閉会（法律案は審議未了廃案）
9	大島隆夫大蔵省審議官が、納税者の権利救済制度調査のために欧米視察
12	「国税通則法の一部を改正する法律案」第62回国会へ提出 第62回国会閉会（法律案は廃案）
45. 2	「国税通則法の一部を改正する法律案」第63回国会へ提出
	衆議院大蔵委員会で採択・附帯決議
	衆議院本会議で可決、参議院へ送付
3	参議院大蔵委員会で採択・附帯決議 参議院本会議で可決・成立
	3月28日「国税通則法の一部を改正する法律」公布
4	「国税不服審判所組織令」等の関係政省令公布 「国税不服審判所設立準備委員会」が設置され、大島隆夫設立準備委員長ほか委員28名が発令 4月30日協議団廃止の国税庁長官告示
	5月1日「国税通則法の一部を改正する法律」、「国税不服審判所組織令」等の関係法令が施行され、国税不服審判所発足
	「国税不服審判所事務分掌規程」等の訓令・通達を発遣
5	5月1日国税不服審判所開所式を挙（大蔵省講堂） 協議団から事件の引継ぎ（全4,562件） NHKテレビ（スタジオ102）、フジテレビ（奥様の取材メモ）で発足した国税不服審判所を放映
7	国税審査会発足、第1回国税審査会開催
10	10月14日～10月17日国税審査官を対象に不服審査事務（Ⅱ）研修を実施 研修人員50名（以後、毎年開催・平成4年度まで）

年月	主要事項
45. 12	12月4日～12月11日国税審判官、国税副審判官を対象に不服審査事務（Ⅰ）研修を実施 研修人員80名（以後、毎年開催・平成4年度まで） 京都支所庁舎が、上京税務署庁舎から左京税務署庁舎へ移転
46. 2	第2回国税審査会開催 国税不服審判所審査事務提要の制定（国管（管）134）
4	神戸支所庁舎が、神戸税務署庁舎から兵庫税務署庁舎へ移転 東京支部及び関東信越支部庁舎が、大手町合同庁舎2号館2階から9階へ移転
5	国税不服審判所発足1周年記念行事挙行 「裁決事例集」創刊 国税不服審判所PR用ポスター（受付風景）作成
9	第3回国税審査会開催 意見申出事案（破産会社について仮装経理に基づく減額更正に伴う過納金を即時還付することとした事例）の裁決
10	本部庁舎が、国税庁内事務室から中央合同庁舎4号館へ移転 国税不服審判所制度のPR用チラシを作成
47. 3	フジテレビ（くらしと税金）で「国税に不服があるときは」を放映
4	広島支部庁舎が、広島合同庁舎から広島合同庁舎2号館へ移転
5	第4回国税審査会開催 沖縄復帰に伴い、国税不服審判所沖縄事務所が開設
7	本部管理課に会計係設置 本部に国税審査官設置 名古屋支部管理課に管理係設置
11	第5回国税審査会開催 意見申出事案（被相続人が外国人である場合の共同相続人の国税の納付義務の承継額は、被相続人の本国法による相続分により計算すべきであるとした事例）の裁決
48. 1	仙台支部庁舎が、仙台第1合同庁舎から仙台第2合同庁舎へ移転
4	高松支部庁舎が、国税局庁舎から高松第2地方合同庁舎へ移転
5	国税不服審判所発足3周年記念行事挙行 国税不服審判所PR用ポスター（天秤）作成
7	東京支部管理課に会計係設置
9	大阪支部庁舎が、大阪合同庁舎から大阪合同庁舎3号館へ移転
49. 1	審査事務提要全部改正
3	意見申出事案（外国法人の外国人の役員及び使用人に支給した休暇帰国のための旅費は、業務上必要な旅費に当たるとして、賞与と認定した原処分を取り消した事例）の裁決
7	大阪支部管理課に会計係設置
11	第6回国税審査会開催

年月	主要事項
50. 1	第1回国税不服審判所運営問題懇談会開催（以後、第4回まで開催）
4	国税不服審判所顧問制度発足
5	国税不服審判所発足5周年記念行事挙行 国税不服審判所PR用ポスター（小鳥）作成
7	東京支部管理課に課長補佐設置
9	福岡支部庁舎が、国税局庁舎から福岡第2合同庁舎へ移転
51. 3	フジテレビ（メイコのくらしと税金）で「税に不服があるときは」を放映
7	大阪支部管理課に課長補佐設置
9	横浜支所庁舎が、横浜中税務署庁舎から横浜地方合同庁舎へ移転
52. 4	国税不服審判所PR用ポスター（本部庁舎と日本地図）作成
6	第7回国税審査会開催
9	名古屋支部庁舎が、名古屋国税総合庁舎から名古屋第2国税総合庁舎へ移転
53. 4	国税通則法の一部改正法案（山田議員ほか）の国会提出
7	名古屋支部管理課に課長補佐設置
9	冊子「国税不服審判所の概要」を作成
54. 3	「裁決事例要旨集（自 1至 15）」発行
6	東京高等裁判所にて「土地を取得して何らの用途に供しないまま譲渡した場合、その土地の取得に要した借入金利子の取得費算入を認める。」旨の判決が出る。
9	意見申出事案（土地取得後これを利用することなく譲渡した場合には、その土地の取得に要した借入金の利子は、当該土地の取得費に算入するとした事例）の裁決 意見申出事案（土地取得後これを利用することなく譲渡した場合には、その土地の取得に要した借入金の利子及び借入金担保のための抵当権設定費用等は、当該土地の取得費に算入するとした事例）の裁決
10	第8回国税審査会開催
55. 1	金沢支部庁舎が、金沢合同庁舎から金沢第2庁舎へ移転
4	国税不服審判所PR用ポスター（審判一見つめて10年）作成 沖縄支部庁舎が、民間ビルから沖縄国税総合庁舎へ移転
5	国税不服審判所発足10周年記念行事挙行 10年史「国税不服審判所の10年」作成
7	東京支部管理課（横浜支所）に総務第2係設置
12	意見申出事案（定期預金の評価上、既経過利子の額の算出については、解約利率により算出した額から、源泉徴収による所得税相当額を控除すべきであるとした事例）の裁決
56. 1	第9回国税審査会開催
3	東京放送（牟田悌三の税金相談）で「確定申告が間違っていたとき」を放送 国税通則法の一部改正法案（土居議員ほか）の国会提出
7	大阪支部管理課（京都支所）に総務第2係設置
8	高松支部庁舎が、高松第2地方合同庁舎から高松国税総合庁舎へ移転

年月	主要事項
56. 10	閲覧窓口を設置し、公文書等の閲覧サービスを開始
57. 7	青森支所が廃止
10	第10回国税審査会開催
59. 3	本部、東京支部及び大阪支部にパソコンを整備（以後、逐次各支部へ整備）
5	日本短波放送（暮らしのマイク）で審査請求について放送
7	「国家行政組織法」及び「大蔵省設置法」の一部改正により、国税庁の「附属機関」から「特別の機関」になる
11	「裁決事例要旨集（自 1 至 26）」発行
60. 4	国税不服審判所発足15周年記念行事挙行
5	第11回国税審査会開催
10	第12回国税審査会開催
61. 3	フジテレビ（メイコの知っておきたい税情報）で「税に不服があるときは」を放映 東京放送（牟田悌三・税の質問箱）で「税に不服があるときは」を放送
10	第13回国税審査会開催
62. 4	審査事務提要全部改正
4	関東信越支部庁舎が、大手町合同庁舎 2 号館から関東信越国税総合庁舎へ移転
5	東京支部庁舎が、大手町合同庁舎 2 号館から関東信越国税総合庁舎へ移転
9	国税不服審判所 P R 用ポスター（大人服を着た子供はどうしよう？）作成
10	広島支部庁舎が、広島合同庁舎 2 号館から広島合同庁舎 4 号館へ移転
11	第14回国税審査会開催
63. 3	フジテレビ（メイコとあなたの税ミナール）で「税に不服があるときは」を放映
4	東京放送（牟田悌三・あなたのための税金相談）で「税に不服のあるときは」を放送
5	日本短波放送（暮らしのマイク）で審査請求について放送 アメリカ合衆国ワシントン特別区において第 1 回租税裁判所国際会議開催（小酒所長出席）
10	第15回国税審査会開催
平成. 5	本部及び東京支部ほか 5 支部で、法律情報データベースの利用を開始
7	沖縄支部に係る事件の法規審査を、本部から同支部へ移管
12	第16回国税審査会開催
2. 3	「裁決事例要旨集（自 1 至 36）」発行
4	国税不服審判所 P R 用ポスター（守りつづけて、20年）作成
5	国税不服審判所発足20周年記念行事挙行 20年史「国税不服審判所の20年」作成
6	意見申出事案（既に居住している家屋の共有部分を追加取得した場合における住宅取得特別控除の適用に関する事例）の裁決
7	関東信越支部管理課に管理係設置
11	第17回国税審査会開催



年月	主要事項
3. 4	意見申出事案（代償分割が行われた場合の相続税の課税価格の計算に関する事例）の裁決 消費税の審査請求事件が発生
4. 1	第18回国税審査会開催 台湾・台北国税局長来訪
12	熊本支部庁舎が、熊本合同庁舎 1 号館から熊本合同庁舎 4 号館へ移転
5. 1	第19回国税審査会開催
6. 1	第20回国税審査会開催
7	地価税の審査請求事件が発生
7. 1	第21回国税審査会開催
4	国税不服審判所発足25周年記念行事の挙行 国税不服審判所PR用ポスター（25周年）作成 パンフレット「審判所ってどんなところ？～審判所のあらまし～」を作成
11	「裁決事例要旨集（自 1 至 48）」発行
8. 1	第22回国税審査会開催 本部庁内LANの整備
9. 1	第23回国税審査会開催
9	裁決要旨検索システムの運用開始
10. 2	第24回国税審査会開催
4	処理状況等管理システムの運用開始
5	地方消費税の審査請求事件が発生
10	第25回国税審査会開催
12	韓国国税審判所来訪
11. 2	第26回国税審査会開催
6	第27回国税審査会開催 審査事務提要全部改正
10	国税不服審判所ホームページ開設
11	第28回国税審査会開催
12. 3	関東信越支部庁舎が、関東信越国税総合庁舎からさいたま新都心合同庁舎 1 号館へ移転
4	国税不服審判所PR用ポスター（ホームページアドレス版）作成
5	国税不服審判所発足30周年記念行事の挙行 30年史「国税不服審判所の30年」を作成
6	第29回国税審査会開催
7	本部庁舎が、中央合同庁舎 4 号館から大蔵省本庁舎 4 階へ移転
11	第30回国税審査会開催
13. 1	国税審議会発足
11	第 1 回国税審査分科会開催

年月	主要事項
14. 3	審査事務提要全部改正 ----- 国税不服審判所WANシステム運用開始
4	----- 国税不服審判所ホームページに、公表裁決事例（平成4年分裁決以降）全文、裁決要旨検索システム（平成8年7月1日裁決以降）を掲載
10	----- 第2回国税審査分科会開催
15. 10	第3回国税審査分科会開催
16. 9	審査請求書の提出、代理人の権限に属する書面の提出など19の手續が、e-Tax利用可能となる
17. 4	第4回国税審査分科会開催
18. 3	カナダにおいて国際租税不服審査部会議開催（上村次長出席） ----- 判例タイムズ社より「国税不服審判所の現状と展望」を発行
9	----- 福岡支部庁舎が、福岡第2合同庁舎から福岡合同庁舎へ移転
19. 2	特定任期付職員（国税審判官）の公募を開始 ----- 第5回国税審査分科会開催
20. 3	第6回国税審査分科会開催
21. 2	意見申出事案（住宅の共有持分を追加取得したことは、租税特別措置法施行令第26条第2項の「居住の用に供する家屋を2以上有する場合」には該当しないとした事例）の裁決
3	----- 第7回国税審査分科会開催
4	----- 国税不服審判所ホームページをリニューアル
12	----- 国税庁Web-TAX-TVにてインターネット番組「納税者の権利救済～税務署の処分不服があるときは～」を配信
22. 12	----- 国税審判官（特定任期付職員）への外部登用の拡大の方針及び工程表を策定・公表
23. 2	平成22年分から裁決事例集の刷成取りやめ（以降、国税不服審判所ホームページのみで公表）
3	----- 第8回国税審査分科会開催
4	----- 審判の透明性確保のための取組を開始（「争点の確認表」や「審理の状況・予定表」の交付等）
6	----- 「審査請求よくある質問-Q&A-」を作成
11	----- 国税不服審判所ホームページに、現職の国税審判官（特定任期付職員）からのメッセージを掲載
24. 2	----- 東京都（本部）において第1回日韓租税審判所長会合開催（孝橋所長出席）
25. 2	第9回国税審査分科会開催
5	----- 大韓民国世宗特別自治市において第2回日韓租税審判所長会合開催（生野所長出席）
7	----- 国税審判官（特定任期付職員）が50名となる
26. 2	----- 東京（本部）において第3回日韓租税審判所長会合開催（生野所長出席）
3	----- 「行政不服審査法案」、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」、「行政手続法の一部を改正する法律案」第186回国会へ提出
4	----- 「所得税法等の一部を改正する法律」の施行により、国税通則法第99条の改正が施行
6	----- 「行政不服審査法案」、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」、「行政手続法の一部を改正する法律案」参議院本会議で可決・成立（6月6日）、公布（6月13日）
7	----- 本部管理室に行政救済分析官設置

年月	主要事項
27. 1	熊本支部庁舎が、熊本合同庁舎 4 号館から熊本地方合同庁舎 B 棟へ移転
	第10回国税審査分科会開催
3	国税不服審判所ホームページ について、JIS X 8341-3:2010のウェブアクセシビリティ達成等級 A に一部準拠
28. 2	「不服審査基本通達（審査請求関係）」の標題を「不服審査基本通達（国税不服審判所関係）」に改めるなどその一部を改正
	審査事務提要全部改正
3	国税不服審判所ホームページ について、JIS X 8341-3:2010 のウェブアクセシビリティ達成等級 AA に準拠
4	「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行により、国税通則法の改正が施行
	審査請求に係る標準審理期間を設定
29. 1	国税庁 LAN と統合
3	第11回国税審査分科会開催
9	国税不服審判所ホームページに、「国税審判官（特定任期付職員）の募集に関する Q & A」を掲載
12	「審査請求書作成・提出時のセルフチェックシート」を新設
30. 3	国税不服審判所ホームページに、「国税審判官（特定任期付職員）のコラム」の掲載開始
	国税不服審判所ホームページに、「裁決用語集」を掲載
6	国税不服審判所ホームページの「審判所の概要」ページをリニューアル
31. 3	第12回国税審査分科会開催
令元. 5	高松支部庁舎が、高松国税総合庁舎から高松第二国税総合庁舎へ移転
6	国税不服審判所設立50周年周知リーフレット作成
8	Web 会議システム導入
2. 5	国税不服審判所設立50周年

## 2 国税不服審判所設立関係資料

### (1) 税制簡素化についての第三次答申（抜粋）

（昭和43年7月 税制調査会）

#### 第1 答申の背景

1 税制調査会は、さきに、税制簡素化についての第一次答申（昭和41年12月）及び第二次答申（昭和42年12月）を行なったが、これらの答申に当たっては、申告手続、課税所得の計算等の面からする税制の簡素化とともに、納税者の会計方法や会計慣行を税務上可能な限り尊重するという方向での簡素化についても考慮が行なわれたところである。税制を納税者に受け入れ易いものとするべきであるという観点から、このような納税者の自主性と個別性の尊重という方向をさらにおしすすめることが望ましいことはいうまでもない。しかし、社会、経済の複雑化を考えると、納税者の個別性に応ずる問題の解決をすべて法令や通達等の規定にとり込もうとすることは、かえって法令等の複雑化を招くことになりかねないであろう。結局、重要なことは、納税者が新しい問題の起るつど、自らの立場や個別事情を申し立て、納税者と税務当局が腹藏なく相互に意見をかわし、問題を正しく、かつ、迅速に解決しうるような環境を整備することであり、そのための制度を確立してはじめて、真に納税者の個別性と自主性とを尊重することが可能になるものと考えられる。

2 このような観点から、当調査会は、協議団制度を中心とする現行の不服申立制度の全般について検討を行なった。

協議団制度は、昭和25年シャープ勧告に基づいて生れたものである。当調査会は、この協議団制度を中心とする不服申立制度の18年にわたる歩みとそれが現在果している役割について、具体的な事例分析、統計資料等を通じて詳細に検討したが、現行の不服申立制度は、納税者の正当な権利を救済することを通じてわが国における申告納税制度の定着と納税秩序の正常化に少なからぬ貢献をしてきたものとする。

3 確かに、納税者の不服をききその正当な権利を救済するための特別な部局として協議団を国税局内に設けるという考え方は、当時において極めて革新的なものであったし、現在においてもなおその意義を失なっていないことは疑いをいれないところであろう。しかしながら、協議団が国税局長の下に置かれているため後述のような批判を生み、権利救済制度として必ずしも万全なものといえない面があることは否定できない。さらに、戦後20有余年を経て、社会、経済も安定し、民主的納税制度も定着してきた現在、当調査会は、現行の不服申立制度の全般にわたって、新しい社会、経済と納税秩序とに応じて見直しを行なうべき時期であると考えた。

このような背景において、当調査会は慎重な審議を重ねた結果、協議団に代わる新しい審理・裁決機構としての「国税不服審判所」（仮称。以下同じ。）を国税庁の附属機関として設けること、及びその他不服申立ての手続等に関する所要の改善措置を行なうことが適当であるとの結論に達したものである。

なお、今回の検討に当たっては、行政不服申立制度を対象とするに止まり、訴訟の分野に関しては考慮の外に置くこととした。

## 第2 答申の基礎となった考え方

### 1 審理・裁決機構について

- (1) わが国における行政事件争訟の一般的な考え方としては、行政庁は、いわばその自制作用として、異議申立て、審査請求等に関する審理・裁決を行ない、もって、司法の前段階として、国民の権利の救済と行政の適正な運用を図ることを目的としている。この原則は、税務争訟についてもあてはまるのであって、その意味では、納税者の不服の申立てについては、適正な課税を行なう義務と責任とを有する税務当局が審理・裁決の任に当たるのが最も当を得た姿であるといえよう。
- (2) しかし、他方において、特に広範かつ密接に国民の権利に影響する租税の分野においては、納税者の権利の適正な救済について一般の行政処分以上に特別な配慮を払う必要があり、そのためには行政段階において税務当局から完全に独立した第三者的な裁決機構を設けるべきであるとする意見があるので、当調査会はこれについて綿密な検討を行なった。

この問題は、結局、わが国の行政、司法制度全般のあり方との関連で考えざるをえないと思われる。わが国の憲法上の建前からみると、アメリカやドイツのように租税のための特別裁判所を設けることは許されない。特別裁判所の形式をとらずに税務当局から完全に独立した準司法的機関を設置して納税者の不服の処理に当たらしめるという考え方もあるが、三審級からなる司法救済に加えて、行政段階に独立の準司法的機関を設けることは、いたずらに重複の弊を免れない。

また、このような機関の裁決を経たのち、司法段階において、たとえば地方裁判所を省略して直接高等裁判所に出訴できるものとするのは、わが国の現在の行政、司法制度のあり方からみて実現困難であろう。

したがって、当調査会は、現在の行政、司法制度を前提とする限り、行政段階の税務争訟の審理・裁決に当たるものとして、税務当局から完全に独立した第三者機関を設けることは適当でないとの結論に達した。

しかし、将来、もしわが国の行政、司法にわたる全面的な制度の再検討を行なうような機会がきた場合には、この意見の採用の可能性について改めて検討してしかるべきものとする。

- (3) ふり返って現行の協議団制度については、協議団が国税局長の指揮下にあり、かつ、国税局長が協議団の議決に基づくにせよ裁決権を保持しているという形をとっている以上、公正な裁決として納税者の納得を得ることが難しいという批判がある。

また、納税者の申し立てる不服について、真に個別性に応じた解決を行なうためには、場合によっては通達に拘束されることなく判断を下すことも必要であると考えられるが、現在のように協議団が執行機関である国税局長の指揮下にある限り、個別事案について通達と異なる取扱いをすることは困難であるという問題がある。

当調査会としても、このような問題は、協議団が国税局長の下に置かれていることに基因するものであるため、特にその点について現在の制度にとらわれることなく、その可能な改善策について検討した。

しかし、さらに進んで、不服の審理・裁決機構を国税庁長官からも切り離すことについては、上記(2)の問題があるほか、税務当局と不服の審理・裁決機構の双方を通じて納税者の取扱いに差異が生ずるようなことは行政機関による救済のあり方及び行政の統一ある運用という観点からみて適当でないと考えられる。

- (4) 当調査会は、上記のような総合的検討を行なった結果、現行の協議団に代わるものとして、国税庁の附属機関として自ら裁決権を有する国税不服審判所を設けることを適当と考えるに至った。同審判所は、

必ずしも通達等に拘束されずに法令の個別事案への適用を行なうことができるものとするが、そのような場合には国税庁長官の指示を求めることとする等、税務行政の統一ある運用を確保するための配慮も必要であると考え。なお、そのような場合に、国税庁長官は広く第三者の公正な意見を反映させつつ法令の適正な解釈を行ないうよう、学識経験者（非常勤）からなる「国税審査会」（仮称。以下同じ。）を設けて、その意見を求めることとすべきである。

これにより、国税庁長官は、課税処分等を行なうことの補佐機関としての主管部と、これと完全に分離して納税者の不服について審理・裁決に当たる不服審判所とをもつことになり、税務行政の統一ある運用と納税者の個別性に応じた権利救済との調和を図っていくことができるものと期待されるのである。

- (5) しかし、このように新しい裁決機構としての国税不服審判所を設けても、実際にこれにふさわしい人材を確保することができるのでなければ、その運用の実をあげることを期待できないであろう。したがって、国税不服審判所を構成する国税審判官及び国税副審判官（いずれも仮称。以下同じ。）の任用方法等を定めるに当たってはこの点を十分に考慮する必要があるほか、その処遇面でもこれにふさわしい配慮を行ない、一般職員の給与体系とは異なる特別の給与体系を設けることについても検討すべきであると考え。

## 2 その他の手続的事項

当調査会は、その他処分庁に対する異議申立ての取扱い、不服申立期間、不服申立てと徴収との関係、更正の請求期間の問題及び不服の審理手続等、いずれも納税者の権利と密接に関連する事項について、欧米諸国の制度と比較しつつ詳細にわたる検討を行なった。検討に当たっては、税務当局の行なった処分について不服を有する納税者の意思が正当に、かつ、容易に反映されるような手続を整備することに主眼を置くとともに、税務事案の大量性、反覆性と、税務行政の統一の必要性についても十分配慮した。

なお、これらのいわば事後的な救済制度に止まらず、納税者の事前照会に対して税務当局が回答する態勢を一層推進することにより、いわば、事前に納税者の権利保護を図ることについても、検討を行なった。

## 第3 権利救済制度改善のための具体的措置

### 1 不服申立ての審級

国税に関する処分の大部分は、税務署長によって行なわれるが、税務署長のした処分についての不服申立ては、現在、その税務署長にまず異議申立てをするものとされ、異議の決定によってもなお不服がある場合には、さらに国税局長に審査請求をするという二審級制が原則とされている。ただ、青色申告に係る更正の場合等には、納税者の選択により直ちに審査請求ができるものとされ、資本金額が5千万円以上の法人に係る法人税の更正決定等でその処分の通知書に調査が国税庁又は国税局の職員によってされた旨の記載がある場合は、異議申立てを経ないで直ちに審査請求をするものとされている。また、国税庁長官若しくは国税局長のした処分についての不服申立ては、国税庁長官若しくは国税局長に異議申立てをするものとされている。

当調査会は、このように、審査請求又は出訴に先だって、まず処分庁に対して異議申立てをすることを原則とする現行制度について検討した結果、国税に関する不服申立てが大量に、毎年度反覆して、しかも特定の時期に集中して行なわれるという性質、また、その不服の内容が要件事実の認定の可否に係るものが多いこと、さらに現実において、納税者の不服について簡易、迅速な救済を図るといふ異議申立ての目

的が現行制度によりかなりの程度において達せられているという事実にかえりみ、異議申立ての制度は、原則として、今後も維持することが適当であると認めた。

## 2 不服申立ての処理機構

国税に関する不服申立ての処理機構については、現在、処分庁である税務署長等又はその上級庁である国税局長とされ、ただ、国税庁長官又は国税局長が異議の決定又は審査の裁決をする場合には、協議団の議決に基づいてこれを行なうものとされている。

ところで、異議申立ては、簡易、迅速に権利の救済を図ることを目的として、その処理機関は処分庁である税務署長等とされているが、その異議の審理に当たっては、できる限り客観的な判断がされるようにするため、原処分と異議のそれぞれの調査担当者を区分する等の措置を講じ、また、大規模な税務署においては、異議申立てを専担する官職を設けることについて検討すべきである。

次に、審査請求の処理機構については、現行の協議団制度を廃止し、新たに次のような機構を設けることが適当である。

### (1) 国税不服審判所の設置

国税に関する審査請求の裁決機関として、国税不服審判所を国税庁の附属機関として新設し、従来、国税局長及び協議団が審理・裁決をしていた審査請求等の事案の処理を行なわせるものとする。

国税不服審判所は、中央に置くこととする。ただし、納税者の便宜と事案の能率的な処理に資することを目的として審査請求の受理、事実関係の調査及び裁決案の作成を行なわせるため、所要の地に地域担当審判官を常駐させ、又は派遣する等の措置を講ずることとする。

### (2) 国税審判官の資格等

上記の国税不服審判所には、所長のほか、国税審判官、その補佐機関たる国税副審判官、その他の職員を配置するものとする。

この国税審判官については、任用資格を法定し、民間からの任用の道も開くものとする。さらにその待遇についても、職務にふさわしい処遇を考慮する必要がある、この意味では、一般職員の給与体系とは異なる特別の給与体系を設けることについても検討すべきであろう。また、国税副審判官については、これに準じた取扱いを考慮する必要があるであろう。

### (3) 国税庁長官通達等との関係及び国税審査会の設置

国税局長の下に置かれる現行の協議団の機構では、審査の裁決をする場合には国税庁長官の発する通達に拘束されるという問題がある。

この問題に対処するためには、国税不服審判所が、必ずしもそのような拘束をうけることなく裁決を行なうことができ、さらに、既往の通達等の予想していない場合で将来の税務行政の先例となるような事例についても、適正な裁決を行ないうるようにすることが考えられるが、同時に、税務行政の統一ある運用との調和をも考慮する必要がある、次のような措置を講ずるのが適当であろう。

- ① 国税不服審判所は、国税庁長官の行なった既往の法令の一般的な解釈と異なる裁決をすることができるものとする。
- ② 国税不服審判所長は、上記①の裁決をする場合又は既往の通達で予想していない新たな事例で将来の税務行政の先例となるような裁決をする場合には、その意見を付して、あらかじめ国税庁長官の指示を求めるものとする。
- ③ 国税庁長官は、上記②の指示を求められた場合には、国税審査会の意見を求めることとする。
- ④ 国税審査会は、国税庁長官が任命する学識経験者（非常勤）からなる諮問機関（国税庁の附属機関）

とし、不服の処理について、第三者の公正な意見を反映せしめるため設けられるものとする。

### 3 不服申立期間

税法上の不服申立期間については、現在、処分の通知を受けた日又は処分があったことを知った日から1か月以内とされている。これは、納税者の権利、利益の保護と行政処分の安定の要請との間の調整を図りつつ、更正決定の場合における国税の納期限が1か月とされていることとの調和をも考慮して定められているものである。これに対し、行政不服審査法では、第一審の不服申立期間は60日、第二審の不服申立期間は30日とされている。

この問題については、現行税制におけるように不服申立てについて執行不停止を建前とする以上、不服申立期間と上述の納期限との間に差異があっても、それは必ずしも致命的な問題ではなく、特にその差が1か月程度に止まる場合には、その間に滞納処分が進行することはないのが通例であるから、實際上、行政不服審査法の建前によることとしてもほとんど問題はないと考えられる。

したがって、国税の不服申立期間は、第一審の場合2か月、第二審の場合1か月に改めることにより、行政不服審査法の原則と税法との間の実質的な差異を解消するのが妥当であろう。

### 4 不服申立て及び審理・裁決の手続

#### (1) 異議申立て

異議申立てについては、現在、申立ての趣旨及び理由を記載した文書によってこれを行なうものとするほか、その審理・決定手続についても、審査請求に関する規定が準用されている。

ところで、異議申立てについては、申立ての趣旨及び理由が十分整理されていないような場合にも、納税者の税法に対する知識水準に応じ、形式的手続にこだわることなく見直し調査に応ずる等、納税者の個別性に応じた審理を行なう必要があると認められるので、その調査・審理手続については、細かい規定を設けない方がよいであろう。ただし、異議申立ての事績を明確にすることは、納税者及び税務当局の双方にとって必要であるので、異議申立ては文書によりこれを行なうべきであるとする従前の建前はそのまま維持することとする。

また、異議申立てを審理するために必要な職員の権限については、その見直し調査的な性質にかえりみ、特別の規定を設けず、各税法の質問検査権の規定によるものとする。

なお、異議決定による不利益変更を認めないことについては、権利救済制度の趣旨から、今後も、同様とする。

#### (2) 審査請求

審査請求及びその審理・裁決の手続については、国税不服審判所設置の趣旨にかえりみ、努めて公正な立場で、しかも、能率的な処理が行なわれるよう、次のように整備充実を図るものとする。

##### ① 請求の方式等

審査請求の方式等については、請求人及び処分庁の双方の協力を得て、公正かつ能率的な手続により、事実関係を明確にしうよう、次のように措置するものとする。

(イ) 審査請求書には、次の事項を記載すべきものとする。

##### a 請求の趣旨

課税事案においては、納税者の納得しがたい課税標準又は税額を明らかにすることを要するものとする。

##### b 請求の理由



請求の理由は、具体的に記載することを要するものとする。

(ロ) 上記の審査請求書には、申立ての根拠を明らかにするため、収支計算書その他の計数資料を添付すべきものとするとともに、会計帳簿その他申立てを裏付ける資料で添付困難なものについては、その所在を明らかにすることを要するものとする。

また、推計課税事案について審査請求人が推計の基礎となった根拠が不相当であると主張するときは、その特殊事情その他の個別性を具体的に示すことを要するものとする。

(ハ) 提出された審査請求書が上記(イ)及び(ロ)の形式をみたしていない場合には、国税不服審判所は、期限を指定して補正を命ずることができる。ただし、請求人から申出があった場合には、口頭の質疑応答又は陳述を基礎として国税不服審判所の手で所要の補正を行なうこともできることとする。

(ニ) 上記によって申立ての趣旨、理由及び根拠を明らかにした審査請求が行なわれた場合には、処分庁の側においても、一定の期間内に、処分の理由、調査経過等を記載した理由等記述書を国税不服審判所に提出するものとする。なお、この理由等記述書は、審査請求人が閲覧できるものとする。

## ② 審理手続

国税不服審判所の審理手続については、おおむね次のように定めるのが適当である。

(イ) 審査請求の審理は、国税不服審判所長（通常は内部委任により当該地域の首席審判官（仮称。以下同じ。））の指定する担当審判官（1名）及び参加審判官（2名）の合議により行なうものとする。

なお、副審判官でその経験年数が一定期間以上のものについては、参加審判官の職務を行なうようにすることを考慮する。

(ロ) 事実関係等を解明するため必要あるときは、担当審判官は、副審判官に事実関係の調査を行なわせることができるものとする。

(ハ) 事実関係を明確にし、又は個別事情を主張する等のため、納税者から協議の申出があった場合には、審判官は、納税者との協議に応じなければならないものとする。

(ニ) 審理は、請求人の主張を中心として行なうが、不服審理の過程で原処分の見過していた事実を発見したときは、それも審理の基礎とし、請求人の主張には制限されないものとする。ただし、裁決による不利益変更はできない。

## ③ 国税審判官の調査権等

国税審判官及び国税副審判官の調査権等については、職権主義を基調とする不服審査手続の性格にかえりみ、請求人の協力を得て、的確に事実関係の解明ができるよう、現行の協議団の職員の調査権を基本とし、次のように規定の整備を図るものとする。

### (イ) 調査権

国税審判官及び国税副審判官等は、審査請求人の申立て又は職権により、次のことを行なうことができるものとする。

a 審査請求人、処分庁又は参考人の出頭を求めて質問すること。

b 文書その他の物件の所有者、所持者又は保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

c 事案に関係のある事務所その他の場所に立ち入って、請求人、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

d 必要に応じ、鑑定人に鑑定させること。

### (ロ) その他

上記の調査権の実効を確保するため、次の措置を講ずる。

- a 審査請求人（その特殊関係者を含む。）又は処分庁が上記(i) a の質問やbの提出の求めに応じないため、その主張についての調査等ができず、そのために当該事案の実態を明確にすることが著しく困難となった場合には、その点に関しての請求人又は処分庁の主張を採用しないことができるものとする。
- b 審査請求人（その特殊関係者を含む。）以外の者が調査の妨げ等を行なった場合については、各税法等の質問検査権を参考として罰則を設ける。

#### ④ 裁決手続等

裁決については、次のように定めるものとする。

(i) 裁決権は、国税不服審判所長に属するものとするが、事案の迅速な処理に資するため、通常の事案については、地域担当の首席審判官等に内部委任することができる。ただし、国税不服審判所長が一定の基準によって定める重要な事案については、同所長が直接裁決するものとする。

(ii) 裁決の種類は、却下、棄却、全部又は一部の取消し及び変更とする。

#### ⑤ 裁決結果の公開

国税不服審判所の裁決結果は、原則として非公開とするが、先例となるような裁決その他国税不服審判所長が必要と認める裁決については、公開することを考慮する。この場合における公開すべき事案の基準、当該事案につき公開すべき範囲及び公開の方法については、納税者の秘密保持の見地を尊重して政府において慎重に検討するものとする。

### (3) 異議申立てと審査請求との関係及びみなす審査請求

異議申立てと審査請求との関係については、現行制度に準じ、別段の規定がある場合を除き、異議の決定を経た後でなければ審査請求ができないものとする。

また、現在、異議申立て後3か月以内にその決定がない場合、税務署長が必要と認め、かつ、異議申立人が同意した場合又は再更正につき異議申立てがあり、かつ、当初更正につき審査請求が継続している場合等には、異議申立てを審査請求とみなすこととされている。

これらのうち、異議申立て後3か経過により自動的に審査請求とみなす制度については、必ずしも申立人の意思を十分に反映しない結果になる場合もありうるという問題があるので、次のような措置を講じ、みなす審査請求に代えるものとする。

- ① 異議申立人は、異議申立て後3か経過したときは、異議の決定を経ないで審査請求ができるものとする。
- ② 処分庁は、異議申立て後3か経過しても異議の決定ができないときは、審査請求ができる旨を異議申立人に教示すべきものとする。

## 5 不服申立てと徴収との関係

不服申立てと処分の執行等との関係については、現行制度は、執行は停止しないが、滞納処分は差押えまでに止め、換価処分は停止することを原則とし、徴収の猶予等は、申立てにより、又は職権で審査庁等が必要と認める場合に例外的に認め、また、不服申立人は、相当の担保を提供して差押えをせず、又は既にされている差押えの解除を求めることができるものとされている。

この現行制度は、納税者が不当な損害を受けることを極力避けつつ、租税収入の確保を図る趣旨から定められたものである。事実、処分の執行が差押えに止まり、また、担保の提供によりそれをも免れうるものとするることにより、現実の損害が生ずることはないのが通例であること、他方、仮に執行停止を原則と

するときは、いわゆる濫訴の弊が生じやすいことを考慮すれば、この現行制度を直ちに改正する必要はないものと認められる。

6 更正の請求 一省略一

7 税務上の事前照会に対する回答 一省略一

第4 地方税における権利救済制度 一省略一

## (2) 国税通則法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(昭和45年3月4日、衆議院大蔵委員会)

- 1 政府は、国税不服審判所の人的構成及び運用についてその独立性を強めるよう留意し、今後における社会、経済の進展に即応しつつ、国税庁から独立した租税審判制度の創設、出訴と不服申立ての選択等についても、絶えず真剣な検討と努力を行なうべきである。
- 2 政府は、国税不服審判所の運営に当たっては、次の点に十分配慮を行ない、納税者の権利救済の実現について万全を期すべきである。
  - (1) 納税者がためらうことなく自己の権利救済を求め、その主張を十分行ない得るために、いやしくも税務当局が不服申立人を差別的に取り扱うようなことのないよう、厳に適正な運営を確保すること。
  - (2) 質問検査権の行使に当たっては、権利救済の趣旨に反しないよう十分配慮すること。特に、国税不服審判所の職員は、その調査が新たな脱税事実の発見のためではないことを厳に銘記の上、納税者の正当な権利救済の実現に努めること。

なお、審査請求後、原処分庁が答弁書提出を理由として上記のごとき権利救済の趣旨に反する調査を行なうことのないよう、厳に留意すること。
  - (3) 納税者が審査請求に当たって自己の主張を十分に行ないうるよう、税務当局はその処分又は異議決定において附する理由をできる限り詳細に記載するよう努めること。
- 3 大蔵大臣は、国税不服審判所長の任命についての承認に当たっては、自らが任命するのと同様に積極的に取りはからうべきである。
- 4 本法の目的を達するため、国税審判官等がその職務の執行を厳正に行ない得るよう、その身分保障及び処遇等について十分に配慮すべきである。
- 5 新制度への移行に伴う人事配置に当たっては、現在の協議団の職員が不利な取り扱いを受けないよう十分に配慮すべきである。
- 6 納税者が自己の正当な権利を安んじて主張しうるよう、納税者の不服に理由があると推測されるときは、支障のない限り、徴収を猶予し又は滞納処分の続行を停止する等運用上十分に配慮すべきである。
- 7 略

(昭和45年3月24日、参議院大蔵委員会)

- 一 政府は、国税不服審判所の人的構成及び運用について、その独立性を高めることに留意し、また今後における社会、経済の進展に即応しつつ、国税庁から独立した租税審判制度の創設、出訴と不服申立ての選択についても、絶えず検討を行なうべきである。
- 一 政府は、国税不服審判所の運営に当っては、その使命が納税者の権利救済にあることに則り、総額主義に偏することなく、争点主義の精神をいかし、その趣旨徹底に遺憾なきを期すべきである。
- 一 政府は、不服審査における質問検査権の行使に当って、審査請求段階の国税不服審判所のみならず、異議申立て段階の税務署等の不服申立てにおいても、それが納税者の権利救済の目的にあることにかんがみ、濫用の弊に陥ることのないよう慎重な配慮を行なうべきである。
- 一 政府は、不服審査の根本的解決が、納税者と税務当局との相互信頼関係に基づくものであることを銘記し、税務行政執行に当っては、悪質な脱税には厳正に、善意の納税者には寛容に対処し、適正な課税の実現に一層努めるべきである。

### (3) 国税不服審判所開所式式辞等

#### ○ 開所式における八田国税不服審判所長式辞

本日、ここに来賓および関係者多数の御臨席を得て国税不服審判所開所の式典を挙げるに当たり、式辞を申し述べますことは、私の最も光栄とするところであります。

今国会で成立した国税通則法の一部を改正する法律が本日から施行され、これに伴って、国税不服審判所がここに新しい第一歩を踏み出しましたことは、納税者の権利利益の救済のため、誠に意義深いものといわなければなりません。ここに至るまでの間、各方面の方々が払われました多大の御苦勞御支援に対し、ここに深甚の謝意を表する次第でございます。

御承知のとおり、従来、国税に関する審査の請求は、協議団の議決に基づいて国税局長が裁決をしていたのでありますが、議決及び裁決の一層の客観性を機構面から担保するため、更に独立性の強い審査処理機関をおくことが各方面で要望され、政府は、税制調査会にはかった上、通則法一部改正法案として去る61国会、62国会および今63国会に提案し、慎重かつ精ちな審議が重ねられた結果、改正法の成立を見た次第であります。

顧みまするに、協議団は、昭和25年、シャープ勧告に基づいて創設されたのでありまして、賦課、徴収担当部門から独立した審査専門機関をおいたことは、当時としては誠に進歩的な改革であったのであります。然るに、それから20年を経た今日、協議団制度も社会、経済の著しい進展に即応しきれなくなって国税不服審判所へと発展的解消をとげましたことは、誠に感慨深いものがあります。

本日、開設されました国税不服審判所は、国税庁の附属機関であります。自ら裁決を行うのでありますから、協議団が国税局の附属機関として議決のみを行い、裁決権は局長に留保されていたのに比べますと、同じく附属機関といっても、その性格が全然異なることは明らかであります。更に、審判所は、長官に申し出て、長官の発した通達と異なる法令解釈によって裁決をすることができるのでありまして、長官は、この申出を認容しないときには、国税審査会の議決に基づいて指示をしなければならないことになっておりまして、附属機関とは申しまして、審判所の独立性は極めて強く、他の行政分野に類例を見ない極めて特色ある制度であります。

今後私どもは、審判所設立の趣旨を銘記し、課せられた使命と責任の重大なことを自覚して職務の遂行に当たり、皆様方のご期待にそうよう努力をいたす所存でありますので、今後とも更に格段の御支援を賜るようお願い申し上げます。

次に、この機会に、職員諸君に対して、今後の事務運営の心構えについて申し上げます。

審判所の裁決は、所長が行うのでありますが、その裁決は、審判官の議決に基づいて行うのであります。法改正の趣旨に鑑み、今後は、議決の権威を一層尊重する方向で運営するつもりでありますから、議決に当たる職員は、審理に当たっては、謙虚に請求人の主張に耳を傾け、合議に当たっては、十分に論議を尽し、良心に従って平等の議決権を行使し、法に従って公正にして具体的妥当性のある結論に到達することに努めなければなりません。

次に、審判所といえども、法に定められた納税義務を軽減する権限はないのであって、この意味では、審理は、本来いわゆる総額主義によるべきであります。請求に理由がある場合、原処分を維持しようとして、徒らに他の増額要素を探し求め、その結果、納税者がその正当な権利利益を全うするためいわれなき不快感を味わなければならないようなことがあつては、折角の権利救済も画餅に帰するのでありまして、この意味で、総額主義に偏することなく、争点を中心として審理を進め、また、質問検査権の行使に当たっても、それが新たな脱税の追及のためのものでないことを認識して、その適正な行使について配慮して頂きたいのであり

ます。

更に、審理は慎重を要することは申すまでもありませんが、迅速な解決ということも行政救済のねらいの一つでありますから、特に能率的な事務の処理について格段の工夫をこらされるようお願いいたします。

発足当初の審判所の運営は、今後10年、20年にわたっての審判所の評価を左右するでありましょう。審判所創設に当たってその衝に当たる諸君の責任は誠に重大といわなければなりません。正当な権利の救済を通じて、信頼され、親しまれる税務行政の実現のため、一層の努力を傾注されんことを期待するものであります。

以上国税不服審判所の発足に当たり、所懐の一端を申し述べて式辞といたします。

## ○開所式における吉國国税庁長官告辞

本日、ここに衆参両院大蔵委員長、大蔵大臣はじめ来賓各位のご臨席を賜わり、国税不服審判所の開所式が遂行されますことは、私の心から喜びとするところであります。

思い起しますと、税制調査会の税制簡素化特別部会において、納税者の権利救済制度のあり方について審議が始められたのは、昭和43年1月であります。その後10回にわたる会合が重ねられ、同年7月、新しい権利救済機関として国税不服審判所を設けることを主な内容とする「税制簡素化についての第三次答申」が税制調査会から答申されました。この答申をうけて国税通則法の改正作業が進められ、44年2月、第61回国会に国税通則法一部改正法案が提出されたのであります。審議未了となり、昨年末の第62回国会を経て今次の第63回国会にこれが三たび提出され、慎重な審議を重ねた後去る3月成立を見て、本日ここに施行の日を迎えるに至ったのであります。

私は、この間、主税局長および国税庁長官として法案の作成、国会の審議に関係したのであります。この喜びの日を迎えることができましたことは、誠に感慨深いものがあります。長期間にわたる関係各方面の方々のご指導、ご協力に対しまして、深く感謝申し上げる次第であります。

さて、本日開設されました国税不服審判所は、一般の行政不服審査制度と対比して、極めて顕著な特色をもってあります。すなわち、行政上の不服に対する審査請求は、原処分庁を監督する上級庁が処理するのが行政不服審査法の原則であります。これに対して国税不服審判所は、税務行政の責任者としての長官に直属するという意味で国税庁の附属機関とされてはいますが、執行系統である国税局等から完全に分離され、独立して裁決を行なう、いわば国税庁の審査請求処理権限だけを行使する独立機関であります。このように処分庁と審査庁とが分離されたことは、わが国の行政不服審査制度においてはまことに画期的なことであり、今日考えうる最も進んだ行政救済の機関であると思えます。

国税不服審判所のこのような性格にかんがみ、今後の運営については、所長が通達と異なる法令解釈による裁決をする場合における指示権の行使、その他人事、会計等を通じての一般的監督権の行使に当たっても、審判所の独立性を最大限に尊重してゆくべきものと考えます。そうすることが法の趣旨を活かし、やがて納税者の信頼を得る所以であると信ずるからであります。

ところで、機構的にどのような整備が行なわれましても、組織を動かすものは人であり、人を動かすものは精神であります。新しい組織にふさわしい人材の確保については、十分に意を用いたつもりであります。法案成立から実施までの期間が短かったため、部外者からの起用について、数の点でなお意にみえない点もありますが、将来審判所の実績が示され、その声価が上昇するにつれて、漸次充実していくことと確信しております。そしてその権威が確立されていくなれば、やがては両院の附帯決議で要望されている準司法的機能をもつ独立の審判機関への気運も自ら醸成されてくるでありましょう。各方面からの暖いご援助とご協力をお願い致しまして、告辞と致します。

## 3 不服申立制度等改正関係資料

### (1) 平成20年度税制改正大綱（抄）

（平成19年12月13日 自民党・公明党）

#### 第二 平成20年度税制改正の基本的考え方

##### 7 円滑・適正な納税のための環境整備

（略）

また、行政不服審査制度の抜本的な見直しに合わせて、国民の権利利益の救済等に資する国税の不服申立手続の改善を図るとともに、今後とも適時その見直し、改善を行っていく。

以上のとおり、我々は、経済・社会全般の幅広い分野にわたる税制面への要請に適切に応えることを目指していく。あわせて、税制を円滑かつ公平に執行するため、必要な定員の確保も含め税務執行体制の一層の充実を図る。

#### 第三 平成20年度税制改正の具体的内容

##### 七 円滑・適正な納税のための環境整備

（国 税）

##### 5 国税に関する不服申立て手続について、行政不服審査法の見直しに伴い、次に掲げる所要の規定の整備を行う。

- (1) 「異議申立て」を「再調査請求（仮称）」に名称変更する。
- (2) 不服申立期間を処分があったことを知った日から3月以内（現行2月以内）に延長する。
- (3) 再調査請求（仮称）についての決定を経ずに審査請求をすることができる期間を2月（現行3月）に短縮する。
- (4) 審査請求人の処分庁に対する質問、争点及び証拠の整理等の手続規定の整備を行う。
- (5) その他所要の整備を行う。

### (2) 平成22年度税制改正大綱（抄）

（平成21年12月22日 閣議決定）

#### 第3章 各主要課題の改革の方向性

##### 1. 納税環境整備

##### (2) 国税不服審判所の改革

税が議会制民主主義の根幹であることを考えれば、個別の課税事案に対して納得できない納税者の主張を聞く「国税不服審判所」は、民主主義にとって極めて重要な機関です。

しかし、国税不服審判所の現状は、この重要な役割を果たすには十分ではありません。特に、その機能を果たすために最も重要な審判官の多くを国税庁の出身者が占めていることは問題です。そのほかにも証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があります。

これらの観点から、国税不服審判所の組織や人事のあり方、不服申立前置主義の見直し、不利益処分  
の理由附記などについて、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、納税者の立場に立って、  
適正な税務執行が行われていることが国民に明らかになるよう、必要な検討を行います。

#### (6) 納税環境整備に係るPTの設置

以上、(1) 納税者権利憲章(仮称)の制定、(2) 国税不服審判所の改革、(3) 社会保障・税共  
通の番号制度導入、(4) 歳入庁の設置、等について、具体化を図るため、税制調査会の下にプロジェ  
クト・チーム(PT)を設置します。特に、(1)(2)(3)については1年以内を目途に結論を出  
します。

(後略)

### (3) 平成23年度税制改正大綱(抄)

(平成22年12月16日 閣議決定)

## 第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

### 1. 納税環境整備

#### (6) 国税不服審判所の改革

##### (争訟手続)

国税の不服申立手続の見直しについては、基本的には、現在、内閣府の行政救済制度検討チームで行  
われている、①「行政不服審査法の見直し」(審査請求への原則一元化、独立して職権行使を行う「審  
理官」の創設、証拠書類の閲覧・謄写のあり方、不服申立期間のあり方等)や、②「不服申立前置の見  
直し」の方向性を踏まえて検討を行う必要があります。

内閣府・行政救済制度検討チームの議論が来年以降本格化することを踏まえ、不服申立期間、証拠書  
類の閲覧・謄写の範囲、対審制、不服申立前置の仕組みのあり方については、同検討チームの結論を踏  
まえて改めて検討した上、所要の見直しを図ることとします。

なお、

- ① 不服申立期間については現行の期間制限(2月)を延長する方向で、証拠書類の閲覧・謄写の範囲  
については審査請求人と処分庁とのバランスを踏まえつつ拡大する方向で、それぞれ検討を行うこと  
とします。
- ② 不服申立前置のあり方については、納税者の利便性向上を図ることが求められていることから、争  
訟手続における納税者の選択の自由度を増やすことを基本に、以下の点にも留意しつつ、原則として  
2段階となっている現行の仕組みを抜本的に見直す方向で検討を行うこととします。
  - イ 現在、審判所における審査請求を含め、国税の不服申立手続が一定の争点整理機能を発揮してお  
り、裁判所の負担軽減に役立っていること
  - ロ 税制調査会専門家委員会「納税環境整備に関する論点整理」(平成22年9月14日)の指摘にもあ  
るように、引き続き納税者の簡易・迅速な救済を図る必要があること
  - ハ 行政に対し自律的に迅速かつ統一的に運用の見直しを図る機会を付与する必要があること
  - ニ 主要諸外国においても、訴訟に先立ち、租税行政庁への不服申立てが前置されていること



## (争訟機関)

国税不服審判所における審理の中立性・公正性を向上させる観点から、今後、国税審判官への外部登用を以下のとおり拡大することとし、その方針及び工程表を公表します。

- ① 民間からの公募により、年15名程度採用します。
- ② 3年後の平成25年までに50名程度を民間から任用することにより、事件を担当する国税審判官の半数程度を外部登用者とします。

さらに、国税不服審判所については、内閣府・行政救済制度検討チームの検討状況を勘案しつつ、簡易・迅速な行政救済を図るとの観点も踏まえ、審理の中立性・公正性に配慮して審判所の所管を含めた組織のあり方や人事のあり方の見直しについて検討を行うこととします。

## 第3章 平成23年度税制改正

### 9. 検討事項

#### [国税]

- (3) 不服申立手続については、不服申立期間、証拠書類の閲覧・謄写の範囲、対審制、不服申立前置の仕組みのあり方について、内閣府・行政救済制度検討チームの結論を踏まえて改めて検討した上、所要の見直しを図ることとします。また、国税不服審判所については、同チームの検討状況を勘案しつつ、簡易・迅速な行政救済を図るとの観点も踏まえ、審理の中立性・公正性に配慮して審判所の所管を含めた組織のあり方や人事のあり方の見直しについて検討を行います。

#### (4) 平成26年度税制改正大綱(抄)

(平成25年12月24日 閣議決定)

## II Iに追加して決定する事項

### 六 納税環境整備

#### 3 国税・地方税不服申立制度の見直し

##### (国 税)

国税に関する不服申立て手続について、行政不服審査法の見直しに伴い、次に掲げる所要の規定の整備を行う。

- (1) 処分に不服がある者は、直接審査請求ができることとする(現行：「異議申立て」と「審査請求」の2段階の不服申立前置)。なお、現行の審査請求に前置する「異議申立て」は「再調査の請求(仮称)」に改める。
- (2) 不服申立期間を処分があったことを知った日の翌日から3月以内(現行：2月以内)に延長する。
- (3) 審理関係人(審査請求人、参加人及び処分庁)は、担当審判官の職権収集資料を含め物件の閲覧及び謄写を求めることができることとする(現行：審査請求人及び参加人の処分庁提出物件の閲覧のみ)。
- (4) 審査請求人の処分庁に対する質問、審理手続の計画的遂行等の手続規定の整備を行う。
- (5) 国税庁長官の法令解釈と異なる解釈等による裁決をするときは、国税不服審判所長は、あらかじめその意見を国税庁長官に通知しなければならないこととする。国税庁長官は、国税不服審判所長の意見を

相当と認める一定の場合を除き、国税不服審判所長と併せて国税審議会に諮問することとする。国税不服審判所長は、その議決に基づいて裁決しなければならないこととする。

(6) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、(5)を除き、改正行政不服審査法の施行の日から適用する。

## 4 歴代国税不服審判所幹部名簿

年		昭和45	昭和46	昭和47	昭和48	昭和49	昭和50	昭和51	昭和52	昭和53	昭和54	昭和55	
本 部	所 長	45. 5. 1～48. 9. 8 八 田 卯一郎				48. 9. 9～51. 12. 5 海 部 安 昌			51. 12. 6～57. 1. 17 岡 田 辰 雄				
	次 長	45. 5. 1～46. 6. 17 大 島 隆 夫	46. 6. 18～48. 6. 25 大 塚 俊 二		48. 6. 26～49. 12. 1 箸 本 弘 吉	49. 12. 2～51. 6. 17 寺 澤 毅	51. 6. 18 ～52. 6. 16 松 本 久 男	52. 6. 17 ～53. 6. 16 関 口 尚 哉	53. 6. 17 ～54. 6. 24 巢 山 庄 司	54. 7. 10 ～55. 6. 16 小 幡 俊 介			
	部 長 審 判 官	45. 5. 1 ～45. 11. 30 合 田 昌 文	45. 12. 1～47. 4. 29 中 沢 八 郎		47. 7. 3 ～48. 7. 8 池 口 金 太 郎	48. 7. 9～50. 7. 16 金 子 順 三		50. 7. 17～52. 7. 10 廣 田 泰 久		52. 7. 11 ～53. 5. 31 齋 藤 和 民	53. 7. 10～56. 7. 9 河 合 昭 五		
	管 理 課 長	45. 5. 1～47. 7. 8 面 川 博			47. 7. 10～49. 7. 6 沢 口 成 利		49. 7. 9～50. 7. 6 高 橋 俊 雄	50. 7. 7～52. 7. 10 石 倉 文 雄		52. 7. 11～53. 7. 9 小 熊 實	53. 7. 10～55. 7. 9 大 川 晟		
札 幌 所 長	45. 5. 1 ～45. 10. 31 齋 藤 宗 男 (心 得)	45. 11. 1～47. 7. 9 齋 藤 宗 男		47. 7. 10～49. 7. 7 甲 谷 義 雄		49. 7. 8～50. 7. 6 岸 太 郎	50. 7. 7 ～51. 7. 11 嘉 村 智 明	51. 7. 12 ～52. 7. 10 大 磯 昇	52. 7. 11～53. 7. 9 中 島 憲 次	53. 7. 10 ～54. 7. 9 小 熊 實	54. 7. 10 ～55. 6. 16 中 島 貞 夫		
仙 台 所 長	45. 5. 1～47. 5. 9 星 川 辰 治			47. 5. 29 ～48. 7. 8 市 川 衛 門	48. 7. 9 ～49. 7. 7 金 森 三 郎	49. 7. 8～50. 7. 6 山 本 昇	50. 7. 7 ～51. 7. 11 山 市 仲 治	51. 7. 12 ～52. 7. 10 萩 原 次 郎	52. 7. 11～53. 7. 9 中 安 均	53. 7. 10 ～54. 7. 9 高 橋 静 郎	54. 7. 10 ～55. 6. 16 岡 崎 一 郎		
關 東 信 越 所 長	45. 5. 1～46. 11. 30 久 田 重 次 郎		46. 12. 1～48. 7. 8 鈴 木 博		48. 7. 9～50. 2. 28 好 川 榮 一		50. 4. 1～51. 6. 17 村 山 正 祐	51. 6. 18～53. 6. 11 宮 崎 尚		53. 6. 17 ～54. 7. 9 柴 田 俊 彦	54. 7. 10 ～55. 6. 16 中 澤 祥 枝		
東 京	所 長	45. 5. 1～48. 12. 19 關 根 達 夫				48. 12. 20～50. 12. 9 竹 平 光 明		50. 12. 10～53. 8. 14 新 野 利			53. 8. 15～56. 3. 17 宮 城 賢 一		
	次 席	45. 5. 1～47. 6. 26 中 島 進		47. 7. 10～49. 10. 13 竹 内 弘 行		49. 10. 14 ～50. 7. 6 吉 澤 利 治	50. 7. 7 ～51. 6. 17 伊 勢 田 巧 教	51. 6. 18 ～52. 6. 16 佐 藤 東 男	52. 6. 27 ～53. 6. 9 小 林 繁	53. 7. 10 ～54. 7. 9 茂 木 繁 一	54. 7. 10 ～55. 6. 16 多 賀 谷 恒 八		
金 沢 所 長	45. 5. 1 ～45. 10. 31 藤 田 友 信 (心 得)	45. 11. 1～47. 7. 9 藤 田 友 信		47. 7. 10 ～48. 7. 8 今 村 朝 男	48. 7. 9 ～49. 12. 1 酒 井 洋	50. 1. 16～51. 7. 11 末 久 卓 司		51. 7. 12 ～52. 7. 10 山 田 良 太	52. 7. 11～53. 7. 9 大 友 茂 雄	53. 7. 10 ～54. 7. 9 山 口 憲 彌	54. 7. 10 ～55. 6. 16 白 崎 淺 吉		
名 古 屋	所 長	45. 5. 1～46. 6. 27 立 川 宗 正	46. 6. 28 ～47. 7. 2 元 木 精 一 郎	47. 7. 10 ～48. 7. 8 好 川 榮 一	48. 7. 9～50. 7. 7 内 村 宏		50. 7. 11 ～51. 6. 17 渡 部 精 一 郎	51. 6. 18～53. 6. 16 金 森 芳 夫		53. 6. 26～55. 6. 16 平 山 靖 也			
	次 席	45. 5. 1～47. 7. 9 酒 井 洋		47. 7. 10 ～48. 7. 8 鶴 田 清 光	48. 7. 9～50. 7. 6 大 友 茂 雄		50. 7. 7～52. 7. 10 近 藤 修 一		52. 7. 11 ～53. 3. 8 武 田 弘	53. 7. 10 ～54. 7. 9 山 崎 直 彦	54. 7. 10～56. 6. 25 藤 崎 桃 樹		

## 4 歴代国税不服審判所幹部名簿

年		昭和45	昭和46	昭和47	昭和48	昭和49	昭和50	昭和51	昭和52	昭和53	昭和54	昭和55
大 阪	所長	45. 5. 1 ～45. 6. 30 吉田俊一 (心得)	45. 7. 1～47. 4. 30	47. 5. 1～50. 4. 23			50. 4. 24～53. 5. 30			53. 5. 31～56. 4. 9		
	次席	45. 5. 1～46. 7. 9	46. 7. 10 ～47. 7. 9	47. 7. 10～49. 7. 7		49. 7. 8～51. 7. 11		51. 7. 12 ～52. 7. 10	52. 7. 11～54. 7. 9		54. 7. 10～57. 7. 11	
		吉田俊一	山崎基伸	木岡守		根本嘉一郎		中安均	大森智雄		西原弘道	
広島 所長		45. 5. 1～46. 7. 9	46. 7. 10 ～47. 7. 2	47. 7. 3 ～48. 7. 8	48. 7. 9 ～49. 7. 7	49. 7. 8～51. 7. 11		51. 7. 12 ～52. 7. 10	52. 7. 11～53. 7. 9	53. 7. 10～55. 5. 18		
		工藤幸男	吉田俊一	玉置博	菅原茂美	上田治三郎		山本昇	佐藤精	中村肇		
高松 所長		45. 5. 1～46. 9. 2	46. 9. 16～48. 7. 8		48. 7. 9～49. 12. 11		49. 12. 12～52. 7. 10		52. 7. 11～53. 7. 9	53. 7. 10 ～54. 7. 9	54. 7. 10～56. 6. 25	
		野田博人	中原悞		北武雄		平野馨		高橋定一	松富善行	平岡敬至	
福岡 所長		45. 5. 1～46. 4. 14	46. 7. 1～ 46. 10. 31	46. 11. 10～49. 6. 2			49. 7. 8 ～50. 7. 6	50. 7. 7 ～51. 7. 11	51. 7. 12 ～52. 7. 10	52. 7. 11 ～53. 6. 16	53. 7. 10 ～54. 4. 2	54. 7. 10～56. 6. 25
		秦一朗	折田正彬	有元三郎			若林良一	吉澤利治	面川博	高瀬昌明	平石雄一郎	高木清三郎
熊本 所長		45. 5. 1～46. 6. 30	46. 7. 1～47. 7. 9	47. 7. 10 ～48. 7. 8	48. 7. 9～ 49. 1. 13	49. 2. 1～ 49. 7. 7	49. 7. 8～51. 7. 11		51. 7. 12 ～52. 7. 10	52. 7. 11～53. 7. 9	53. 7. 10～55. 6. 8	
		折田正彬	森本達也	鈴木倍民	永井謙治	村田啓一	小林良一		根本嘉一郎	小雲幸男	宇土連	
沖縄 所長				47. 5. 15～48. 7. 8	48. 7. 9～51. 7. 11			51. 7. 12～54. 7. 9			54. 7. 10～56. 7. 9	
				石垣正行	伊敷元福			垣花健三			下地廣	

## 4 歴代国税不服審判所幹部名簿

年		昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成元	平成2	
本 部	所 長	51.12.6～57.1.17 岡田辰雄		57.1.18～61.3.31 林 信一			61.4.1～元.5.31 小酒 禮			元.6.1～5.3.31 杉山伸顕		
	次 長	55.6.17 ～56.6.25	56.6.26 ～57.5.31	57.6.1 ～58.6.6	58.6.7～60.6.24		60.6.25 ～61.6.9	61.6.10 ～62.6.24	62.6.25 ～63.6.14	63.6.15 ～元.6.22	元.6.23 ～2.6.28	
	部 長 審 判 官	53.7.10 ～56.7.9	56.7.10 ～57.6.20	57.7.12 ～58.7.11	58.7.12～60.6.24		60.7.10 ～61.6.9	61.7.10 ～62.3.29	62.4.28 ～62.6.24	62.7.10 ～63.6.14	63.7.10 ～元.7.9	元.7.10～3.6.10
	管 理 課 (室) 長	55.7.10～57.7.11 高木 茂		57.7.12 ～58.7.11	58.7.12 ～59.6.26	59.7.13 ～60.7.9	60.7.10 ～61.7.9	61.7.10～63.7.9 古屋賢隆		63.7.10 ～元.7.9	元.7.10 ～2.7.9	柴田勝裕
札 幌	55.6.17 ～56.6.25	56.6.26～58.6.6		58.6.7～60.6.24		60.6.25～62.6.24		62.6.25 ～63.6.14	63.6.15 ～元.6.22	元.6.23～3.6.10		
所 長	御園生均	岩城 績		高木 茂		澤村龍司		柿谷昭男	原岡伸次	牛込一彦		
仙 台	55.6.17～57.5.31		57.6.1 ～58.6.6	58.6.7 ～59.6.26	59.6.27 ～60.6.24	60.6.25 ～61.6.9	61.6.10 ～62.6.24	62.6.25 ～63.6.14	63.6.15 ～元.6.22	元.6.23 ～2.6.28		
所 長	大森智雄		住吉 功	高橋昭典	渡辺 徹	斉藤 正	村田昌富	宮内 毅	櫻井 奏	白石満彦		
関東信越	55.6.20 ～56.6.25	56.6.26 ～57.5.31	57.6.1 ～58.6.6	58.6.7 ～59.6.26	59.6.27 ～60.6.24	60.6.25 ～61.6.9	61.6.10 ～62.6.24	62.6.25 ～63.6.14	63.6.15 ～元.6.22	元.6.23 ～2.6.28		
所 長	松岡 宏	野村 寛	末次良文	岩井和雄	谷藤浩一	高橋博之	魚橋哲雄	丸田 晃	小林靖典	内藤 彰		
東 京	所 長	56.3.18～58.9.29 河野 博			58.9.30 ～59.9.30	59.10.1～62.12.1 鈴木 薫			62.12.2～元.9.3 興野範雄		元.9.4 ～2.11.29 三ツ木健益	
次 席	55.7.10 ～56.7.9	56.7.10 ～56.8.30	56.8.31～60.7.9 関根秀雄			60.7.10～62.6.24 笹田俊爾			62.7.10 ～63.6.14	63.7.10～2.7.9 大前繁樹		
金 沢	55.6.17 ～56.6.25	56.6.26 ～57.5.31	57.6.1～59.6.26		59.6.27 ～60.6.24	60.6.25 ～61.6.9	61.6.10 ～62.6.24	62.6.25 ～63.6.14	63.6.15 ～元.6.22	元.6.23 ～2.6.28		
所 長	後藤喜一	小松崎亮也	山西偉也		堤 厚治	左近充幸男	扇沢義弘	高橋 森	古市 勇	池田 健		
名 古 屋	所 長	55.6.17 ～56.8.30	56.8.31 ～57.5.31	57.6.1 ～58.6.6	58.6.7 ～59.6.26	59.6.27 ～60.6.24	60.6.25 ～61.6.9	61.6.10 ～62.6.24	62.6.25 ～63.6.14	63.6.15 ～元.6.22	元.6.23 ～2.6.28	
次 席	54.7.10 ～56.6.25	56.7.10～58.7.11			58.7.12 ～59.6.26	59.7.13～61.7.9		61.7.10 ～62.6.24	62.7.10～元.7.9		元.7.10～3.7.9 宮城健蔵	
	藤崎桃樹	澤村龍司			堤 厚治	中原 勇		伊藤龍美	向 豊			

## 4 歴代国税不服審判所幹部名簿

年		昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成元	平成2	
大 阪	所長	56. 4. 10~59. 4. 4 畑 郁夫			59. 4. 5~62. 4. 5 島田禮介			62. 4. 6~元. 3. 31 岨野悌介		元. 4. 1~3. 3. 31 福島裕		
	次席	54. 7. 10~57. 7. 11 西原弘道	57. 7. 12 ~58. 6. 6 高木茂	58. 7. 13~60. 6. 24 斎藤正		60. 7. 10~62. 6. 24 中島康		62. 7. 10 ~63. 6. 14 原岡伸次	63. 7. 10 ~元. 6. 22 白石満彦	元. 7. 10 ~2. 6. 28 片山敬祐		
広 島	所長	55. 6. 17 ~56. 6. 25 野田司	56. 6. 26 ~57. 5. 31 末次良文	57. 6. 1 ~58. 6. 6 藤崎桃樹	58. 6. 7 ~59. 6. 26 山本市蔵	59. 6. 27~61. 6. 9 高橋健吉		61. 6. 10 ~62. 3. 29 石倉文雄	62. 3. 30~2. 3. 31 吉川弘人			2. 4. 1 ~3. 6. 10 西山宏
高 松	所長	54. 7. 10 ~56. 6. 25 平岡敏至	56. 6. 26 ~57. 5. 31 藤崎桃樹	57. 6. 1 ~58. 6. 6 浅田久治郎	58. 6. 7 ~59. 6. 26 谷領次	59. 6. 27 ~60. 6. 24 西本秋男	60. 6. 25~62. 6. 24 大川晟		62. 6. 25 ~63. 6. 14 山下敏雄	63. 6. 15 ~元. 6. 22 榎本健治	元. 6. 23 ~2. 6. 28 橋本守次	
福 岡	所長	54. 7. 10 ~56. 6. 25 高木清三郎	56. 6. 26 ~57. 5. 31 和田正明	57. 6. 1~59. 6. 26 向井利美		59. 6. 27 ~60. 6. 24 谷領次	60. 6. 25~62. 6. 24 平田雄二		62. 6. 25 ~63. 6. 14 中島康	63. 6. 15~2. 6. 28 西崎毅		
熊 本	所長	55. 6. 17~57. 5. 31 黒田守雄		57. 6. 1~59. 6. 26 小山亮		59. 6. 27 ~60. 6. 24 遠藤武和	60. 6. 25 ~61. 6. 9 石倉文雄	61. 6. 10 ~62. 6. 24 中山幸一	62. 6. 25~元. 6. 22 伊藤龍美		元. 6. 23 ~2. 6. 28 石川昭夫	
沖 縄	所長	54. 7. 10 ~56. 7. 9 下地廣	56. 7. 10~58. 7. 11 野里為伸		58. 7. 12 ~59. 7. 12 玉城浩	59. 7. 13 ~60. 7. 9 崎濱秀直	60. 7. 10 ~61. 7. 9 加屋本豊市	61. 7. 10~63. 7. 9 岸本宏治		63. 7. 10~2. 7. 9 砂川源光		

## 4 歴代国税不服審判所幹部名簿

年		平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12			
本 部	所 長	元. 6. 1～5. 3. 31			5. 4. 1～7. 3. 31		7. 4. 1～9. 3. 31		9. 4. 1～11. 3. 31		11. 4. 1～14. 3. 30			
		杉山伸顕			佐久間重吉		小田泰機		太田幸夫		島内乗統			
	次 長	2. 6. 29～4. 6. 25		4. 6. 26 ～5. 6. 24	5. 6. 25～6. 6. 30		6. 7. 1 ～7. 6. 13	7. 6. 14～8. 7. 11		8. 7. 12 ～9. 7. 14	9. 7. 15 ～10. 6. 30	10. 7. 1 ～11. 7. 7	11. 7. 8 ～12. 6. 29	
		中島富雄		剣持宣揚	本庄資		藤村英樹	諏訪茂		内野正昭	栃本道夫	橋本孝伸	小林敏章	
部	部 長 審 判 官	元. 7. 10 ～3. 6. 10	3. 7. 10 ～4. 6. 25	4. 7. 10 ～5. 6. 24	5. 6. 25～7. 6. 4		7. 7. 10 ～8. 7. 9	8. 7. 10 ～9. 7. 9		9. 7. 10～11. 1. 3		11. 7. 10 ～12. 3. 28		
		釘本博美	向豊	藤下剛一	白須光美		高田美徳	足立正喜		田邊安夫		小泉一郎		
	管理室長	2. 7. 10～4. 7. 9		4. 7. 10～6. 7. 9		6. 7. 10～8. 7. 9		8. 7. 10 ～9. 7. 9	9. 7. 10～11. 7. 9		11. 7. 10～13. 7. 9			
	今村修		高木薫		森幹雄		庫本康	權田和雄		原孝公				
札 幌	所 長	元. 6. 23 ～3. 6. 10	3. 6. 11 ～4. 6. 25	4. 6. 26～6. 6. 30		6. 7. 1～8. 7. 11		8. 7. 12 ～9. 6. 5	9. 6. 6 ～10. 6. 30	10. 7. 1 ～11. 3. 28	11. 3. 29～12. 6. 29			
		牛込一彦	原一郎	廣岡三喜雄		泉昭正		福富嘉彦	松田良行	辻富久	小布施金助			
仙 台	所 長	2. 6. 29 ～3. 6. 10	3. 6. 11 ～4. 5. 21	4. 6. 26 ～5. 6. 24	5. 6. 25～7. 5. 25		7. 5. 26～8. 7. 11		8. 7. 12～10. 6. 30		10. 7. 1 ～10. 8. 23	10. 8. 24～12. 6. 29		
		菅野保文	牛込一彦	三木光一	山本智譽		高木清志		柴田勝裕		黒田宣夫	向山仁		
関 東 信 越	所 長	2. 6. 29 ～3. 6. 10	3. 6. 11 ～4. 6. 25	4. 6. 26 ～5. 6. 24	5. 6. 25 ～6. 6. 23	6. 7. 1 ～7. 3. 30	7. 3. 31～8. 7. 11		8. 7. 12～10. 6. 30		10. 7. 1 ～10. 8. 23	10. 8. 24 ～11. 7. 7	11. 7. 8 ～12. 6. 29	
		西崎毅	大前繁樹	内田信男	高木真也	廣岡三喜雄	倉崎宏一		鳥居勝		後藤敬三	黒田宣夫	梶山直己	
東 京	所 長	2. 11. 30～4. 12. 9		4. 12. 10～6. 4. 10		6. 4. 11～7. 7. 30		7. 7. 31～9. 6. 3		9. 6. 4～11. 4. 2		11. 4. 3～13. 1. 16		
		風祭光		宮崎直見		町田幸雄		小谷文夫		倉田靖司		寶金敏明		
京	次 席	2. 7. 10～4. 6. 26		4. 7. 10 ～5. 6. 24	5. 7. 10 ～6. 6. 30	6. 7. 10 ～7. 5. 25	7. 7. 10 ～8. 7. 9	8. 7. 10 ～9. 7. 9	9. 7. 10 ～10. 6. 30	10. 7. 10 ～11. 1. 3	11. 1. 4～12. 6. 29			
		深堀邦博		宮城健蔵	圖子善信	鳥居勝	渡来安雄	今村修	黒田宣夫	窪田雅博	田邊安夫			
金 沢	所 長	2. 6. 29～4. 6. 25		4. 6. 26 ～5. 6. 24	5. 6. 25～7. 5. 25		7. 5. 26～8. 7. 11		8. 7. 12 ～9. 3. 30	9. 3. 31～10. 6. 30		10. 7. 1 ～11. 3. 28	11. 3. 29 ～12. 3. 28	12. 3. 29 ～13. 3. 29
		片山敬祐		向豊	高木清志		福富嘉彦		篠原靖宏	富田利雄	松浦正治	三島英治	小泉一郎	
名 古 屋	所 長	2. 6. 29～4. 6. 25		4. 6. 26 ～5. 6. 17	5. 6. 25 ～6. 6. 30	6. 7. 1 ～7. 5. 25	7. 5. 26～8. 7. 11		8. 7. 12 ～9. 7. 14	9. 7. 15 ～10. 6. 21	10. 7. 1 ～11. 3. 28	11. 3. 29～12. 6. 29		
		山口省二		釘本博美	三木光一	藤下剛一	古屋賢隆		増田輝夫	渡来安雄	高田美徳	湯谷成人		
屋	次 席	元. 7. 10 ～3. 7. 9	3. 7. 10～5. 7. 9		5. 7. 10～7. 5. 25		7. 7. 10 ～8. 7. 9	8. 7. 10 ～9. 3. 30	9. 7. 10～11. 3. 28		11. 7. 10～13. 7. 9			
		宮城健蔵	泉昭正		福富嘉彦		辻富久	富田利雄	三島英治		田島秀則			

## 4 歴代国税不服審判所幹部名簿

年		平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	
大 阪	所長	3. 4. 1～5. 3. 31			5. 4. 1～7. 3. 31		7. 4. 1～9. 3. 31		9. 4. 1～11. 3. 31		11. 4. 1～13. 3. 31	
	次席	竹原俊一			今井俊介		若林諒		島田清次郎		吉野孝義	
廣 島	所長	2. 7. 10 ～3. 6. 10	3. 7. 10～5. 6. 24		5. 7. 10 ～6. 7. 9	6. 7. 10～8. 3. 31		8. 7. 10～10. 6. 30		10. 7. 10 ～11. 7. 9	11. 7. 10 ～12. 3. 28	
		島田眞一	山本智譽		鳥居勝	草部契之		松浦正治		小泉一郎	川田一義	
高 松	所長	2. 4. 1 ～3. 6. 10	3. 6. 11～5. 6. 24		5. 6. 25～6. 6. 30	6. 7. 1 ～7. 5. 25	7. 5. 26～8. 7. 11	8. 7. 12 ～9. 3. 30	9. 3. 31～10. 6. 30	10. 7. 1 ～10. 12. 24	11. 1. 4～12. 3. 28	12. 3. 29 ～13. 7. 9
		西山宏	島田眞一		藤下剛一	増田輝夫	鳥居勝	堀口和哉	草部契之	柴田勝裕	窪田雅博	川田一義
福 岡	所長	2. 6. 29 ～3. 6. 10	3. 6. 11 ～4. 6. 25	4. 6. 26 ～5. 6. 24	5. 6. 25～6. 6. 30	6. 7. 1 ～7. 5. 25	7. 5. 26～8. 7. 11	8. 7. 12～10. 6. 30		10. 7. 10 ～11. 7. 7	11. 7. 8～13. 7. 9	
		宮里康平	駒崎清人	伊藤義一	木村剛志	荻野豊	小林栢弘	辻富久		近藤恒夫	栗津明博	
熊 本	所長	2. 6. 29 ～3. 6. 10	3. 6. 11 ～4. 6. 25	4. 6. 26 ～5. 6. 24	5. 6. 25～6. 6. 30	6. 7. 1～8. 3. 31		8. 4. 1 ～9. 3. 30	9. 3. 31～11. 7. 7		11. 7. 8～13. 3. 29	
		白石満彦	内田信男	深堀邦博	倉崎宏一	圖子善信		草部契之	篠原靖宏		中野勉	
沖 縄	所長	2. 6. 29 ～3. 6. 10	3. 6. 11 ～4. 6. 25	4. 6. 26～6. 3. 31		6. 4. 1～7. 5. 25	7. 5. 26～8. 7. 11	8. 7. 12 ～9. 7. 14	9. 7. 15 ～10. 6. 30	10. 7. 1～12. 6. 29		
		野水鶴雄	釘本博美	大崎満		佐藤鉄雄	堀口和哉	大川要	湯谷成人	富田利雄		
大 阪	所長	2. 7. 10 ～3. 7. 9	3. 7. 10～5. 7. 9		5. 7. 10 ～6. 7. 9	6. 7. 10 ～7. 7. 9	7. 7. 10 ～8. 7. 9	8. 7. 10 ～9. 7. 9	9. 7. 10 ～10. 7. 8	10. 7. 10 ～11. 7. 9	11. 7. 10～13. 7. 9	
		與那原良久	大城保忠		村吉政行	金城弘和	與儀正雄	秋峯晴男	坂元正治	石垣次郎	渡邊英之	



## 4 歴代国税不服審判所幹部名簿

年		平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	
本 部	所 長	11. 4. 1～14. 3. 30 島内乗統		14. 3. 31～16. 3. 31 成田喜達		16. 4. 1～18. 3. 31 春日通良		18. 4. 1～20. 3. 31 井上哲男		20. 4. 1～22. 3. 31 金子順一		
	次 長	12. 6. 30 ～13. 7. 9 村木利雄	13. 7. 10 ～14. 7. 8 後藤敬三	14. 7. 9～16. 7. 1 富田辰郎		16. 7. 2～18. 2. 28 山添和雄		18. 3. 1～19. 7. 9 上村直		19. 7. 10 ～20. 7. 3 若狭正幸	20. 7. 4 ～21. 6. 1 戸田聡	21. 7. 14～22. 9. 21 平沼貞次
	部 長 審 判 官	12. 7. 10 ～13. 7. 9 沼田博幸	13. 7. 10 13. 12. 25 泉潤慈	14. 7. 9 ～15. 7. 9 小林幹夫	15. 7. 10 ～16. 7. 1 中川正晴	16. 7. 10 ～17. 7. 9 庫本康	17. 7. 10 ～18. 7. 9 佐藤直人	18. 7. 10 ～19. 7. 9 小島俊朗	19. 7. 10 ～20. 7. 3 寺内肇	20. 7. 4 ～21. 7. 9 吉田泰三	21. 7. 10 ～22. 7. 9 池上健	
	管理室長	11. 7. 10 ～13. 7. 9 原孝公	13. 7. 10～14. 7. 9 伊藤義之		14. 7. 10～16. 7. 9 伊藤雅規		16. 7. 10～18. 7. 9 住倉毅宏		18. 7. 10～20. 7. 9 池田義典		20. 7. 10 ～21. 7. 9 金沢孝志	21. 7. 10～23. 7. 9 小平忠久
札幌	12. 6. 30 ～13. 7. 9 田邊安夫	13. 7. 10 ～14. 7. 8 田島秀則	14. 7. 9 ～15. 3. 30 上田幾夫	15. 3. 31 ～16. 3. 30 相馬哲郎	16. 3. 31～18. 6. 15 中正之		18. 6. 16～19. 7. 9 佐藤孝一	19. 7. 10 ～20. 7. 3 大野新二	20. 7. 4 ～21. 7. 13 中山繁太郎	21. 7. 14 ～22. 7. 9 川根誠		
仙台	12. 6. 30 ～13. 7. 9 芳賀忠夫	13. 7. 10 ～14. 7. 8 栗津明博	14. 7. 9～16. 7. 1 児玉隆司		16. 7. 2 ～17. 7. 12 高田静治	17. 7. 13 ～18. 7. 27 杉沢史郎	18. 7. 28 ～19. 7. 9 廣木準一	19. 7. 10 ～20. 7. 3 佐藤直人	20. 7. 4 ～21. 7. 13 石井道夫	21. 7. 14 ～22. 7. 9 村井節也		
関東信越	12. 6. 30 ～13. 7. 12 有地浩	13. 7. 13 ～14. 7. 8 浦上道彦	14. 7. 9～16. 7. 1 山添和雄		16. 7. 2 ～17. 3. 30 細川和憲	17. 3. 31 ～18. 2. 28 上村直	18. 3. 1～19. 7. 9 後藤正廣	19. 7. 10 ～20. 4. 5 廣木準一	20. 4. 6～21. 7. 13 廿日岩信次	21. 7. 14 ～22. 7. 9 山田秀樹		
東 京	所 長	13. 1. 17～15. 4. 9 小面敏美		15. 4. 10～17. 1. 10 高井新二		17. 1. 11～19. 6. 24 安田博延		19. 6. 25～21. 7. 16 柏村隆幸		21. 7. 17～23. 4. 8 石田一宏		
	次 席	12. 7. 10～14. 7. 8 石川浩三		14. 7. 22 ～15. 7. 7 細川和憲	15. 7. 10 ～16. 3. 17 塩本昇	16. 4. 1 ～16. 7. 2 後藤正廣	16. 7. 10～18. 7. 9 廣木準一		18. 7. 10 ～19. 7. 9 安住修一	19. 7. 10～21. 3. 31 小島俊朗		21. 7. 1 ～22. 7. 9 関岡誠一
金 沢	13. 3. 30～14. 7. 8 酢谷啓示	14. 7. 9 ～15. 3. 30 相馬哲郎	15. 3. 31～17. 7. 12 石黒憲一		17. 7. 13～20. 6. 23 佐野一重		20. 7. 4 ～21. 7. 13 志村一夫	21. 7. 14 ～22. 7. 9 岩崎吉彦				
名 古 屋	所 長	12. 6. 30～14. 7. 8 日出島恒夫		14. 7. 9～15. 7. 7 石川浩三	15. 7. 8 ～16. 3. 17 小林剛	16. 3. 18～18. 7. 27 塩本昇		18. 7. 28 ～19. 7. 9 吉川元康	19. 7. 10 ～20. 7. 3 森幹雄	20. 7. 4 ～21. 5. 1 庫本康	21. 7. 14～23. 7. 10 上條克彦	
	次 席	11. 7. 10 ～13. 7. 9 田島秀則	13. 7. 10 ～14. 7. 8 上田幾夫	14. 7. 9～17. 7. 9 佐野一重		17. 7. 10 ～18. 2. 28 庫本康	18. 7. 10 ～19. 7. 9 坂元正治	19. 7. 10 ～20. 3. 17 村井節也	20. 7. 10～22. 3. 31 青柳達朗			

## 4 歴代国税不服審判所幹部名簿

年	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22		
大阪	所長	13. 4. 1～15. 3. 31		15. 4. 1～17. 3. 31		17. 4. 1～19. 3. 31		19. 4. 1～21. 3. 31		21. 4. 1～23. 3. 31		
	次席	的場純男		山下郁夫		田中敦		中本敏嗣		本多俊雄		
広島	所長	12. 3. 29 ～13. 7. 9	13. 7. 10 ～14. 7. 8	14. 7. 9 ～15. 7. 7	15. 7. 8 ～16. 7. 1	16. 7. 2 ～17. 3. 29	17. 3. 30 ～18. 2. 28	18. 3. 1～20. 7. 3		20. 7. 4 ～21. 3. 31	21. 4. 1～23. 7. 9	
	次席	川田一義	筒井順二	山中元	泉潤慈	添田八郎	後藤正廣	庫本康		佐藤直人	小島俊朗	
高松	所長	11. 7. 8 ～13. 7. 9	13. 7. 10 ～13. 12. 25	13. 12. 26～15. 7. 7		15. 7. 8～17. 7. 12		17. 7. 13 ～18. 7. 27	18. 7. 28 ～19. 7. 9	19. 7. 10 ～20. 7. 3	20. 7. 4 ～21. 7. 13	21. 7. 14～23. 3. 31
	次席	栗津明博	川田一義	泉潤慈		川西哲也		鈴木幸信	田中豊	永田学	權田和雄	中山明幸
福岡	所長	13. 3. 30～14. 7. 8		14. 7. 9 ～15. 7. 7	15. 7. 8 ～16. 7. 1	16. 7. 2 ～17. 3. 29	17. 3. 30～18. 7. 27	18. 7. 28 ～19. 7. 9	19. 7. 10 ～20. 7. 3	20. 7. 4 ～21. 7. 13	21. 7. 14 ～22. 7. 9	
	次席	小泉一郎		沼田博幸	細川和憲	後藤正廣	内藤讓	森幹雄	安住修一	庄司範秋	權田和雄	
熊本	所長	12. 6. 30～14. 7. 8		14. 7. 9 ～15. 7. 7	15. 7. 8 ～16. 7. 1	16. 7. 2 ～17. 7. 12	17. 7. 13～20. 3. 17		20. 3. 18～21. 7. 14		21. 7. 14～23. 3. 31	
	次席	高木薫		秋峯晴男	吉田實男	山下尊徳	諸岡健一		村井節也		後藤洋次郎	
沖縄	所長	11. 7. 10 ～13. 7. 9	13. 7. 10～15. 7. 9		15. 7. 10～17. 7. 9		17. 7. 10～19. 7. 9		19. 7. 10 ～20. 7. 9	20. 7. 10～22. 7. 10		
	次席	渡邊英之	福井慶太		畦地文晴		坂元弘一		松本邦生	森下幹夫		

## 4 歴代国税不服審判所幹部名簿

年		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	
本 部	所 長	22. 4. 1～24. 3. 31 孝 橋 宏		24. 4. 1～26. 3. 31 生 野 考 司		26. 4. 1～28. 3. 31 畠 山 稔		28. 4. 1～30. 3. 31 増 田 稔		30. 4. 1～2. 3. 31 脇 博 人		2. 4. 1～ 東 亜由美
	次 長	22. 9. 21～24. 3. 31 知 原 信 良		24. 7. 31 ～25. 3. 31 井 阪 喜 浩	25. 7. 10 ～26. 7. 9 濱 田 敏 彰	26. 7. 10 ～27. 3. 30 中 山 厚	27. 4. 1～28. 6. 16 棚 橋 裕 之	28. 6. 17～29. 7. 6 小 鞠 昭 彦	29. 7. 7 ～30. 7. 26 有 働 忠 明	30. 7. 27 ～元. 8. 15 片 山 一 夫	元. 9. 20～ 中 村 信 行	
	部 長 審 判 官	22. 7. 10 ～23. 7. 9 野 田 敏 幸	23. 7. 10～25. 3. 30 伊 藤 義 之		25. 3. 31～26. 7. 9 坂 元 弘 一		26. 7. 10 ～27. 3. 30 岡 根 秀 規	27. 3. 31～28. 7. 9 袴 田 裕 二	28. 7. 10 ～29. 7. 9 村 田 昌 平	29. 7. 10 ～30. 3. 29 團 野 正 浩	30. 7. 10 ～元. 7. 9 大 澤 雄 一	元. 7. 10～ 森 下 幹 夫
	管 理 室 長	21. 7. 10 ～23. 7. 9 小 平 忠 久	23. 7. 10～26. 7. 9 初 谷 武 志			26. 7. 10～28. 7. 9 江 崎 純 子		28. 7. 10 ～29. 3. 31 栗 原 克 文	29. 4. 1～元. 7. 9 山 本 学		元. 7. 10～ 渡 辺 隆	
札 幌	22. 7. 10 ～23. 7. 9 岩 崎 吉 彦	23. 7. 10 ～24. 6. 30 野 田 敏 幸	24. 7. 10 ～25. 3. 30 名 賀 石 衛	25. 3. 31～26. 7. 31 吉 田 初 志		26. 8. 1 ～27. 7. 9 池 田 健 康	27. 7. 10～30. 7. 1 土 屋 雅 一			30. 8. 1～ 伊 藤 隆 雄		
仙 台	22. 7. 10 ～23. 7. 9 関 岡 誠 一	23. 7. 10 ～24. 3. 29 池 上 健	24. 3. 30 ～25. 3. 30 原 孝 公	25. 3. 31～27. 7. 9 伊 藤 義 之			27. 7. 10 ～28. 7. 9 池 田 健 康	28. 7. 10 ～29. 3. 31 岡 根 秀 規	29. 4. 1 ～30. 3. 29 吉 田 初 志	30. 4. 1 ～31. 3. 28 住 倉 毅 宏	元. 8. 1 ～2. 3. 30 出 村 仁 志	
関 東 信 越	22. 7. 10 ～23. 7. 11 豊 岡 俊 彦	23. 7. 12 ～23. 8. 23 寺 内 肇	23. 8. 24 ～24. 7. 10 吉 田 泰 三	24. 7. 24 ～25. 3. 31 木 原 隆 司	25. 4. 1～27. 3. 30 平 沼 貞 次			27. 7. 11 ～28. 6. 29 玉 川 雅 之	28. 6. 30 ～29. 7. 6 片 山 一 夫	29. 7. 7 ～30. 7. 26 石 川 紀	30. 7. 27 ～元. 7. 4 栗 原 一 福	元. 7. 5～ 御 園 生 功
東 京	所 長	23. 4. 8～25. 4. 9 小 林 健 司			25. 4. 10 ～26. 4. 10 杉 垣 公 基	26. 4. 11～28. 1. 24 畑 野 隆 二		28. 1. 25～29. 6. 25 山 西 宏 紀	29. 6. 26～30. 7. 9 森 本 加 奈	30. 7. 10 ～元. 7. 15 藤 谷 俊 之	元. 7. 16～ 林 享 男	
	次 席	22. 7. 10～24. 3. 29 原 孝 公		24. 3. 30～26. 4. 30 作 田 隆 史		26. 7. 10～28. 3. 31 坂 元 弘 一		28. 4. 1 ～28. 7. 9 出 村 仁 志	28. 7. 10～30. 3. 29 袴 田 裕 二	30. 3. 30 ～31. 3. 31 團 野 正 浩	元. 7. 10～ 大 澤 雄 一	
金 沢	所 長	22. 7. 10 ～23. 7. 9 池 上 健	23. 8. 1～25. 3. 30 吉 田 初 志		25. 3. 31 ～26. 3. 30 岸 野 悦 郎	26. 3. 31 ～27. 3. 31 深 井 剛 良	27. 3. 31～28. 7. 9 岡 根 秀 規	28. 7. 10 ～29. 7. 31 出 村 仁 志	29. 8. 1 ～30. 3. 31 住 倉 毅 宏	30. 4. 1 ～31. 3. 31 金 沢 孝 志	31. 4. 1～ 團 野 正 浩	
名 古 屋	所 長	21. 7. 14 ～23. 7. 10 上 條 克 彦	23. 7. 10 ～24. 3. 29 小 島 俊 朗	24. 3. 30～26. 7. 9 松 田 晴 夫			26. 7. 10 ～27. 7. 9 名 賀 石 衛	27. 7. 10 ～28. 3. 30 野 田 敏 幸	28. 7. 10 ～29. 7. 31 作 田 隆 史	29. 8. 1 ～30. 7. 9 西 聡	30. 7. 10 ～元. 7. 4 木 本 聡 子	元. 7. 5～ 中 田 悟
	次 席	22. 7. 10～24. 3. 30 青 木 隆		24. 7. 10 ～25. 3. 31 土 屋 雅 一	25. 4. 1～26. 7. 10 渡 邊 英 之	26. 7. 25～27. 7. 31 菅 野 隆	27. 8. 1～29. 7. 9 團 野 正 浩	29. 7. 10 ～30. 7. 9 大 澤 雄 一	30. 7. 10 ～元. 7. 9 岸 博 之	元. 8. 11～ 松 山 清 人		

## 4 歴代国税不服審判所幹部名簿

年		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2		
大 阪	所長	23. 4. 1～25. 3. 31		25. 4. 1～27. 3. 31		27. 4. 1～29. 3. 31		29. 4. 1～31. 3. 31		31. 4. 1～			
		西川 知一郎		瀧 華 聡 之		黒 野 功 久		西 田 隆 裕		川 畑 正 文			
阪	次席	22. 7. 10 ～23. 8. 23	23. 8. 24～25. 3. 31	25. 4. 1～27. 7. 9		27. 7. 10 ～28. 7. 9	28. 7. 10～30. 7. 9		30. 7. 10～				
		澤田 正	岸野悦朗	土屋雅一		松本邦生	岸 博 之		池田一彦				
広 島	所長	23. 7. 10 ～23. 8. 23	23. 8. 24～26. 3. 30		26. 3. 31 ～26. 7. 9	26. 7. 10 ～27. 7. 9	27. 7. 10 ～28. 3. 30	28. 3. 31 ～29. 3. 30	29. 4. 1 ～30. 3. 29	30. 7. 27 ～元. 7. 5	元. 8. 1～		
		吉田泰三	澤田 正		岸野悦朗	野田敏幸	伊藤義之	坂元弘一	岡根秀規	御園生功	飯島信幸		
高 松	所長	23. 4. 1 ～24. 3. 29	24. 3. 30 ～25. 3. 30	25. 3. 31 ～26. 3. 30	26. 3. 31 ～27. 3. 30	27. 3. 31 ～28. 3. 30	28. 3. 31 ～29. 3. 30	29. 3. 31 ～30. 3. 29	30. 3. 30 ～31. 3. 28	31. 3. 29 ～2. 3. 30	2. 3. 31～		
		渡辺正弘	土橋 令	山内克巳	佐々木幸男	深井剛良	森若代志雄	奥田芳彦	高橋一郎	香取 稔	中嶋明伸		
福 岡	所長	22. 7. 10～24. 3. 30		24. 4. 1 ～25. 3. 31	25. 4. 1 ～26. 4. 29	26. 4. 30～28. 7. 9		28. 7. 10～31. 1. 30		31. 4. 1 ～2. 3. 30			
		関本大樹		青木 隆	青柳達朗	作田隆史		松本邦生		金沢孝志			
熊 本	所長	23. 3. 31 ～24. 3. 29	24. 3. 30 ～25. 3. 30	25. 3. 31 ～26. 3. 30	26. 3. 31 ～27. 3. 30	27. 3. 31 ～28. 3. 30	28. 7. 10 ～29. 3. 30	29. 3. 31 ～30. 3. 29	30. 3. 30 ～31. 3. 28	31. 3. 29 ～2. 3. 30	2. 3. 31～		
		鬼塚太美	吉田 稔	堀田和人	角田元幸	高倉 明		高岸秀俊	川口幸彦	竹田勝哉	阿瀬 薫	浅井要	
沖 縄	所長	22. 7. 10 ～23. 3. 30	23. 3. 31 ～24. 3. 29	24. 3. 30 ～25. 3. 30	25. 3. 31 ～26. 3. 30	26. 3. 31 ～27. 3. 30	27. 3. 31～28. 7. 9		28. 7. 10 ～29. 3. 30	29. 3. 31 ～30. 3. 29	30. 3. 30 ～31. 3. 28	31. 3. 29 ～2. 3. 30	2. 3. 31～
		渡辺正弘	土橋 令	堀田和人	佐々木幸男	高倉 明	高岸秀俊		川口幸彦	竹田勝哉	阿瀬 薫	中嶋明伸	伊東幸喜

## 5 国税不服審判所の所在地等

本 部	所 在 地	電 話 番 号	
国 税 不 服 審 判 所	(〒100-8978) 千代田区霞が関3-1-1	03 (3581) 4101	
支 部 ・ 支 所	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
札幌国税不服審判所	(〒060-0042) 札幌市中央区大通西10 札幌第二合同庁舎	011 (231) 9611	北海道
仙台国税不服審判所	(〒980-0014) 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎	022 (221) 7561	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県
関東信越国税不服審判所	(〒330-9718) さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048 (600) 3221	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県
新 潟 支 所	(〒951-8104) 新潟市中央区西大畑町5191番地	025 (228) 0991	新潟県
長 野 支 所	(〒380-0845) 長野市西後町608-2	026 (232) 6489	長野県
東京国税不服審判所	(〒102-0074) 千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎	03 (3239) 7181	千葉県、東京都 山梨県
横 浜 支 所	(〒231-0023) 横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎	045 (641) 7901	神奈川県
金沢国税不服審判所	(〒921-8013) 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076 (292) 7880	富山県、石川県 福井県
名古屋国税不服審判所	(〒460-0001) 名古屋市中区三の丸3-2-4 名古屋第二国税総合庁舎	052 (972) 9411	岐阜県、愛知県 三重県
静 岡 支 所	(〒420-0853) 静岡市葵区追手町10-88	054 (253) 6376	静岡県
大阪国税不服審判所	(〒540-0008) 大阪市中央区大手前1-5-63 大阪合同庁舎第三号館	06 (6943) 0370	大阪府、奈良県 和歌山県
京 都 支 所	(〒606-8323) 京都市左京区聖護院円頓美町18	075 (761) 4285	滋賀県、京都府
神 戸 支 所	(〒652-0802) 神戸市兵庫区水木通2-1-4	078 (577) 3600	兵庫県
広島国税不服審判所	(〒730-0012) 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082 (228) 2891	島根県、広島県 山口県
岡 山 支 所	(〒700-0814) 岡山市北区天神町3-23	086 (222) 8094	鳥取県、岡山県
高松国税不服審判所	(〒760-0018) 高松市天神前3-5 高松第二国税総合庁舎	087 (861) 5635	徳島県、香川県 愛媛県、高知県
福岡国税不服審判所	(〒812-0013) 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092 (411) 5401	福岡県、佐賀県 長崎県
熊本国税不服審判所	(〒860-0047) 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟	096 (326) 0911	熊本県、大分県 宮崎県、鹿児島県
国 税 不 服 審 判 所 沖 縄 事 務 所	(〒900-0029) 那覇市旭町9 沖縄国税総合庁舎	098 (867) 2931	沖縄県

